有価証券報告書の作成要領

（2026年３月期提出用）

公益財団法人　財務会計基準機構

企業会計基準委員会

凡　　例

金　商　法	・・・・・・・・・	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
施　行　令	・・・・・・・・・	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
開　示　府　令	・・・・・・・・・	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
開示ガイドライン	・・・・・・・・・	企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
財　規	・・・・・・・・・	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
財規ガイドライン	・・・・・・・・・	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
連　結　財　規	・・・・・・・・・	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
連結財規ガイドライン	・・・・・・・・・	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
内部統制府令	・・・・・・・・・	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号）

本資料利用にあたっての留意事項

1. 本資料は、2026 年 3 月期有価証券報告書を作成するにあたって 2026 年 3 月 1 日までに公表された法令等を原則として掲載している。

2. 本資料は、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会」（以下「検討会」という。）において議論された結果等を反映して作成したものである。

3. 本資料に記載されている「記載事例」等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的であり、原則として製造業者で連結財規の第 1 編及び第 2 編により連結財務諸表を作成している場合を想定したものである。実際の適用にあたっては、連結財規や連結財規ガイドライン等を踏まえ、各企業の経営実態等に即し各社の状況を分かりやすく記載する必要があると考えられる。
　なお、本資料において、各「記載事例」の数値やセグメント区分については、各「記載事例」間の整合性を考慮して作成していない。

4. 本資料に記載されている「記載事例」において、破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。また、角の丸い実線で囲まれている部分は、「記載事例を活用するにあたって参考となる事項」を示している。

5. 本資料に記載されている「作成にあたってのポイント」において、法令等の根拠によるもの以外に、検討会において法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。
　また、金融庁との意見交換を踏まえて、「『記述情報の開示に関する原則』（金融庁　2019 年 3 月 19 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント」、「『政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）』（金融庁　2019 年 11 月 29 日公表　2021 年 3 月 22 日更新）」及び「『記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－』（金融庁　2023 年 1 月 31 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント」を記載している。

6. 有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」において、開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従った開示をする場合は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」もあわせて確認されたい。

2026年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

項　　目	本　　書	参照頁
1. サステナビリティ開示に関する事項	2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・表紙 ・主要な経営指標等の推移 ・経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ・人材戦略に関する基本方針等 なお、本項目に関連する開示府令の改正項目は主に ・「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項 ・将来情報についての記載事項 ・時価総額の開示 であり、これらの適用時期は次のとおりです。 ・2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書 （ただし、2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書） ・ただし、施行日（2026年2月20日）以後提出される有価証券報告書から適用することができる。 これらの改正項目に関係する新規定を適用する場合の記載は、「改正開示府令（2026年2月20日）による（改正項目）に関する新規定を適用する場合」として破線で囲んで示しています。 また、本資料では2026年2月20日に改正・適用された開示ガイドラインを記載しているため、改正前のガイドラインを参照することが適切と思われるものについては、以下の対応としています。 ・改正により記載上の注意の項番が変更となっている場合には、改正前の項番を「読み替え」として記載 ・改正によりガイドラインの内容が変更となっている場合には、関連する「作成にあたってのポイント」において改正前の内容を記載	 5～7 15、18～19、21～22、27 39～43 44～59 61～69 77～81 205～209
2. 人的資本開示に関する制度見直しに関する事項	2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・主要な経営指標等の推移 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・主要な設備の状況 ・株式の総数等 ・新株予約権等の状況 ・役員・従業員株式所有制度の内容 ・従業員の状況等 ・その他の参考情報	 19 49 109 115、117 120～121、123 148～151 204～221 768～771

項　　目	本　　書	参照頁
3. 定時株主総会前に提出される有価証券報告書に関する事項	2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・表紙 ・主要な経営指標等の推移 ・自己株式の取得等の状況 ・配当政策 ・役員の状況 ・連結株主資本等変動計算書関係	 5、11～13 18、22、25 152、157 158～159 173 364～365
4. 重要な契約等に関する事項	2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・重要な契約等	 95、101
5. リースに関する会計処理等に関する事項	2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・主要な経営指標等の推移 ・主要な設備の状況 ・冒頭記載 ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結キャッシュ・フロー計算書 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・会計方針の変更等 ・連結貸借対照表関係 ・連結損益計算書関係 ・連結キャッシュ・フロー計算書関係 ・リース関係 ・金融商品関係 ・賃貸等不動産関係 ・関連当事者情報 ・借入金等明細表 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・重要な会計方針 ・会計方針の変更等 ・貸借対照表関係 ・損益計算書関係 ・リース関係 ・有形固定資産等明細表 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・重要な会計方針 ・貸借対照表関係 ・損益計算書関係 ・有形固定資産等明細表	 14、20、24 107、 110～111 224 238～245 250～251 261 290～291、 294～295 300～306、 317 334～337 352～353 368～369 382～395 418～425 492～493 550 576～577 590～593 597 610～611 616～620、 627 642～645 650～651 654～659 676 694～701 706～707 720～721 728～731 736～737 748～750

項　　目	本　　書	参照頁
6. 上場会社等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いに関する事項	2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・冒頭記載 ・会計方針の変更等 ・金融商品関係 ・会計方針の変更等	 224 317 407 627
7. 特別法人事業税の会計上の取扱いの明確化に関する事項	2025年3月11日に改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。 ・連結損益計算書関係	 351
8. 監査報告書に関する事項	2024年9月26日に監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたこと及び2025年2月13日に財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正されたこと等に伴い、以下の事項を改正しました。 ・監査報告書	 776～789

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」等の企業情報の開示に関する情報及び「サステナビリティ情報の開示に関する主な改正内容・改正後の法令等」、「サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方」等のサステナビリティ情報の開示に関する特集ページが以下のウェブサイトに集約されています。当該ウェブサイトは、2026 年 3 月期の有価証券報告書を作成するにあたっての参考になるものと考えられます。

金融庁ウェブサイト
企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）
https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html
サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ
https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html

本　書　の　目　次

有価証券報告書 …… 1

表紙 …… 2

第一部　企業情報

第１　企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移 …… 14
2. 沿革 …… 28
3. 事業の内容 …… 30
4. 関係会社の状況 …… 34

第２　事業の状況

1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 38
2. サステナビリティに関する考え方及び取組 …… 44
3. 事業等のリスク …… 60
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 70
5. 重要な契約等 …… 86
6. 研究開発活動 …… 102

第３　設備の状況

1. 設備投資等の概要 …… 104
2. 主要な設備の状況 …… 106
3. 設備の新設、除却等の計画 …… 112

第４　提出会社の状況

1. 株式等の状況
   (1) 株式の総数等 …… 114
   (2) 新株予約権等の状況 …… 120
   (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 130
   (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 132
   (5) 所有者別状況 …… 136
   (6) 大株主の状況 …… 138
   (7) 議決権の状況 …… 142
   (8) 役員・従業員株式所有制度の内容 …… 148
2. 自己株式の取得等の状況 …… 152
3. 配当政策 …… 158
4. コーポレート・ガバナンスの状況等
   (1) コーポレート・ガバナンスの概要 …… 160
   (2) 役員の状況 …… 170
   (3) 監査の状況 …… 178
   (4) 役員の報酬等 …… 190
   (5) 株式の保有状況 …… 196
5. 従業員の状況等
   (1) 人材戦略に関する基本方針等 …… 204
   (2) 従業員の状況 …… 210

第５　経理の状況

冒頭記載 …… 222

1. 連結財務諸表等
   (1) 連結財務諸表
   ①連結貸借対照表 …… 232
   ②連結損益計算書及び連結包括利益計算書 …… 246
   ③連結株主資本等変動計算書 …… 254

④連結キャッシュ・フロー計算書 …… 256
注記事項
（継続企業の前提に関する事項） …… 262
（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） …… 272
（重要な会計上の見積り） …… 296
（会計方針の変更等） …… 300
（表示方法の変更） …… 318
（追加情報） …… 320
（連結貸借対照表関係） …… 324
（連結損益計算書関係） …… 338
（連結包括利益計算書関係） …… 354
（連結株主資本等変動計算書関係） …… 358
（連結キャッシュ・フロー計算書関係） …… 366
（リース取引関係） …… 372
（リース関係） …… 382
（金融商品関係） …… 396
（有価証券関係） …… 426
（デリバティブ取引関係） …… 434
（退職給付関係） …… 440
（ストック・オプション等関係） …… 452
（税効果会計関係） …… 468
（企業結合等関係） …… 472
（資産除去債務関係） …… 486
（賃貸等不動産関係） …… 488
（公共施設等運営事業関係） …… 494
（収益認識関係） …… 498
（棚卸資産関係） …… 516
（セグメント情報等） …… 520
（関連当事者情報） …… 542
（開示対象特別目的会社関係） …… 552
（１株当たり情報） …… 556
（重要な後発事象） …… 566
⑤連結附属明細表 …… 568
(2) その他 …… 580

特例財務諸表提出会社向け記載事例 …… 585
2. 財務諸表等
(1) 財務諸表
①貸借対照表 …… 586
②損益計算書 …… 594
③株主資本等変動計算書 …… 600
注記事項
（継続企業の前提に関する事項） …… 602
（重要な会計方針） …… 604
（重要な会計上の見積り） …… 612
（会計方針の変更等） …… 616
（表示方法の変更） …… 630
（追加情報） …… 632
（貸借対照表関係） …… 638
（損益計算書関係） …… 646

（リース関係） …… 654
（有価証券関係） …… 660
（税効果会計関係） …… 662
（企業結合等関係） …… 666
（収益認識関係） …… 670
（重要な後発事象） …… 672
④附属明細表 …… 674
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 680
(3) その他 …… 682

財規第1章から第6章に基づいて財務諸表を作成する場合の記載事例 …… 685
(1) 財務諸表
①貸借対照表 …… 686
②損益計算書 …… 702
③株主資本等変動計算書 …… 710
注記事項
（重要な会計方針） …… 712
（表示方法の変更） …… 724
（貸借対照表関係） …… 726
（損益計算書関係） …… 732
（持分法損益等） …… 740
④附属明細表 …… 742
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 754
(3) その他 …… 758
第6 提出会社の株式事務の概要 …… 760
第7 提出会社の参考情報
1. 提出会社の親会社等の情報 …… 764
2. その他の参考情報 …… 766

第二部 提出会社の保証会社等の情報 …… 772

監査報告書 …… 776

確認書 …… 1

内部統制報告書 …… 1

MEMO

有価証券報告書

留意事項

① 「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載することとされています。このため、製造業以外の業種においては、投資情報としての有用性を高めるものであれば、その業種の特性に応じた適切な開示を行うことができるものと考えられます。

② 記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされています（開示ガイドライン 5-14、24-10）。したがって、投資者の理解を容易にする観点から、記載内容が同様である又は重複する項目を一か所に集約して記載し、その他の箇所には、当該箇所と同様である又は当該箇所を参照する旨の記載を行うことができるものと考えられます。

③ 有価証券報告書の記載にあたっては、和暦と西暦のいずれも使用できるものと考えられます。

表紙

記載事例

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	○年○月○日
【事業年度】	第××期（自 ○年○月○日　至 ○年○月○日）
【会社名】	○○○○株式会社
【英訳名】	○○○○ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　○○　○○
【本店の所在の場所】	東京都○○区○○ X－X－X
【電話番号】	03－XXXX－XXXX（代表）
【事務連絡者氏名】	○○部長　○○　○○
【最寄りの連絡場所】	東京都○○区○○ X－X－X
【電話番号】	03－XXXX－XXXX（代表）
【事務連絡者氏名】	○○部長　○○　○○
【縦覧に供する場所】	○○○○株式会社大阪支店 （大阪市中央区北浜○丁目○番○号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 2 号）

〔第三号様式〕

【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第 24 条第 1 項
【提出先】　　財務（支）局長
【提出日】　　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

（**第三号様式記載上の注意**）（本資料では以下「（**記載上の注意**）」という。）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第 4　提出会社の状況」の「2　自己株式の取得等の状況」及び「4　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(36)及び(38)を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近 5 連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前 4 連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近 2 連結会計年度」及び「最近 2 連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近 5 事業年度」とあるのは「当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度」と、「最近 2 事業年度」及び「最近 2 事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1)　一般的事項

a　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

b　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 312 条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合において、記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示しているときは、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

c　b の規定により本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、一定の日における為替相場により換算することとし、換算に当たって採用した換算の基準として当該日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を注記すること。

d　「第一部　企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。

e　「第一部　企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

f　この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第 399 条の 13 第 5 項又は第 6 項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況につい

MEMO

て、同法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載するときはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

g　この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、会社法第156条第1項の規定による株式の取得及び同法第453条の規定による剰余金の配当（(34)b及びcにおいて「剰余金の配当」という。）に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載すること。

h　提出会社が持分会社である場合における「第一部 企業情報」に掲げる事項は、(5)から(58)までに準じて記載すること。

i　「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(2)　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3)　削除

(4)　縦覧に供する場所

第二号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(64)　指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

(64-2)　修正国際基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、修正国際基準に従い当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

[当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

MEMO

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条　（略）

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和10年3月31日以後に終了する事業年度
（平均時価総額が3兆円以上である者については、令和9年3月31日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和8年2月20日）

＜第二号様式記載上の注意＞

(7)　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

〔開示府令〕

（氏名の記載）

第2条の10　この府令の規定により作成することとされている書類に記載する氏名については、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

（有価証券通知書等の提出先）

第20条　（略）

（有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧）

第21条　（略）

第22条　（略）

2　主要な支店とは、提出会社の最近事業年度の末日においてその所在する都道府県に居住する当該提出会社の株主の総数が当該提出会社の株主の総数の100分の5を超える場合における支店（その名称のいかんにかかわらず、会社法第911条第3項第3号に規定する支店として同条の規定により登記されているもの（同号に掲げる事項について同法第915条第1項の規定により変更の登記がされているものを含む。）又は優先出資法第2条第3項に規定する根拠法の規定により登記されている事務所若しくは保険業法第64条の規定により登記されている事務所をいう。以下この項において同じ。）をいい、主要な支店が同一の都道府県内に2以上ある場合には、そのいずれか1とし、その本店と同一の都道府県に所在する支店を除く。

3、4　（略）

〔開示ガイドライン〕

（同様の内容の記載）

5－14　投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。

MEMO

5－44　開示府令第 20 条第 1 項の規定により有価証券届出書を当該会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等に提出すべきものであるか否かは、当該会社が当該書類を提出する日において同項各号に掲げる会社に該当するか否かによる。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

（主要な支店における有価証券届出書等の公衆縦覧）

25－1　開示府令第 22 条第 2 項に規定する主要な支店に該当しなかった支店が、新たにこれに該当することとなった場合には、該当することとなった日前に提出された法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類の写しも当該支店に備え置き、当該各号に定める期間を経過するまでの間は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならないことに留意する。

作成にあたってのポイント

①　開示府令で記載されている事項はミニマム・スタンダードであり、提出会社の判断により各記載項目に関連した事項について追加して記載することができることとされています。投資情報としての有用性を高めるために提出会社の創意工夫が望まれるところです。

（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成している場合）

②　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合であって、過年度遡及修正により前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、有価証券報告書に記載すべき事項（「第 5　経理の状況」に記載する連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については修正後の内容及びその旨を記載することとされていますので、ご留意ください。

MEMO

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a～f　（略）
g　この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、会社法第156条第1項の規定による株式の取得及び同法第453条の規定による剰余金の配当（(34)b及びcにおいて「剰余金の配当」という。）に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載すること。
h、i　（略）

〔開示府令〕
（有価証券報告書の添付書類）
第17条　（略）
一　内国会社　次に掲げる書類
イ　（略）
ロ　当該事業年度に係る会社法第438条第1項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）（内国法人である指定法人及び持分会社にあっては、これらに準ずるもの）
ハ～ヘ　（略）
二　（略）
2　（略）

（臨時報告書の記載内容等）
第19条　（略）
2　一～九の二　（略）
九の三　提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であって、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき　次に掲げる事項
イ　当該有価証券報告書を提出した年月日
ロ　当該定時株主総会が開催された年月日
ハ　決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容
九の四～二十一　（略）
3～11　（略）

〔開示ガイドライン〕
B　基本ガイドライン
法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係
24の5－23　開示府令第19条第2項第9号の3に規定する「決議事項」には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。

〔会社法〕
第155条　株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。
一、二　（略）
三　次条第1項の決議があった場合
四～十三　（略）

（株式の取得に関する事項の決定）
第156条　株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第3号の期間は、1年を超えることができない。

MEMO

一　取得する株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）
二　株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。）の内容及びその総額
三　株式を取得することができる期間
2　前項の規定は、前条第1号及び第2号並びに第4号から第13号までに掲げる場合には、適用しない。

第165条　（略）
2　取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。
3　前項の規定による定款の定めを設けた場合における第156条第1項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第165条第1項に規定する場合にあっては、株主総会又は取締役会）」とする。

（計算書類等の定時株主総会への提出等）
第438条　次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。
一　第436条第1項に規定する監査役設置会社（取締役会設置会社を除く。）　第436条第1項の監査を受けた計算書類及び事業報告
二　会計監査人設置会社（取締役会設置会社を除く。）　第436条第2項の監査を受けた計算書類及び事業報告
三　取締役会設置会社　第436条第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告
四　前3号に掲げるもの以外の株式会社　第435条第2項の計算書類及び事業報告
2、3　（略）

（株主に対する剰余金の配当）
第453条　株式会社は、その株主（当該株式会社を除く。）に対し、剰余金の配当をすることができる。

作成にあたってのポイント
（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合）
有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、会社法第156条第1項の規定による株式の取得に関する事項又は会社法第453条の規定による剰余金の配当に関する事項で当該定時株主総会又は取締役会における決議事項になっているものについては、その旨及びその概要を関連する箇所に記載することとされています（18頁、22頁、152頁、158頁、364頁の記載事例参照）。
また、定時株主総会における決議事項が否決又は修正され、定時株主総会前に提出した有価証券報告書に記載した決議事項の内容に変更が生じた場合には、開示府令第19条第2項第9号の3に従って臨時報告書を提出することとされています。なお、当該決議事項には、定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるとされています。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

記載事例

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		○年3月	○年3月	○年3月	○年3月	○年3月
売上高	(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
包括利益	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額	(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額	(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
１株当たり純資産額	(円)	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX
１株当たり当期純利益	(円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率	(%)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
自己資本利益率	(%)	X.X	X.X	X.X	X.X	X.X
株価収益率	(倍)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
営業活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
投資活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	(百万円)	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX
財務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	(百万円)	X,XXX	X,XXX	△X,XXX	X,XXX	△X,XXX
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕

(注) ○年8月1日付で、株式1株につき1.X株の株式分割を行っている。

[「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、これに伴い前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]

1.「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

[「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第118項ただし書きを適用し、前連結会計年度以前に係る主要な経営指標等を変更していない場合]

1.「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号　2024年9月13日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

〔第三号様式〕

第一部【企業情報】
第1【企業の概況】
1【主要な経営指標等の推移】
2【沿革】
3【事業の内容】
4【関係会社の状況】

（記載上の注意）
(5)　主要な経営指標等の推移
a　第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(25)f 中「6 事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては 11 事業年度)」とあるのは「当事業年度の前 5 事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては当事業年度の前 10 事業年度)」と、「5 事業年度前」とあるのは「当事業年度の 4 事業年度前（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては当事業年度の 9 事業年度前)」と、同様式記載上の注意(25)h 中「最近 6 事業年度」とあるのは「当事業年度の前 5 事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。
b　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から 2 連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部 企業情報」の「第 1　企業の概況」の「1　主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から当連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
c　第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から 2 事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては、4 事業年度）を経過していない場合には、提出会社の当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては、当事業年度の前 9 事業年度及び当事業年度。以下 c、(23)及び(63)において同じ。）（会社設立後 5 事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から当事業年度まで）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、b に規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第 193 条の 2 第 1 項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
(25)　主要な経営指標等の推移
a　最近 5 連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下 a において「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。
なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 314 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)h 又は i の規定により指定国際会計基準又は修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(32)d 又は e の規定により要約連結財務諸表を作成したときには、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。
(a)　売上高
(b)　経常利益金額又は経常損失金額
(c)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額
(d)　包括利益金額
(e)　純資産額
(f)　総資産額
(g)　1 株当たり純資産額（連結財務諸表規則第 44 条の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり純資産額をいう。）

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を適用し、これに伴い第83期に係る主要な経営指標等を変更していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）等を第84期の期首から適用しており、第83期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きを適用していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第84期の期首から適用しており、第83期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、第84期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

記載事例（脚注）

（注）1．第○○期の親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等による。
2．第○○期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
(i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
(j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
(k) 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。）
(l) 株価収益率（連結決算日における株価（当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
(n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
(o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
(p) 現金及び現金同等物の期末残高
(q) 従業員数

b 提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては、10事業年度。fにおいて同じ。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
(a) 売上高
(b) 経常利益金額又は経常損失金額
(c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
(d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(e) 資本金
(f) 発行済株式総数
(g) 純資産額
(h) 総資産額
(i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
(j) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
(k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
(m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
(n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の2の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
(o) 株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(p) 配当性向（1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）
(q) 営業活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(r) 投資活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(s) 財務活動によるキャッシュ・フロー（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(t) 現金及び現金同等物の期末残高（連結財務諸表を作成している場合を除く。）
(u) 従業員数

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		○年3月	○年3月	○年3月	○年3月	○年3月
売上高	(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
当期純利益	(百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
資本金	(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
発行済株式総数	(千株)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
純資産額	(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額	(百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額	(円)	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)
1株当たり当期純利益	(円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率	(%)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
自己資本利益率	(%)	X.X	X.X	X.X	X.X	X.X
株価収益率	(倍)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
配当性向	(%)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕
株主総利回り (比較指標：○○○○○)	(%) (%)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)
最高株価	(円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)
最低株価	(円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)

(注) 1. ○年3月期の1株当たり配当額X.XX円は、創立○○周年記念配当X円を含んでいる。
2. ○年8月1日付で、株式1株につき1.X株の株式分割を行っている。
3. 最高株価及び最低株価は、第82期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものである。なお、○年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載している。

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

4. 第85期の1株当たり配当額X.XX円のうち、期末配当額X.XX円については、○年○月○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

[東京証券取引所プライム市場に上場している場合で、当事業年度において改正開示府令(2026年2月20日)による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合]

5. 各事業年度の末日における株券等の時価総額は以下のとおりである。

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
時価総額 (十億円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の9第3項に規定する平均時価総額はX,XXX十億円である。

c　a(l)及びb(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

d　「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及び b(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e　b(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

f　最近5年間の株主総利回り（(a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の6事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあっては 11 事業年度）前の事業年度の末日における株価（当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価）でそれぞれ除した割合又はこれに類する他の方法により算定した割合をいう。）の推移について、提出会社が選択する株価指数（金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値（多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。）又はこれに類する数値をいう。）における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。

なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。

(a)　提出会社の最近 5 事業年度の各事業年度の末日における株価（当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価。株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を、その他の銘柄で気配相場がある場合には当該気配相場を用いること。）

(b)　提出会社の5事業年度前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度までの1株当たり配当額の累計額

g　提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあっては、記載を要しない。

(a)　最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載すること。

(b)　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な 1 金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、2以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

(c)　株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

なお、2 以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。

(d)　その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近5連結会計年度　→　当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度

・最近5事業年度　→　当事業年度の前4事業年度及び当事業年度

[当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合]

＜第二号様式記載上の注意＞

(25)　主要な経営指標等の推移

a～g　（略）

h　提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等（第9条第1号に規定する株券等をいう。h において同じ。）の発行者である場合には、最近 6 事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額（第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。）及び平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）を注記すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近6事業年度　→　当事業年度の前5事業年度及び当事業年度

［「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、これに伴い前事業年度に係る主要な経営指標等を変更している場合］

1.「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

［「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用し、前事業年度以前に係る主要な経営指標等を変更していない場合］

1.「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日）等を適用し、これに伴い第 83 期に係る主要な経営指標等を変更していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日）等を第 84 期の期首から適用しており、第 83 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を適用し、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きを適用していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を第 84 期の期首から適用しており、第 83 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022 年改正会計基準については第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、第 84 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条　（略）

2～6　（略）

7　新開示府令第二号様式記載上の注意(25)h（新開示府令第三号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用する。ただし、施行日以後に提出される有価証券報告書について適用することができる。

8～10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和10年3月31日以後に終了する事業年度
（平均時価総額3兆円以上である者については、令和9年3月31日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和8年2月20日）

〔開示府令〕

（サステナビリティ情報の記載方法）

第19条の9　法第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であって、平均時価総額が1兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第24条第1項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。

2　（略）

3　第1項の「平均時価総額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　有価証券届出書等を提出しようとする日が上場日（第1項に規定する発行者の発行する株券等が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券に該当することとなった日をいう。次号において同じ。）以後5事業年度（有価証券届出書等を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度（以下この項において「直前事業年度」という。）を除く。）の末日を経過している場合　直前事業年度の前事業年度の末日及び当該前事業年度の開始の日前4年以内に開始した事業年度の全ての末日における株券等の時価総額（取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）における時価総額をいう。同号において同じ。）の合計を5で除して得た額

二　前号に掲げる場合以外の場合　上場日以後に経過した事業年度（直前事業年度を除く。）の全ての末日における株券等の時価総額の合計を当該経過した事業年度の全ての末日の数で除して得た額

4～6　（略）

〔開示ガイドライン〕

5－12　開示府令第二号様式記載上の注意(25)aの規定により最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移を記載する場合には、連結財務諸表が作成されている連結会計年度について記載するものとする。また、同様式記載上の注意(25)a及びbの規定により連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書上の指標を記載する場合には、連結キャッシュ・フロー計算書又はキャッシュ・フロー計算書が作成されている連結会計年度又は事業年度について記載するものとする。開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。ただし、第二号の六様式の「統合財務情報」については、同様式記載上の注意により記載しなければならないことに留意する。

5－12－2　連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号に規定する連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項に規定する財務諸表の組替え、連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項に規定する修正再表示並びに財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下5－12－2において「遡及適用等」という。）を行った場合は、開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前

記載事例（連結財務諸表を作成していない場合）

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
決算年月		○年3月	○年3月	○年3月	○年3月	○年3月
売上高	（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益	（百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
当期純利益	（百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
持分法を適用した場合の投資利益	（百万円）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
資本金	（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
発行済株式総数	（千株）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
純資産額	（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額	（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額	（円）	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	（円）	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)	X.XX (X.XX)
1株当たり当期純利益	（円）	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	（円）	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率	（%）	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
自己資本利益率	（%）	X.X	X.X	X.X	X.X	X.X
株価収益率	（倍）	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
配当性向	（%）	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
営業活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	（百万円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
投資活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	（百万円）	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX
財務活動によるｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰ	（百万円）	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	（人）	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕
株主総利回り （比較指標：○○○○○）	（%） （%）	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)	XXX.X (XXX.X)
最高株価	（円）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)
最低株価	（円）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)

（注）1．当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していない。
2．○年3月期の1株当たり配当額X.XX円は、創立○○周年記念配当X円を含んでいる。
3．○年8月1日付で、株式1株につき1.X株の株式分割を行っている。
4．最高株価及び最低株価は、第82期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものである。なお、○年3月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載している。

［有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合］

5．第85期の1株当たり配当額X.XX円のうち、期末配当額X.XX円については、○年○月○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

［東京証券取引所プライム市場に上場している場合で、当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合］

6．各事業年度の末日における株券等の時価総額は以下のとおりである。

回次	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期
時価総額　（十億円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の9第3項に規定する平均時価総額はX,XXX十億円である。

事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下 5－12－2 において同じ。）について、当該遡及適用等の内容を反映しなければならないことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等の内容を反映することは可能であることに留意する。

ただし、遡及適用等の内容を反映した場合には、その旨を注記しなければならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

5－36　開示府令第二号の四様式記載上の注意(11)b の規定に従い「主要な経営指標等の推移」の欄に「会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値」を記載する場合には、記載の根拠となった法令が異なっていることを分かりやすく記載するため、「主要な経営指標等の推移」を 1 つの表として記載するのではなく、根拠法令が金融商品取引法である部分と会社法である部分とに区分した上で、これらを並べた表を記載しなければならないことに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

［「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、これに伴い前事業年度に係る主要な経営指標等を変更している場合］

1.「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

［「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用し、前事業年度以前に係る主要な経営指標等を変更していない場合］

1.「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日）等を適用し、これに伴い第 83 期に係る主要な経営指標等を変更していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日）等を第 84 期の期首から適用しており、第 83 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

［「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を適用し、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きを適用していた場合］

2.「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号　2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を第 84 期の期首から適用しており、第 83 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022 年改正会計基準については第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、第 84 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

記載事例（新規上場した場合）

（注）5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものである。
ただし、当社株式は、〇年〇月〇日から東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、それ以前の株価については該当がない。

作成にあたってのポイント

① 「1株当たり当期純利益金額」（第二号様式記載上の注意(25)a(h)及びb(k)）については、「1株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられます。また、「純資産額」（第二号様式記載上の注意(25)a(e)及びb(g)）及び「総資産額」（第二号様式記載上の注意(25)a(f)及びb(h)）については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられます。

② 「自己資本比率」を算定する際の純資産額は期末、「自己資本利益率」を算定する際の純資産額は期中平均の金額で算定することが適当と考えられます。

③ 主要な経営指標等の中には、例えば従業員数や自己資本比率等のように、規則等の一部改正等によりその定義や範囲に変更が生じ、数値の継続性が確保できていない場合が生じることがありますが、重要なものについては、その旨・内容等を脚注しておくことが望ましいと考えられます。

なお、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましいと考えられます。

④ 遡及処理を行った場合、主要な経営指標等の推移の記載において、前連結会計年度及び前事業年度については遡及処理の内容を反映しなければなりませんが、前連結会計年度より前及び前事業年度より前のものについては遡及処理の内容を反映することは可能であるとされています。なお、いずれの場合においても、遡及処理を行った旨を注記しなければならないとされていますので、ご留意ください。また、過去の財務諸表を遡及処理した場合、「第1　企業の概況」「第2　事業の状況」「第3　設備の状況」についても、遡及処理を行うものと考えられます。

⑤ 主要な経営指標等の数値のうち遡及処理が求められるものは、連結財務諸表等（注記を含む。）において遡及処理が行われたものと考えられます。したがって、資本金、発行済株式総数、1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、株価収益率、配当性向は、遡及処理しない数値になることにご留意ください。例えば、1株当たり当期純利益が遡及処理された場合、1株当たり当期純利益の欄は遡及処理した数値を記載しますが、株価収益率や配当性向を算出する場合の1株当たり当期純利益は、遡及処理しない数値を使用することになると考えられます。

⑥ 連結財務諸表を作成している提出会社が、財務諸表等において1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の記載を省略した場合においても、提出会社の経営指標等において当該経営指標等を記載することとなります。なお、それらの数値が遡及処理された場合は、遡及処理した数値を記載することになると考えられます。

⑦ 株主総利回りについては、記載上の注意(25)fで示された方法のほか、これに類する他の方法により算定した割合を記載することができるとされており、例えば、配当を再投資することを前提に算定する方法により記載することができるものと考えられます。ただし、その場合は、算定方法の概要を併せて記載することとされていますので、ご留意ください。

⑧ 最近5年間の株主総利回りと比較することとなる、「提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回り」における株価指数としては、TOPIX（東証株価指数）、日経225（日経平均株価）、JPX日経インデックス400、TOPIX業種別指数、同業他社平均等が考えられます。なお、株価指数の選択にあたっては、配当込み株価指数のほか、提出会社が適切であると判断した場合、配当込みでない株価指数を選択することもできるものと考えられます。

⑨ 最近5年間の株主総利回り及び提出会社が選択する株価指数における最近5年間の総利回りの記載にあたっては、表形式で記載することに加えて、グラフを用いるなど、投資者にとって分かりやすい記載が望ましいものと考えられます。

⑩ 最高株価及び最低株価については、市場における日々の高値・安値のうち最高と最低の株価を記載することが考えられます。主要な1金融商品取引所の相場という場合における「主要な」とは、「売買高の一番多い」という意味で解することが適当です。また、証券取引所において市場がプライム市場、スタンダード市場等に分かれている場合は、これらの市場区分も記載することが適当と考えられます。なお、株式分割・株式併合等があった場合の最高株価及び最低株価については、株式分割・株式併合等の後の株価を記載するとともに、株式分割・株式併合等の前の株価を括弧書きで記載することが考えられます。

⑪ 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第453条の規定による剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会における決議事項になっているときは、その旨とその概要を記載することとされており、その概要として決議する予定の配当額を記載することが考えられます。

記載事例（株主総利回り及び比較指標の最近５年間の推移のグラフを併せて記載する場合）

（注）6．株主総利回り及び比較指標の最近５年間の推移は以下のとおりである。

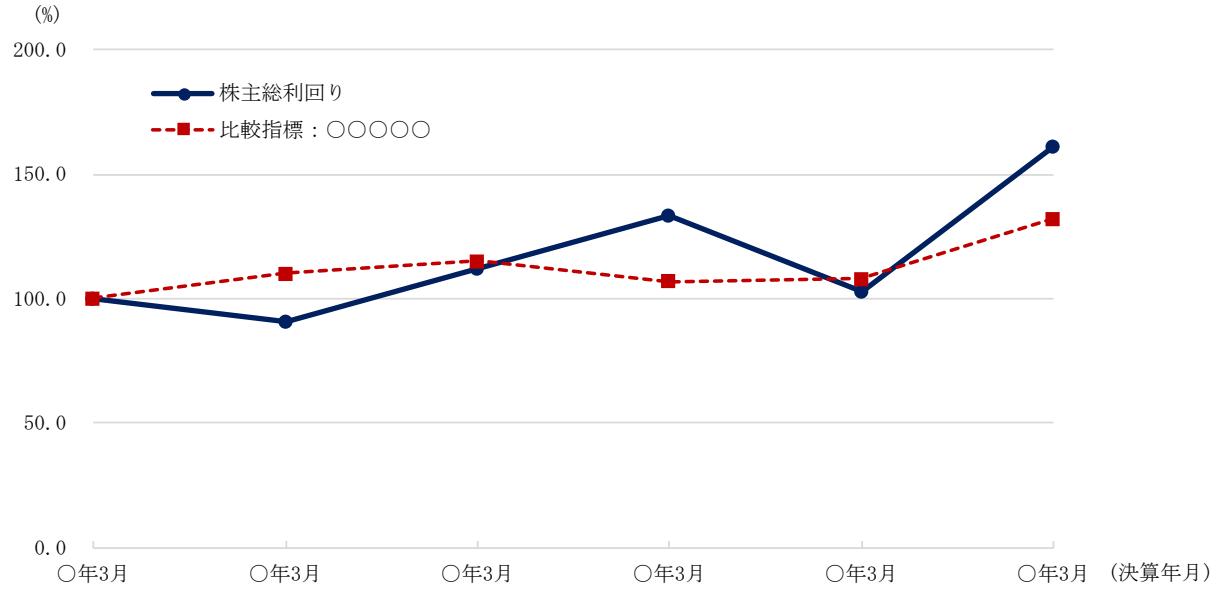

作成にあたってのポイント（続き）

（東京証券取引所プライム市場に上場している場合で、当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合）

⑫　第二号様式記載上の注意(25)h の規定により記載することとされている平均時価総額は、その算出において当事業年度の末日における時価総額を含まないことにご留意ください。

（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成している場合）

⑬　指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、連結財規の第 1 編及び第 2 編による主要な経営指標等に相当する指標等の推移について記載することになります。また、当連結会計年度の連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合、要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標の推移について併せて記載することとされていますので、ご留意ください。

2【沿革】

記載事例

2【沿革】

○年	8月	○○株式会社を設立、電気部品の輸入販売を開始
～～	～～	～～～

（記載上の注意）

（6） 沿革

第二号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（26） 沿革

提出会社の設立日（設立登記日とする。）から届出書提出日までの間につき、創立経緯、商号の変更及び企業集団に係る重要な事項（合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等）について簡潔に記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

作成にあたってのポイント

「沿革」については、提出会社の創立経緯等に加え、企業集団に係る重要な事項を簡潔に記載することとされています。記載上の注意における「(合併、事業内容の変更、主要な関係会社の設立・買収、上場等)」は例示ですので、これらの他にも、例えば重要な事業の譲渡・譲受け等があれば記載することが適当と考えられます。

なお、「企業集団」とは、「連結財務諸表提出会社及びその子会社」（開示府令第1条第23号、連結財規第4条第1項第1号）とされています（37頁の〔参考〕関係会社の範囲参照）。

3【事業の内容】

記載事例

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、親会社、子会社 XX 社及び関連会社 XX 社（○年 3 月 31 日現在）により構成）においては、情報通信システム、電子デバイス・材料、電力・産業システム、家庭電器及びサービス・その他の 5 部門に関係する事業を主として行っており、その製品はあらゆる種類にわたっている。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりである。

なお、次の 5 部門は「第 5　経理の状況　1 (1) 連結財務諸表　注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

（情報通信システム）

当部門においては、……。

〔主な関係会社〕

（製造）

○○○、○○○○○、○○○○

（販売・据付・サービス他）

○○○、○○○○○、○○○○

（電子デバイス・材料）

（ 略 ）

（電力・産業システム）

（ 略 ）

（家庭電器）

（ 略 ）

（サービス・その他）

（ 略 ）

<事業系統図>

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりである。

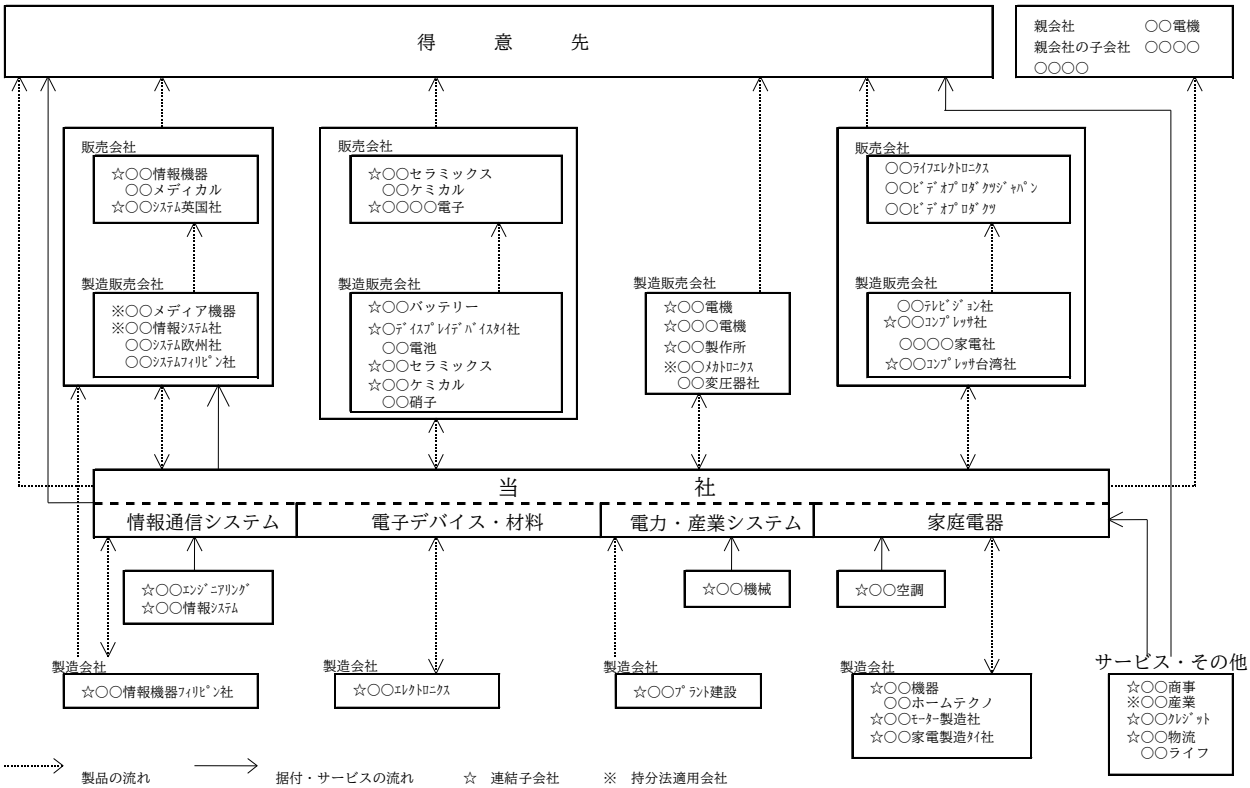

（記載上の注意）

(7)　事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(27)c 中「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）第 49 条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）第 49 条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(27)　事業の内容

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

b　提出会社と提出会社の関連当事者（提出会社の関係会社を除く。）との間に継続的で緊密な事業上の関係がある場合には、当該事業の内容、当該関連当事者の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等に含めて示すこと。

c　提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）第 49 条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当する場合には、その旨及びその内容を具体的に記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日の最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示府令〕

（定義）

第 1 条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十四の二　（略）

二十五　セグメント情報　財務諸表等規則第 8 条の 29 第 1 項又は連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報をいう。

二十六～三十六　（略）

〔連結財規〕

（セグメント情報等の注記）

第15条の2　企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。（以下略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされています（開示ガイドライン 5-14、24-10）。

例えば、「3 事業の内容」において、主要な関係会社の名称等を記載することが求められていますが、「4 関係会社の状況」において、「3 事業の内容」に記載すべき主要な関係会社の名称等をまとめて記載したうえで、「3 事業の内容」においては、「4 関係会社の状況」の記載を参照する等の記載を行うことができると考えられます。

② 「その他の関係会社」とは、「財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社をいう。」（開示府令第 1 条第 27 号の 4、財規第 8 条第 8 項）とされていますのでご留意ください（37 頁の〔参考〕関係会社の範囲参照）。

③ 記載事例では、グループを構成する会社数を記載していますが、これは任意事項です。なお、子会社及び関連会社の数に代えて、連結子会社及び持分法適用会社の数を記載する方法も考えられます。また、事業内容ごとにグループ会社を「製造」、「販売・据付・サービス他」等に区分して記載していますが、各グループ会社の位置付けを物の流れに沿って定性的に記載する方法も考えられます。

④ グループ経営会議等を組成している場合は、投資情報の有用性を考慮して、その組織図等を記載することが望ましいと考えられます。

⑤ 当連結会計年度においてセグメント情報に記載された区分を変更した場合には、その旨を記載することが望ましいと考えられます。

⑥ 第二号様式記載上の注意(27)a の「セグメント情報」には、報告セグメントだけでなく、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動を一括して記載した区分も含まれると考えられます（以下、有価証券報告書において同様）。

⑦ 財規においてもセグメント情報に関して連結財規と同様の規定が設けられておりますので、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が求められていますのでご留意ください。

⑧ 提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等については、企業グループの実態を投資者により分かりやすく示すため、例えば、バリューチェーンにおける提出会社及び関係会社の位置付けを示す図や表など、事業系統図以外の形式により示すこともできると考えられます。

⑨ 第二号様式記載上の注意(27)c の「特定上場会社等」とは、上場会社等であって、有価証券報告書等に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く。）が売上高の総額の 80％以上であるものとされています（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 49 条第 2 項）。

⑩ 提出会社が特定上場会社等に該当する場合に記載する「その旨及びその内容」とは、例えば、「特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなる」などが考えられます。

（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成している場合）

⑪ 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した会社の「セグメント情報」とは、連結財規の第 1 編及び第 2 編で作成された連結財務諸表におけるセグメント情報に相当する情報のことを指します。

4【関係会社の状況】

記載事例

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合(%)	関係内容
○○○○ (注 2)	○○○ ○○○	XX,XXX	○○○○	（被所有）XX.X	当社発電機器製品の一部を製造している。 なお、当社に対し建物を賃貸している。 役員の兼任等・・・無

（注）1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載している。
2. 有価証券報告書を提出している。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合(%)	関係内容
○○電子㈱ （注 2、7）	○○○ ○○○	X,XXX	○○○○	XX.X (XX.X)	業務委託契約に基づき、当社電子製品の一部を製造している。 なお、当社所有の建物を賃借している。 役員の兼任等・・・有
㈱○○ｾﾗﾐｯｸｽ （注 3、4、6）	○○○ ○○○	X,XXX	○○○○	XX.X (XX.X) [XX.X]	当社電子製品の一部を製造販売している。なお、当社所有の土地及び建物を賃借している。 役員の兼任・・・X名、転籍・・・X名
～～～～～～～～	～～～	～～～	～～～	～～～～～	～～～～～～～～～～～～～～～～～
その他 XX 社					

（注）1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載している。
2. 特定子会社に該当する。
3. 有価証券報告書を提出している。
4. 持分は 100 分の 50 以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものである。
5. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合を内数で示し、[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示している。
6. 債務超過会社である。なお、債務超過の金額は、○年 3 月末時点で X,XXX 百万円である。
7. ○○電子㈱については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が 10%を超えている。

主要な損益情報等 (1) 売上高 XX,XXX 百万円
(2) 経常損失 XXX 百万円
(3) 当期純損失 XXX 百万円
(4) 純資産額 X,XXX 百万円
(5) 総資産額 XX,XXX 百万円

(3) 持分法適用の関連会社

（ 略 ）

(4) その他の関係会社

（ 略 ）

（記載上の注意）

(8)　関係会社の状況

第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(28)　関係会社の状況

a　最近連結会計年度に係る提出会社の関係会社（非連結子会社、持分法を適用していない関連会社を除く。以下(28)において同じ。）について、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社に分けて、その名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載することに止めることができる。

なお、連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度に係る提出会社の親会社、関連会社及びその他の関係会社の状況について、これに準じて記載すること。

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。

c　関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。

d　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e　関係会社が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f　関係会社の住所等が「関連当事者との取引」の項において記載されている場合には、その旨を明記することによって、その記載を省略することができる。

g　それぞれの関係会社について、次に掲げる事項を記載すること。

(a)　最近日現在において特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨

(b)　最近日現在において届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨

(c)　連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。(d)において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

(d)　連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額

h　最近連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の割合が 100 分の 10 を超える場合には、その旨及び当該連結子会社の最近連結会計年度における売上高、経常利益金額（又は経常損失金額）、当期純利益金額（又は当期純損失金額）、純資産額及び総資産額（以下 h において「主要な損益情報等」という。）を記載すること。

ただし、当該連結子会社が届出書若しくは有価証券報告書を提出している場合又は最近連結会計年度におけるセグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）の割合が 100 分の 90 を超える場合には、当該理由を明記することによって、主要な損益情報等の記載を省略することができる。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

・最近事業年度　→　当事業年度

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

MEMO

〔参考〕 関係会社の範囲

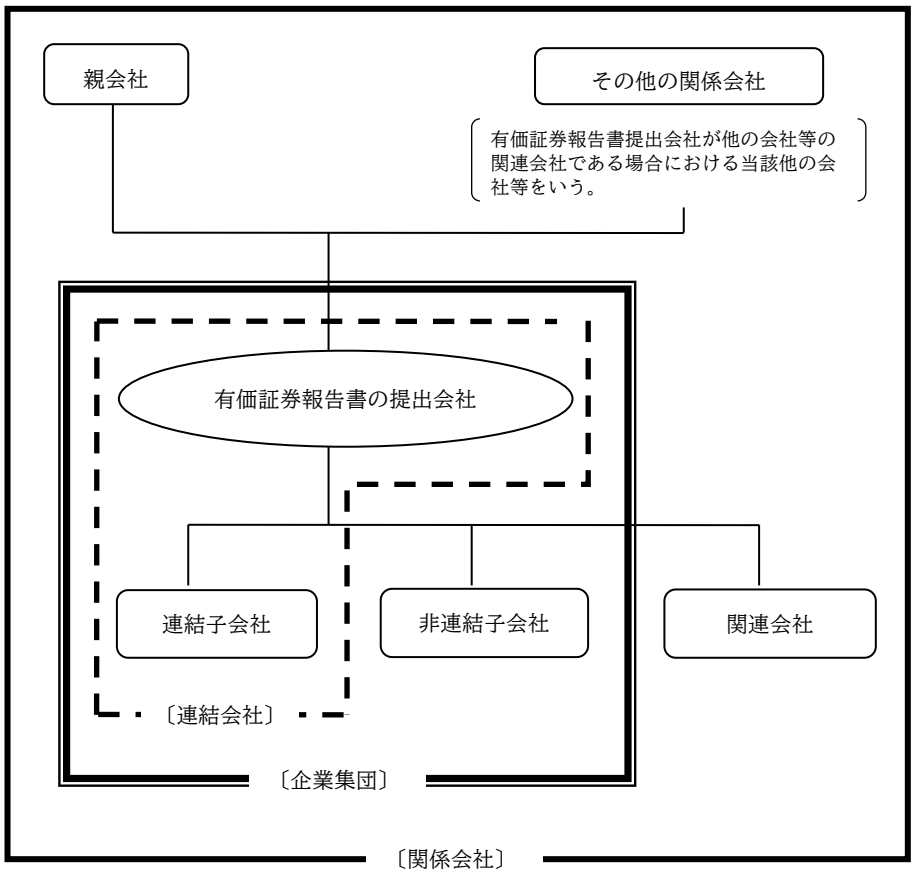

作成にあたってのポイント

① 記載の対象範囲は、連結子会社のほか、親会社、持分法適用関連会社及びその他の関係会社とされています。ただし、重要性の乏しい関係会社については「社数」のみの記載が可能とされています。

なお、重要性の判断基準は、当該関係会社の規模、グループ業績への貢献度、あるいは将来性等を勘案して記載することが適当と考えられます。

② いわゆる「緊密な者」又は「同意している者」が存在することにより、子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載することとされています。具体的には、記載事例のように［ ］外書で記載することが適当と考えられます。

また、例えばＡ社においてＢ社を子会社と認定した場合は、投資情報の整合性の観点から、Ｂ社においてもＡ社を親会社として取扱い、その場合、「緊密な者」又は「同意している者」の所有割合を［ ］外書で記載することが望ましいと考えられます。

③ 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社が複数ある場合は、その旨及び債務超過の金額を各々記載することとなりますのでご留意ください。

連結財務諸表を作成していない場合で、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときも、その旨及び債務超過の金額を記載する必要がありますのでご留意ください。

④ 第二号様式記載上の注意(28)g(a)にいう「特定子会社」とは、財規第 8 条第 3 項に規定する子会社（開示府令第 1 条第 27 号）のうち、開示府令第 19 条第 10 項に定める要件に該当するものをいいます。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

記載事例

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

当社グループは、

。

〔第三号様式〕

第2【事業の状況】
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】
3【事業等のリスク】
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】
5【重要な契約等】
6【研究開発活動】

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a～h　（略）
i　「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(9)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
(29)　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
a　最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(29)、(30)b及びc、(31)a、(33)a、(37)、(56)d(f)並びに(58-2)において同じ。）の経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。記載に当たっては、連結会社の経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、(27)aの規定により記載した事業の内容と関連付けて記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容を記載すること。
b　最近日現在における連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、その内容、対処方針等を経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示ガイドライン〕
5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)dに規定するスコープ3定量情報をいう。以下5－16－2において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ3定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5－16－2及び5－16－3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ3定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

MEMO

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント⑤（43 頁）を参照

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

[当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条　（略）

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和 10 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度
（平均時価総額 3 兆円以上である者については、令和 9 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和 8 年 2 月 20 日）

＜第二号様式記載上の注意＞

(1)　一般的事項

a～j　（略）

k　（略）

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関

MEMO

する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

作成にあたってのポイント

① 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の欄の記載にあたっては、企業と投資者との建設的な対話に資するとの観点から、投資者の投資判断に必要な情報や対話に資する情報を、各企業がそれぞれの経営内容に即して記載することが考えられます。

② 「経営方針・経営戦略等」については、「経営方針」「経営戦略」という名称のものでなくとも、中長期的な会社の経営方針・経営戦略に相当するものとして、例えば、経営理念やビジネスモデル、経営計画等を記載することが考えられます。

③ 「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」について、会社が独自に設定した指標を記載する場合、指標の内容に加えて、例えば、なぜその指標を利用するのかについての説明、一般的に用いられている指標との差異等について、具体的に記載することが求められていると考えられます。

④ 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされていますが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます（例えば、当連結会計年度末から有価証券報告書提出日までの間に変更があった場合などに、有価証券報告書提出日時点で判断することが考えられます。）。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられます。

⑤ 改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン 5－16－2 では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに○○のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

⑥ 「経営環境」については、企業の経営方針や優先的に対処すべき課題を決定した背景を記載することが考えられます。

⑦ 「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」について、経営者が会社の置かれた状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために当面の対処すべき重要な課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するか等について、経営方針・経営戦略等と関連付けて具体的に記載する必要があります。

なお、前連結会計年度において課題として記載した重要な事項について、その後の経過等も併せて記載することが望ましいと考えられます。

（当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合）

⑧ 将来に関する事項を記載する場合、記載上の注意(1)i(a)～(d)の事項を記載することとされています。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができるとされています。

「記述情報の開示に関する原則」（金融庁　2019 年 3 月 19 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

⑨ 経営方針・経営戦略等は、記述情報の中でも特に経営判断の根幹となるものであり、開示にあたっては、経営者が作成の早期の段階から適切に関与すること、取締役会や経営会議における議論を適切に反映することが期待されるとされています（Ⅱ．各論 1-1（望ましい開示に向けた取組み）①）。

⑩ KPI（「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」）を設定している場合には、その内容として、目標の達成度合いを測定する指標、算出方法、なぜその指標を利用するのかについての説明等を記載することが考えられるとされています（Ⅱ．各論 1-3（望ましい開示に向けた取組み））。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載は、開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（サステナビリティ開示基準）に従った開示を行うことが考えられます。この場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載は、開示府令に規定されているとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つが構成要素となります。

「ガバナンス」及び「リスク管理」については、重要性にかかわらず、全ての提出会社において記載が求められます。一方で、「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要なものについて記載することとされています。

このほか、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」において記載し、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することとされています。

2026年3月期の有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載については、各社の取組状況に応じて、さまざまな方法が考えられます。記載にあたっては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の各構成要素に分けた記載を行わず、一体として記載することも考えられます。また、一体として記載する場合には、投資家が理解しやすいよう、4 つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用と考えられます。

本作成要領では、参考として、以下の4つの記載事例を示していますが、上述のとおり、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載についてはさまざまな方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

記載事例①　サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合

記載事例②　サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合

記載事例③　サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による新規定を適用し、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合

記載事例④　サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による新規定を適用し、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合

〔開示府令〕

（サステナビリティ情報の記載方法）

第19条の9　法第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であって、平均時価総額が1兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第24条第1項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。

2　前項に規定する者以外の者は、有価証券届出書等（同項後段の規定による訂正届出書又は訂正報告書を含む。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載することができる。

3～6　（略）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第19条の9第1項の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和10年3月31日以後に終了する事業年度（令和8年3月31日以後に終了する事業年度の末日を同条第3項第1号の規定による直前事業年度の前事業年度の末日又は同項第2号の規定による上場日以後に経過した事業年度（同項第1号に規定する直前事業年度を除く。）の全ての末日のうち最後のものとして算定した平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）が3兆円以上である者（第10項において「第一次適用会社」という。）にあっては、令和9年3月31日以後に終了する事業年度。以下この条において「対象事業年度」という。）に係るものである場合における当該有価証券届出書又は対象事業年度に係る有価証券報告書から適用する。ただし、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書について、適用することができる。

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(10-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。

記載事例①（サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合）

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) ガバナンス

当社グループは、……。

(2) 戦略

当社グループの……

重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、
当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。

……。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、……。

(3) リスク管理

当社グループは、……。

(4) 指標及び目標

当社グループの……

重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、
当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。

……。

また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いている。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりである。

指標	目標	実績(当連結会計年度)
○○○	○年○月までに XX%	XX%
×××		
△△△		

連結グループにおける記載が困難である場合については、
作成にあたってのポイント⑩を参考にご作成ください。

※「サステナビリティに関する考え方及び取組」についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

※サステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

＜第二号様式記載上の注意＞

(30-2)　サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

a　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

b　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c　b の規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。

(a)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(b)　(a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示ガイドライン〕

5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第 2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ 3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)d に規定するスコープ 3 定量情報をいう。以下 5－16－2 において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ 3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－3 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ 3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント⑨（51 頁）を参照

5－16－3　開示府令第二号様式中「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式中「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30)a から c まで又は(54)i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

記載事例②（サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合）

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、

。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりである。

・××××

・△△△△

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

① ××××

（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に分けて記載することも考えられます。）

。

② △△△△

（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に分けて記載することも考えられます。）

。

人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」の記載方法については、記載事例①（46頁）を参照ください。

※「サステナビリティに関する考え方及び取組」についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

※サステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示府令にあわせて次のように読み替える。

・記載上の注意(30)a から c まで　→　記載上の注意(30-2)a から c まで

5－16－4　開示府令第二号様式記載上の注意(30)c に規定する「記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、同様式記載上の注意(30)c(c)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（58-3）に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第 4 の 5 の(2)「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示府令にあわせて次のように読み替える。

・記載上の注意(30)c に規定する「記載することとされた事項の全部又は一部
→　記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部

・記載上の注意(30)c(c)　→　記載上の注意(30-2)c(b)

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、重要性にかかわらず、全ての提出会社において記載が求められます。そして、各社が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目については、「戦略」並びに「指標及び目標」の開示も求められます。

例えば、気候変動関連の情報についても、サステナビリティ情報の一つとして、上記のような枠組みで、その開示の要否が判断されることになると考えられます。

② 人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」において記載、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することとされています。

③ 「戦略」並びに「指標及び目標」は、重要なものについて記載しますが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」（金融庁　2019 年 3 月 19 日公表）2－2 において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられます。

④ 「戦略」並びに「指標及び目標」について、各社が重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は、必ず開示しなければならない事項ではありませんが、その上で、投資家に有用な情報を提供する観点から、例えば、各社がその事業環境や事業内容を踏まえて、どのような検討を行い、重要性がないと判断するに至ったのか、その検討過程や結論を具体的に記載することが考えられます。

⑤ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」について、記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができるとされています。また、「記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合」には、例えば、第二号様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定される「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意（58-3）に規定される管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を「第 4　提出会社の状況　5　従業員の状況等　(2) 従業員の状況」の「管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」において記載している場合が含まれることに留意するとされています。

MEMO

作成にあたってのポイント（続き）

⑥　「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載について、投資家が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があるものの、記載事項を補完する詳細な情報については、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされています。参照する提出会社が公表した他の書類には、任意に公表した書類、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類、ウェブサイト、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類も含まれると考えられます。

ウェブサイトを参照する場合には、(a)更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を有価証券報告書に記載した上で、更新した場合には、更新個所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する、(b)有価証券報告書の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とするなど、投資者に誤解を生じさせないような措置を講じることが考えられます。

将来公表予定の書類を参照する際は、投資家に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。

⑦　当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の開示について虚偽記載等に該当しない限りは、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます。

⑧　「サステナビリティに関する考え方及び取組」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされていますが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます（例えば、当連結会計年度末から有価証券報告書提出日までの間に変更があった場合などに、有価証券報告書提出日時点で判断することが考えられます。）。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられます。

⑨　改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン5－16－2では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに○○のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

⑩　人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示することが想定されています。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体（主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます。

⑪　「サステナビリティに関する考え方及び取組」には、当連結会計年度末現在の情報を記載する必要がありますが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があるとされています。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。

⑫　開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、法令の定めに基づき一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従った開示を行うことが考えられます。この場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

MEMO

作成にあたってのポイント（続き）

⑬　サステナビリティ情報の開示については、開示府令に規定のあるとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つの構成要素に従った開示をすることが求められています。サステナビリティ情報の開示にあたっては、「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（金融庁　2023 年 1 月 31 日公表）や「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」等を参考に各社の取組状況に応じて記載していくことが考えられます。なお、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示を行うにあたり、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」を部分的に参考にすることはできますが、その場合、サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠してはいないため、サステナビリティ開示基準に準拠していると誤解されるような記載を行ってはならないことに留意が必要です。

「記述情報の開示に関する原則」（別添）―サステナビリティ情報の開示について―（金融庁　2023 年 1 月 31 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

⑭　企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つの構成要素に基づき開示することが求められているとされています。一方、「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています（望ましい開示に向けた取組み）。

⑮　サステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられるとされています（望ましい開示に向けた取組み）。

⑯　サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われており、例えば、我が国のコーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードでは、「ESG 要素を含む中長期的な持続可能性」としているとされています（ほか、金融庁が 2022 年 6 月 13 日に公表した「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」1 頁脚注 2 参照）。また、サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられるとされています（（望ましい開示に向けた取組み）（注 1））。

⑰　2022 年 6 月 13 日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」においては、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされ、温室効果ガス（GHG）排出量に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）の GHG 排出量について、企業において積極的に開示することが期待されるとされています（（望ましい開示に向けた取組み）（注 2））。

記載事例③（以下の前提で、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合）

・当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定並びに将来情報についての記載事項に関する新規定を適用している。

・サステナビリティ開示基準に従った開示を行っていない。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

文中には将来に関する事項が含まれており、当該事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。当社グループは、（将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程を記載する。）。また、将来に関する事項の適切性を検討し、評価するために、（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人の名称又は役職名及び役割）が、（情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続を記載する。）を行っている。

なお、（事後的に異なる可能性がある将来に関する事項に係る記載内容）は、事後的に異なるものとなる可能性があり、その要因は、（その要因を記載する。）。

(1) ガバナンス

当社グループは、

。

(2) 戦略

当社グループの

（重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。）

。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、。

(3) リスク管理

当社グループは、

。

(4) 指標及び目標

当社グループの

（重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待されるとされています。）

。

また、当社グループでは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いている。当該指標に関する目標及び実

［当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定並びに将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

(10)　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(1)　一般的事項

a～j　（略）

k　（略）

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

(30)　サステナビリティに関する考え方及び取組

a　第19条の9第1項又は第2項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下(30)において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

(a)　サステナビリティ開示基準に準拠している旨

(b)　第19条の9第1項又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものかの別

(c)　企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）附則第2条第2項の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨

(d)　サステナビリティ開示基準に基づく経過措置（サステナビリティ開示基準で定めるところにより、当該経過措置の適用を受ける場合にはその旨を開示することとされているものに限る。）の適用を受けている場合には、その旨並びにその根拠となる規定及び内容

b　aの場合以外の場合には、最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況（人的資本（人材の多様性を含む。）に係るものを除く。）について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。

(b)　戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサス

績は、次のとおりである。

指標	目標	実績(当連結会計年度)
○○○	○年○月までに XX%	XX%
×××		
△△△		

連結グループにおける記載が困難である場合については、作成にあたってのポイント⑩（51 頁）を参考にご作成ください。

※「サステナビリティに関する考え方及び取組」についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

※サステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

テナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c(b)において同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c(c)において同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。

c　最近日現在における連結会社の人的資本（人材の多様性を含む。）について、次のとおり記載すること。ただし、a の規定により、サステナビリティ開示基準に従って、これと同様の記載をしているときは、この限りでない。

(a)　b(a)に掲げる事項を記載すること。

(b)　人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。

(c)　(b)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

なお、c において記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

d　スコープ 3 温室効果ガス排出（バリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（第三者から購入又は取得した上で消費する電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。）をいう。）に関する定量情報（以下 d において「スコープ 3 定量情報」という。）を記載する場合にあっては、スコープ 3 定量情報に係る(1)k(b)から(d)までに掲げる事項を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

・最近事業年度　→　当事業年度

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条　（略）

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和 10 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度

（平均時価総額 3 兆円以上である者については、令和 9 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度）

・施行日　→　この府令の施行の日　（令和 8 年 2 月 20 日）

記載事例④（以下の前提で、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合）

・当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定並びに将来情報についての記載事項に関する新規定を適用している。

・サステナビリティ開示基準に従った開示を行っていない。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

文中には将来に関する事項が含まれており、当該事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。当社グループは、（将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程を記載する。）。また、将来に関する事項の適切性を検討し、評価するために、（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人の名称又は役職名及び役割）が、（情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続を記載する。）を行っている。

なお、（事後的に異なる可能性がある将来に関する事項に係る記載内容）は、事後的に異なるものとなる可能性があり、その要因は、（その要因を記載する。）。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりである。

・××××

・△△△△

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりである。

① ××××

（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つの構成要素に分けて記載することも考えられます。）

② △△△△

（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つの構成要素に分けて記載することも考えられます。）

人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」の記載方法については、記載事例③（54 頁）を参照ください。

※「サステナビリティに関する考え方及び取組」についてはさまざまな記載方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

※サステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

作成にあたってのポイント

（当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合）

① 将来に関する事項を記載する場合、記載上の注意(1)i(a)～(d)の事項を記載することとされています。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができるとされています。

（当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用する場合）

② スコープ3定量情報を記載する場合、スコープ3定量情報に係る第二号様式記載上の注意(1)k(b)～(d)の事項を記載することとされています。

3【事業等のリスク】

記載事例

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) ○○○○について

当社グループが……。

(2) △△△△について

当社グループの……。

……

(X) ××××について

当社グループは……。

［提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合］

当社グループは、当連結会計年度において、XX 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、XX 百万円の債務超過になっている。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているが、これは、……のためである。

当社は、当該状況を解消すべく、……。

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(11)　事業等のリスク

第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(31)　事業等のリスク

a　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下 a 及び(32)において「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。以下 a において同じ。）について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。記載に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して、分かりやすく記載すること。

b　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下 b において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c　提出者が発行者である有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式記載上の注意(26)c により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書に記載した　→　有価証券報告書に記載した

〔開示ガイドライン〕

5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第 2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ 3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)d に規定するスコープ 3 定量情報をいう。以下 5－16－2 において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ 3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－3 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ 3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作

MEMO

成にあたってのポイント④（69頁）を参照

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

〔開示ガイドライン〕

C　個別ガイドライン

Ⅰ　「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

1　開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(9)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1)　会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの
（略）

(2)　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの
（略）

(3)　特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの
（略）

(4)　特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの
（略）

(5)　特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係るもの
（略）

(6)　新製品及び新技術に係る長い企業化及び商品化期間に係るもの
（略）

(7)　特有の法的規制等に係るもの
（略）

(8)　重要な訴訟事件等の発生に係るもの
（略）

(9)　役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの
（略）

(10)　会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係等に係るもの
（略）

(11)　将来に関する事項について
（略）

2　開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b及び第五号様式記載上の注意(9)bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

(1)　売上高の著しい減少

(2)　継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス

(3)　重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上

(4)　重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上

(5)　債務超過

(6)　営業債務の返済の困難性

(7)　借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性

(8)　社債等の償還の困難性

(9)　新たな資金調達の困難性

(10)　債務免除の要請

(11)　売却を予定している重要な資産の処分の困難性

MEMO

(12) 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止
(13) 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶
(14) 重要な市場又は得意先の喪失
(15) 事業活動に不可欠な重要な権利の失効
(16) 事業活動に不可欠な人材の流出
(17) 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分
(18) 法令に基づく重要な事業の制約
(19) 巨額な損害賠償金の負担の可能性
(20) ブランド・イメージの著しい悪化

3　開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b及び第五号様式記載上の注意(9)bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する。）。
(1) 資産の処分（有価証券、固定資産等の売却等）に関する計画
(2) 資金調達（新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等）の計画
(3) 債務免除（借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等）の計画
(4) その他（人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等）

[当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）
(1)　一般的事項
a～h　（略）
i　「第一部企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
(a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨
(b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
(c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
(d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

附則
（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第 2 条　（略）
2～7　（略）
8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限

MEMO

る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和 10 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度
（平均時価総額が 3 兆円以上である者については、令和 9 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和 8 年 2 月 20 日）

＜第二号様式記載上の注意＞

(1)　一般的事項

a～j　（略）

k　（略）

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「事業等のリスク」の具体的な記載にあたっては、例えば、当該事業等のリスクが何に対してどう影響するのかを、対応策を踏まえて、具体的に、分かりやすく記載することが、投資家が適正な判断を行ううえで有用であると考えられます。

② 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載することとなります。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされています。

③ 「事業等のリスク」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされていますが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます（例えば、当連結会計年度末から有価証券報告書提出日までの間に変更があった場合などに、有価証券報告書提出日時点で判断することが考えられます。）。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられます。

④ 改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン5－16－2では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに○○のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

⑤ 他の記載事項である「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の経営成績に重要な影響を与える要因についての分析等との関連性、「継続企業の前提に関する事項」に関する注記との関連性などを踏まえ、各事項間の記載内容の整合性、分かりやすい記載の方法等に留意する必要があります。

（当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合）

⑥ 将来に関する事項を記載する場合、記載上の注意(1)i(a)～(d)の事項を記載することとされています。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができるとされています。

「記述情報の開示に関する原則」（金融庁　2019年3月19日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

⑦ 「事業等のリスク」の記載にあたっては、一般的なリスクの羅列ではなく、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載することが求められています。その際、取締役会や経営会議において、そのリスクが企業の将来の経営成績等に与える影響の程度や発生の蓋然性に応じて、それぞれのリスクの重要性をどのように判断しているかについて、投資家が理解できるような説明をすることが求められるとされています（Ⅱ．各論2（望ましい開示に向けた取組み）①）。

⑧ リスクを把握し、管理する体制・枠組みを構築している企業においては、当該体制・枠組みについても記載することが望ましいとされています（Ⅱ．各論2（望ましい開示に向けた取組み）②（注））。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

記載事例

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、……。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりである。

○○

○○は、……。

××

（ 略 ）

△△

（ 略 ）

□□

（ 略 ）

その他

（ 略 ）

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における……。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加はXX,XXX百万円であり、……。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

（ 略 ）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

（ 略 ）

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(12)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、経営成績等の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)から(g)までに掲げる事項を含めて記載すること。

(a)　最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較して、その概要を記載すること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書に記載した　→　有価証券報告書に記載した

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

作成にあたってのポイント

① 経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、前年同期と比較して、その概要を記載することとされており、記載にあたっては、前年同期の数値との比較に関する説明のほか、その背景、要因等について記載することが適当と考えられます。その場合、表やグラフなどを用いて説明することも差支えないものと考えられます。なお、財政状態の状況については、その概要を記載することとされており、記載にあたっては、前年同期と比較して記載することが考えられます。

② 当連結会計年度において、セグメント情報の区分や利益又は損失の測定方法を変更した場合には、「第 5　経理の状況」のセグメント情報等における報告セグメントの変更を行った場合や事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合の注記との整合性にもご留意ください。

③ キャッシュ・フローの状況の概要の記載にあたっては、現金及び現金同等物の増減状況について説明するほか、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分ごとに、前年同期の数値との比較、増減した要因等について記載することが適当と考えられます。

記載事例

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
○○	XXX,XXX	△X.X
～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～
合計	XXX,XXX	△X.X

（注）金額は、販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっている。

b. 受注実績

当連結会計年度における○○事業の受注実績を示すと、次のとおりである。

なお、○○事業を除く製品について見込生産を行っている。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前期比（%）	受注残高（百万円）	前期比（%）
○○	XXX,XXX	△X.X	XX,XXX	△X.X

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりである。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（%）
～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～～
合計	XXX,XXX	△X.X

（注）1. セグメント間の取引については相殺消去している。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりである。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
○○販売（株） ～～～～～～	XX,XXX ～～～～	XX.X ～～～	XX,XXX ～～～～	XX.X ～～～

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(12)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　（略）

(a)　（略）

(b)　最近連結会計年度及び(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の状況について、次に掲げる事項を記載すること。

ⅰ　生産、受注及び販売の実績（前年同期（前中間連結会計期間を除く。）と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。）

また、生産、受注及び販売の実績に著しい変動があった場合には、その内容

ⅱ　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変動があった場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けた内容

(c)　（略）

(d)　主要な販売先がある場合には、最近 2 連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が 100 分の 10 未満の相手先については記載を省略することができる。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　　→　当連結会計年度

・最近 2 連結会計年度等　→　当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

作成にあたってのポイント

① 生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較してセグメント情報に関連付けて記載することとされています。なお、セグメント情報に関連付けた記載にあたっては、セグメント間取引の処理方法等について説明することが適当と考えられます。記載の方法としては、定量的な表形式による記載に加え、定性的にその内容を補完して説明する方法も考えられます。

② 生産、受注及び販売の実績の記載にあたっては、連結ベースで記載することが適当と考えられますが、その代替として提出会社又は特定の子会社に係る生産、受注及び販売の実績がその大半を占める等投資情報として誤解を招く程度のものではない場合には、当該会社を明示して記載することも差し支えないものと考えられます。

③ 主要な販売先がある場合で総販売実績に対する割合が 100 分の 10 以上である場合には、2 期分の記載が求められていますのでご留意ください。

④ 生産、受注及び販売の実績は「金額」で表示することが適当と考えられます。なお、「数量」表示に有用性がある場合、「金額」と併せて記載することは差し支えないものと考えられます。

⑤ グループ内の会社で、商品を仕入れて販売する事業を行っており、当該事業規模に金額的重要性がある場合には、卸･小売業に準じて商品（製品）仕入実績を生産実績に併せて記載することが適当と考えられます。

記載事例

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、……。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、……。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりである。

○○

○○は、……。

××

（ 略 ）

△△

（ 略 ）

□□

（ 略 ）

その他

（ 略 ）

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、……。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、……。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表の作成にあたって、……

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第５　経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載

……。

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(12)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a　（略）

(a)～(d)　（略）

(e)　経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を(29)a の規定により記載した経営方針・経営戦略等の内容のほか、届出書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(f)　キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載に当たっては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(g)　連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第 5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第 5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

b　連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書の規定により中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容について、a に準じて記載すること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書に記載した　→　有価証券報告書に記載した

・最近事業年度　　→　当事業年度

MEMO

〔開示ガイドライン〕

5－16－2　有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第 2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ 3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)d に規定するスコープ 3 定量情報をいう。以下 5－16－2 において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ 3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－3 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ 3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント⑥（81 頁）を参照

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

［当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条　（略）

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の

MEMO

二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和 10 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度
（平均時価総額 3 兆円以上である者については、令和 9 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和 8 年 2 月 20 日）

＜第二号様式記載上の注意＞

(1)　一般的事項

a～j　（略）

k　（略）

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 本項の記載にあたっては、単なる客観的事実の羅列ではなく、「経営者の視点による」認識及び分析・検討内容の記載を行うことに意義があるものと考えられます。すなわち、投資家は、有価証券報告書の記載内容について適正な判断を行うために事業の状況や経理の状況等の客観的事項に加えて、経営者の視点による経営成績等について経営者自らの言葉による説明を求めているものと考えられます。経営者として、自社及びグループ会社の置かれている状況を踏まえ、これを分析・評価し、どう対処するか等についてどのように考えて経営にあたっているのかの説明を求められているものと考えられます。

② 本項の記載にあたっては、「具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。」と規定されており、抽象的な表現や、冗長的な説明等に陥らないよう留意する必要があります。

③ 「キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報」の記載にあたっては、キャッシュ・フロー計算書の内容を単に要約したものを記載するのではなく、企業の経営内容に即して、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが期待されています。

④ 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載することとされています。

⑤ 「経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされていますが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます（例えば、当連結会計年度末から有価証券報告書提出日までの間に変更があった場合などに、有価証券報告書提出日時点で判断することが考えられます。）。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられます。

⑥ 改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン 5－16－2 では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに○○のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

⑦ 「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」、「3 事業等のリスク」等における記載内容との関連性については、その整合性及び記載の方法等について工夫を要するものと思われます。

（当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合）

⑧ 将来に関する事項を記載する場合、記載上の注意(1)i(a)～(d)の事項を記載することとされています。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができるとされています。

「記述情報の開示に関する原則」（金融庁　2019 年 3 月 19 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

⑨ 本項の記載にあたっては、単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについて、当期における主な取組みやその実績等、認識している足許の傾向も含めて経営者の評価を提供することが期待されるとされています（Ⅱ．各論 3-1（望ましい開示に向けた取組み）①）。

⑩ 当期における主な取組みやそれを踏まえた実績の評価を開示するにあたっては、設定した KPI（「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」）と関連付けることが望ましいとされています。また、KPI に関連して目標数値が設定されている場合には、その達成状況を記載することも考えられるとされています（Ⅱ．各論 3-1（望ましい開示に向けた取組み）②）。

MEMO

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(12)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(32)　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a、b　（略）

c　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第 3 編から第 6 編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準若しくは修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 316 条若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 11 号）附則第 3 項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（e において「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（d において「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準若しくは修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

d　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第 3 編から第 6 編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第 3 編から第 6 編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e　提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第 3 編から第 6 編までを除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第 3 編から第 6 編までを除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)a に準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

MEMO

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

作成にあたってのポイント

① 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した会社の「キャッシュ・フロー」とは、当該会社により指定国際会計基準又は修正国際基準で作成された連結財務諸表における連結キャッシュ・フロー計算書に相当する情報のことを指します。

以下、「第２　事業の状況」において同様の読み替えをすることとされています。

（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合）

② 当連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準又は修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した当連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財規（第３編から第６編までを除く。）により作成した場合の当連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載することとされています。

なお、米国基準適用会社が指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、当該記載を要しないとされています。

③ 当連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、当連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財規（第３編から第６編までを除く。）又は修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成したもの）を記載するとともに、連結財規に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載することとされています。なお、米国基準適用会社が指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、当該記載を要しないとされています。

当連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、当連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財規（第３編から第６編までを除く。）、指定国際会計基準又は米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成したもの）を記載するとともに、連結財規に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載することとされています。

5【重要な契約等】

記載事例（重要な契約を締結している場合）

5【重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
○○株式会社（当社）	○○○ ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	米国○○州	小型ﾓｰﾀｰﾌｧﾝ	○年5月○日	○年○月○日から○年○月○日まで	1.商標権の使用権の設定 2.技術情報の提供 3.製造権又は販売権の許諾
～～～～	～～	～～	～～	～～～	～～～～～～	～～～～～

（注）上記の技術受入契約においては、それぞれ、ロイヤルティとして売上高のX%程度を支払っている。

(2) 技術援助契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
～～～～	～～	～～	～～	～～～	～～～～～～	～～～～～

（注）上記の技術援助契約においては、ロイヤルティとして売上高のX%程度を受取っている。

記載事例（取引金融機関と金融支援に関する協定を締結している場合）

5【重要な契約等】

○○株式会社（連結子会社）は、下記のとおり金融支援に関する協定を締結した。

相手先	契約締結日	契約期間	契約内容
○○銀行	○年○月○日	○年○月○日から○年○月○日まで	○○株式会社の経営再建計画の支援のため、○○銀行は貸付金XX百万円につき、左の期間支払うべき元本の弁済猶予、利息の軽減及び利息の支払猶予を行う。ただし、協議により一部元本の返済を行った。
～～～～～	～～～～～～	～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～

（記載上の注意）

(13) 重要な契約等

第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(33) 重要な契約等

a 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。b から e までにおいて同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

b 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

c 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

d～h （略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度 → 当連結会計年度

・最近事業年度 → 当事業年度

・届出書提出日 → 当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

記載事例（合併が行われることが決定された場合）

5【重要な契約等】
株式会社○○電気製作所との合併
　当社の連結子会社である株式会社○○電機は、回転制御分野における国際競争力の強化を図るため、○年 10 月○日開催の取締役会において、輸出を主力とする株式会社○○電気製作所（東京都港区、資本金 XXX 百万円、代表取締役社長○○○○）と合併することを決議した。また、同日に両社は合併契約を締結し、○年 6 月○日の合併承認総会においてそれぞれ承認された。
　合併の概要は、次のとおりである。

(1) 合併の方法
　株式会社○○電機を存続会社とし、株式会社○○電気製作所は解散する。

(2) 合併に際して発行する株式及び割当
　株式会社○○電機が普通株式 X,XXX,XXX 株を発行し、合併期日現在の株式会社○○電気製作所の株主名簿記載の株主に対して、株式会社○○電気製作所の普通株式 1 株につき、株式会社○○電機の普通株式 X.X 株をもって割当交付する。

(3) 合併比率の算定根拠
　株式会社○○電機は A 証券株式会社を、株式会社○○電気製作所は B 証券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、合併当事者間において協議の上、上記比率を決定した。
　なお、A 証券株式会社及び B 証券株式会社は、市場株価法、DCF 法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）及び時価純資産価額法を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定した。

(4) 合併の期日
　　○年 10 月 1 日

(5) 引継資産・負債の状況

　　----------。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金	XXX,XXX 百万円
事業内容	----------
⋮	⋮

記載事例（事業譲渡が行われることが決定された場合）

5【重要な契約等】
　当社は、○年 1 月○日開催の取締役会において、株式会社○○○に対し、当社のポリエチレン事業を譲渡する事業譲渡契約について決議を行い、同日付けで事業譲渡契約を締結した。なお、事業の譲渡を行う日は、○年 10 月 1 日を予定している。
　その主な内容は、次のとおりである。
(1) 当社は、○年 9 月 30 日現在のポリエチレン事業に係る固定資産（○○工場の土地・建物・製造設備等）及び棚卸資産を譲渡する。
(2) 当社のポリエチレン事業に係る販売先・仕入先等はすべて株式会社○○○が引継ぐが、○年 9 月 30 日現在の債権・債務については、当社に全て帰属するものとし、株式会社○○○には引継がないものとする。
(3) ○年 9 月 30 日現在で○○工場に在籍する従業員は、○年 10 月 1 日付をもって株式会社○○○に移籍する。
(4) 株式会社○○○は、当該事業の対価として適正なる価額を支払うものとする。
(5) その他必要な事項は、両社で協議の上決定する。

MEMO

記載事例（株式交換が行われることが決定された場合）

5【重要な契約等】

当社は○年○月○日開催の取締役会決議に基づき、株式会社△△製作所との間で次世代携帯電話等通信関連周辺機器の生産能力増強を目的として、同日付けで株式交換契約を締結した。

株式交換の概要は、以下のとおりである。

(1) 株式交換の内容

当社を完全親会社とし、株式会社△△製作所を完全子会社とする株式交換。

(2) 株式交換の日（効力発生日）

○年○月○日

(3) 株式交換の方法

株式交換日現在の株式会社△△製作所の株主名簿記載の株主に対して、当社は普通株式 X,XXX,XXX 株を新たに発行し、割当交付する。

(4) 株式交換比率

	当社	株式会社△△製作所
株式交換比率	1	X.XXX

(5) 株式交換比率の算定根拠

株式交換比率の算定にあたって、当社は A 証券株式会社を、株式会社△△製作所は B 証券株式会社を財務アドバイザーに任命した。

A 証券株式会社は、当社については市場株価平均法、DCF 法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）、時価純資産法、株式会社△△製作所については取引事例法、DCF 法及び時価純資産法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定した。

B 証券株式会社は、当社については市場株価平均法、株式会社△△製作所については、修正簿価純資産価額法及び DCF 法による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定した。

これらの算定結果を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定した。

(6) 株式交換完全親会社となる会社の概要

資本金	XXX,XXX 百万円	（○年○月○日現在）
事業内容	----------	
⋮	⋮	

＜第二号様式記載上の注意＞

(33) 重要な契約等

a～c （略）

d 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、株式交換、株式移転又は株式交付が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換、株式移転又は株式交付の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社、株式移転完全子会社となる会社又は株式交付子会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全子会社等」という。）の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社、株式移転設立完全親会社となる会社又は株式交付親会社となる会社（以下d及び(67)eにおいて「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社等となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換、株式移転及び株式交付の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社等となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社等となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 最近連結会計年度の開始日から届出書提出日までの間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

f～h （略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度 → 当連結会計年度

・届出書提出日 → 当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

記載事例（子会社に会社分割が行われることが決定された場合）

5【重要な契約等】

当社は、○年○月○日開催の取締役会において、○○事業を当社の連結子会社である△△株式会社に会社分割により移管する決議を行い、△月△日に、△△株式会社と吸収分割に関する契約を締結した。

会社分割の概要は次のとおりである。

(1) 会社分割の目的

当社と△△株式会社は、○○事業について、当社は大規模企業を中心に、△△株式会社は中小規模の企業及び個人向け市場を中心に事業展開していたが、今後、○○事業をさらに発展させていくために、両社の○○事業を統合させ、事業規模の拡大や経営事務効率の向上をはかり収益力を強化する。

(2) 会社分割の方法

当社の○○事業本部を△△株式会社に承継させる吸収分割とする。

(3) 分割期日

○年○月○日

(4) 分割に際して発行する株式及び割当

△△株式会社は、本分割に際して普通株式 XX,XXX 株を発行し、そのすべてを当社に割当てる。

(5) 割当株式数の算定根拠

割当株式数の算定については、当社は A 証券株式会社を、△△株式会社は B 証券株式会社を財務アドバイザーに任命した。両証券会社は、取引事例法、DCF 法（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法）、時価純資産法による分析を行い、これらを総合的に勘案して、それぞれ割当株式数を算定した。

これらの算定結果を参考に当事者間で協議し割当株式数を決定した。

(6) 分割する○○事業の経営成績

	○年○月期 （百万円）
売上高	XXX,XXX
売上総利益	XX,XXX
営業利益	X,XXX

(7) 分割する資産、負債の状況（○年○月○日現在）

資産	金額（百万円）	負債	金額（百万円）
流動資産	X,XXX	流動負債	X,XXX
固定資産	XX,XXX	固定負債	XX,XXX
合計	XX,XXX	合計	XX,XXX

(8) △△株式会社の概要

代 表 者　取締役社長　○○　○○
住　　所　東京都○○区××町 X－X－X
資 本 金　XXX 百万円（○年○月○日現在）
事業内容　……
業 績 等　○年○月期

売　上　高	X,XXX 百万円	資　産	X,XXX 百万円
経 常 利 益	XXX　〃	負　債	X,XXX　〃
当 期 純 利 益	XX　〃	純 資 産	XXX　〃

MEMO

記載事例（役員候補者を指名する権利について合意する契約を株主との間に締結している場合）

5【重要な契約等】

当社は、当社の株主である○○株式会社との間で、当社の役員候補者を指名する権利を有する旨の合意に関する契約を締結している。

契約に関する内容等は次のとおりである。

(1) 契約の概要

契約締結日	相手先の名称	相手先の住所	合意の内容
○年○月○日	○○株式会社	東京都○○区○○XX-XX	…… …… ……。

(2) 合意の目的

……
……
……。

(3) 取締役会における検討状況その他の当社における合意に係る意思決定に至る過程

……
……
……。

(4) 合意が当社の企業統治に及ぼす影響

……
……
……。

＜第二号様式記載上の注意＞

(33) 重要な契約等

a～e （略）

f 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の 2 第 1 項に規定する完全親会社をいう。）を除く。g において同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下 f において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 提出会社が第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第 20 号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。以下 h において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第 13 号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第 5 号に規定する純資産額）の 100 分の 10 以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているものを除く。以下 h において同じ。）又は社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行しているものを除く。以下 h において同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所

MEMO

において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ 連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ⅱ 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅲ 金銭消費貸借契約の相手方の属性

ⅳ 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

ⅴ これらの特約の内容

(b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ 連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ⅱ 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅲ 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

ⅳ これらの特約の内容

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度 → 当連結会計年度

・最近事業年度 → 当事業年度

〔開示ガイドライン〕

（様式上の項目記載）

5－6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。

5－17 開示府令第二号様式記載上の注意(33)a に規定する「その他の重要な契約」に該当するか否かの判断に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

① 当該契約の締結が、会社法第 362 条第 4 項に規定する取締役会の決議事項に相当する場合

② 当該契約の締結によって、契約の相手先に対する事業上の依存度が著しく大きくなる場合（例えば、原材料の供給・製品の販売等に係る包括的契約、一手販売・一手仕入契約等）

③ 当該契約の締結相手によって、著しく事業上の拘束を受ける場合（例えば、営業地域の制限を伴うフランチャイズ契約、ライセンス契約等）

④ 当該契約の締結が、重要な資産の管理、処分（譲渡、取得、賃貸借等）に該当する場合（例えば、重要な固定資産の譲渡（取得）又は、多額の出捐、債務負担を伴う場合（例えば、規模の大きい共同出資事業契約等））

5－17－2 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 及び第 20 号に規定する「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定融資枠契約は含まれないことに留意する。

5－17－3 特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産以外の資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、当該金銭消費貸借契約の元本額が開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 及び第 20 号に規定する基準を上回るものであっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして想定される損失の額が当該基準を下回ることが明らかである場合には、前各号の臨時報告書の提出は要しないものとする。

なお、第二号様式記載上の注意(33)h の記載についても同様とする。

5－17－4 開示府令第 19 条第 2 項第 12 号の 4 イ(4)及びロ(3)並びに第 20 号イ(5)及びロ(4)に規定する「財務上の特約の内容」並びに第二号様式記載上の注意(33)h(a)v 及び(b)ivに規定する「これらの特約の内容」を記載するに当たっては、投資者の投資判断に対する重要性に応じ、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも可能であることに留意する。

MEMO

5－17－5　金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が採られないことが決定されたことをもって開示府令第19条第2項第12号の5及び第21号に規定する「財務上の特約に定める事由の発生」に該当することとし、財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった時点では、臨時報告書の提出は不要であることに留意する。

ただし、このような場合であっても、当該金銭消費貸借契約又は社債について財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができなかった場合には、その後に提出される有価証券報告書において、その旨及び期限の利益を喪失させない措置が採られたことを記載することが考えられる。

5－17－6　開示府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3並びに第二号様式記載上の注意(33)f及びgに規定する「重要性の乏しいもの」とは、当該契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮して判断することとし、例えば、次のような場合をいう。

① 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方以外の株主が少数特定であり、かつ、その全ての株主が当該合意の内容を把握しているなどの少数株主を保護する必要性が乏しい場合

② 提出会社の株主と当該会社との間の合意について、当該合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合

③ 提出会社の株主と当該会社との間の合意が、当該会社のガバナンスとは無関係なものである場合（例えば、提出会社の株主と当該会社との間でライセンス契約が締結された場合に、当該契約中に、当該会社の一定の行為について当該株主の合意を必要とする条項が含まれている場合等）

④ 開示府令第19条第2項第12号の3に規定する合意又は第二号様式記載上の注意(33)g(a)から(d)までに掲げる合意が、法第166条第1項に規定する業務等に関する重要事実又は第167条第1項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実（以下「未公表の重要事実」という。）に関連して締結されたものであって、これらの合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合

5－17－7　開示府令第二号様式記載上の注意(33)hに規定する「同種の特約」とは、基準となる財務指標及びその値が同一であるものをいい、貸し手の異同を問わないものとする。ただし、基準となる財務指標又はその値が異なる場合であっても、その差異の内容及び程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことができることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 合併等の時期が連結会計年度末後（事業年度末後）である場合には、連結財務諸表（財務諸表）における「重要な後発事象」との関係がでてきます。「重要な後発事象」は会計監査の対象となる重要な事項であるため、このような場合は、「重要な後発事象」に重点をおいて記載し、本欄では「詳細は、『第5　経理の状況　1 連結財務諸表等（2 財務諸表等）』の重要な後発事象を参照。」等の記載方法も考えられます。

② 一定の規模を超えた合併、事業の譲渡又は譲受け、株式交換、株式移転、会社分割等については、臨時報告書の提出も必要となりますのでご留意ください。

③ 「重要な契約等」について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいとされています。

④ 合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、分割が行われる場合や事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等が行われる場合において、重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとなります。なお、「ローン契約と社債に付される財務上の特約」についての開示では、提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結している金銭消費貸借契約又は発行している社債は記載対象から除かれています。

⑤ 「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び「ローン契約と社債に付される財務上の特約」について開示が求められていますが、当該開示対象となる合意は、法的拘束力を有するものに限られると考えられます。また、口頭の合意であったとしても、当該合意が法的拘束力を有する場合には、開示の対象になると考えられます。

6【研究開発活動】

記載事例

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、

。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、XX,XXX 百万円である。この中にはグループ外部からの受託研究に係る費用 X,XXX 百万円が含まれている。

。

(1) ○○

主に○○株式会社及び株式会社△△が中心となって、

。

(2) ××

。

(3) △△

。

(4) □□

。

(5) その他

。

（記載上の注意）

（14） 研究開発活動

第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（34） 研究開発活動

最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等。(35)及び(59)h において同じ。）における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度等　→　当連結会計年度

・最近事業年度等　　→　当事業年度

作成にあたってのポイント

① 研究開発活動の状況及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載することとされていますが、研究開発活動の状況及び研究開発費の金額を特定のセグメントに関連付けられない場合には、その旨（内容、金額）を明らかにすることが適当と考えられます。

② 研究開発活動の状況及び研究開発費には、グループ以外からの受託研究等も含めて記載することは差し支えないと考えられます。ただし、その場合には、連結財務諸表において注記された金額の内容と異なることになりますので、その旨（内容、金額）を明らかにすることが適当と考えられます。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

記載事例

１【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では「成長分野への経営資源の集中」を基本戦略とし、当連結会計年度は○○○○を中心に全体で XXX 百万円の設備投資を実施した。

---。

また、当連結会計年度において、○○○○のリストラの一環として、次の主要な設備を売却した。その内容は以下のとおりである。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 （百万円）
○○○社 ○○工場	○県○市	○○○○○○	○年○月	XXX
～～～～	～～～～	～～～～～～～～	～～～～～～～	～～～～～～～～

記載事例（無形固定資産への投資を含めて記載する場合）

○○○○においては、プロバイダー・サービスの充実のため、また、契約先の製品をインターネットを通じて販売するサービスを開始するため、主にソフトウェアのために XXX 百万円の投資を行った。

〔第三号様式〕

第3【設備の状況】
1【設備投資等の概要】
2【主要な設備の状況】
3【設備の新設、除却等の計画】

（記載上の注意）
(15) 設備投資等の概要
第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
(35) 設備投資等の概要
最近連結会計年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額をセグメント情報に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。
また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額をセグメント情報に関連付けて記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近連結会計年度等 → 当連結会計年度

作成にあたってのポイント
① 「設備投資等の概要」においては、設備投資の目的、内容及び投資金額について、また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を、セグメント情報に関連付けて記載することとされています。
② 有形固定資産のほか、無形固定資産、長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときは、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすることとされています。
例えば、情報処理事業等においてソフトウェアへの投資が中心である場合には、無形固定資産への投資の目的、内容及び投資金額を記載し、その旨を明らかにすることが必要となります。
なお、この取扱いは、次の「2 主要な設備の状況」及び「3 設備の新設、除却等の計画」においても同様となりますのでご留意ください。

2【主要な設備の状況】

記載事例

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社　　○年3月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	リース資産	その他	合計	
○工場（○県○市）（注2）（注3）	○○○○	○○○	XXX	XXX	XXX（XXX）〔XXX〕	XXX	XXX	XXX	XXX〔XXX〕
～～～～～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～

(2) 国内子会社　　○年3月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	リース資産	その他	合計	
～～	～～～～～	～～～～	～～	～～～	～～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～	～～～

(3) 在外子会社　　○年3月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	リース資産	その他	合計	
～～	～～～～～	～～～～	～～	～～～～	～～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～	～～～

(注)1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計である。

2. 貸与中の土地XXX百万円（XXX千㎡）、建物XXX百万円を含んでおり、関連会社である㈱○○物流に貸与されている。

3. 土地及び建物の一部を賃借している。年間賃借料はXXX百万円である。賃借している土地の面積については、〔　〕で外書きしている。

4. 現在休止中の主要な設備はない。

5. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがある。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	従業員数（人）	土地の面積（千㎡）	賃借料又はリース料（百万円）
○○○○	○○工場（○県○市）	○○○○○	○○○○○○	XXX〔XX〕	XXX	年間賃借料XXX
～～～～	～～～～～	～～～～～～	～～～～～～～	～～～～	～～～～～～	～～～～～～

6. 従業員数の〔　〕は、臨時従業員数を外書きしている。

（記載上の注意）

（16） 主要な設備の状況

第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（36） 主要な設備の状況

a 最近連結会計年度末（(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在）における主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下 a において同じ。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示した上で、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61)ただし書の規定により中間連結貸借対照表（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間において、主要な設備が次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当することとなったときは、当該(a)又は(b)に定める内容を記載すること。

（a） 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合　その内容

（b） 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合　その内容

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合にあっては、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、a に準じて記載すること。

また、(68)ただし書の規定により中間貸借対照表（法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものに限る。）を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における主要な設備について、a に準じて記載すること。

c 主要な設備のうちに、連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者。以下 c において同じ。）から賃借している設備若しくは連結会社以外の者へ賃貸している設備がある場合又は生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止がある場合（生産能力に 100 分の 10 以上の影響を及ぼす場合をいう。）には、その内容を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度末　→　当連結会計年度末

・最近事業年度末　　→　当事業年度末

〔開示ガイドライン〕

5－18　開示府令第二号様式記載上の注意(36)a に規定する「所在地」の記載に当たっては、市区町村までの記載で差し支えないことに留意する。

5－19　開示府令第二号様式記載上の注意(36)b 及び c に規定する「主要な設備（賃借しているものを含む。）」及び「賃借している設備」には、リース資産又は使用権資産を含むことに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「主要な設備の状況」においては、「主要な設備」について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す）及び従業員数をセグメント情報に関連付けて記載することとなります。「主要な設備」に関する重要性については、設備の規模、業績への貢献度及び将来性等を総合的に考慮して判断することが適当と考えられます。

なお、セグメントごとに提出会社、国内子会社、在外子会社の別に記載することも考えられます。

② 「主要な設備の状況」の記載にあたっては、製造業以外の業種にあっては、例えば、帳簿価額の欄において「ソフトウェア」を設けるなど、会社の業種の特性に応じた記載を行うことができると考えられます。また、会社の規模等によっては、全体の設備状況をセグメント別に記載し、主要な設備（本社、工場、研究所等）の記載についてはかなり限定的に記載する方法も考えられます。

③ 類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別にまとめて記載することができるとされています。

④ 「主要な設備」の記載の対象には、連結会社以外の者から賃借しているもの（リース資産を含む。）が含まれますのでご留意ください。この場合、賃貸借処理されているものについては帳簿価額の代わりに、年間賃借料（リース料）等を記載することが適当と考えられます。

また、「従業員数」の記載について、臨時従業員が相当数以上いる場合の取扱いについては、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等（2）従業員の状況」と同じ取扱いとすることが望ましいと考えられます。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、使用権資産を区分して記載している場合）

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社　　○年3月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	使用権資産（面積千㎡）	その他	合計	
○工場（○県○市）（注2）（注3）	○○○○	○○○	XXX	XXX	XXX（XXX）	XXX（XXX）	XXX	XXX	XXX〔XXX〕
～～～～～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～	～～～

(2) 国内子会社　　○年3月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	使用権資産（面積千㎡）	その他	合計	
～～	～～～～～	～～～～	～～	～～～	～～～～	～～～～	～～～～	～～～	～～	～～～

(3) 在外子会社　　○年3月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数(人)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積千㎡）	使用権資産（面積千㎡）	その他	合計	
～～	～～～～～	～～～～	～～	～～～～	～～～～	～～～～	～～～～	～～～	～～	～～～

(注)1.（略）

2.（略）

3. 使用権資産のうち土地については、土地の面積を使用権資産の(　)内に記載している。

4.（略）

5. 従業員数の〔　〕は、臨時従業員数を外書きしている。

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

① 「主要な設備の状況」においては、「主要な設備」について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す）及び従業員数をセグメント情報に関連付けて記載することとなります。「主要な設備」に関する重要性については、設備の規模、業績への貢献度及び将来性等を総合的に考慮して判断することが適当と考えられます。

なお、セグメントごとに提出会社、国内子会社、在外子会社の別に記載することも考えられます。

② 「主要な設備の状況」の記載にあたっては、製造業以外の業種にあっては、例えば、帳簿価額の欄において「ソフトウェア」を設けるなど、会社の業種の特性に応じた記載を行うことができると考えられます。また、会社の規模等によっては、全体の設備状況をセグメント別に記載し、主要な設備（本社、工場、研究所等）の記載についてはかなり限定的に記載する方法も考えられます。

③ 類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別にまとめて記載することができるとされています。

④ 「主要な設備」の記載の対象には、連結会社以外の者から賃借しているもの（使用権資産を含む。）が含まれますのでご留意ください。

また、「従業員数」の記載について、臨時従業員が相当数以上いる場合の取扱いについては、「第 4 提出会社の状況 5 従業員の状況等（2）従業員の状況」と同じ取扱いとすることが望ましいと考えられます。

3【設備の新設、除却等の計画】

記載事例

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資については、……。

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等に係る投資予定金額は、XXX 百万円であるが、その所要資金については、……。

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりである。

(1) 新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
○○会社 ○○工場	○県○市	○○○○	○○○○○○	XXX	XXX	○○○○	○○○	○○○	○○○○
～～～～～	～～～～	～～～～	～～～～～～	～～～～	～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～～

(2) 改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了	
～～～～～	～～～～	～～～～	～～～～～～	～～～～	～～～	～～～～	～～～	～～～	～～～～

(3) 売却

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額（百万円）	売却の予定時期	売却による減少能力
～～～～～	～～～～	～～～～～～	～～～～～～～	～～～～～～	～～～～～～～	～～～～～～～～～

（記載上の注意）

（17） 設備の新設、除却等の計画

第二号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（37） 設備の新設、除却等の計画

最近日現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、セグメント情報に関連付けて記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

作成にあたってのポイント

① 「設備の新設、除却等の計画」については、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画」を、セグメント情報に関連付けて記載することとされています。

② 事業所別等個別に設備計画を決めず、セグメント別に大枠のみを決めているような場合には、セグメントごとの金額を記載し、内容等については、文章により補足することが考えられます。

③ 記載事項として、設備の内容、投資予定金額、資金調達方法等が掲げられていますが、これらは例示事項であり、企業規模等によってはより適切な記載事項、記載方法を工夫して開示することも考えられます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記載事例

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	XXX,XXX,XXX
計	XXX,XXX,XXX

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （○年3月31日）	提出日現在発行数（株） （○年6月○日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通 株式	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	東京証券取引所 プライム市場 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	－	－

（注） 提出日現在発行数には、○年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

記載事例（発行可能株式総数が増加する場合）

（注） ○年 6 月○日の取締役会において、○年○月○日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は XXX,XXX,XXX 株増加し、XXX,XXX,XXX 株となった。

〔第三号様式〕

第4【提出会社の状況】
1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】
①【株式の総数】　（様式省略）
②【発行済株式】　（様式省略）
(2)【新株予約権等の状況】
①【ストックオプション制度の内容】
②【ライツプランの内容】
③【その他の新株予約権等の状況】
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】　（様式省略）
(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】　（様式省略）
(5)【所有者別状況】　（様式省略）
(6)【大株主の状況】　（様式省略）
(7)【議決権の状況】
①【発行済株式】　（様式省略）
②【自己株式等】　（様式省略）
(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】
2【自己株式の取得等の状況】
【株式の種類等】＿＿＿＿＿＿＿＿
(1)【株主総会決議による取得の状況】　（様式省略）
(2)【取締役会決議による取得の状況】　（様式省略）
(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】　（様式省略）
3【配当政策】
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】
(2)【役員の状況】　（様式省略）
(3)【監査の状況】
(4)【役員の報酬等】
(5)【株式の保有状況】
5【従業員の状況等】
(1)【人材戦略に関する基本方針等】
(2)【従業員の状況】

〔開示府令〕
（臨時報告書の記載内容等）
第19条　（略）
2～7　（略）
8　第2項第1号に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とは、会社法第2条第18号に規定する取得請求権付株式に係る株券若しくは法第2条第1項第17号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この項及び次項において「取得請求権付株券等」という。）であって、当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数又は当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額が、当該取得請求権付株券等が発行された後の一定の日又は一定の期間における当該取得請求権付株券等の発行者の株券の価格（法第67条の19又は第130条に規定する最終の価格、当該最終の価格を利用して算出される平均価格その他これらに準ずる価格をいう。）を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。
9　取得請求権付株券等と密接な関係を有するデリバティブ取引その他の取引の内容を当該取得請求権付株券等の内容と一体のものとみなした場合において、当該取得請求権付株券等が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（前項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）と同じ性質を有することとなるときは、当該取得請求権付株券等を行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなして、この府令の規定を適用する。
10、11　（略）

記載事例（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合）

1【株式等の状況】
(1)【株式の総数等】
①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	XXX,XXX,XXX
A種優先株式	XXX,XXX,XXX
計	XXX,XXX,XXX

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （○年3月31日）	提出日現在発行数（株） （○年6月○日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	東京証券取引所 プライム市場 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
A種優先株式（当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。）	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	－	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 ・…… ・…… ・…… ・…… 単元株式数 XXX株 優先株式の内容 ・…… ・…… ・……
計	XXX,XXX,XXX	XXX,XXX,XXX	－	－

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。
・権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、……。
・株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容は、……。
・株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容は、……。
・その他投資者の保護を図るため、……。
2. 提出日現在発行数には、○年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

（記載上の注意）

(18) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「事業年度末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式（以下「2 以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下g及び(23)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i （略）

j 相互会社にあっては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」までにおいて同じ。(39－3)により第二号様式記載上の注意(58－3)に基づき同様式記載上の注意(46)a(a)から(c)までに掲げる事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載した場合についても同様とする。）。

MEMO

〔開示ガイドライン〕

法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）

5－7－2　有価証券届出書の様式中「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄の記載に当たっては、次に掲げる事項を分かりやすく、かつ、簡潔に記載するものとする。

なお、開示府令第19条第9項に基づき行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなされる取得請求権付株券等である場合は、当該取得請求権付株券等の内容と同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を一体として当該取得請求権付株券等の内容であるものとみなして記載すること。

① 株価（株価を利用して算出される平均価格その他これらに準ずるものを含む。以下同じ。）の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数（以下「割当株式数」という。）が増加し、又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等による資金調達の額（以下「資金調達額」という。）が減少するものである場合はその旨

② 割当株式数又は当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に際して支払われるべき金銭その他の財産の価額（以下「行使価額等」という。）の修正基準（株価を基準とするものに限る。）及びその修正頻度

③ 行使価額等の下限、割当株式数の上限（発行済株式総数に対する割合を含む。）及び資金調達額の下限（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が新株予約権証券である場合は、当該新株予約権証券に係る新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限及び新株予約権が行使されない可能性がある旨）並びにこれらが定められていない場合はその旨及びその理由

④ 提出会社の決定による当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の全額の繰上償還又は全部の取得を可能とする旨の条項の有無

この場合、①から④までの全部又は一部が当該有価証券届出書の他の箇所に記載されている場合であっても記載を要することに留意する。

5－7－3　5－7－2は、有価証券届出書の様式中「新規発行株式」の「内容」の欄、「発行済株式」の「内容」の欄又は「新株予約権等の状況」の欄に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する場合に準用する。

（本邦以外の金融商品取引所）

5－13　有価証券届出書の様式中発行済株式の「上場金融商品取引所」の欄の記載に当たっては、本邦以外の地域の金融商品取引所も含まれることに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載することとされており、会社が、会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載することとされています。また、単元株制度を採用していない会社の場合には、「内容」の欄にその旨を記載することが適当と考えられます。

② 会社が2以上の種類の株式を発行している場合、「内容」の欄には、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載することとされています。また、以下、「提出会社の状況」において、当該株式の種類ごとに関連する事項について開示することが求められている項目がありますのでご留意ください。

③ 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する取得請求権付株式を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載し、「内容」の欄の冒頭に当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載し、更に記載上の注意(18)e(a)～(e)に掲げる事項の欄外注記を行うこととされています。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する取得請求権付株式を複数発行している場合、当該欄外注記は対象となる種類株式ごとに行うことになります。

④ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質が「内容」の欄に記載しきれない場合には、注書きで欄外に記載することも可能です。この場合には「内容」の欄の冒頭に「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」といったタイトルを記載し、注書きすること等が考えられます。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

記載事例（会社法に基づくストックオプション制度を採用している場合）

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　○○ 当社勤続××年以上の管理職　　○○ 子会社△△△株式会社の取締役　○○
新株予約権の数（個）　※	XXX　[XXX]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　XXX,XXX　[XXX,XXX]
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	XXX
新株予約権の行使期間　※	自　○年○月○日～至　○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　XXX 資本組入額　　XXX
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	―

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

記載事例（ストックオプション制度の内容を「第 5　経理の状況　1　連結財務諸表等　注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載している場合）

①【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第 5　経理の状況　1　連結財務諸表等　注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載している。

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載している場合）

①【ストックオプション制度の内容】

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容については、「5　従業員の状況等　(2)　従業員の状況」に記載している。

（記載上の注意）

(19) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(39) ストックオプション制度の内容

a 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日並びに付与対象者の区分及び人数を決議ごとに記載し、当該決議がされていない場合には、該当ない旨を記載すること。

b 当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、最近事業年度の末日における当該新株予約権に係る次に掲げる事項を記載すること。

なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、届出書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

(a) 新株予約権の数

(b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(c) 新株予約権の行使時の払込金額

(d) 新株予約権の行使期間

(e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(f) 新株予約権の行使の条件

(g) 新株予約権の譲渡に関する事項

(h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。）

(i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。(41)cにおいて「商法等改正整備法」という。）第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、bに準じて記載すること。

d 会社法第236条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。

e aからdまでにより記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。

f 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合であって、aからdまでにより記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

記載事例（内容が類似した複数のストックオプションを集約して記載する場合）

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	○年○月○日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　○○ 当社勤続××年以上の管理職　○○ 子会社△△△株式会社の取締役　○○	当社取締役　○○ 当社勤続××年以上の管理職　○○ 子会社△△△株式会社の取締役　○○
新株予約権の数（個）※	XXX [XXX]	XXX [XXX]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 XXX,XXX [XXX,XXX]	普通株式 XXX,XXX [XXX,XXX]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	XXX	XXX
新株予約権の行使期間 ※	自　○年○月○日 至　○年○月○日	自　○年○月○日 至　○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　XXX 資本組入額　XXX	発行価格　XXX 資本組入額　XXX
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 。	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―	

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

記載事例（ストックオプション制度がない場合）

①【ストックオプション制度の内容】
該当事項はない。

作成にあたってのポイント

① 第二号様式記載上の注意(39)a に掲げる事項については、決議日時点の内容を記載することが考えられます。なお、当該事項については、当事業年度の末日後から報告書提出日までの間に取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合においても記載することが考えられます。

② 取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、当事業年度の末日における第二号様式記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項を記載することとされています。なお、当該決議により新株予約権証券を付与している場合には、報告書提出日の属する月の前月末現在における当該事項を併せて記載することとされています。

なお、当事業年度の末日後から報告書提出日の属する月の前月末までの間に新株予約権証券を付与している場合は、第二号様式記載上の注意(39)b(a)から(i)までに掲げる事項について、報告書提出日の属する月の前月末現在における内容を記載することが考えられ、報告書提出日の属する月の前月末後から報告書提出日までの間に新株予約権証券を付与している場合には、付与した時点の内容を記載することが望ましいと考えられます。

③ 内容が類似した複数のストックオプションを発行している場合には、決議ごとに記載する方法のほかに、内容が類似した複数のストックオプション制度を集約して記載する方法も考えられます。

④ 第二号様式記載上の注意(39)b(b)における「内容」とは、117 頁記載の記載上の注意(18)d に規定されているものと同様であると考えられますが、単元株式数の記載については任意と解されています。なお、143 頁の議決権の状況（記載上の注意(26)b～f）についても、同様と考えられます。

⑤ 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載することとされていますのでご留意ください。

⑥ 「ストックオプション制度の内容」において記載すべき事項の全部又は一部を「第 5 経理の状況」のうちストック・オプションに係る注記において記載した場合には、「① ストックオプション制度の内容」にその旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができるとされています。

⑦ 使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合であって、「ストックオプション制度の内容」において記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載した場合には、その旨を記載することによって、当項目におけるこれらの事項の記載を省略することができるとされています。

⑧ 「ストックオプション制度の内容」については、決議がされていない場合には、該当のない旨を記載することとなりますのでご留意ください。

②【ライツプランの内容】

記載事例

②【ライツプランの内容】

当社は、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している。当該新株予約権の内容は、以下のとおりである。

決議年月日	○年○月○日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数（個）	X,XXX ［X,XXX］
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　X,XXX ［X,XXX］
新株予約権の行使時の払込金額（円）	X,XXX
新株予約権の行使期間	自　○年○月○日 至　○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　XXX 資本組入額　　XXX
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―
取得条項に関する事項	（注）2
信託の設定の状況	（注）3

※　当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

（注）1.　新株予約権者は、……。

2.　取得条項に関する事項として、……。

3.　信託の設定の状況は、……。

記載事例（ライツプランを実施していない場合）

②【ライツプランの内容】

該当事項はない。

（記載上の注意）

(20) ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(39) ストックオプション制度の内容

a （略）

b （略）

(a) 新株予約権の数

(b) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(c) 新株予約権の行使時の払込金額

(d) 新株予約権の行使期間

(e) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(f) 新株予約権の行使の条件

(g) 新株予約権の譲渡に関する事項

(h) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第236条第1項第8号に規定する事項をいう。）

(i) 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。(41)cにおいて「商法等改正整備法」という。）第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、bに準じて記載すること。

d 会社法第236条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。

e、f （略）

(40) ライツプランの内容

a 基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39)b(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

b aに掲げるもののほか、(39)c及びdに準じて記載すること。

作成にあたってのポイント

① いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載することとされています。

② 「ライツプランの内容」は、事業年度末日現在において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合に記載するものと考えられますが、その後の決議により当該新株予約権が付与され、その内容に重要性がある場合には、制度の趣旨から考えて、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられます。

③ ライツプランに該当する新株予約権を複数回発行している場合には、決議ごとに記載する方法のほかに、内容が類似した複数の新株予約権を集約して記載する方法が考えられます。

④ 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載することとされていますので、ご留意ください。

⑤ 「ライツプランの内容」については、未発行の場合には、該当のない旨を記載することとなりますのでご留意ください。いわゆる事前警告型の買収防衛策については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載することになる点にご留意ください。

③【その他の新株予約権等の状況】

記載事例（会社法に基づく新株予約権を発行している場合）

③【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行している。

決議年月日	○年○月○日
新株予約権の数（個）※	XXX ［XXX］
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式　XXX,XXX ［XXX,XXX］
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	XXX
新株予約権の行使期間 ※	○年○月○日～○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　XXX 資本組入額　　XXX
新株予約権の行使の条件 ※	権利行使時において、……。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	……。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

記載事例（その他の新株予約権等を発行していない場合）

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はない。

（記載上の注意）

(21)　その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(41)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(38)　株式の総数等

a～d　（略）

e　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　第 19 条第 9 項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c)　提出者の株券の売買（令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d)　提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

f～j　（略）

(39)　ストックオプション制度の内容

a　（略）

b　（略）

(a)　新株予約権の数

(b)　新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(c)　新株予約権の行使時の払込金額

(d)　新株予約権の行使期間

(e)　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(f)　新株予約権の行使の条件

(g)　新株予約権の譲渡に関する事項

(h)　組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。）

(i)　金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額

c　（略）

d　会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、同一内容の新株予約権ごとに記載すること。

e、f　（略）

(41)　その他の新株予約権等の状況

a　「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」及び「② ライツプランの内容」に記載した新株予約権以外の新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る(39)b(a)から(i)までに掲げる事項及び新株予約権のうち自己新株予約権の数を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

b　その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c　商法等改正整備法第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(42)b において「旧転換社債等」と

記載事例（会社法に基づく新株予約権付社債を発行している場合）

③【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行している。

決議年月日	○年○月○日
新株予約権の数（個）※	XXX ［XXX］
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式　XXX,XXX［XXX,XXX］
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	XXX
新株予約権の行使期間 ※	○年○月○日～○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格　　XXX 資本組入額　　XXX
新株予約権の行使の条件 ※	―
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	……。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	……。
新株予約権付社債の残高（百万円） ※	X,XXX ［X,XXX］

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

記載事例（平成 13 年改正旧商法に基づき新株予約権を発行している場合）

③【その他の新株予約権等の状況】

当社は、平成 13 年改正旧商法に基づき新株予約権を発行している。

決議年月日	○年○月○日
新株予約権の数（個）※	XXX ［XXX］
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　XXX,XXX ［XXX,XXX］
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	XXX
新株予約権の行使期間 ※	○年○月○日～○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　XXX 資本組入額　　XXX
新株予約権の行使の条件 ※	権利行使時において、……。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	……。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	―

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

いう。）を発行している場合には、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高並びに新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。

d　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(38)e(a)から(e)までに掲げる事項を記載すること。

e　a から d までに掲げるもののほか、(39)d に準じて記載すること。

〔開示ガイドライン〕

（同様の内容の記載）

5－14　投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 新株予約権を複数回発行している場合には、例えば、決議ごとに記載する方法のほかに、内容が類似した複数の新株予約権を集約して記載する方法が考えられます。

② 「その他の新株予約権等の状況」については、新株予約権等を未発行の場合には、該当のない旨を記載することとなりますのでご留意ください。

③ 金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載することとされていますので、ご留意ください。

④ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合に必要となる記載内容は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である旨、その特質及び第二号様式記載上の注意(38)e(a)～(e)までに掲げる事項になります。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事例

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (○年10月1日から ○年3月31日まで)	第○○期 (○年4月1日から ○年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数　(個)	XXX	XXX
当該期間の権利行使に係る交付株式数　(株)	XXX	XXX
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等　(円)	X,XXX	X,XXX
当該期間の権利行使に係る資金調達額　(百万円)	X,XXX	X,XXX
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計　(個)	―	X,XXX
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数　(株)	―	X,XXX
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等　(円)	―	X,XXX
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額　(百万円)	―	XX,XXX

記載事例(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行していない場合)

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

（記載上の注意）

(22) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

c 「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

作成にあたってのポイント

① 権利行使により資金調達が行われない取得請求権付株式型及び新株予約権付社債型の場合は、「資金調達額」の各欄は「－」表示になると考えられます。

② 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」については、様式上の記載項目とされていることから、該当がない場合でも項目自体は省略せず、該当のない旨を記載することとなりますのでご留意ください。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
○年4月1日～○年3月31日（注1）	XX,XXX	XXX,XXX	X,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
～～～～～～～～～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～
○年4月1日（注2）	XX,XXX	XXX,XXX	X,XXX	XX,XXX	XXX	XX,XXX
～～～～～～～～～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～
～～～～～～～～～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～
○年4月1日～○年3月31日（注3）	X,XXX	XXX,XXX	XXX	X,XXX	XXX	XX,XXX

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加である。
2. ㈱○○電機との合併（合併比率1:0.X）に伴うものである。
3. 新株予約権の行使による増加である。なお、○年4月1日から○年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数がXXX千株、資本金及び資本準備金がそれぞれXX百万円増加している。

記載事例（資本準備金を取崩し、その他資本剰余金へ振り替えた場合）

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
○年8月1日（注）	－	XXX,XXX	－	XXX,XXX	△X,XXX	XX,XXX

（注）会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものである。

記載事例（当事業年度の末日後、有価証券報告書の提出日までに発行済株式総数が増減した場合）

（注）一般募集
○年5月○日を払込期日とする一般募集による増資により、発行済株式総数がX,XXX,XXX株、資本金及び資本準備金がそれぞれXXX百万円増加した。

株式分割
○年4月○日付をもって1株を1.XX株に株式分割し、XXX,XXX株が増加した。

（記載上の注意）

(23)　発行済株式総数、資本金等の推移

a　当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があった日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。b において同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（b において「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c　当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第 19 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

d　相互会社にあっては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金をいう。

〔企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 13 号）〕

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条　（略）

2～5　（略）

6　新開示府令第三号様式記載上の注意(23)b（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）並びに第七号様式記載上の注意(41)a 及び(42)b（いずれも事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、これらの規定を新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(25)b（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に事後交付型株式による株券の交付を行う場合における同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。

7～9　（略）

記載事例

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
○年○月○日（注 1）	X,XXX	XX,XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
○年○月○日（注 2）	X,XXX	XX,XXX	XXX	X,XXX	－	XXX
○年○月○日（注 3）	X,XXX	XX,XXX	XXX	X,XXX	△XXX	XXX

（注）1. 株主割当　：割当比率 1:0.X、発行株数 X,XXX 千株、発行価格 XX 円、資本組入額 XX 円
第三者割当：発行株数 X,XXX 千株、発行価格 XXX 円、資本組入額 XX 円
主な割当先　○○○㈱、○○○○㈱、○○○○㈱、他 XX 社

2. 一般募集　：発行株数 X,XXX 千株、発行価格 XXX 円、資本組入額 XXX 円

3. 資本準備金の資本組入れによるものである。なお、これに伴い、同日付で、○年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 1.X 株の割合をもって分割した。ただし、分割の結果生じる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配した。

MEMO

(5) 【所有者別状況】

記載事例

(5)【所有者別状況】

○年○月○日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	X	XX	XXX	XXX	XX	X	XX,XXX	XX,XXX	－
所有株式数（単元）	X	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX	XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
所有株式数の割合（%）	X.XX	XX.XX	X.XX	XX.XX	X.XX	X.XX	XX.XX	XXX.XX	－

（注）1. 自己株式XX,XXX株は、「個人その他」にXX単元、「単元未満株式の状況」にXX株含まれている。
なお、自己株式 XX,XXX 株は株主名簿上の株式数であり、○年○月○日現在の実質的な所有株式数は X,XXX 株である。

2.「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれX,XXX単元及びXX,XXX株含まれている。

（記載上の注意）

（24） 所有者別状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日（会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。(25)a及び(26)aにおいて同じ。）現在の「所有者別状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。

会社が2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

b　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c　「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。

d　「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

〔開示府令〕

（定義）

第1条　（略）

一～三十　（略）

三十一　イ～ハ　（略）

ニ　金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社

三十二～三十六　（略）

作成にあたってのポイント

金融商品取引業者について株主数等を記載することとされていますが、ここでは金商法に規定する金融商品取引業者のうち、同法に規定する有価証券関連業を行う者に限り記載することになります（開示府令第1条第31号ニ）。

（6）【大株主の状況】

記載事例

（6）【大株主の状況】

○年○月○日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
Ａ電機工業株式会社	東京都千代田区○○1 丁目 5 番 5 号	XX,XXX	XX.XX
株式会社Ｂ製鋼所	大阪府大阪市中央区○○5 丁目 15 番地	XX,XXX	X.XX
Ｃ生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区○○4 丁目 7 番地	XX,XXX	X.XX
Ｄ火災海上保険株式会社	東京都中央区○○5 丁目 3 番 16 号	X,XXX	X.XX
株式会社Ｅ興業	東京都新宿区○○○1 丁目 3 番 1 号	X,XXX	X.XX
Ｆ信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区○○5 丁目 22 番地	X,XXX	X.XX
Ｇ信託銀行株式会社	東京都中央区○○1 丁目 2 番 1 号	X,XXX	X.XX
Ｈ商事株式会社	東京都千代田区○○1 丁目 1 番 3 号	X,XXX	X.XX
Ｉﾊﾞﾝｸ ｴﾇｴｲ ﾛﾝﾄﾞﾝ （常任代理人○○○○）	○○○○,○○STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND （東京都中央区○○2 丁目 1 番 1 号）	X,XXX	X.XX
○○㈱従業員持株会	東京都港区赤坂○丁目○○番○○号	X,XXX	X.XX
計	－	XXX,XXX	XX.XX

（注）1．Ｆ信託銀行株式会社及びＧ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はＦ信託銀行株式会社 X,XXX 千株、Ｇ信託銀行株式会社 X,XXX 千株である。

2．前事業年度末では主要株主でなかったＡ電機工業株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっている。

3．Ｈ商事株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第 67 条第 1 項の規定により議決権を有していない。

4．株式会社Ｅ興業は、○年○月○日に株式会社Ｅコーポレーションに商号変更されている。

記載事例（株式会社証券保管振替機構名義の株式数が「大株主」の欄の 10 番目に掲げられている株主の所有数以上である場合）

（注）上記のほか、株式会社証券保管振替機構名義の株式が X,XXX 千株ある。

記載事例（大株主となる大量保有報告書が公衆の縦覧に供されたが、株主名簿と保有状況が大幅に相違しており、議決権行使の基準日現在で実質所有状況が確認できない場合）

（注）○年○月○日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社△△△が○年○月○日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として○年○月○日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住　所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社△△△	東京都港区赤坂○丁目○番○号	X,XXX	XX.XX

記載事例（信託銀行の信託業務に係る株式数を議決権行使の基準日現在で確認できない場合）

（注）1．○年○月○日現在における、○○信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数は、当社として把握することができない。

（記載上の注意）

（25） 大株主の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「大株主の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。

b　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

c　大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に 10 名程度について記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条第 1 項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

d　当事業年度において主要株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。

e　会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

（参考）

・会社法施行規則第 67 条（実質的に支配することが可能となる関係）（略）

・主要株主……金商法第 163 条第 1 項

自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の 100 分の 10 以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 大株主については、いわゆる実質主義によって 10 名程度を記載することとされていますが、例えば持株割合が同一の株主が第 10 位の順位に複数いるような場合には、10 名に限定されず 11 名、12 名を記載することが必要と考えられます。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までの記載で差し支えないものとされています。

② 外国人株主を記載する場合には、我が国の常任代理人についても記載を行うことが一般的に慣例化されています。また、外国人株主の氏名又は名称及び住所は、カタカナやローマ字等を用いて、正確に分かりやすく表示することが望ましいと思われます。

③ 議決権行使の基準日後、有価証券報告書の提出日までに商号変更等で株主の氏名又は名称が変更された場合、または住所に変更があった場合には、注記等によりその旨を記載することが適当と考えられます（138 頁の記載事例の注 4 参照)。

④ 当事業年度に主要株主の異動(主要株主であった者が主要株主でなくなること又は主要株主でなかった者が主要株主になること）があった場合には、その旨を注記する必要がありますが、主要株主の異動については、当該異動があったときに臨時報告書を提出する必要がありますので十分ご留意ください（開示府令第 19 条第 2 項第 4 号)。

⑤ 大量保有報告書等が EDINET により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合、その保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載することとされ、また、記載内容が大幅に相違しており、その確認ができない場合には、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記することとされています。

⑥ 信託銀行については、年金信託設定分、投資信託設定分等がそれぞれ大株主に該当する場合であっても、「大株主の状況」では、これら信託業務分を含んだ合計値で記載し、当該信託業務分は脚注で記載することが適当と考えられます。

また、退職給付信託分の株式についても同様の取扱いとなります。この場合、当該信託業務分の内訳を記載することは差し支えないものと考えられます。

なお、議決権行使の基準日現在における信託業務分の株式数を確認できない場合は、その旨を記載することが適当と考えられます。

⑦ 提出会社が保有する自己株式数については、注記することも妨げられないと考えられます。

（7）【議決権の状況】

記載事例

（7）【議決権の状況】

①　【発行済株式】　　○年○月○日現在

区　　分	株式数（株）	議決権の数（個）	内　　容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　X,XXX	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　XXX,XXX,XXX	XXX,XXX	―
単元未満株式	普通株式　X,XXX	―	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	XXX,XXX,XXX	―	―
総株主の議決権	―	XXX,XXX	―

（注）「完全議決権株式（その他）」欄には株式会社証券保管振替機構名義の株式がXXX,XXX株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数XXX個が含まれている。

②　【自己株式等】　　○年○月○日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
○○○株式会社	東京都港区赤坂○丁目○番○○号	X,XXX	－	X,XXX	X.XX
計	－	X,XXX	－	X,XXX	X.XX

（注）このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式がXX,XXX株ある。
なお、当該株式数は「① 発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の中に含まれている。

（記載上の注意）

(26) 議決権の状況

a　提出会社の株主総会又は種類株主総会における議決権行使の基準日現在の「議決権の状況」について記載すること。ただし、これにより難い場合にあっては、当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。

なお、各欄に記載すべき株式について、2 以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

b　「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。

c　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d において同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d　「議決権制限株式（その他）」の欄には、c に該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f　「完全議決権株式（その他）」の欄には、e に該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g　「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h　「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

i　（略）

〔開示ガイドライン〕

5－16　開示府令第二号様式記載上の注意(45)c に規定する「議決権制限株式（自己株式等）」及び同 e に規定する「完全議決権株式（自己株式等）」の記載に当たっては、株主名簿上の名義により形式的に自己株式等に該当するか否かを判断するのではなく、所有状況の実態に即して実質的に判断することに留意する。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 株式会社証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式がある場合には、左記の注記例のように、当該株式の数及び当該株式に係る議決権の数を注記することが考えられます。

② 「自己株式等」の表は、「発行済株式」の表に記載された「自己株式等」の内訳を記載することが適当であるとされていますので、単元未満株式を除く株式数により記載することが適当と考えられます。

記載事例（第三者割当等による取得者の株式等の移動状況：保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式について移動が行われた場合）

第三者割当等による取得者の株式等の移動状況

移　動 年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 （株）	価格 （単価） （円）	移動理由
○年7月2日	○○○○	東京都 ○○区	○○○○	○○○	東京都 ○○区	○○○○	X,XXX	－ （－）	役員就任による持株の引出し

記載事例（第三者割当等による取得者の株式等の移動状況：保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式について移動が行われなかった場合）

第三者割当増資により発行した株式について

○年○月○日第三者割当増資により発行した株式の取得者○○○株式会社に対しては、安定株主として×年以上保有する旨の了解を確認書にて得ている。当事業年度の開始日から提出日までの間に、当該株式につき○○○株式会社による株式の移動は行われていない。

（記載上の注意）

(26)　議決権の状況

a～h　（略）

i　当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

＜第二号の四様式記載上の注意＞

(24)　特別利害関係者等の株式等の移動状況

a　最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間において、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（金融商品取引業者が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（認可金融商品取引業協会が定める規則により当該認可金融商品取引業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。

b　「移動年月日」の欄には、株式等の移動があった年月日を記載すること。

c　「氏名又は名称」の欄には、法人である場合には、その代表者の氏名も記載すること。また、個人所有者（大株主等（所有株式数の多い順に10番目以内となる株主又は法第27条の23第1項若しくは第27条の26第4項の規定により大量保有報告書を提出することとなる者をいう。以下この様式において同じ。）を除く。）が提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者である場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

d　個人所有者の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。(25)b(c)及び(26)cにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。なお、個人所有者（大株主等を除く。）が次のいずれかに該当する場合には、当該個人所有者については記載を要しない。

(a)　提出会社又は関係会社の役員（第2条の7第1項第1号に規定する役員をいう。(25)b(c)並びに(26)c及びf(b)において同じ。）若しくは会計参与又はこれらの者であった者

(b)　提出会社又は関係会社の使用人又は使用人であった者

e　「提出会社との関係等」の欄には、移動前所有者又は移動後所有者が特別利害関係者等に該当する場合にはその旨及びその内容（例えば、「当社の役員」、「当社の役員の配偶者」、「当社の子会社」、「当社の株主で上位10名の者」、「当社の資本的関係会社」、「金融商品取引業者」）を、特別利害関係者等でない場合であって提出会社との関係があるときはその旨及びその内容（例えば、「当社の従業員」、「当社の役員・従業員持株会」、「当社の取引先」）を記載すること。

f　「価格（単価）」の欄には、1株当たりの株価を内書きすること。また、贈与等により無償で移動した場合には、その旨を記載すること。

g　「移動理由」の欄には、株式等の移動を行った場合には、その理由について記載すること。

h　欄外には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。

i　以下の事項について簡単に注記すること。

(a)　特別利害関係者等の株式等の移動に関する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等

(b)　特別利害関係者等の範囲

j　協同組織金融機関が優先出資証券を発行する場合には、当該記載は要しない。

(25)　第三者割当等の概況

a、b　（略）

c　取得者の株式等の移動状況

(a)　最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。）の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合（新株予約権の行使を含む。）には、(24)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b)　最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該株式の割当てを受ける権利の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(24)に準じて記載すること。

(c)　(a)及び(b)については、「第四部　株式公開情報」の「第1　特別利害関係者等の株式等の移動状況」において記載したものについては、記載を要しない。

MEMO

〔開示ガイドライン〕

24－8　開示府令第三号様式記載上の注意(26)ｉに規定する「保有期間等に関する確約」とは、株式公開前の第三者割当等による株式等の発行に関して、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則等により、当該取得者が当該株式等を公開後一定期間保有すること等についての確約をいうことに留意する。

24－9　開示府令第三号様式記載上の注意(26)ｉの記載に当たっては、当該取得者による株式の移動が行われなかった場合にも、その旨記載することに留意する。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

記載事例（役員・従業員株式所有制度を導入している場合）

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、……を目的として、……を導入している。

当該制度では、……。

2. 役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

X,XXX 千株

3. 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

……。

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しており、当該制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載している場合）

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度については、「5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」に記載している。

（記載上の注意）

（27） 役員・従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意(46)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（46） 役員・従業員株式所有制度の内容

a　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第1項第7号の2イ（1）に規定する対象従業員を含む。c 及び(58－3)g において同じ。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下(46)において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下（46）及び(58－3)gにおいて「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の(a)から(c)までに掲げる事項を具体的に記載すること。

（a） 当該役員・従業員株式所有制度の概要（例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

（b） 役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

（c） 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b　提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

c　使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、a(a)から(c)までに掲げる事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載しているときは、その旨を記載することによって、本項目におけるこれらの事項の記載を省略することができる。

〔金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令〕（定義府令）

（金融商品取引業から除かれるもの）

第16条　令第1条の8の6第1項第4号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～七　（略）

七の二　法第2条第8項第6号に掲げる行為のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ　次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

（1）　次に掲げる契約に基づき対象従業員（株券の発行者である会社又はその被支配会社等（第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。以下この号において同じ。）若しくは関係会社（第7条第2項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）の従業員をいう。以下この号において同じ。）が行う買付け

（以下略）

（持株会）

第6条　（略）

2　（略）

3　第1項の「被支配会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社に該当する会社又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社に該当する会社をいう。

（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）

第7条　（略）

2　前項第1号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一　前条第3項に規定する被支配会社等

二　会社に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社

三　会社からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社

MEMO

作成にあたってのポイント

① 役員・従業員株式所有制度の概要は、具体的には、当該役員・従業員株式所有制度の仕組みや、信託を利用する場合には受益権の内容等を記載することとされています。

② 役員・従業員株式所有制度は、役員・従業員を対象とする持株会や、持株会に限らず直接役員・従業員に株式を取得させるような仕組みも広く開示の対象としています。この場合の役員・従業員とは、提出会社の役員、使用人その他の従業員のみならず、「金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」（定義府令）に規定する被支配会社等（定義府令第 6 条第 3 項）もしくは関係会社（定義府令第 7 条第 2 項）の従業員も含むこととされています。

また、役員・従業員株式所有制度は、提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得又は売り付けることを目的として、信託その他の仕組みを利用した制度が開示の対象となります。

③ 役員・従業員株式所有制度の内容は、有価証券報告書の提出日現在で記載することが適当と考えられます。

④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合であって、役員・従業員株式所有制度の内容において記載すべき事項を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載した場合には、その旨を記載することによって、当項目におけるこれらの事項の記載を省略することができるとされています。

⑤ 提出会社が役員・従業員株式所有制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しないとされていますので、ご留意ください。

2【自己株式の取得等の状況】

記載事例

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第○号に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区　　分	株式数（株）	価額の総額(円)
株主総会（ ○年 ○月 ○日）での決議状況 （取得期間　○ 年 ○月 ○日～○ 年 ○月 ○日）	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX
当事業年度前における取得自己株式	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX
当事業年度における取得自己株式	XX,XXX	XX,XXX,XXX
残存授権株式の総数及び価額の総額	XX,XXX	XX,XXX,XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	XX.X	XX.X
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	XX.X	XX.X

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、会社法第156条第1項の規定による株式の取得に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

また、次の株式の取得に関する事項は、○年 6月 ○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

区　　分	株式数（株）	価額の総額(円)
株主総会（ ○年 6月 ○日）での決議状況（予定） （取得期間　○ 年 ○月 ○日～○ 年 ○月 ○日）	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区　　分	株式数（株）	価額の総額(円)
取締役会（ ○年 ○月 ○日）での決議状況 （取得期間　○ 年 ○月 ○日～○ 年 ○月 ○日）	XXX,XXX	XXX,XXX,XXX
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	XX,XXX	XX,XXX,XXX
残存決議株式の総数及び価額の総額	XX,XXX	XX,XXX,XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	XX.X	XX.X
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	XX.X	XX.X

（記載上の注意）

(28) 自己株式の取得等の状況

当事業年度及び当事業年度の末日の翌日から報告書提出日までの期間（この様式において「当期間」という。）における自己株式の取得等の状況について、自己株式の取得の事由及び株式の種類ごとに記載すること。なお、株主総会決議又は取締役会決議による自己株式を取得することができる取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該株主総会決議又は取締役会決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載すること。

(29) 株式の種類等

第二号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(30) 株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(49)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(49)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(48) 株式の種類等

自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類を記載すること。なお、取得の事由については、会社法第155条各号に掲げる場合のいずれに該当するものかを記載すればよいこととする。

(49) 株主総会決議による取得の状況

a 「株主総会での決議状況」の欄には、株主総会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（この様式において「授権株式数」という。）及び価額の総額（以下(49)において「授権株式総額」という。）を記載すること。なお、当該株主総会において自己株式の取得に関し取得期間、授権株式数及び授権株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存授権株式の総数及び価額の総額」の欄には、授権株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（c及びdにおいて「残存授権株式数」という。）並びに授権株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（c及びdにおいて「残存授権株式総額」という。）を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存授権株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を授権株式数で除して計算した割合及び残存授権株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を授権株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

記載事例

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区　　分	株式数（株）	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	X,XXX	X,XXX,XXX
当期間における取得自己株式	XXX	XXX,XXX

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区　　分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額(円)	株式数（株）	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他 （　―　）	―	―	―	―
保有自己株式数	XXX,XXX	―	XXX,XXX	―

（記載上の注意）

(31) 取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意(50)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(50)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

(32) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(33) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意(52)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(52)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(50) 取締役会決議による取得の状況

a 「取締役会での決議状況」の欄には、取締役会における決議日並びに決議された取得期間、株式の総数（以下(50)において「決議株式数」という。）及び価額の総額（以下(50)において「決議株式総額」という。）を記載すること。なお、当該取締役会において自己株式の取得に関し取得期間、決議株式数及び決議株式総額以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 「残存決議株式の総数及び価額の総額」の欄には、決議株式数から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数（c及びdにおいて「残存決議株式数」という。）並びに決議株式総額から最近事業年度及び最近事業年度前に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額（c及びdにおいて「残存決議株式総額」という。）を記載すること。

c 「最近事業年度の末日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

d 「提出日現在の未行使割合」の欄には、残存決議株式数から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の総数を減じた数を決議株式数で除して計算した割合及び残存決議株式総額から最近期間に取得した当該決議に係る自己株式の価額の総額を減じた額を決議株式総額で除して計算した割合を記載すること。

e 欄外には、会社法第465条に規定する欠損が生じた場合の支払額、公開買付けにより自己株式を取得した場合のその概要等を記載すること。

(51) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を(49)に準じて記載すること。

(52) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

a 取得自己株式の処理状況について、「引き受ける者の募集（会社法第199条第1項の規定による募集をいう。）を行った取得自己株式」、「消却の処分を行った取得自己株式」及び「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」に分けて記載すること。

なお、それ以外の方法により処理を行った場合は、その内容について「その他」の欄に分かりやすく記載すること。

b 自己株式の保有状況について、最近事業年度末日現在及び届出書提出日現在の保有自己株式数について記載すること。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「株主総会決議による取得の状況」、「取締役会決議による取得の状況」は、決議ごとに取得等の状況を記載することになります。なお、「当事業年度前における取得自己株式」の欄は、当該取得の決議が当事業年度前に行われている場合にのみ記載することにご留意ください。

　また、「自己株式の取得等の状況」は、当該取得の決議による取得期間又はその一部が当事業年度又は当期間に含まれる場合には、当事業年度又は当期間において当該決議による自己株式の取得が行われていないときであっても記載することとされています。

② 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第 156 条第 1 項の規定による株式の取得に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨とその概要を記載することとされており、その概要として、決議する予定の自己株式の取得に係る情報（「株式の種類等」として、自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類、「株主総会での決議状況」「取締役会での決議状況」として、自己株式の取得に係る決議の状況（決議年月日、取得期間、株式の総数、価額の総額、その他の事項を決議する予定の場合はその内容））を記載することが考えられます。

③ 「株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容」は、「株主総会決議による取得の状況」に準じて記載することとされていますが、未行使割合の記載が不要であることや取得事由や株式数等に関し重要性が乏しいと思われることから、当事業年度前における取得自己株式の記載は不要であると考えられます。また、取得事由毎の記載ではなく、まとめて記載することも考えられます。従ってこの場合には、「当事業年度における取得自己株式」及び「当期間における取得自己株式」のみを記載することとなると思われますが、記載にあたり、「株主総会決議による取得の状況」に係る様式を準用して該当項目のみを記載する方法（非該当項目は「－」）、又は、様式を準用せず該当項目のみを抜き出して記載する方法が考えられます。

④ 「取得自己株式の処理状況及び保有状況」は、取得事由ごとに区別せず記載するものと考えられます。なお、当事業年度の「保有自己株式数」の欄は、事業年度末日現在において保有する自己株式について、また、当期間の「保有自己株式数」の欄は、提出日現在に保有するものについて記載することとされています。

⑤ 「2 自己株式の取得等の状況」は、提出日現在の記載が求められていますが、実務上、提出日現在の状況を正確に記載することが困難な場合も考えられます。その場合には、例えば、「当期間における取得自己株式には○年○月○日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません」等の注記により対応することが考えられます。

⑥ 「2 自己株式の取得等の状況」については、記載すべき事項がない場合には、当該各項目の見出し及び該当項目はない旨の記載は必要と考えられますが、様式自体（＝表）の記載は省略することができると考えられます。

3【配当政策】

記載事例

3【配当政策】

配当の基本的な方針は、……。

また、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、……。

これらの配当の決定機関は、……。

当事業年度の配当については、……。

内部留保資金の使途については、……。

また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、第○○期の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1 株当たり配当額（円）
○年 11 月○日 取締役会決議	XX	X
○年 6 月○日 定時株主総会決議	XX	XX

［有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合］

なお、第○○期の剰余金の配当は以下のとおりである。期末配当に関する配当金の総額 XX 百万円及び 1 株当たり配当額 XX 円については、○年 6 月○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1 株当たり配当額（円）
○年 11 月○日 取締役会決議	XX	X
○年 6 月○日 定時株主総会決議（予定）	XX	XX

［会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合］

また、○年○月○日発行の無担保第○回転換社債に下記の配当制限が付されている。

「当会社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日の属する決算期以降の配当（中間配当を含む。）累計額が、監査済の損益計算書（財務諸表等規則による。）に示される税引後の当期純損益の累計額に XXX 億円を加えた額を超えることとなるような配当（中間配当を含む。）を行わない。この場合、○年○月以降の中間配当は、直前決算期の配当とみなす。ただし、株式分割については、これを適用しない。」

（記載上の注意）

（34） 配当政策

a　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

b　当事業年度に剰余金の配当をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記すること。

c　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記すること。

〔会社法〕

（剰余金の配当に関する事項の決定）

第454条　（略）

2～4　（略）

5　取締役会設置会社は、1事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。以下この項において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 配当政策については、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関等について記載することとされています。

② 会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めている場合には、その旨を記載することとされています。

③ 当事業年度の剰余金の配当について、株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び1株当たりの配当額を注記することとされています。基準日ベースで記載することが適当と考えられます。

④ 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第453条の規定による剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨とその概要を記載することとされており、その概要として、決議する予定の剰余金の配当に係る情報（決議年月日、配当金の総額、1株当たり配当額）を記載することが考えられます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

記載事例

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、

。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要について、設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名を含めて記載

。

（※企業統治の体制を分かりやすく示す図表）

③ 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムは、

。

当社のリスク管理体制は、

。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、

。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月○回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりである。

氏　名	開催回数	出席回数
○○　○○		
△△　△△		
□□　□□		

取締役会における具体的な検討内容として、

。

（注）項目は記載上の注意に示されたものであるが、※は記載することも可能であると思われる項目を示している。

（記載上の注意）

(35)　コーポレート・ガバナンスの概要

第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(54)　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社が法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券（法第 5 条第 1 項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下(54)から(58)までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいう。以下 a 及び(57)b において同じ。）に該当する会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第 16 号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第 2 条第 15 号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。b において同じ。）、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第 427 条第 1 項に規定する契約（b において「責任限定契約」という。）を締結した場合、役員等（同法第 423 条第 1 項に規定する役員等をいう。以下 a において同じ。）との間で補償契約（同法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下 a 及び b において同じ。）を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には塡補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、責任限定契約、補償契約又は役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には塡補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

c　提出会社が基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第 118 条第 3 号に掲げる事項を記載すること。

d　提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。

e　定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをした場合には、その内容を記載すること。

f　株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由並びに株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由を記載すること。

MEMO

g　会社が種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている場合又は議決権の有無若しくはその内容に差異がある場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

h　会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

i　最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）を記載すること。ただし、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる。

(12)　新規発行新株予約権証券

a～o　（略）

p　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。

q　（略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

〔会社法施行規則〕

第 118 条　（略）

一、二　（略）

三　株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この号において「基本方針」という。）を定めているときは、次に掲げる事項

イ　基本方針の内容の概要

ロ　次に掲げる取組みの具体的な内容の概要

(1) 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

ハ　ロの取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当該株式会社の取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の判断及びその理由（当該理由が社外役員の存否に関する事項のみである場合における当該事項を除く。）

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

(2) 当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。

(3) 当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

四、五　（略）

（株式会社の会社役員に関する事項）

第 121 条　第 119 条第 2 号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあっては、第 6 号の 2 に掲げる事項を省略することができる。

一～三の二　（略）

三の三　当該株式会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三の四　当該株式会社が会社役員に対して補償契約に基づき法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

四～十一　（略）

MEMO

〔開示ガイドライン〕

5－16－3　開示府令第二号様式中「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式中「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30)a から c まで又は(54)i に規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

（注）改正開示府令（2026年2月20日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示府令にあわせて次のように読み替える。

・記載上の注意(30)a から c まで　→　記載上の注意(30-2)a から c まで

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① コーポレート・ガバナンスの定義については、様々な説があり、画一的なものは存在しないと思われますが、有価証券報告書においてその状況を記載する場合には、企業統治という観点から、企業（特に公開会社）が、業務執行者に対するモニタリングやコントロールをどのように行うべきかということを中心に据えて、ステークホルダー（株主、債権者、従業員等の利害関係者）の会社経営への影響の及ぼし方、業績改善のための内部組織の問題なども含めて捉えることが適当であると思われます。

② 第二号様式記載上の注意(54)a～h に規定されているコーポレート・ガバナンスの概要については、提出日現在の状況を記載することになると考えられますので、ご留意ください。

③ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載するにあたっては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書で記載が求められているコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と同程度の内容を記載することが考えられます。

④ 企業統治の体制を記載する際には、具体的かつ分かりやすく記載するという観点から、図表等を用いることは適当であると考えられます。

⑤ 企業統治の体制とは、会社法に規定する「株主総会」「取締役及び取締役会」「監査役」に限定したものではなく、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものが含まれますので、主要な意思決定機関というように幅広く理解することが適当であると思われます。

⑥ 企業統治の体制の概要を記載する際には、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の別など、法律上いくつかの選択肢が認められている事項についての記載や、役割など機能面にも焦点を当てた記載も投資家にとって有用な情報であると思われます。

⑦ リスク管理体制の整備の状況におけるリスクとは何か、また、60 頁の「事業等のリスク」とどのような関係にあるかについては、明確にされているわけではありませんが、コーポレート・ガバナンスとの関連から、会社の経営に重要な影響を及ぼすものを中心にできるだけ幅広く捉えることが適当であると思われます。

⑧ リスク管理体制とコンプライアンス体制とは関連が深いと思われることから、社内でのコンプライアンス体制について記載することも可能であると思われます。

⑨ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で、責任限定契約を締結している場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含む。）を記載することとされています。

⑩ 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）との間で補償契約を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を、会社法施行規則第 121 条第 3 号の 3 及び第 3 号の 4 に掲げる事項を含めて記載することとされています。

⑪ 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を、塡補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含めて記載することとされています。

⑫ 補償契約及び役員等賠償責任保険契約の記載については、2021 年 3 月 1 日以後に締結された契約に係る事項に限るとされています。

⑬ 会社法第 373 条第 1 項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めている場合には、その内容を記載することとされています。

⑭ 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）を定めている場合には、会社法施行規則第 118 条第 3 号に掲げる事項を記載することとされていますのでご留意ください。

⑮ 定款で取締役の定数又は取締役の資格制限について定め、また、取締役の選解任の決議要件につき、会社法と異なる別段の定めをしている場合には、その内容を記載することとされています。

⑯ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている場合には、その事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めている場合には、その事項及びその理由、並びに株主総会の特別決議要件を変更している場合には、その内容及びその理由を記載することとされていますのでご留意ください。

⑰ 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に、例えば、いわゆる特別委員会の設置等株主の利益が害されることを防止するための措置をとる旨を決定している場合には、その旨及び具体的内容を記載することとされています。

⑱ 記載事例では、開示府令の記載上の注意における例示事項のうち、企業統治に関するその他の事項として内部統制システムの整備の状況とリスク管理体制の整備状況を記載しておりますが、企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由に含めて記載する方法も可能であると考えられます。

MEMO

作成にあたってのポイント（続き）

⑲　取締役会における具体的な検討内容の記載に当たっては、「第 4 回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 3 年度）」（金融庁　2021 年 12 月 1 日開催）の事務局説明資料における開示例や「記述情報の開示の好事例集」も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点から、その記載内容を検討することが考えられます。

⑳　「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」は、第二号様式記載上の注意（54)a で開示を求めているものと同様、企業ごとに様々なものがあり得、個別に判断する必要があると考えられます。なお、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のもの（企業によっては、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会も含まれ得ると考えられます。）については、記載を省略することができるとされています。

(2)【役員の状況】

記載事例（監査役を設置する会社であって、社外取締役及び社外監査役を選任している場合）

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

男性 X 名 女性 X 名 （役員のうち女性の比率 XX%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月　当社入社 ○年 ○月　企画部長 ○年 ○月　取締役就任 ○年 ○月　常務取締役就任 ○年 ○月　専務取締役就任 ○年 ○月　代表取締役社長就任（現） ○年 ○月　○○○株式会社代表取締役社長就任（現）	○年○月～ ○年○月	X,XXX
～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～～ ～～～～～～	～～～～～　～～～～～～～～～～～～ ～～～～～　～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～
取締役 営業本部長	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月　当社入社 ○年 ○月　営業本部長（現） ○年 ○月　取締役就任（現）	○年○月～ ○年○月	X,XXX
～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～～ ～～～～～～	～～～～～　～～～～～～～～～～～～ ～～～～～　～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～
常勤監査役	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月　当社入社 ○年 ○月　取締役就任 ○年 ○月　○○株式会社常務取締役就任 ○年 ○月　当社監査役就任(現)	○年○月～ ○年○月	XXX
～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～～ ～～～～～～	～～～～～　～～～～～～～～～～～～ ～～～～～　～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～
計					X,XXX

（注）1. 専務取締役○○○○は代表取締役社長○○○○の配偶者であり、取締役○○○○は同社長の長男である。

2. 取締役○○○○、……は社外取締役である。

3. 監査役○○○○、……は社外監査役である。

［執行役員制度を導入している場合］

（注）4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、また、能力主義に基づく積極的な人材の登用のため、執行役員制度を導入している。
執行役員は○○名で、××部長○○○○、□□部長○○○○・・・・・・で構成されている。

［補欠監査役を選任している場合］

（注）5. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項に定める補欠監査役 1 名を選出している。補欠監査役の略歴は以下のとおりである。

（氏名）	（生年月日）	（略歴）	（所有株式数）
○○　○○	○年○月○日生	○年○月　弁護士登録、○○法律事務所入所 ○年○月　○○法律事務所入所	XXX 株

（記載上の注意）

(36)　役員の状況

第二号様式記載上の注意(55)（d を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(55)中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(55)　役員の状況

a　役員の男女別人数を欄外に記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載すること。

b　「略歴」の欄には、届出書提出日現在における役員の主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）を記載すること。

c　「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

なお、会社が 2 以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

d　（略）

e　役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

f　相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

g　会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に当該会計参与の名称を、「略歴」欄に当該会計参与の簡単な沿革を記載すること。

h　会社が、会社法第 108 条第 1 項第 9 号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

i　役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記すること。

j　提出会社が上場会社等である場合には、次のとおり記載すること。

(a)　社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割、当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（これらの基準又は方針がない場合には、その旨）並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会による監査、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会による監査をいう。(56)において同じ。）及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b)　社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、その旨並びにそれに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。

k　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

〔開示ガイドライン〕

5－19－2　開示府令第二号様式記載上の注意(55)j(a)及び k に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が含まれることに留意する。

5－19－3　開示府令第二号様式記載上の注意(55)j(a)に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たっては、本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができることに留意する。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は○名であり、○○取締役と当社との関係は、.....。

当社の社外監査役は○名であり、○○監査役と当社との関係は、.....。また、○○監査役と当社との関係は、.....。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、.....。

[社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針がない場合]

② 社外役員の状況

（略）

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていないものの、.....。

（略）

[社外取締役を選任していない場合]

② 社外役員の状況

（略）

なお、当社は、社外取締役を選任していないが、それに代わり、.....の体制としている。その理由は、.....である。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、○○○○○との関係は、.....。

作成にあたってのポイント

① 役員の略歴欄の記載における役員就任前の主要職歴としては、入社年月や役員就任直前の役職名が例示として記載されていますが、最終学歴等例示のない事項を任意で記載することを妨げるものではありません。

また、「任期」欄は、「○年○月○日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時」と記載することも考えられます。

② 「役員間に二親等内の親族関係」がある場合には、その内容を注記することとされていますが、二親等内の親族については、以下の「親族表」を参考にしてください。

〔参考〕親族表（二親等以内）

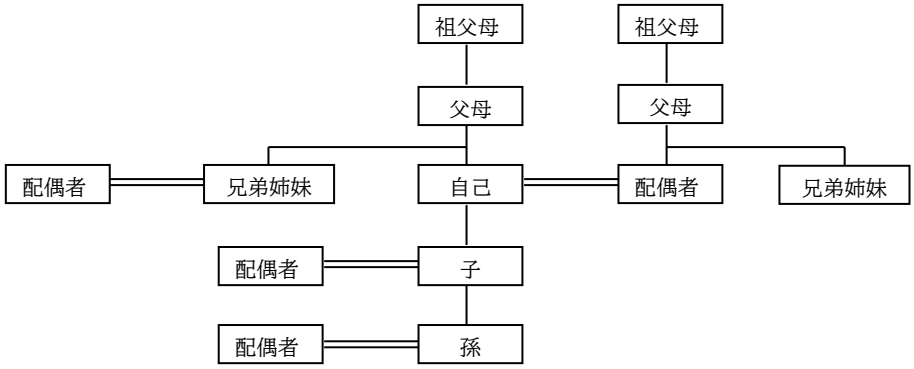

③ 役員の状況については、記載時点が、有価証券報告書の提出日現在であることにご留意ください。

したがって、有価証券報告書を定時株主総会後に提出する場合であり、かつ、当該定時株主総会において役員の改選が行われ、その直後に開催される取締役会において代表取締役の異動及び役職、担当等が決定される場合には、その決定事項を織り込んだ記載を要することになります。

④ 役員の状況は、会計参与についても記載することが適当と考えられます。

⑤ 役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合は、その旨を欄外に注記することとなります。

⑥ 代表取締役であるかどうかの記載について、記載上の注意では特に言及されていませんが、代表権の有無は重要な事項ですので、記載することが適当と考えられます。常勤監査役の場合の「常勤」の記載も同様です。

⑦ 補欠監査役を選任している場合には、170頁の参考事例のような記載が考えられます。

⑧ 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意(1)一般的事項f（3、5頁参照）に記載があるように、監査役を設置する会社に準じて記載することになりますのでご留意ください。

⑨ 役員が「役員持株会で保有する単元株」については、役員持株会の実態によって取扱いが変わるものと考えられます。例えば、株主名簿に「持株会」名義で登録され、「持株会」が議決権行使を行うこと、配当金を「持株会」でプールし運用するシステムとなっていることなどのように、事実上「持株会」が株主となっている場合は、役員個々の所有株式に含める必要はないと考えられますが、これらの要件を満たさない場合には、役員個々の所有株式としてカウントする必要があると考えられます。

⑩ 社外取締役又は社外監査役と提出会社との人的関係には、提出会社の関係会社の役員就任等を記載することが考えられ、資本的関係には出資等の関係等を記載することが考えられます。

記載事例（監査等委員会設置会社の場合）

(2)【役員の状況】

① 役員一覧

男性 X 名 女性 X 名 （役員のうち女性の比率 XX%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月 当社入社 ○年 ○月 企画部長 ○年 ○月 取締役就任 ○年 ○月 常務取締役就任 ○年 ○月 専務取締役就任 ○年 ○月 代表取締役社長就任（現） ○年 ○月 ○○○株式会社代表取締役社長就任(現)	○年○月～ ○年○月	X,XXX
～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～～～～～～～～ ～～～～～ ～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～
取締役 監査等委員	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月 当社入社 ○年 ○月 取締役就任 ○年 ○月 ○○○株式会社常務取締役就任 ○年 ○月 当社取締役監査等委員就任(現)	○年○月～ ○年○月	XXX
～～～～ ～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～～～～～～～～ ～～～～～ ～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～ ～～～～～
計					X,XXX

（注）取締役○○○○、……は社外取締役である。

② 社外役員の状況

（以下略）

MEMO

記載事例（指名委員会等設置会社の場合）

(2)【役員の状況】
① 役員一覧
男性 X 名 女性 X 名 （役員のうち女性の比率 XX%）
a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月　当社入社 ○年 ○月　企画部長 ○年 ○月　取締役就任 ○年 ○月　常務取締役就任 ○年 ○月　専務取締役就任 ○年 ○月　代表取締役社長就任 ○年 ○月　○○株式会社代表取締役社長就任 ○年 ○月　当社取締役兼代表執行役（ＣＥＯ）就任(現)	○年○月～ ○年○月	X,XXX
～～～～～ ～～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～～ ～～～～～～	～～～～～　～～～～～～～～～～～～～～～ ～～～～～　～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～ ～～～
計					X,XXX

（注） 1. ○年6月○日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社へ移行した。
2. ○○○○、……は、社外取締役である。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表執行役 ＣＥＯ	○○ ○○	○年 ○月○日生	a. 取締役の状況参照	○年○月～ ○年○月	X,XXX
～～～～～ ～～～～～	～～～～ ～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～～～　～～～～～～～～～～～～～～～ ～～～～～　～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～ ～～～～～	～～～ ～～～
執行役 研究開発担当	○○ ○○	○年 ○月○日生	○年 ○月　当社入社 ○年 ○月　○○研究所　研究部長 ○年 ○月　執行役就任（現）	○年○月～ ○年○月	XXX
計					X,XXX

② 社外役員の状況

（以下略）

作成にあたってのポイント

指名委員会等設置会社において取締役の状況と執行役の状況に項目を区分して記載する場合、役員の男女別人数及び女性の比率は、取締役と執行役の人数をまとめて記載することで足りると考えられます。また、取締役と執行役とを兼任している役員については、2名としてではなく、1名の役員として数えることが適当と考えられます。

(3)【監査の状況】

記載事例（監査役及び監査役会による監査法人の評価を行っている場合）

(3)【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、

。

当事業年度において当社は監査役会を月○回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりである。

氏　名	開催回数	出席回数
○○　○○		
△△　△△		
□□　□□		

監査役会における具体的な検討内容として、

。

また、常勤の監査役の活動として、

。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、

・内部監査の組織、人員及び手続
・内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係
・内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）

について、具体的に、かつ、わかりやすく記載

。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

△△△監査法人

b. 継続監査期間

XX 年間

c. 業務を執行した公認会計士

○○　○○
△△　△△

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士○名、会計士試験合格者等○名、その他○名であり、

。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査公認会計士等を選定した理由について、提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針を含めて具体的に記載

。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っている。この評価については、

。

（記載上の注意）

（37） 監査の状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（56） 監査の状況

a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあっては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては提出会社の監査委員会をいう。b及びdにおいて同じ。）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。

b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。c において同じ。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d 会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の監査公認会計士等(第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)が監査法人である場合には、当該監査法人に係る次に掲げる事項を記載すること。

i 当該監査法人の名称

ii 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務（公認会計士法第 24 条の 3 第 3 項に規定する監査関連業務をいう。）を行っている場合におけるその期間（(b)において「継続監査期間」という。）

iii 業務を執行した公認会計士（公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）の氏名

iv 監査業務に係る補助者の構成

(b) 提出会社の監査公認会計士等が公認会計士である場合には、当該公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査証明の審査体制について記載すること。また、業務を執行した公認会計士の継続監査期間が 7 会計期間を超える場合にあっては、当該継続監査期間を記載すること。

(c) 提出会社が(a)又は(b)の規定により記載した監査公認会計士等を選定した理由について、提出会社が監査公認会計士等を選定するに当たって考慮するものとしている方針（会社法施行規則第 126 条第 4 号に掲げる事項を含む。）を含めて具体的に記載すること。なお、提出会社が最近事業年度の末日において会社法第 2 条第 11 号に規定する会計監査人設置会社であり、かつ、当該監査公認会計士等が会計監査人と同一の者である場合において、同令第 126 条第 5 号又は第 6 号に掲げる事項を事業報告に含めた、又は含めるべきときには、当該事項の内容を記載した上で、当該監査公認会計士等を選定した理由を記載すること。

(d) 最近 2 連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近 2 事業年度等）において監査公認会計士等の異動(第 19 条第 2 項第 9 号の 4 に規定する異動をいう。以下この様式において同じ。)があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項(同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要)も記載すること。

MEMO

(e) 提出会社の監査役及び監査役会が提出会社の監査公認会計士等又は会計監査人の評価を行った場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(f) （略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

・最近2連結会計年度等　→　当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

・最近2事業年度等　→　当事業年度の前事業年度及び当事業年度

〔公認会計士法〕

（公認会計士の業務）

第2条　公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2、3　（略）

第24条の3　（略）

2　（略）

3　第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の監査関連業務とは、第2条第1項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。

〔会社法施行規則〕

第126条　株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあっては、第2号から第4号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

一～三　（略）

四　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

五　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六　会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

七～十　（略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 監査役、監査等委員及び監査委員の活動状況については、常勤の者のみの活動だけでなく、非常勤の者の活動も含めて記載することが考えられます。

② 継続監査期間の算定にあたっては、例えば、以下のような考え方により記載することが考えられます。また、継続監査期間の算定にあたっては、当該会社が過去に公認会計士法第 24 条の 2 に規定する「大会社等」に該当していたか否かにかかわらず、継続監査期間を算定するものと考えられます。

ケース		算定方法
提出会社が有価証券届出書提出前から継続して同一の監査法人による監査を受けている場合		有価証券届出書提出前の監査期間も含めて算定する。
過去に提出会社において合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付があった場合	会計上の取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を継続して行っているとき	当該合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付前の監査期間も含めて算定する。
	会計上の被取得企業の監査公認会計士等が提出会社の監査を行っているとき	当該合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付前の監査期間は含めないものとして算定する。
過去に監査法人において合併があった場合		当該合併前の監査法人による監査期間も含めて算定する。
提出会社の監査業務を執行していた公認会計士が異なる監査法人に異動した場合において、当該公認会計士が異動後の監査法人においても継続して提出会社の監査業務を執行するとき又は当該公認会計士の異動前の監査法人と異動後の監査法人が同一のネットワークに属するとき等、同一の監査法人が提出会社の監査業務を継続して執行していると考えられる場合		当該公認会計士の異動前の監査法人の監査期間も含めて算定する。

③ 継続監査期間の算定にあたっては、基本的には、可能な範囲で遡って調査すれば足り、当該調査が著しく困難な場合には、調査が可能であった期間を記載した上で、調査が著しく困難であったため、継続監査期間がその期間を超える可能性がある旨を記載することが考えられます。

④ 継続監査期間の記載方法については、「XX 年間」と記載する方法のほか、「○年以降」といった記載も考えられます。

⑤ 監査業務に係る補助者の構成については、監査に従事した公認会計士・会計士試験合格者等・その他の区分で人数等を記載することが考えられます。

⑥ 第二号様式記載上の注意(56)a(b)の「具体的な検討内容」については、単に規定された検討事項ではなく、実際に監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨であると考えられます。また、「第 4 回 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和 3 年度）」（金融庁　2021 年 12 月 1 日開催）の事務局説明資料における開示例や「記述情報の開示の好事例集」も参考に、企業において、投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から、その記載内容を検討することが考えられます。

⑦ 内部監査の状況の記載にあたっては、内部監査の実効性を確保するための取組が開示項目とされています。これは、2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、2022 年 6 月 13 日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである」と提言されたことを受けたものと考えられます。

記載事例（監査役会設置会社において、公認会計士又は監査法人が異動し、臨時報告書を提出した場合）

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動している。

第×2期（連結・個別）　監査法人○○○○

第×3期（連結・個別）　監査法人××××

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりである。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

監査法人○○○○

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

監査法人××××

異動の年月日　　○年○月○日

監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合（概要）

異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日　○年○月○日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書等における内容等

----------。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

----------。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見

----------。

異動監査公認会計士等が上記の意見を表明しない場合における理由等

----------。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る監査役会の意見

----------。

作成にあたってのポイント

　前連結会計年度及び当連結会計年度において公認会計士又は監査法人の異動があった場合には、その旨を記載することとされています。当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項も記載することとされていますので、ご留意ください。なお、同一監査法人内における業務執行社員の変更については、監査法人の異動の記載対象とはならないと考えられます。

記載事例

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	XXX	XXX	XXX	XXX
連結子会社	XXX	XXX	XXX	XXX
計	XXX	XXX	XXX	XXX

当社における非監査業務の内容は、

また、連結子会社における非監査業務の内容は、

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（××××）に対する報酬（a.を除く）

区　分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	XXX	XXX	XXX	XXX
連結子会社	XXX	XXX	XXX	XXX
計	XXX	XXX	XXX	XXX

当社における非監査業務の内容は、

また、連結子会社における非監査業務の内容は、

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社である○○○○は、□□□□に対して、

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第 399 条第 1 項の同意をした理由は、

（記載上の注意）

（37） 監査の状況

第二号様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（56） 監査の状況

a～c （略）

d （略）

(a)～(e) （略）

(f) 監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。

ⅰ 最近 2 連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近 2 事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下ⅰ、ⅱ及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

ⅱ 最近 2 連結会計年度において、提出会社及び提出会社の連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして 2 以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、ⅰの規定により記載する報酬の内容及び連結会社の監査報酬等の内容として重要性の乏しい報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬を記載したときは、当該非監査業務の内容を記載すること。

ⅲ ⅰ及びⅱの規定により記載する報酬の内容のほか、最近 2 連結会計年度において、連結会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬がある場合には、その内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ⅳ 提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の概要を記載すること。

ⅴ 提出会社が最近事業年度の末日において会社法第 2 条第 11 号に規定する会計監査人設置会社である場合には、監査役又は監査役会が同法第 399 条第 1 項の同意をした理由を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近 2 連結会計年度 → 当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

・最近 2 事業年度 → 当事業年度の前事業年度及び当事業年度

・最近事業年度 → 当事業年度

〔会社法〕

（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）

第 399 条 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

4 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 監査報酬の内容は、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務）に基づく報酬と非監査業務（同条第2項）に基づく報酬に分けて記載することとされていますが、非監査業務に基づく報酬とは、例えば、財務に関する調査・立案、財務に関する相談、合意された手続業務（Agreed-upon Procedures）等に対する報酬が考えられます。

② 提出会社及び連結子会社がそれぞれ監査公認会計士等及び監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対して非監査業務に基づく報酬を支払っている場合、当該非監査業務の内容をそれぞれ記載することとされています。公認会計士法や「倫理規則」等においては、監査証明業務と一定の非監査業務を同時に提供することが禁止されていますので、非監査業務の内容については、同時提供の禁止対象以外の内容が記載されることとなります。

③ 「監査公認会計士等と同一のネットワーク」とは、共通の名称を用いるなどして2以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等を含めて構成される組織をいい、法律事務所や税理士事務所等の公認会計士や監査法人等以外の法人も含まれるものと考えられます。

④ 「監査報酬の決定方針」には、提出会社が監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の概要について記載することが求められています。これは、提出会社における監査報酬の決定方針が監査公認会計士等の独立性を損ねるような体系となっていないことを明確化し、監査報酬が、監査日数、提出会社の規模・業務の特性等の要素を勘案して適切に決定されることを担保する観点からは、開示が望ましいとの趣旨で規定されたものとされています。

⑤ 「監査報酬の決定方針」については、特に変更がなければ当連結会計年度分の記載のみで足りるものと考えられますが、決定方針に変更がある場合には、当連結会計年度と前連結会計年度の報酬額を比較させるという規定の趣旨から鑑みて、変更前と変更後の方針（当連結会計年度と前連結会計年度）を共に記載することが望ましいと考えられます。

(4)【役員の報酬等】

記載事例

(4)【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は（役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、その方針の内容（会社法第361条第7項の方針又は会社法第409条第1項の方針を定めているときは、会社法施行規則第121条第6号ロに掲げる事項（当該方針の内容の概要）を含む））。

また、その決定方法は、（会社法第361条第7項の方針又は会社法第409条第1項の方針を定めているときは、会社法施行規則第121条第6号イに掲げる事項（当該方針の決定の方法）を含む）。

（会社法第361条第7項の方針又は会社法第409条第1項の方針を定めているときは、会社法施行規則第121条第6号ハに掲げる事項（当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由））。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は○年○月○日であり、決議の内容は、。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は○○○○であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の一部は、（委任の理由）のため、（委任された権限の内容）については、取締役会から委任を受けた（氏名、地位及び担当）が決定している。委任にあたっては、（当該権限が適切に行使されるようにするための措置の内容）。

また、○○○委員会における手続は、。なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び○○○委員会の活動は、。

当社の役員の報酬等は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合の決定の方針は、。

また、業績連動報酬に係る指標は、であり、当該指標を選択した理由は、である。業績連動報酬の額の決定方法は、。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、で、実績は、。

また、当社の役員の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容は。

（記載上の注意）

(38) 役員の報酬等

第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

＜第二号様式記載上の注意＞

(57) 役員の報酬等

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下(57)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(57)において同じ。）について、次のとおり記載すること。

a 届出書提出日現在における提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。なお、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の提出会社又は当該提出会社の関係会社の業績を示す指標を基礎として算定される報酬等（以下(57)において「業績連動報酬」という。）が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。また、会社法第 361 条第 7 項の方針又は同法第 409 条第 1 項の方針を定めている場合には、会社法施行規則第 121 条第 6 号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容（当該決議が 2 以上の役員についての定めである場合には、当該定めに係る役員の員数を含む。）を記載すること。この場合において、当該株主総会の決議がないときは、提出会社の役員の報酬等について定款に定めている事項の内容及び当該事項を設けた日を記載すること。

b 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分（以下 b において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等（会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下 b において同じ。）及び退職慰労金等の区分をいう。以下 b において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下 b において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が 1 億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。

提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

c 提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。また、株式会社が最近事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が最近事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容を記載すること。提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下 c において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。また、最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあっては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	X,XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XX
監査役（社外監査役を除く）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X
社外役員	XXX	XX	XX	XX	XX	X

（注）1.取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。
2.監査役（社外監査役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。
3.社外役員に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額（百万円）	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額（百万円）			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等
○○　○○	XXX	取締役	提出会社	XX	XX	XX	XX
		監査役	連結子会社 A	XX	XX	XX	XX
△△　△△	XX	監査役	提出会社	XX	XX	XX	XX

（注）1.○○○○に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、取締役・提出会社については固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円であり、監査役・連結子会社 A については固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。
2.△△△△（監査役・提出会社）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。

記載事例（役員ごとの連結報酬等の総額が 1 億円以上である者のみを記載する場合）

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額（百万円）	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額（百万円）			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等
○○　○○	XXX	取締役	提出会社	XX	XX	XX	XX
		監査役	連結子会社 A	XX	XX	XX	XX

（注）1.連結報酬等の総額が 1 億円以上である者に限定して記載している。
2.○○○○に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、取締役・提出会社については固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円であり、監査役・連結子会社 A については固定報酬 XX 百万円、業績連動報酬 XX 百万円、退職慰労金 XX 百万円である。

〔会社法〕

（取締役の報酬等）

第 361 条　（略）

2～6　（略）

7　次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第 1 項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

一　監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二　監査等委員会設置会社

（報酬委員会による報酬の決定の方法等）

第 409 条　報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない。

2、3　（略）

〔会社法施行規則〕

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

第 98 条の 5　（略）

一、二　（略）

三　取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下この条並びに第 121 条第 4 号及び第 5 号の 3 において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四～八　（略）

（株式会社の会社役員に関する事項）

第 121 条　（略）

一～五の四　（略）

六　法第 361 条第 7 項の方針又は法第 409 条第 1 項の方針を定めているときは、次に掲げる事項

イ　当該方針の決定の方法

ロ　当該方針の内容の概要

ハ　当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあっては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあっては、報酬委員会）が判断した理由

六の二～十一　（略）

記載事例（役員報酬等の決定に関する方針等を定めていない場合）

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めていない。

記載事例（使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものがある場合）

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額（百万円）	使用人兼務役員数（人）	内容
XXX	XX	～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

作成にあたってのポイント

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法については、提出日現在の状況を記載することとされています。

② 業績連動報酬に定性的な評価に基づく報酬も含まれると判断した場合であって、定性的な評価に係る明確な指標がないときは、定性的な評価を行う項目名等を記載することが考えられます。

③ 業績連動報酬に係る指標の目標については、役位別や個人別に異なって設定されている場合には、役位別や個人別に記載することが考えられます。当該指標が複数の指標を組み合わせて設定されている場合には、その目標を記載するほか、目標設定の考え方や達成率等についても併せて記載することが考えられます。また、当該指標の目標が存在しない場合には、その旨及びその理由を記載する必要があると考えられます。

④ 役員の報酬等については、(1)取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）、(2)監査等委員（社外取締役を除く）、(3)監査役（社外監査役を除く）、(4)執行役、(5)社外役員に区分し、当該区分ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数の記載が求められています。

社外役員の報酬等については、192 頁の記載事例のように記載するほか、社外取締役及び社外監査役に分けて記載することもできると考えられます。この場合、社外取締役及び社外監査役の合計としての社外役員の区分は省略することができると考えられます。また、これらに加えて、会計参与の報酬等も併せて記載することもできると考えられます。

報酬等の種類別の総額の記載にあたっては、例として示されている固定報酬、業績連動報酬にかかわらず、例えば、業績連動報酬を短期の業績連動報酬（賞与）、中長期の業績連動報酬等に区分するなど、企業の実態に合わせてその内容ごとに記載することが考えられます。

⑤ 第二号様式記載上の注意(57)において、役員の報酬等は、「最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く」とあるため、例えば、前事業年度までに引当金繰入の会計処理を行い、前事業年度までの財務諸表（附属明細表を含む。）に当該事業年度分の報酬等として記載されたものについては、当期の役員の報酬等には含まれないものと考えられます。

⑥ 記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされています（開示ガイドライン5-14、24-10）。非金銭報酬等の内容の記載にあたっては、この点に留意した上で、有価証券報告書の他の箇所と同様である又は重複する箇所があれば、投資者の理解が容易になる観点から、適宜、当該他方を参照するなどして記載することは差し支えないものと考えられます。

(5)【株式の保有状況】

記載事例

(5)【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、----------

---。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

---。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	XX	X,XXX
非上場株式以外の株式	XX	X,XXX

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	XX	X,XXX	～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
非上場株式以外の株式	XX	X,XXX	～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	XX	X,XXX
非上場株式以外の株式	XX	X,XXX

（記載上の注意）

(39)　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(58)　株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

a　提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを含む。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下(58)において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載すること。

b　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場されている株券に係る株式に限ることができる。以下 b において同じ。）について、提出会社の保有方針及び保有の合理性を検証する方法を記載すること。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載すること。

c　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を非上場株式（法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第 2 条の 12 の 3 第 4 号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式をいう。d 及び e において同じ。)とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

(a)　銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

(b)　最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数から変動した銘柄について、株式数が増加した銘柄数、株式数の増加に係る取得価額の合計額及び増加の理由並びに株式数が減少した銘柄数及び株式数の減少に係る売却価額の合計額

d　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(非上場株式を除く。以下 d において「特定投資株式」という。)及び純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限(以下 d において「議決権行使権限」という。)を有する株式(提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下 d において「みなし保有株式」という。)のうち、最近事業年度及びその前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による貸借対照表計上額（みなし保有株式にあっては、当該株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下 d において同じ。）が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第 60 条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の 100 分の 1 を超えるもの（当該株式の銘柄数の合計が 60 に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の 60 銘柄（みなし保有株式が 11 銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の 10 銘柄、特定投資株式にあっては貸借対照表計上額の大きい順の 50 銘柄。ただし、特定投資株式が 50 銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、60 から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、特定投資株式及びみなし保有株式に区分して、銘柄ごとに次に掲げる事項を具体的に記載すること。この場合において、特定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数（みなし保有株式にあっては、議決権行使権限の対象となる株式数をいう。以下 d において同じ。）及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

(a)　銘柄

(b)　株式数

(c)　貸借対照表計上額

(d)　保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）

(e)　保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要

(f)　提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）

(g)　株式数が増加した理由（最近事業年度における株式数がその前事業年度における株式数より増加した銘柄に限る。）

(h)　当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額 （百万円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
A(株)	XXX X,XXX	XXX X,XXX	・保有目的 ・保有目的が営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、	有
B(株)	XXX X,XXX	XXX X,XXX	当該事項の概要 ・定量的な保有効果 ・株式数が増加した理由　を記載	無
（中略）				
X(株)	XXX X,XXX	＊ ＊		無
Y(株)	XXX X,XXX	XXX X,XXX		無
Z(株)	－ －	XXX X,XXX		有

（注）「－」は、当該銘柄を保有していないことを示している。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の 100 分の 1 以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の XX 銘柄に該当しないために記載を省略していることを示している。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額 （百万円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
A(株)	XXX X,XXX	XXX X,XXX		有
Y(株)	XXX X,XXX	XXX X,XXX		無

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	XX	X,XXX	XX	X,XXX
非上場株式以外の株式	XX	X,XXX	XX	X,XXX

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（百万円）	売却損益の合計額（百万円）	評価損益の合計額（百万円）
非上場株式	XXX	X,XXX	X,XXX
非上場株式以外の株式	XXX	X,XXX	X,XXX

e　保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。

(a)　提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

(b)　提出会社の最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額

f　投資株式の保有目的を変更したもの（最近事業年度末において保有しているものに限る。）がある場合には、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、銘柄ごとに、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。

(a)　最近事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものがある場合　次に掲げる事項

ⅰ　銘柄

ⅱ　株式数

ⅲ　貸借対照表計上額

(b)　最近 5 事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあっては、10 事業年度）において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合　次に掲げる事項

ⅰ　(a)に定める事項

ⅱ　保有目的を変更した事業年度

ⅲ　保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針

g　（略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

・最近 5 事業年度　→　当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度

記載事例（投資株式の保有目的を変更した場合）

(5)【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方
（略）

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
（略）

③ 保有目的が純投資目的である投資株式
（略）

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）
L（株）	X,XXX	X,XXX

⑤ 当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針
M（株）	X,XXX	X,XXX	○1 年○月期	----------
N（株）	X,XXX	X,XXX	○2 年○月期	----------

作成にあたってのポイント

（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（総額開示）関係）

① 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を指すものと考えられますが、保有目的が純投資目的に該当するか否かの判断は、個々の会社において行われることが考えられます。

② 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」については、コーポレートガバナンス・コード原則 1−4 に基づいて開示された事項がある場合には、同様の事項を記載することも考えられます。

（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（銘柄別開示）関係）

③ 同一銘柄の株式が特定投資株式とみなし保有株式の双方に含まれる場合、記載する銘柄の選定にあたって、それらの株式数及び貸借対照表計上額を合算するか否かについて選択できると考えられますが、合算していない場合はその旨を記載することとされています。

④ 「保有目的」は、提出会社及び対象となる株式等によって様々であり、提出会社が多様な目的を個々に判断し、具体的に記載することが適切であると考えられます。

⑤ 「業務提携等の概要」については、有価証券報告書における重要な契約や関連当事者情報等とも関連付けて記載すべきであると考えられるとされています（「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」2022 年 6 月 13 日公表）。

記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされています（開示ガイドライン 5-14、24-10）。「業務提携等の概要」の記載にあたっては、この点に留意した上で、有価証券報告書の他の箇所と同様である又は重複する箇所があれば、投資者の理解が容易になる観点から、適宜、当該他方を参照するなどして記載することは差し支えないものと考えられます。

⑥ 「定量的な保有効果」についての記載にあたって、「定量的な保有効果」の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法を記載することとされています。なお、「定量的な保有効果」の検証を行った場合は、その時点を記載することが考えられます。

⑦ 「当該株式の発行者による提出会社の株式の保有の有無」については、提出会社の株主名簿や発行者の有価証券報告書等により確認できる範囲で記載することが考えられます。

（保有目的が純投資目的である場合の投資株式関係）

⑧ 純投資目的で保有する投資株式を期中に売却した場合、当該投資株式の受取配当金及び売却損益について当事業年度の損益計算書に計上した金額を記載する必要があると考えられます。

⑨ 「評価損益」には、当事業年度末における当該株式の貸借対照表計上額と取得原価の差額及び当事業年度における減損処理額が該当します。当該記載にあたっては、例えば、貸借対照表計上額と取得原価の差額及び減損処理額を区分して記載することが考えられます。

「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」（金融庁　2019 年 11 月 29 日公表　2021 年 3 月 22 日更新）

・「保有方針」については、保有先企業のノウハウ・ライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかについて具体的に記載

・「保有の合理性を検証する方法」については、時価（含み益）や配当金による検証だけではなく、事業投資と同様、事業の収益獲得への貢献度合いについて具体的に記載

・「定量的な保有効果」については、営業機密について言及する場合でも、どのような点が営業機密となるかについて記載

・「株式数が増加した理由」については、「配当再投資による取得」や「取引先持株会による取得」といった取得プロセスに関する記載に留まらず、保有先企業のノウハウやライセンスの利用等、経営戦略上、どのように活用するかを具体的に記載

記載事例（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社の場合）

(5)【株式の保有状況】
① 投資株式の区分の基準及び考え方

（略）

②（株）○○○○における株式の保有状況
当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である（株）○○○○については以下のとおりである。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

（略）

③ 提出会社における株式の保有状況
提出会社については以下の通りである。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

（以下略）

（記載上の注意）

(39) 株式の保有状況

第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(58) 株式の保有状況

提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

a～f （略）

g 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下gにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下 g において「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定する投資有価証券（同条第 2 項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の 3 分の 2 を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、b から f までに準じて記載すること。この場合、d における資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、d に規定する「大きい順の 60 銘柄」は「大きい順の 10 銘柄」に読み替えるものとする。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

・最近連結会計年度 → 当連結会計年度

〔開示ガイドライン〕

5－19－3－2 開示府令第二号様式記載上の注意(58)a、e 及び f に規定する「純投資目的」とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないことに留意する。

作成にあたってのポイント

提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社（いわゆる持株会社）において、提出会社が最大保有会社（又は投資株式計上額が次に大きい会社）に該当しない場合であっても、当該提出会社の株式保有状況を記載する必要がありますのでご留意ください。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

記載事例

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、……。

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、……に基づき決定している。

（記載上の注意）

（39－2） 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58－2)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（58－2） 人材戦略に関する基本方針等

a 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。

b 連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。

なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下 b において同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下 b 及び（58-3）において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。(58-3) d において同じ。)）に係るものに限ることができる。

c a 及び b の規定に基づき記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

〔開示ガイドライン〕

5－16－2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第 2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ 3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)d に規定するスコープ 3 定量情報をいう。以下 5－16－2 において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ 3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下 5－16－2 及び 5－16－3 において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ 3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

（注）改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント③（209 頁）を参照

MEMO

[当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a～h　（略）

i　「第一部 企業情報」の「第 2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

附則

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条　（略）

2～7　（略）

8　新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)i の規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10　（略）

（注）・対象事業年度　→　令和 10 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度
（平均時価総額 3 兆円以上である者については、令和 9 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度）
・施行日　→　この府令の施行の日　（令和 8 年 2 月 20 日）

＜第二号様式記載上の注意＞

(1)　一般的事項

a～j　（略）

k　（略）

(a)　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨

(b)　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因

(c)　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程

(d)　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・届出書提出日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 提出会社やその連結子会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員も従業員に含めて記載することになりますのでご留意ください。

② 従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、提出会社及び最大人員会社）に係るものに限ることができるとされています。

なお、最大人員会社には、従業員数が最も多い連結子会社の他に、当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合におけるその次に従業員数が多い連結子会社が含まれます。

③ 改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン 5－16－2 では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに○○のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

（当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合）

④ 将来に関する事項を記載する場合、記載上の注意(1)i(a)～(d)の事項を記載することとされています。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができるとされています。

(2)【従業員の状況】

記載事例

(2)【従業員の状況】

① 連結会社の状況

○年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
○○	X,XXX [XXX]
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
全社（共通）	XXX [XXX]
合計	X,XXX [XXX]

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

② 提出会社の状況

○年3月31日現在

従業員数 （人）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）	平均年間給与 （円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
X,XXX [XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X

セグメントの名称	従業員数（人）
○○	X,XXX [XXX]
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
全社（共通）	XXX [XXX]
合計	X,XXX [XXX]

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、XXX人増加しているが、その主な理由は、○○○事業における△△△△関連製品の増産等によるものである。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

③ 労働組合の状況

当社グループには、○○○○グループ労働組合が組織（組合員数○○○人）されており、全日本○○産業労働組合連合会に属している。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はない。

（記載上の注意）

(39-3)　従業員の状況

第二号様式記載上の注意（58－3）に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(58－3)　従業員の状況

a　最近日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b　提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与（賞与を含む。以下 b において同じ。）及び平均年間給与の対前事業年度増減率（最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。）を記載すること。

c　提出会社の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

d　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社に係る b に規定する事項について、会社ごとに区分して記載すること。

e　連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの 1 年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるときは、記載を省略することができる。

f　最近日までの 1 年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

g　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、(39)a から d までに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には(46)a(a)から(c)までに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(7) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載すること。

h～k　（略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近日　→　当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

・最近事業年度　→　当事業年度

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合）

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

決議年月日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社勤続××年以上の使用人等　　○○
新株予約権の数等の記載事例については、120 頁参照	

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している場合）

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容

使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載している。

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合）

④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

記載事例については、148 頁参照

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合で、当該制度の内容を「1 株式等の状況」の「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している場合）

④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容

当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度の内容について「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している。

MEMO

記載事例（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社であり、提出会社の連結子会社のうち当事業年度における従業員数が最も多い会社の従業員数が連結会社の従業員の過半数を超えない場合）

(2)【従業員の状況】

① 連結会社の状況

（略）

② 提出会社の状況

（略）

③ 最大人員会社の状況

ア　当事業年度における従業員数が最も多い会社

○○電子㈱　　○年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
X,XXX［XXX］	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X

（注）1．従業員数は就業人員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載している。
2．臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。
3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

イ　上記アの会社の次に従業員数が多い会社

㈱○○ｾﾗﾐｯｸｽ　　○年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
X,XXX［XXX］	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X

（注）1．従業員数は就業人員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載している。
2．臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。
3．従業員数が当事業年度末までの1年間において、XXX人増加しているが、その主な理由は、○○○事業における△△△△関連製品の増産等によるものである。
4．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

作成にあたってのポイント

① 従業員数をセグメント情報に関連づけて記載する際に、本社の管理部門等、特定のセグメントに区分して記載することができない場合、例えば、「全社（共通）」といった名称を付して記載することが適当と考えられます。

② 従業員数は「就業人員数」とされており、例えば、出向者数は出向先すなわち就業先の従業員数に含めて記載することになりますのでご留意ください。

また、臨時従業員が相当数以上いる場合には、年間平均雇用人員を外書で記載することとされていますが、その場合には「主要な経営指標等の推移」にも記載する必要がありますのでご留意ください。

③ 従業員の定義、臨時従業員の範囲等に関する基準が明定されていませんので、各社の実態に応じて記載することになります。その場合には、従業員数の算定方法等に関する内容を脚注において記載することが適当と考えられます。

④ 従業員の人員に著しい増減があった場合には、例えば、増減の起因となった事由（営業の拡大・縮小、合併、事業の譲渡・譲受け、大量人員の出向等）及び増減人数等を記載することが適当と考えられます。

⑤ 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、連結会社のうち従業員数が最も多い連結子会社（外国の会社を除く。当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、当該会社及びその次に従業員数が多い連結子会社）に係る事項も会社ごとに記載することとされています。また、その記載にあたっては、第二号様式記載上の注意(58-3)e 及び f の事項についても記載することが考えられます。

⑥ 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合は、第二号様式記載上の注意(39)a～d の事項を記載する又は「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載することとされています。また、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合は、第二号様式記載上の注意(46)a(a)～(c)の事項を記載する又は「1 株式等の状況 (8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載することとされています。

⑦ 「連結会社」とは、「連結財務諸表提出会社及び連結子会社」（開示府令第 1 条第 21 号の 4、連結財規第 2 条第 5 号）とされています（37 頁の〔参考〕関係会社の範囲参照）。

記載事例

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア　提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%)（注 1）	男性労働者の育児休業取得率(%)（注 2）	労働者の男女の賃金の差異(%)（注 1）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の規定に基づき算出したものである。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 第 1 号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

イ　連結子会社

当事業年度									補足説明
名　称	管理職に占める女性労働者の割合(%)（注 1）	男性労働者の育児休業取得率(%)				労働者の男女の賃金の差異(%)（注 1）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
○○電子㈱	XX.X	－	XX.X	XX.X	(注 1)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
㈱○○ｾﾗﾐｯｸｽ	XX.X	XX.X	－	－	(注 2)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
㈱○○電機	XX.X	XX.X	－	－	(注 3)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
～～～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～～～

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の規定に基づき算出したものである。

2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 第 1 号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

3.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 第 2 号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。

（記載上の注意）

（39－3） 従業員の状況

第二号様式記載上の注意（58－3）に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（58－3） 従業員の状況

a～g （略）

h 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。i 及び j において「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第 19 条第 1 項第 1 号ホに掲げる事項をいう。以下 h において同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第 64 号。i 及び j において「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

i 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 2 号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第 2 項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

（a） 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 2 号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

（b） 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の規定による公表をしない場合

j 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 1 号リに掲げる事項であって同条第 2 項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

k 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る h から j までに規定する事項については、「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

〔開示ガイドライン〕

5－19－3－3 開示府令第二号様式記載上の注意(58－3)i に規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合にはそのいずれの方法により算出したものかを明示するとともに、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合にはその旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(58－3)h から j までに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。

記載事例（連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものについて、「第一部 企業情報」の「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」を参照する場合）

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

（中略）

イ　主要な連結子会社

当事業年度									補足説明
名　称	管理職に占める女性労働者の割合(%)（注 1）	男性労働者の育児休業取得率(%)				労働者の男女の賃金の差異(%)（注 1）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
○○電子㈱	XX.X	－	XX.X	XX.X	(注 1)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・
㈱○○ｾﾗﾐｯｸｽ	XX.X	XX.X	－	－	(注 2)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・
㈱○○電機	XX.X	XX.X	－	－	(注 3)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・
～～～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～～～

(注)1～3.（中略）

4. 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものについては、「第 7　提出会社の参考情報　2　その他の参考情報 (2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載している。

※ (注)1～3. の記載方法については、記載事例「5 従業員の状況等 (2)従業員の状況 ④管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 イ連結子会社」(216 頁）を参照してください。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 提出会社やその連結子会社が、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下、「女性活躍推進法」という。）の規定により当事業年度における管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書において当事業年度における管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異の開示が求められるとされています。

② 提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号。以下、「育児・介護休業法」という。）の規定により当事業年度における男性労働者の育児休業取得率の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、有価証券報告書において当事業年度における男性労働者の育児休業取得率の開示が求められるとされています。

③ 女性管理職比率等（管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異をいう。以下同じ。）の開示が求められる連結子会社は、有価証券報告書の「関係会社の状況」欄において名称が記載されているかにかかわらず、女性活躍推進法又は育児・介護休業法における公表義務の対象となる全ての連結子会社を指し、重要性に関係なく、有価証券報告書において記載することが求められるとされています。

④ 女性活躍推進法等（女性活躍推進法又は育児・介護休業法をいう。以下同じ。）の公表義務の対象とならない海外子会社については、有価証券報告書においても、女性管理職比率等の記載を省略することができると考えられます。

⑤ 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る女性管理職比率等については、「第一部 企業情報」の「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができるとされています。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載することとされています。

⑥ 女性管理職比率等については、投資者の理解に資するように、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を補足説明欄に記載することも可能とされています。補足的な情報として、数値の前提となった自社の雇用に関する定めについて説明を記載することも考えられます。

⑦ 女性管理職比率等については、当事業年度の内容を記載することが求められていますが、投資者が理解しやすいよう、企業の判断により、数値の基準日や対象期間を記載することも考えられます。

⑧ 女性管理職比率等については、算定の根拠となる法令を記載することが考えられます。

⑨ 男性労働者の育児休業取得率に規定する事項を記載する際に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、(a)育児休業等の取得割合（第 71 条の 6 第 1 号）又は(b)育児休業等及び育児目的休暇の取得割合（第 71 条の 6 第 2 号）のいずれの方法により算出したものかを明示するものとするとされています。

⑩ 記載事例④ア提出会社の男性労働者の育児休業取得率については、育児・介護休業法の規定に基づく記載を前提としていますが、女性活躍推進法に基づき雇用管理区分ごとの男性労働者の育児休業取得率を公表した場合、有価証券報告書においても雇用管理区分ごとの実績を記載することになります（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 162 号）第 19 条第 2 項）。

⑪ 労働者の男女の賃金の差異を記載する際に、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するとされています。

（参考）記載事例（連結ベースでの状況についても開示を行う場合）

※本記載事例では、有価証券報告書における他の記載事項（第 2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等）等と同様に、連結財務諸表規則第 2 条第 5 号に規定されている「連結会社」ベースで開示する場合についてお示ししています。

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

（中略）

ウ　連結会社

当連結会計年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・

（注）1.「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 5 号に規定されている連結会社を対象としている。
2. 上記指標は、海外子会社を含めた指標であり、海外子会社の指標の定義や計算方法は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）とは異なっている。これらの指標の定義や計算方法は・・・・・（次頁作成にあたってのポイント④に記載のとおり、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義や計算方法が異なる場合には、その指標の定義や計算方法を記載することが考えられます）。
3. 指標の算出にあたっては、・・・・（各社の指標から連結会社単位の指標を算出した際の計算方法について、注記することが考えられます。）。

※ 連結財務諸表規則第 2 条第 5 号に規定されている「連結会社」ベースでの開示ではなく、独自のグループベースでの開示を行う場合、以下のようにすることが考えられます。
(1) 「連結会社」及び「当連結会計年度」の表記は使用しない。
(2) 次頁作成にあたってのポイント③に記載のとおり、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から、提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とする場合には、開示対象とした範囲について記載する。
(3) 提出会社グループに含まれる各社の事業年度が提出会社と異なり、各指標の数値についても、当該異なる事業年度ベースで集計している場合、そのことがわかるよう、各社の事業年度ごとに集計している旨を注記する。

「記述情報の開示に関する原則」（別添）―サステナビリティ情報の開示について―（金融庁　2023 年 1 月 31 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント

① 2022 年 6 月 13 日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」においては、人的資本、多様性に関する開示に当たって、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差といった多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされています（(望ましい開示に向けた取組み)(注 2)）。

作成にあたってのポイント

② 「記述情報の開示に関する原則（別添）―サステナビリティ情報の開示について―」に記載された「連結ベースの開示」とは、連結会社及び連結子会社において集約した 1 つの数値で、女性管理職比率等の指標を開示することを想定しています。

③ 女性管理職比率等について、「連結ベース」で開示する場合には、例えば、有価証券報告書における他の記載事項（第 2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等）と同様に、連結財務諸表規則第 2 条第 5 号に規定されている「連結会社」ベースで開示するほか、企業において、投資家に有用な情報を提供する観点から提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることも考えられます。なお、企業において独自の範囲を開示対象とする場合には、当該グループの範囲を明記することが重要と考えられます。

④ 女性管理職比率等について、「連結ベース」で開示する際に、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義や計算方法が異なる場合には、その指標の定義や計算方法を記載することが考えられます。

第5【経理の状況】

冒頭記載

記載事例

1. **連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について**

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成している。

［特例財務諸表提出会社が、財規第127条の規定により財務諸表を作成している場合］
（本文に追記）
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している。

2. **監査証明について**

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（○年4月1日から○年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（○年4月1日から○年3月31日まで）の財務諸表について、○○監査法人による監査を受けている。

〔第三号様式〕

第5【経理の状況】
1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】
③【連結株主資本等変動計算書】
④【連結キャッシュ・フロー計算書】
⑤【連結附属明細表】
(2)【その他】
2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
①【貸借対照表】
②【損益計算書】
③【株主資本等変動計算書】
④【キャッシュ・フロー計算書】
⑤【附属明細表】
(2)【主な資産及び負債の内容】
(3)【その他】

（記載上の注意）
(40) 経理の状況
第二号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
(59) 経理の状況
a 連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下a、e及びfにおいて「連結財務諸表等」という。）を連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、その旨（中間連結財務諸表を連結財務諸表規則に定めるところにより作成している場合又は中間財務諸表を財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合にあっては、その旨及び第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表の別又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表の別）を記載すること。財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより、又はこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合も、同様とする。
b 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
c 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
d 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、その旨を記載すること。
e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載すること。
f 連結財務諸表規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。
また、連結財務諸表規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が修正国際基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。
g 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
h 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。
i 財務諸表等規則第1条の2に規定する特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。
（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近連結会計年度等　→　当連結会計年度

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

1. **連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について**

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年 3 月 24 日内閣府令第 20 号。以下「改正府令第 20 号」という。）附則第 3 条第 1 項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年 8 月 22 日内閣府令第 75 号。以下「改正府令第 75 号」という。）附則第 5 条第 1 項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当事業年度（○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日まで）は、改正府令第 20 号附則第 2 条第 1 項ただし書き及び改正府令第 75 号附則第 3 条第 1 項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. **監査証明について**

（略）

記載事例（当連結会計年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月 11 日）を早期適用する場合）

1. **連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について**

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年 8 月 22 日内閣府令第 75 号。以下「改正府令」という。）附則第 4 条第 1 項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当事業年度（○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日まで）は、改正府令附則第 2 条第 1 項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. **監査証明について**

（略）

〔開示ガイドライン〕

5－20　開示府令第二号様式記載上の注意(59)e に規定する「特段の取組」とは、例えば、次のような取組をいう。

①　会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制の整備（会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加）

②　指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタスクフォース）の設置

5－21　有価証券届出書に記載された財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務書類の金額単位を変更したときは、当該事業年度の有価証券届出書の「経理の状況」の冒頭にその内容を記載するものとする。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

〔連結財規〕

（金額の表示の単位）

第 16 条の 2　連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

〔財規〕

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第 1 条の 2　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号に規定する会計監査人設置会社（第 2 条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。次編第 7 章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

（金額の表示の単位）

第 10 条の 3　財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

一～五　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一～八　（略）

（特例財務諸表提出会社に該当する旨の記載）

第 128 条　特例財務諸表提出会社が前条の規定により財務諸表を作成した場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特例財務諸表提出会社に該当する旨

二　前条の規定により財務諸表を作成している旨

記載事例（連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合）

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている。具体的には、

① 会計基準等の内容を適切に把握し、.....できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、.....。

また、○○○（会計基準設定主体等を記載）の行う△△研修や××研修に参加している。.....。

② .....。

記載事例（金額の表示単位を変更した場合）

当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更した。

作成にあたってのポイント

① 監査報告書は、連結財務諸表及び財務諸表に添付することになっていますが、冒頭記載「監査証明について」において「添付している」旨の記載は必要ありません。

② 金額の表示単位を変更した場合には、冒頭記載にその内容を記載する必要がありますが、金額の端数処理については記載する必要はありません。

③ 会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられます。

④ 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載することとされていますので、ご留意ください。なお、その旨及びその取組の具体的な内容は、経理の状況の冒頭記載に記載することが適当と考えられます。

⑤ 特例財務諸表提出会社が財規第127条の規定により財務諸表を作成している場合には、特例財務諸表提出会社に該当する旨及び財規第127条の規定により財務諸表を作成している旨を記載することとされています。

記載事例（連結財務諸表を作成していない場合）

1. **財務諸表の作成方法について**

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成している。

2. **監査証明について**

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、○○監査法人による監査を受けている。

3. **連結財務諸表について**

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 5 条第 2 項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成していない。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりである。

資産基準	X.X%
売上高基準	X.X%
利益基準	X.X%
利益剰余金基準	X.X%

〔連結財規〕

（連結の範囲）

第 5 条　連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2　前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

5－2　規則第 5 条第 2 項に規定する連結の範囲の適用に当たっては、次の点に留意する。

1　規則第 5 条第 2 項の規定は、重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものではないこと。

2　重要性の乏しい子会社を連結の範囲から除くに当たっては、連結の範囲から除こうとする子会社が 2 以上あるときは、これらの子会社が全体として重要性が乏しいものでなければならないこと。

3　連結の範囲から除かれる子会社が翌連結会計年度以降相当期間にわたり、重要性の乏しい子会社として同項の規定の適用が認められるかどうかをも考慮し、連結の範囲が継続されること。

作成にあたってのポイント

連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び理由を記載することとされていますので、ご留意ください。

MEMO

〔連結財規〕

（定義）

第2条　この規則（第14号に掲げる用語にあっては、第1条第3項第2号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三十五　　（略）

三十六　会計方針　連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七　表示方法　連結財務諸表又は中間連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

三十八　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十九　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十　　表示方法の変更　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

四十一　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、当連結会計年度の直前の連結会計年度（以下この条及び次編において「前連結会計年度」という。）以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

四十二　誤謬　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表又は中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十三　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十四　連結財務諸表の組替え　新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

四十四の二　（略）

四十五　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬の訂正を連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。

四十六～六十　（略）

（比較情報の作成）

第8条の3　当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

8の3　規則第8条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。

1　当連結会計年度に係る連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。

2　当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。

作成にあたってのポイント

① 当連結会計年度に会計方針の変更を行い、遡及処理した場合には、その影響額を当連結会計年度の連結財務諸表に係る比較情報に反映させることとなります。（参考：300頁以降「会計方針の変更等」）

② 比較情報とは、当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項と規定されています。当連結会計年度の連結財務諸表において記載された全ての数値については原則として、また、当連結会計年度の連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、定性的な情報であっても比較情報を記載することとされています。

したがって、注記事項についても、上記の考え方を踏まえて記載することが必要と考えられます。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

記載事例

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （○年３月31日）		当連結会計年度 （○年３月31日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		XXX		XXX
受取手形		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
受取手形（純額）		XXX		XXX
売掛金		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
売掛金（純額）		XXX		XXX
契約資産		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
契約資産（純額）		XXX		XXX
リース債権及びリース投資資産		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
リース債権及びリース投資資産（純額）		XXX		XXX
有価証券		XXX		XXX
商品及び製品		XXX		XXX
仕掛品		XXX		XXX
原材料及び貯蔵品		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
流動資産合計		XXX		XXX
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
建物及び構築物（純額）		XXX		XXX
機械装置及び運搬具		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
機械装置及び運搬具（純額）		XXX		XXX
土地	※○	XXX	※○	XXX
リース資産		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
リース資産（純額）		XXX		XXX
建設仮勘定		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
その他（純額）		XXX		XXX
有形固定資産合計		XXX		XXX
無形固定資産				
のれん		XXX		XXX
リース資産		XXX		XXX
公共施設等運営権		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
無形固定資産合計		XXX		XXX

（記載上の注意）

(41) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合又は修正国際基準（連結財務諸表規則第 314 条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第 5 条第 1 項又は第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第 8 条の 3 に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(46)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c （略）

(42) 連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(61)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60)a の規定により最近 2 連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近 2 連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度末 → 当連結会計年度末

・最近 2 連結会計年度 → 当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

（連結貸借対照表に関する主な連結財規の規定）

項 目	連結財規
連結貸借対照表の記載方法	第 17 条
資産、負債及び純資産の分類記載等	第 18 条、第 19 条
科目の記載の配列	第 20 条
資産の分類	第 21 条
各資産の範囲	第 22 条（財規第 15 条～第 16 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 31 条～第 31 条の 4、第 36 条を準用）
流動資産の区分表示等	第 23 条、第 24 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）
固定資産の区分表示等	第 26 条、第 27 条（財規第 25 条、第 26 条第 1 項を準用）、第 27 条の 2（財規第 26 条の 2（第 5 項を除く。）を準用）、第 28 条、第 29 条（財規第 30 条を準用）、第 30 条、第 31 条（財規第 34 条を準用）
繰延資産の区分表示	第 32 条、第 33 条（財規第 38 条を準用）
土地再評価に関する表示等	第 30 条の 2（財規第 32 条の 3 を準用）、第 39 条（財規第 52 条の 2 を準用）
負債の分類	第 35 条
各負債の範囲	第 36 条（財規第 47 条～第 48 条の 3、第 51 条～第 51 条の 4 を準用）
流動負債の区分表示	第 37 条
固定負債の区分表示	第 38 条
特別目的会社の債務等の区分表示	第 41 条の 2
純資産の分類	第 42 条
株主資本の分類及び区分表示	第 43 条
その他の包括利益累計額の分類及び区分表示	第 43 条の 2
株式引受権の表示	第 43 条の 2 の 2
新株予約権の表示	第 43 条の 3
非支配株主持分の表示	第 43 条の 4
繰延税金資産又は繰延税金負債の表示	第 45 条
特別法上の準備金等	第 45 条の 2

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	XXX	XXX
長期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
長期貸付金（純額）	XXX	XXX
退職給付に係る資産	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
投資その他の資産合計	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX
繰延資産		
創立費	XXX	XXX
開業費	XXX	XXX
株式交付費	XXX	XXX
社債発行費	XXX	XXX
開発費	XXX	XXX
繰延資産合計	XXX	XXX
資産合計	XXX	XXX

〔連結財規〕　様式第四号　連結貸借対照表

（記載上の注意）

1. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第45条の規定により表示すること。

（連結貸借対照表に関する主な連結財規ガイドラインの規定）

項　目	連結財規ガイドライン
複数の事業がある場合の表示	19
営業外手形の表示	23－1－2、37－1－1
金銭の信託及びデリバティブ取引債権の表示	23－3
減損損失累計額を減価償却累計額に含めた場合の表示	27の2
デリバティブ取引債務等の表示	37－5
長期未払法人税等の範囲	38－1－4
長期引当金の表示	38－1－6
別記事業がある場合の複数事業の表示	46
別記事業の資産及び負債の科目の記載	47

〔連結財規〕

（流動資産の区分表示）

第23条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第2号から第2号の3までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一　（略）

二　受取手形

二の二　売掛金

二の三　契約資産

三～八　（略）

2～4　（略）

5　第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号及び第2号の2に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権（財務諸表等規則第15条第2号に規定する顧客との契約から生じた債権をいう。以下この項において同じ。）に限る。）並びに第2号の3に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第2号及び第2号の2に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに第2号の3に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
繰延税金負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
退職給付に係る負債	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金	XXX	XXX
利益剰余金	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
為替換算調整勘定	XXX	XXX
退職給付に係る調整累計額	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
その他の包括利益累計額合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
非支配株主持分	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

（流動負債の区分表示）

第 37 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号の 2 及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四　（略）

四の二　契約負債

五～八　（略）

2～5　（略）

6　第 1 項本文の規定にかかわらず、同項第 4 号の 2 に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

・リース会計基準第 49 項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。

・リース負債について連結貸借対照表において区分して表示する。

・リース債権及びリース投資資産のそれぞれについて連結貸借対照表において区分して表示する。

・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

・借手のリースについて、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （○年 3 月 31 日）		当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		XXX		XXX
受取手形		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
受取手形（純額）		XXX		XXX
売掛金		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
売掛金（純額）		XXX		XXX
契約資産		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
契約資産（純額）		XXX		XXX
リース債権		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
リース債権（純額）		XXX		XXX
リース投資資産		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
リース投資資産（純額）		XXX		XXX
有価証券		XXX		XXX
商品及び製品		XXX		XXX
仕掛品		XXX		XXX
原材料及び貯蔵品		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
流動資産合計		XXX		XXX
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
建物及び構築物（純額）		XXX		XXX
機械装置及び運搬具		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
機械装置及び運搬具（純額）		XXX		XXX
土地	※○	XXX	※○	XXX
リース資産		XXX		－
減価償却累計額		△XXX		－
リース資産（純額）		XXX		－
使用権資産		－		XXX
減価償却累計額		－		△XXX
使用権資産（純額）		－		XXX
建設仮勘定		XXX		XXX
その他		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
その他（純額）		XXX		XXX
有形固定資産合計		XXX		XXX

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（流動資産の区分表示）

第 23 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 2 号から第 2 号の 3 までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～二の三　（略）

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四～七　（略）

八　その他

2 （略）

3　第 1 項第 8 号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

4、5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

23-3　規則第 23 条第 3 項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 （略）

2　通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産で 1 年内に期限が到来するものについて、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超える場合には、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

（有形固定資産の区分表示）

第 26 条　有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一　建物（その付属設備を含む。）及び構築物

二　機械装置（その付属設備を含む。）及び運搬具（船舶及び水上運搬具、鉄道車両その他の陸上運搬具並びに航空機）

三　土地

四　使用権資産（対応する原資産が前 3 号及び第 6 号に掲げるものである場合に限る。）

五　（略）

六　その他

2 （略）

3　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する資産については、同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
無形固定資産		
のれん	XXX	XXX
リース資産	XXX	－
使用権資産	－	XXX
公共施設等運営権	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
無形固定資産合計	XXX	XXX
投資その他の資産		
投資有価証券	XXX	XXX
長期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
長期貸付金（純額）	XXX	XXX
退職給付に係る資産	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX
使用権資産	－	XXX
その他	XXX	XXX
投資その他の資産合計	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX

（略）

4 （略）

（無形固定資産の区分表示）

第 28 条　無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 1 号、第 2 号又は第 3 号の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下である場合には、第 4 号に属する資産と一括して掲記することができる。

一　（略）

二　使用権資産（対応する原資産が第 4 号に掲げるもの（財務諸表等規則第 27 条第 8 号に掲げるものを除く。）である場合に限る。）

三（略）

四　その他

2 （略）

3　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる項目に属する資産については、同項第 4 号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

4、5 （略）

（投資その他の資産の区分表示等）

第 30 条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四　（略）

五　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

六　その他

2～5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 5 号に掲げる項目に属する資産については、同項第 6 号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

〔連結財規ガイドライン〕

30-5　財務諸表等規則ガイドライン 33 の 2 に掲げるリース債権及びリース投資資産で、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

〔財規〕

（無形固定資産の範囲）

第 27 条　次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

一～七　（略）

八　鉱業権

九～十四　（略）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
繰延税金負債	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
退職給付に係る負債	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
（略）		

〔連結財規〕

（流動負債の区分表示）

第 37 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号の 2 及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二　（略）

三　リース負債

四～八　（略）

2～6 （略）

7　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第 38 条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 6 号及び第 7 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二　（略）

三　リース負債

四～十　（略）

2～4 （略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって連結貸借対照表に表示することとされています。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされています。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示することとされています。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示することとされています。

② 契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、連結貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記することとされています。また、契約負債を連結貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとされています。

③ 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、純資産の部の「自己株式」の次に「自己株式申込証拠金」という科目をもって掲記しなければならないとされていますのでご留意ください。

④ 連結財規第 43 条の 2 第 2 項により、その他の包括利益累計額の項目として計上することが適当であると認められるものは、同条第 1 項各号の科目以外でも当該項目を示す名称を付した科目で掲記することができることとされています。

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

⑤ 使用権資産については、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に連結貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法又は対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により表示することとされています。

⑥ リース負債については、連結貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

⑦ 「リースに関する会計基準の適用指針」（2024 年 9 月 13 日）第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

⑧ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、連結貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（連結財規第 23 条第 1 項及び第 6 項）。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（連結財規第 23 条第 7 項及び第 8 項）。なお、通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産で 1 年内に期限が到来するもの並びに投資その他の資産に属するリース債権及びリース投資資産で、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記することとされています（連結財規ガイドライン 23-3 の 2 及び 30-5）。

⑨ 貸手については、上記⑦の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

記載事例

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年４月１日 至 ○年３月31日）	当連結会計年度 （自 ○年４月１日 至 ○年３月31日）
売上高	XXX	XXX
売上原価	XXX	XXX
売上総利益（又は売上総損失）	XXX	XXX
販売費及び一般管理費		
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
販売費及び一般管理費合計	XXX	XXX
営業利益（又は営業損失）	XXX	XXX
営業外収益		
受取利息	XXX	XXX
受取配当金	XXX	XXX
有価証券売却益	XXX	XXX
持分法による投資利益	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外収益合計	XXX	XXX
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
有価証券売却損	XXX	XXX
持分法による投資損失	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
経常利益（又は経常損失）	XXX	XXX
特別利益		
固定資産売却益	XXX	XXX
負ののれん発生益	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
特別利益合計	XXX	XXX
特別損失		
固定資産売却損	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
災害による損失	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
特別損失合計	XXX	XXX
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	XXX	XXX
法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
法人税等合計	XXX	XXX
当期純利益（又は当期純損失）	XXX	XXX
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	XXX	XXX
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）	XXX	XXX

（記載上の注意）

(43)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

第二号様式記載上の注意(62)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(62)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60)a の規定により最近 2 連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近 2 連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

・最近 2 連結会計年度　→　当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

（連結損益計算書及び連結包括利益計算書に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
連結損益計算書の記載方法	第 48 条
収益及び費用の分類等	第 49 条、第 50 条
売上高及び売上原価の表示方法等	第 51 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条
販売費及び一般管理費の表示方法等	第 55 条、第 56 条
営業外収益等の表示方法等	第 57 条、第 58 条、第 61 条
特別利益等の表示方法等	第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 67 条
当期純利益又は当期純損失	第 65 条
引当金繰入額の区分表示	第 66 条
持分法による投資利益等の表示	第 66 条の 2
連結包括利益計算書の記載方法等	第 69 条の 2～第 69 条の 5、第 69 条の 7

〔連結財規〕　様式第五号　連結損益計算書

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

〔連結財規〕　様式第五号の二　連結包括利益計算書

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（連結損益計算書及び連結包括利益計算書に関する主な連結財規ガイドラインの規定）

項　目	連結財規ガイドライン
複数の事業がある場合の表示	50
売上高の表示方法	51（財規ガイドライン 72-1 を準用）
のれん償却額	55
財規ガイドライン 95 の 2（特別損益の表示）の取扱い	62
法人税等	65－1－1、65-6
連結損益及び包括利益計算書様式	69 の 3

MEMO

〔連結財規〕

（売上高の表示方法）

第51条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

2　　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもって代えることができる。

〔連結財規ガイドライン〕

51　財務諸表等規則ガイドライン72－1の取扱いは、規則第51条に規定する売上高の表示方法について準用する。

〔財規〕

（売上高の表示方法）

第72条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

72－1　規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、売上高、売上収益、営業収益等適切な名称を付すことに留意する。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を以下の前提で早期適用する場合）

・リース負債に係る利息費用について連結損益計算書において区分して表示する。

・ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額、オペレーティング・リースに係る収益について、連結損益計算書において区分して表示せず、それぞれが含まれる科目及び金額を注記する。

・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

・借手のリースについて、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日）
（略）		
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
リース負債に係る利息費用	－	XXX
有価証券売却損	XXX	XXX
持分法による投資損失	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
（略）		

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（営業外費用の表示方法）

第 58 条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）

第 67 条の 2　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第 286 条の 2 において同じ。）に係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。）

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第 286 条の 2 において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって連結損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。

② 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して連結損益計算書に表示するか、又は両者を区分して連結損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を連結損益計算書において区分して表示するものとされています。

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

③ リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

④ 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

⑤ 次の事項については、連結損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。左記の記載事例では、これらを連結損益計算書において区分しない場合の例を記載していますが、この場合には注記が必要となります（注記する場合の記載事例は 352 頁参照）。

・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）

⑥ 貸手については、上記④の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

記載事例

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）		当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）	
当期純利益（又は当期純損失）		XXX		XXX
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		XXX		XXX
繰延ヘッジ損益		XXX		XXX
為替換算調整勘定		XXX		XXX
退職給付に係る調整額		XXX		XXX
持分法適用会社に対する持分相当額		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
その他の包括利益合計	※○	XXX	※○	XXX
包括利益		XXX		XXX
（内訳）				
親会社株主に係る包括利益		XXX		XXX
非支配株主に係る包括利益		XXX		XXX

記載事例（連結損益及び包括利益計算書の場合）

②【連結損益及び包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）		当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）	
売上高		XXX		XXX
		（中略）		
当期純利益（又は当期純損失）		XXX		XXX
（内訳）				
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）		XXX		XXX
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）		XXX		XXX
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		XXX		XXX
繰延ヘッジ損益		XXX		XXX
為替換算調整勘定		XXX		XXX
退職給付に係る調整額		XXX		XXX
持分法適用会社に対する持分相当額		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
その他の包括利益合計	※○	XXX	※○	XXX
包括利益		XXX		XXX
（内訳）				
親会社株主に係る包括利益		XXX		XXX
非支配株主に係る包括利益		XXX		XXX

MEMO

③【連結株主資本等変動計算書】

記載事例

前連結会計年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額			XXX		XXX										XXX
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額															
新株の発行	XXX	XXX			XXX										XXX
剰余金の配当			△XXX		△XXX										△XXX
親会社株主に帰属する当期純利益			XXX		XXX										XXX
自己株式の処分				XXX	XXX										XXX
・・・・・・・															XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当期首残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額					－										－
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額															
新株の発行	XXX	XXX			XXX										XXX
剰余金の配当			△XXX		△XXX										△XXX
親会社株主に帰属する当期純利益			XXX		XXX										XXX
自己株式の処分				XXX	XXX										XXX
・・・・・・・															XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

（記載上の注意）

（44） 連結株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(63)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（63） 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

・最近 2 連結会計年度　→　当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

（連結株主資本等変動計算書に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
連結株主資本等変動計算書の記載方法	第 70 条
連結株主資本等変動計算書の区分表示	第 71 条
株主資本	第 72 条
その他の包括利益累計額	第 73 条、第 74 条
株式引受権	第 74 条の 2
新株予約権	第 75 条
非支配株主持分	第 76 条

〔連結財規〕　様式第六号　連結株主資本等変動計算書

（記載上の注意）

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 遡及適用及び修正再表示（以下 5.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

作成にあたってのポイント

① 遡及適用等を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額を区分表示するとともに遡及適用等の後の期首残高を記載することとされています。また、会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当連結会計年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示することとされていますので、ご留意ください。

② 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引については、連結株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動事由の記載にあたって、通常の新株の発行や自己株式の処分等とは区分して表示することも考えられます。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

記載事例（直接法による場合）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年４月 １日 至 ○年３月31日）	当連結会計年度 （自 ○年４月 １日 至 ○年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	XXX	XXX
原材料又は商品の仕入れによる支出	△XXX	△XXX
人件費の支出	△XXX	△XXX
その他の営業支出	△XXX	△XXX
小計	XXX	XXX
利息及び配当金の受取額	XXX	XXX
利息の支払額	△XXX	△XXX
損害賠償金の支払額	△XXX	△XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
法人税等の支払額	△XXX	△XXX
営業活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
有価証券の売却による収入	XXX	XXX
有形固定資産の取得による支出	△XXX	△XXX
有形固定資産の売却による収入	XXX	XXX
投資有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
投資有価証券の売却による収入	XXX	XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
貸付けによる支出	△XXX	△XXX
貸付金の回収による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	XXX	XXX
短期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
長期借入れによる収入	XXX	XXX
長期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
社債の発行による収入	XXX	XXX
社債の償還による支出	△XXX	△XXX
株式の発行による収入	XXX	XXX
自己株式の取得による支出	△XXX	△XXX
配当金の支払額	△XXX	△XXX
非支配株主への配当金の支払額	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
現金及び現金同等物に係る換算差額	XXX	XXX
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期首残高	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期末残高	XXX	XXX

（記載上の注意）

（45） 連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(64)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（64） 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(60)aの規定により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

・最近 2 連結会計年度　→　当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法	第 82 条
連結キャッシュ・フロー計算書の表示区分	第 83 条
営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法	第 84 条
投資活動によるキャッシュ・フローの表示方法	第 85 条
財務活動によるキャッシュ・フローの表示方法	第 86 条
現金及び現金同等物に係る換算差額等の記載	第 87 条
利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの表示方法	第 88 条
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー等の表示方法	第 89 条

記載事例（間接法による場合）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失）	XXX	XXX
減価償却費	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
のれん償却額	XXX	XXX
貸倒引当金の増減額（△は減少）	XXX	XXX
受取利息及び受取配当金	△XXX	△XXX
支払利息	XXX	XXX
為替差損益（△は益）	XXX	XXX
持分法による投資損益（△は益）	XXX	XXX
有形固定資産売却損益（△は益）	XXX	XXX
損害賠償損失	XXX	XXX
売上債権の増減額（△は増加）	XXX	XXX
棚卸資産の増減額（△は増加）	XXX	XXX
仕入債務の増減額（△は減少）	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
小計	XXX	XXX
利息及び配当金の受取額	XXX	XXX
利息の支払額	△XXX	△XXX
損害賠償金の支払額	△XXX	△XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
法人税等の支払額	△XXX	△XXX
営業活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
有価証券の売却による収入	XXX	XXX
有形固定資産の取得による支出	△XXX	△XXX
有形固定資産の売却による収入	XXX	XXX
投資有価証券の取得による支出	△XXX	△XXX
投資有価証券の売却による収入	XXX	XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
貸付けによる支出	△XXX	△XXX
貸付金の回収による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・・	XXX	XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX

〔連結財規〕様式第七号　連結キャッシュ・フロー計算書（直接法）及び様式第八号　連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（記載上の注意）

1. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　○年4月1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月1日 至　○年3月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	XXX	XXX
短期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
長期借入れによる収入	XXX	XXX
長期借入金の返済による支出	△XXX	△XXX
社債の発行による収入	XXX	XXX
社債の償還による支出	△XXX	△XXX
株式の発行による収入	XXX	XXX
自己株式の取得による支出	△XXX	△XXX
配当金の支払額	△XXX	△XXX
非支配株主への配当金の支払額	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△XXX	△XXX
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	XXX	XXX
・・・・・・・・・・	XXX	XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXX	XXX
現金及び現金同等物に係る換算差額	XXX	XXX
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期首残高	XXX	XXX
現金及び現金同等物の期末残高	XXX	XXX

作成にあたってのポイント

① 連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとされています。

② 連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとされています。

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

③ 借手の支払リース料のうち、元本返済額部分は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、利息相当額部分については、企業が採用した支払利息の表示区分に従って記載するか、利息相当額部分を区分計算していない場合は、支払リース料を「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することとされています。

注記事項

（継続企業の前提に関する事項）

記載事例

当社グループは、当連結会計年度において、XX 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、XX 百万円の債務超過になっている。

これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、……。

しかしながら、……であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していない。

〔連結財規〕

（継続企業の前提に関する注記）

第15条の22　財務諸表等規則第8条の27の規定は、連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第4号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（注記の方法）

第16条　（略）

2、3　（略）

4　第15条の22の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第13条の規定による注記は、第1項の規定にかかわらず、第15条の22の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　（略）

〔財規〕

（継続企業の前提に関する注記）

第8条の27　貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

〔連結財規ガイドライン〕

15の22　財務諸表等規則ガイドライン8の27－1から8の27－5までの取扱いは、規則第15条の22に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

8の27－1　規則第8条の27に規定する継続企業の前提とは、「監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。

8の27－2　規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況をいうものとし、債務超過、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の不履行、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業活動の継続に不可欠な重要な資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業活動の制約等が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況となる場合もあることに留意する。

8の27－3　規則第8条の27の注記において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が各企業の実態を反映したものであるか否か、同条第2号に規定する対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かといった観点から、総合的かつ実質的に判断を行うものとし、8の27－2に規定する事象又は状況が存在するか否かといった画一的な判断を行うことのないよう留意する。

MEMO

8の27－4　規則第8条の27第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間に講じるものを記載することに留意する。

8の27－5　貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条の4に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。

作成にあたってのポイント

① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消又は大幅に改善するための対応策の記載にあたっては、取締役会等の意思決定機関で決定されたものを記載することが望ましいと思われます。

② 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも連結決算日の翌日から1年間に講じるものを記載することとされていますので、ご留意ください。

③ 前連結会計年度の決算日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められたが、当連結会計年度において認められない場合は、当連結会計年度の記載がないため、当連結会計年度の「比較情報」の記載も不要と考えられます。

なお、重要な不確実性が認められなくなった経緯などの説明は、38頁の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」又は60頁の「事業等のリスク」等において、具体的に記載することが望ましいと思われます。

MEMO

〔連結財規〕
（適用の特例）
第1条の2　法第2条第1項第5号又は第9号に掲げる有価証券の発行者（同条第5項に規定する発行者をいう。次条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中間連結財務諸表（前条第1項第2号又は第3号に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第5編第1章の定めるところによることができる。
一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　連結財務諸表
イ　法第5条第1項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。
ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
二、三　（略）

第1条の3　法第2条第1項第5号又は第9号に掲げる有価証券の発行者のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「修正国際基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第5編第2章の定めるところによることができる。
一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　連結財務諸表
イ　前条第1号イに掲げる要件
ロ　修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
二、三　（略）

第5編　企業会計の基準の特例
第1章　指定国際会計基準
（指定国際会計基準に係る特例）
第312条　指定国際会計基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準（国際会計基準（国際的に共通した企業会計の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であって第1条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。次条及び第314条において同じ。）のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（指定国際会計基準に関する注記）
第313条　指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨
二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨
三　指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

第2章　修正国際基準
（修正国際基準に係る特例）
第314条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

MEMO

（修正国際基準に関する注記）

第315条　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

二　修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由

〔財規〕

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第1条の2の2　法第2条第1項第5号又は第9号に掲げる有価証券の発行者（同条第5項に規定する発行者をいう。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める財務諸表又は中間財務諸表（第1条第1項第2号又は第3号に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法（第1号又は第3号に掲げる株式会社にあっては、それぞれ連結財務諸表又は第2種中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）は、第5編の定めるところによることができる。

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　財務諸表

イ　法第5条第1項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。

ロ　指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

二、三　（略）

第5編　指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表

（指定国際会計基準特定会社の財務諸表又は中間財務諸表の作成基準）

第326条　指定国際会計基準特定会社が提出する財務諸表又は中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める規定による。

一　財務諸表　第1編及び第2編第1章から第6章まで

二、三　（略）

2　指定国際会計基準特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表又は中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によって財務諸表又は中間財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第327条　指定国際会計基準に準拠して作成した財務諸表又は中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第312条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表又は中間財務諸表を作成している旨

三　指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由

MEMO

作成にあたってのポイント

（指定国際会計基準により連結財務諸表等を作成している場合）

① 連結財規第 1 条の 2 第 1 号に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たす会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める国際会計基準（以下、「指定国際会計基準」という。）を適用することができます。なお、その場合は、連結財規第 313 条により「国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」等及び「指定国際会計基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められていますので、ご留意ください。

② 連結財務諸表を作成していない会社については、財規に掲げる指定国際会計基準特定会社の要件を満たせば、財規（第 1 編及び第 2 編第 1 章から第 6 章までの規定による。）により作成した財務諸表に追加する形で、指定国際会計基準を適用して作成した財務諸表を記載することができます。

（修正国際基準により連結財務諸表を作成している場合）

③ 連結財規第 1 条の 3 第 1 号に掲げる修正国際基準特定会社の要件を満たす会社は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について、金融庁長官が定める修正国際基準（以下、「修正国際基準」という。）を適用することができます。なお、その場合は連結財規第 315 条により「修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨」及び「修正国際基準特定会社に該当する旨及びその理由」の注記が求められていますので、ご留意ください。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

記載事例

1．連結の範囲に関する事項
（イ）連結子会社の数　X 社
主要な連結子会社名は、「第 1　企業の概況　4．関係会社の状況」に記載しているため、省略している。

（ロ）主要な非連結子会社の名称等
○㈱、○㈱、○㈱

（連結の範囲から除いた理由）
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。

（ハ）開示対象特別目的会社
開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載している。

記載事例（当期と前期が異なる場合）

1．連結の範囲に関する事項
（イ）連結子会社の数　X 社
主要な連結子会社名は、「第 1　企業の概況　4．関係会社の状況」に記載しているため、省略している。
このうち、○㈱については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、○㈱については、重要性が増したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結子会社に含めることとした。なお、○㈱については、保有株式を売却したことにより、連結の範囲から除外している。

〔連結財規〕

（連結の範囲等に関する記載）

第 13 条　連結の範囲に関する事項その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項に区別して注記しなければならない。

一　連結の範囲に関する事項

二　持分法の適用に関する事項

三　連結子会社の事業年度等に関する事項

四　会計方針に関する事項

2　前項第 1 号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第 1 号に掲げる事項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。

一　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

二　非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

三　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった場合には、当該他の会社等の名称及び子会社としなかった理由

四　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第 8 条の 9 第 2 号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号及び第 197 条第 2 項第 4 号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

3　第 1 項第 2 号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

二　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、これらのうち主要な会社等の名称

三　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、持分法を適用しない理由

四　他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合には、当該他の会社等の名称及び関連会社としなかった理由

五　持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項がある場合には、その内容

4　第 1 項第 3 号に掲げる連結子会社の事業年度等に関する事項については、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社がある場合において、その内容及び当該連結子会社について連結財務諸表の作成の基礎となる財務諸表を作成するための決算が行われたかどうかを記載するものとする。

5　（略）

（連結の範囲）

第 5 条　連結財務諸表提出会社は、その全ての子会社を連結の範囲に含めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する子会社は、連結の範囲に含めないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）に対する支配が一時的であると認められる子会社

二　連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社

2　前項の規定により連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高（役務収益を含む。以下同じ。）、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

3　次に掲げる会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

一　第 1 項ただし書の規定により連結の範囲から除かれた子会社

二　連結財務諸表提出会社が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることにより子会社に該当しない会社等

MEMO

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第 14 条　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

14　規則第 14 条の規定による注記については、次の点に留意する。

1　連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。

2　連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。

作成にあたってのポイント

比較情報として記載する内容は、記載する項目によって様々なケースが考えられます。例えば、連結子会社数が当期と前期で異なる場合、272 頁の記載事例にあるように当期と前期の差異について記載する方法のほか、前期の会社数を記載した上でさらに当期と前期の差異を記載する方法も考えられます。

記載事例

2．持分法の適用に関する事項
（イ）持分法適用の非連結子会社数　X 社
　　主要な会社名　　○㈱、○㈱

（ロ）持分法適用の関連会社数　X 社
　　主要な会社名　　○㈱、○㈱、○㈱

（ハ）持分法を適用していない非連結子会社（○㈱、○㈱ 他）及び関連会社（○㈱、○㈱ 他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

（ニ）持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

記載事例（当期と前期が異なる場合）

2．持分法の適用に関する事項
（イ）持分法適用の非連結子会社数等
　　非連結子会社数　　X 社
　　主要な会社名　　○㈱、○㈱、○㈱
　なお、○㈱については、重要性が増したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

（ロ）持分法適用の関連会社数等
　　関連会社数　　X 社
　　主要な会社名　　○㈱、○㈱、○㈱、○㈱
　なお、○㈱については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

〔連結財規〕

（持分法の適用）

第 10 条　非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二　持分法を適用することにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2　前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

〔連結財規ガイドライン〕

5－2　規則第 5 条第 2 項に規定する連結の範囲の適用に当たっては、次の点に留意する。

1　規則第 5 条第 2 項の規定は、重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものではないこと。

2　重要性の乏しい子会社を連結の範囲から除くに当たっては、連結の範囲から除こうとする子会社が 2 以上あるときは、これらの子会社が全体として重要性が乏しいものでなければならないこと。

3　連結の範囲から除かれる子会社が翌連結会計年度以降相当期間にわたり、重要性の乏しい子会社として同項の規定の適用が認められるかどうかをも考慮し、連結の範囲が継続されること。

5－3　規則第 5 条第 3 項に規定する当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合とは、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる会社等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する負担になると見込まれるもので重要なものがある場合をいう。この場合において、同項の規定による注記は、例えば、当該会社等が更生会社であるときは、更生手続の遂行の状況及び当該会社等の財政の状態等が連結会社の当該子会社に対する投資又は債権等に与える影響等を、当該会社等が破産会社であるときは、破産手続の進行の状況及び残余財産の分配等の連結会社への影響等を記載するものとする。

10－1　規則第 10 条第 1 項本文の規定により、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法による価額を計算する場合には、原則として、当該非連結子会社又は関連会社がその子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益を当該非連結子会社又は関連会社の損益に含めて計算することに留意する。

13－1　規則第 13 条第 1 項の規定による注記については、次の点に留意する。

1　各号に掲げる事項以外の事項であっても、重要な事項がある場合には記載するものとする。

2　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の財務諸表の作成に係る会計方針を含むものとする。

13－1－4　連結子会社が採用する会計方針のうちに連結財務諸表提出会社が採用する会計方針と異なるものがある場合には、その差異の概要（その差異が、在外子会社の所在地国における会計の方針とわが国の会計方針とが異なることによるものである場合には、その旨を含む。）を規則第 13 条第 1 項第 4 号に規定する事項として記載するものとする。ただし、重要でない場合には、記載しないことができる。

記載事例

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりである。

会社名	決算日	
○○・○○○○○㈱	9 月 30 日	＊1
○○○○㈱	12 月 31 日	＊2
㈱○○○○・○○○	12 月 31 日	＊2

＊1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としている。

＊2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

記載事例（当期と前期が異なる場合）

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりである。

会社名	決算日	
○○・○○○○○㈱	9 月 30 日	＊1
○○○○㈱	12 月 31 日	＊2

＊1：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としている。

＊2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

当連結会計年度において、㈱○○○○は、決算日を 3 月 31 日に変更し連結決算日と同一となっている。なお、当連結会計年度における会計期間は 15 カ月となっている。

〔連結財規〕

（決算期の異なる子会社）

第 12 条　その事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は、連結決算日において、連結財務諸表作成の基礎となる財務諸表を作成するために必要とされる決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との差異が 3 か月を超えない場合において、当該事業年度に係る財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

2　前項ただし書の規定により連結財務諸表を作成する場合には、連結子会社の事業年度の末日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

12－1　規則第 12 条第 1 項本文の規定の適用については、相当の理由がある場合には、連結決算日から 3 か月を超えない範囲の一定の日において、決算を行うことができるものとする。この場合においては、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致についての調整又は当該決算日と連結決算日との間に生じた当該子会社と連結会社以外の会社との取引、債権、債務等に係る重要な変動の調整をしなければならないことに留意する。

記載事例

4. 会計方針に関する事項

会計方針に関する事項の開示目的について
　会計方針に関する事項については、投資者その他の連結財務諸表の利用者が連結財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、連結財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとされています。

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法
　①有価証券
　　売買目的有価証券
　　　時価法（売却原価は主として移動平均法により算定している）

　　満期保有目的の債券
　　　償却原価法（定額法）

　　その他有価証券
　　　市場価格のない株式等以外のもの
　　　　時価法
　　　　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している）

　　　市場価格のない株式等
　　　　主として移動平均法による原価法

　②デリバティブ
　　時価法

　③運用目的の金銭の信託
　　時価法

　④棚卸資産
　　ア．通常の販売目的で保有する棚卸資産
　　　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

　　イ．トレーディング目的で保有する棚卸資産
　　　時価法

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法
　①有形固定資産（リース資産を除く）
　　当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

　　なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
　　　建物及び構築物　　X 年～XX 年
　　　機械装置及び運搬具　X 年～XX 年

　②無形固定資産（リース資産を除く）
　　定額法を採用している。
　　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（X 年）に基づいている。

〔連結財規〕

（連結の範囲等に関する記載）

第13条　（略）

2～4　（略）

5　第1項第4号に掲げる会計方針に関する事項については、連結財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを記載するものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

13－5　規則第13条第5項に規定する事項については、次の点に留意する。

1　財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1の取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の1中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表作成のための」とあるのは「連結財務諸表作成のための」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

2　会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。

(1)　重要な資産の評価基準及び評価方法

(2)　重要な減価償却資産の減価償却の方法

(3)　重要な引当金の計上基準

(4)　退職給付に係る会計処理の方法

(5)　重要な収益及び費用の計上基準

(6)　連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

(7)　重要なヘッジ会計の方法

(8)　のれんの償却方法及び償却期間

(9)　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

(10)　その他連結財務諸表作成のための重要な事項

3　財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3（(5)②及び(8)②を除く。）の取扱いは、2の(1)から(10)までに例示されている会計方針の記載について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の2の3の3中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

4　2の(4)に記載する退職給付に係る会計処理の方法には、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれることに留意する。

〔財規〕

（重要な会計方針の注記）

第8条の2の3　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔財規ガイドライン〕

8の2の3　規則第8条の2の3に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　重要な会計方針については、投資者その他の財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。なお、会計基準等の定めが明らかな場合であって、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、注記を省略することができる。

2　（略）

③リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（ハ）重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上している。

④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

（ニ）退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年～○年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年～○年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

[連結財務諸表提出会社及び連結子会社が簡便法を採用している場合]

（ニ）退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

3　2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1)　2の(1)に掲げる有価証券の評価基準及び評価方法の記載に関しては、次の点に留意する。

①　有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第2号に掲げる権利（以下①において「信託受益権」という。）を除く。）並びに申込証拠金領収証をいう。この場合において、新株申込受付票は申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとし、信託受益権及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。

②　有価証券の評価方法とは、例えば、取得原価を算定するために採用した方法（例えば、移動平均法、総平均法等）、その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱いをいう。

(2)～(5)　（略）

(6)　2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

①　ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

②　財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載するものとする。

(7)　2の(8)に掲げるヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。

①　ヘッジ会計とは、「金融商品に関する会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。

②　ヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法に併せて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについても概括的に記載するものとする。

(8)　2の(10)に掲げる事項については、次の点に留意する。

①、②　（略）

③　特定の市場リスク（規則第8条の6の2第6項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。

④　会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を採用する場合や業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続を適用する場合を含む。）には、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載するものとする。

（ホ）重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」等に係る事項について

会計方針に関する事項として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するものと考えられますが、「収益認識に関する会計基準」等においては、会計方針として少なくとも注記する内容として、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記するとされています。また、これらの項目以外にも、会計方針に含まれると判断した内容については、会計方針として注記するとされています。

本記載事例では、履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を事業別又は会計処理方法別に記載する方法を示しています。記載方法はこのほかにも考えられ、本記載事例に示した方法に限られるものではありません。

なお、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は収益認識関係注記（498頁以降参照）として記載することとされている項目ですが、会計方針として注記している内容と同一の内容が記載される場合には、収益認識関係注記において注記を省略することができるとされています。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

［事業別に記載する場合］

① ○○事業

○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

② △△事業

△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③ ××事業

××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

MEMO

［会計処理方法別に記載する場合］

① 商品及び製品の販売

○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

② 工事契約

△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③ ライセンスの供与

××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

（ヘ）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

（ト）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

a.ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

b.ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…社債･借入金

c.ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ･フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ･フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

MEMO

（チ）のれんの償却方法及び償却期間
　　〇社〇年間、〇社〇年間、その他については〇年間の定額法により償却を行っている。

（リ）連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
　　手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

（ヌ）その他連結財務諸表作成のための重要な事項

　（略）

作成にあたってのポイント

投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金商法第 2 条第 2 項において有価証券とみなされるもの）は有価証券として表示されますが、重要性があると判断される場合には、評価基準及び評価方法について記載する必要がありますのでご留意ください。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

4. 会計方針に関する事項

（ロ）重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（使用権資産を除く）
当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
建物及び構築物　　X 年～XX 年
機械装置及び運搬具　　X 年～XX 年

②無形固定資産（使用権資産を除く）
定額法を採用している。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（X 年）に基づいている。

③使用権資産
原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産
原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産
借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日）の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていた場合、「リースに関する会計基準」適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。この場合、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び「リース取引に係る会計基準」（1993 年 6 月 企業会計審議会第一部会）で必要とされていた事項（「リースに関する会計基準の適用指針」参考）を注記することとされています。

従来、会計方針に関する事項に企業会計基準第 13 号適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている旨を記載していた場合には、重要な会計方針に該当しなくなったときを除き、当該注記を引き続き記載する必要があると考えられます。

記載事例＜ファイナンス・リース取引の貸主側＞

第1法（「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007年3月30日。以下「企業会計基準適用指針第16号」という。）第51項(1)）による場合

4.会計方針に関する事項
（ホ）重要な収益及び費用の計上基準

（略）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

第2法（企業会計基準適用指針第16号第51項(2)）による場合

4.会計方針に関する事項
（ホ）重要な収益及び費用の計上基準

（略）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

第3法（企業会計基準適用指針第16号第51項(3)）による場合

4.会計方針に関する事項
（ホ）重要な収益及び費用の計上基準

（略）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

〔企業会計基準委員会　企業会計基準等〕

・「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号（2007 年 3 月 30 日、2011 年 3 月 25 日最終改正、1994 年 1 月 18 日　日本公認会計士協会　会計制度委員会））

51. ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている（リース会計基準第 9 項）。貸手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合には、取引実態に応じ、次のいずれかの方法を選択し、継続的に適用する。なお、(1)又は(2)の方法を採用する場合は、割賦販売取引において採用している方法との整合性を考慮し、いずれかの方法を選択する。また、各期における利息相当額は(1)から(3)の方法のいずれの方法を採用しても、同額となることに留意する必要がある。

(1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース料総額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を計上する。また、リース物件の現金購入価額（リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。）により売上原価を計上する。

リース取引開始日に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱う。

リース期間中の各期末において、リース取引開始日に計算された利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する利益は繰り延べることとし、リース投資資産と相殺して表示する。

(2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。）により、リース投資資産を計上する。

リース期間中の各期に受け取るリース料（以下「受取リース料」という。）を各期において売上高として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

(3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

リース取引開始日に、リース物件の現金購入価額（リース物件を借手の使用に供するために支払う付随費用がある場合は、これを含める。）により、リース投資資産を計上する。

各期の受取リース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として処理する。

記載事例＜オペレーティング・リースの貸手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、無償賃貸期間について記載する場合（貸手のリース期間についてリース会計基準第32項(2)を選択する場合））

4.会計方針に関する事項
（ホ）重要な収益及び費用の計上基準

（略）

貸手のリース期間については、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法によっている。オペレーティング・リースによる貸手のリース料については、当該貸手のリース期間にわたり定額法で計上しているが、貸手のリース期間に無償賃貸期間が含まれる場合は、契約期間における使用料の総額（ただし、将来の業績等により変動する使用料を除く。）について契約期間にわたり計上している。

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規ガイドライン〕

8 の 2 の 3　規則第 8 条の 2 の 3 に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1、2　（略）

3　2 の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1)～(5)　（略）

(6)　2 の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

①　リースに係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

②　（略）

(7)、(8)　（略）

（重要な会計上の見積り）

重要な会計上の見積りの開示目的について
　当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものを識別した場合には、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

記載事例

（重要な会計上の見積り）
1.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
○○○	XXX	XXX
△△△	XXX	XXX

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. で識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報、例えば、(1)に記載した金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報を記載。

2.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
（以下略）

記載事例（他の注記において、識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報と同一の内容が記載されている場合）

（重要な会計上の見積り）
1.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
○○○	XXX	XXX
△△△	XXX	XXX

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（×××関係）」の X. に記載した内容と同一である。

2.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
（以下略）

〔連結財規〕

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 13 条の 2　財務諸表等規則第 8 条の 2 の 4（第 3 項及び第 4 項を除く。）の規定は、重要な会計上の見積りについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 8 条の 2 の 4　当事業年度の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積り（この編の規定により注記すべき事項の記載に当たって行った会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

一　重要な会計上の見積りを示す項目

二　前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

三　前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2　前項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3、4　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

13 の 2　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 2 の 4 の取扱いは、規則第 13 条の 2 に規定する重要な会計上の見積りに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 2 の 4 の 3 中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。

〔財規ガイドライン〕

8 の 2 の 4　規則第 8 条の 2 の 4 に規定する注記は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　重要な会計上の見積りについては、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に従って識別するものとする。

2　重要な会計上の見積りを示す項目が複数ある場合には、規則第 8 条の 2 の 4 に規定する注記については、重要な会計上の見積りを示す項目ごとに一覧できるようまとめて記載するものとする。

3　規則第 8 条の 2 の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の注記については、投資者その他の財務諸表の利用者が同条に規定する重要な会計上の見積りの内容を理解できるようにするための情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

② 重要な会計上の見積りについては、次の項目を注記しなければならないとされていますが、(2)及び(3)の記載については、①の開示目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとするとされています。

(1) 重要な会計上の見積りを示す項目

(2) (1)のそれぞれに係る当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(3) 金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報（識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報）

③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報については、例えば、重要な会計上の見積りを示す項目のそれぞれに係る当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響について記載することが考えられますが、これらすべてを記載しなければならないものではなく、また、これらの記載に限られるものではないと考えられます。

④ 重要な会計上の見積りを示す項目のそれぞれに係る当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額及び識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、他の注記において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされています。

（会計方針の変更等）

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項本文に従って過去の期間のすべてに遡及適用する。

・リース会計基準第 49 項(2)に従い、連結貸借対照表における使用権資産の表示について、対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。

・貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

（会計方針の変更）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、（会計方針の変更の具体的な内容）。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、（会計方針の変更の具体的な内容）。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産の使用権資産（純額）が XXX 百万円増加し、無形固定資産の使用権資産が XXX 百万円増加し、流動負債のリース負債が XXX 百万円増加し、固定負債のリース負債が XXX 百万円増加している。前連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、減価償却費が XXX 百万円増加し、賃借料が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円増加し、受取利息が XXX 百万円増加し、リース負債に係る利息費用が XXX 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益が XXX 百万円減少し、減価償却費が XXX 百万円増加し、○○○が XXX 百万円減少している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は XXX 百万円減少している。

1 株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。

〔連結財規〕

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第14条の2　財務諸表等規則第8条の3（第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等（同条第 1 項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。以下同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第 8 条の 3 中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第14条の3　財務諸表等規則第8条の3の2（第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第 8 条の 3　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（以下「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る 1 株当たり情報（1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額（第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第 1 号ホからトまで及び第 2 号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る 1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

(1) 借手及び貸手について、以下の経過措置を適用する。

① 「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減すること

② リース適用指針第 119 項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと

③ リース適用指針第 119 項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること

(2) 借手について、以下の経過措置を適用する。

① リース適用指針第 120 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(3)及び(4)に従って会計処理を行い、使用権資産の算定については同項(2)②に従ってリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること

③ リース適用指針第 124 項(2)に従って、適用初年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、リース適用指針第 123 項(1)及び(2)を適用せずに、リース適用指針第 20 項における短期リースに関する簡便的な取扱いによる方法で会計処理を行うこと

④ リース適用指針第 124 項(4)に従って、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

(3) 貸手について、以下の経過措置を適用する。

① リース適用指針第 131 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること

② リース適用指針第 132 項に従って、企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて適用初年度の期首に締結された新たなリースとしてリース会計基準を適用すること

(4) 貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

（会計方針の変更）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、（会計方針の変更の具体的な内容）。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、（会計方針の変更の具体的な内容）。

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 8 月 22 日内閣府令第 75 号）〕

附則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 4 条　（略）

第 5 条　（略）

2　（略）

3　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第 14 条の 2 において準用する新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は新連結財務諸表規則第 102 条において準用する新財務諸表等規則第 131 条第 3 項第 4 号若しくは新連結財務諸表規則第 199 条において準用する新財務諸表等規則第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第 1 種中間連結財務諸表若しくは第 2 種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 3 月 24 日内閣府令第 20 号）〕

附則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条　（略）

2　（略）

3　前項の場合においては、新連結財務諸表規則第 14 条の 2 において準用する新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は新連結財務諸表規則第 102 条において準用する新財務諸表等規則第 131 条第 3 項第 4 号若しくは新連結財務諸表規則第 199 条において準用する新財務諸表等規則第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第 1 種中間連結財務諸表若しくは第 2 種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第 8 条の 3 の 2　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容

(1) 借手及び貸手

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第 119 項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号　2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当連結会計年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当連結会計年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。

また、当連結会計年度においては、リース会計基準第 55 項が定めるリースに関する注記の内容を当連結会計年度の比較情報に記載せず、企業会計基準第 13 号及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号　2007 年 3 月 30 日）に定める事項を注記している。

(2) 借手

借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 120 項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを当連結会計年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③及び④に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(2)②及び(3)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首時点における残りの借手のリース料を当連結会計年度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値によりリース負債を計上し、当連結会計年度の期首時点の使用権資産に「固定資産の減損に係る会計基準」（2002 年（平成 14 年）8 月　企業会計審議会）を適用したうえで、使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること

③ リース適用指針第 22 項を適用して使用権資産及びリース負債を計上しないリースについて、リース適用指針第 123 項(4)に定める方法を適用し、修正しないこと

④ リース適用指針第 124 項(2)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、使用権資産及びリース負債を計上せず借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上すること

⑤ リース適用指針第 124 項(4)に定める方法を適用し、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

また、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っていない。

前連結会計年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料を当連結会計年度の期首時点の加重平均した借手の追加借入利子率（X.X%）で割り引いた金額と、当連結会計年度の期首の連結貸借対照表に計上したリース負債との差額の内訳は以下のとおりである。

○年 3 月 31 日のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料（割引後）	XXX 百万円
（差額の説明を記載）	XXX 百万円
○年 4 月 1 日のリース負債	XXX 百万円

が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第1号ホからトまで及び第2号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前2項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔連結財規ガイドライン〕

14の2　財務諸表等規則ガイドライン8の3の取扱いは、規則第14条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

8の3　規則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、次の点に留意する。

1　同一の事業年度において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第8条の3又は第8条の3の2の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。

2　規則第8条の3第1項第3号及び第8条の3の2第1項第3号に規定する財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額とは、遡及適用（規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下同じ。）を行った場合において、当事業年度に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表に計上された主な科目の金額との差額をいうものとする。

3　規則第8条の3第2項第1号ハ及び第8条の3の2第2項第1号ハに規定する財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額をいうものとする。

4　規則第8条の3第2項第2号ハ及び第8条の3の2第2項第2号ハに規定する財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、次の（1）から（3）までに掲げる金額をいうものとする。

(1)　前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額

(3) 貸手

貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 131 項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを当連結会計年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて、リース適用指針第 132 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首に締結された新たなリースとして、リース会計基準等を適用すること

この結果、当連結会計年度の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円減少し、受取利息が XXX 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、XX 円 XX 銭、XX 円 XX 銭及び XX 円 XX 銭減少している。

(2)　当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額

(3)　前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額、及び当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額

5　規則第8条の3第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

記載事例（当連結会計年度において会計方針の変更を行い、遡及適用を行った場合）

（会計方針の変更）

当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、（正当な理由を記載）のため、当連結会計年度より、先入先出法に変更した。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度における連結貸借対照表は、商品及び製品、利益剰余金がそれぞれXXX百万円、XXX百万円増加し、前連結会計年度の連結損益計算書は、売上原価がXXX百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれXXX百万円、XXX百万円増加している。

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益がXXX百万円増加し、棚卸資産の増減額がXXX百万円減少している。

前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高はXXX百万円増加している。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。

記載事例（当連結会計年度において会計方針の変更を行い、当連結会計年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することはできるが、前連結会計年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合）

（会計方針の変更）

当社における、商品及び製品の評価方法は、従来、主として総平均法によっていたが、（正当な理由を記載）のため、当連結会計年度より、先入先出法に変更した。

当該会計方針の変更は、（実務上不可能な理由を記載）のため、先入先出法に基づく当連結会計年度の期首の商品及び製品の帳簿価額と、前連結会計年度の期末における商品及び製品の帳簿価額の差額を基に算定した累積的影響額を、当連結会計年度の期首に反映している。

これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度末における商品及び製品がXXX百万円増加し、当連結会計年度の売上原価がXXX百万円減少しており、その結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれXXX百万円、XXX百万円増加している。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益がXXX百万円増加し、棚卸資産の増減額がXXX百万円減少している。

当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれXX円XX銭、X円XX銭及びX円XX銭増加している。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高はXXX百万円増加している。

MEMO

記載事例（未適用の会計基準等がある場合）

（未適用の会計基準等）
　○○○○会計基準
　（1）概要
　……。

　（2）適用予定日
　　○年○月期より適用予定

　（3）当該会計基準等の適用による影響
　……。

記載事例（当連結会計年度において会計上の見積りの変更を行った場合）

（会計上の見積りの変更）
　当社が保有する備品Xは、従来、耐用年数を○○年として減価償却を行ってきたが、当連結会計年度において、（変更の内容を記載）により、耐用年数を○年に見直し、将来にわたり変更している。
　これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

記載事例（当連結会計年度において会計方針の変更を行ったが、会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
　従来、定額法を採用していた当社の○○工場の機械装置及び運搬具について、（正当な理由を記載）のため、当連結会計年度より、定率法に変更した。これにより、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が XX 百万円減少している。

〔連結財規〕

（未適用の会計基準等に関する注記）

第 14 条の 4　財務諸表等規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同条第 1 項第 3 号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第 14 条の 6　財務諸表等規則第 8 条の 3 の 5 の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条第 2 号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第 3 号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第 14 条の 7　財務諸表等規則第 8 条の 3 の 6 の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条第 3 号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第 4 号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（未適用の会計基準等に関する注記）

第 8 条の 3 の 3　既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称及びその概要

二　当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）

三　当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

2　前項第 3 号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

3　（略）

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第 8 条の 3 の 5　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第 8 条の 3 の 6　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額

四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

MEMO

〔連結財規ガイドライン〕

14の4　財務諸表等規則ガイドライン8の3の3から8の3の3－1－3までの取扱いは、規則第14条の4に規定する未適用の会計基準等に関する注記について準用する。

14の6　財務諸表等規則ガイドライン8の3の5－3の取扱いは、規則第14条の6に規定する会計上の見積りの変更に関する注記及び規則第14条の7に規定する会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

8の3の3　規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等については、貸借対照表日までに公表されたものについて記載するものとする。ただし、貸借対照表日後に公表されたものについて記載することを妨げない。

8の3の3－1－2　財務諸表作成時において、会計基準等の適用時期について決定していない場合には、規則第8条の3の3第1項第2号の記載に代えて、その旨を記載するものとする。

8の3の3－1－3　規則第8条の3の3第1項第3号に規定する財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとする。なお、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとする。

8の3の5－3　規則第8条の3の5第3号イ及び第8条の3の6第4号イの規定における会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に与える影響について、当事業年度に係る財務諸表に与えている影響額に基づき、当該影響の概要を把握することができる場合には、規則第8条の3の5ただし書及び第8条の3の6ただし書に規定する重要性が乏しい場合に該当するものとして、注記を省略することができることに留意する。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 会計方針については、継続性の原則との関係からみだりにこれを変更してはならないこととされていますのでご留意ください。

② 会計基準等の改正時における会計方針の変更は遡及適用が原則となりますが、当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されている場合は、その取扱いが優先して適用されます。なお、経過措置に従って会計処理を行った場合はその旨及び経過措置の概要等、所定の事項を記載することとなります。

③ 減価償却方法は会計方針として位置づけられますが、減価償却方法の変更は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当します。したがって、減価償却方法の変更を行った際は、遡及適用は求められませんが、連結財規第 14 条の 7（財規第 8 条の 3 の 6 を準用）の注記が求められます。

④ 会計方針の変更に関する注記において、連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額を注記しなければならないとされています。なお、注記にあたり、記載事例で例示した科目に限らず、影響を受ける連結財務諸表の主な科目は状況により変わるものと考えられますのでご留意ください。

⑤ 「会計上の見積りの変更」及び「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」の注記において、当連結会計年度の連結財務諸表に与えている影響額に基づき、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に与える影響の概要を把握することができる場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に与える影響に関する注記は重要性が乏しいものとして省略することができるとされています。

⑥ 未適用の会計基準等に関する注記は、既に公表されている会計基準等（「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）等）のうち、適用していないものがある場合に記載することとなります。ただし、重要性が乏しいものは当該注記を省略できるとされています。

なお、既に公表されている会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項は記載を要しないとされています。

MEMO

作成にあたってのポイント（続き）

（当連結会計年度においてリース会計基準等を早期適用する場合）

⑦　リース会計基準等を早期適用する場合の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な取扱い」という。）と、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法」という。）が認められています。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられています。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。

⑧　304 頁の記載事例(2)借手②では、「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額で使用権資産を計上する方法の例を記載しています。遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する借手は、当該方法又はリース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額により使用権資産を計上する方法のいずれかをリース 1 件ごとに選択することができるとされていますので、各企業で実際に選択した方法に合わせて記載することが考えられます。

⑨　適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、売手である借手は、「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 126 項に従って、資産の譲渡について「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さないこと、リースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理しリース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する企業会計基準第 13 号における取扱いを継続すること等の経過措置を適用することとされています。適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に重要性がある場合には、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。なお、当該経過措置については、原則的な取扱い又は遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法のいずれを選択した場合でも記載を行うことになると考えられます。

⑩　借手については、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項(5)の注記に代えて、次の事項を注記することとされています。

(ア)適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

(イ)次の(a)と(b)との差額の説明

(a)適用初年度の前連結会計年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料（(ア)の追加借入利子率で割引後）

(b)適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上したリース負債

一方、貸手については、上記の借手の経過措置と同様の定めはないため、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合であっても、原則どおり、重要な会計方針の変更による影響額を記載することとなります。

⑪　リース適用指針第 97 項(1)から(3)の会計処理を選択した借手は、当該会計方針に重要性がある場合、会計方針の変更において注記をすることが考えられます。

（当連結会計年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月 11 日）を早期適用する場合）

⑫　「金融商品会計に関する実務指針」を早期適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられます。

（表示方法の変更）

記載事例

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していたXXX百万円は、「長期貸付金」XXX百万円、「その他」XX百万円として組み替えている。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していたXXX百万円は、「有価証券売却損」XXX百万円、「その他」XX百万円として組み替えている。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「短期借入金の純増加額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していたXXX百万円は、「短期借入金の純増加額」XXX百万円、「その他」XX百万円として組み替えている。

〔連結財規〕

（表示方法の変更に関する注記）

第 14 条の 5　財務諸表等規則第 8 条の 3 の 4（第 4 項を除く。）の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（表示方法の変更に関する注記）

第 8 条の 3 の 4　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　財務諸表の組替えの内容

二　財務諸表の組替えを行った理由

三　財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2　前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第 1 項（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）及び第 2 項に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（追加情報）

記載事例（従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合）

（追加情報）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

(1) 取引の概要

----------。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度 XXX 百万円、XXX 千株、当連結会計年度 XXX 百万円、XXX 千株である。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 XXX 百万円、当連結会計年度 XXX 百万円

〔連結財規〕

（追加情報の注記）

第 15 条　この編において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

15　規則第 15 条に規定する事項には、指定法人にあっては規則第 44 条の 2 及び規則第 65 条の 2 の規定により注記することとされている事項に相当する事項が含まれることに留意する。

記載事例（暗号資産交換業者が「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」を適用している場合）

（追加情報）

当社及び一部の連結子会社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有している。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
保有する暗号資産（預託者から預かっている暗号資産を除く）	XXX 百万円	XXX 百万円
預託者から預かっている暗号資産	XXX 〃	XXX 〃
合　計	XXX 〃	XXX 〃

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	前連結会計年度 （○年3月31日）		当連結会計年度 （○年3月31日）	
種類	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額
○○○○	X,XXX □□□	XXX 百万円	X,XXX □□□	XXX 百万円
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
その他	－	XXX 〃	－	XXX 〃
合　計	－	XXX 〃	－	XXX 〃

② 活発な市場が存在しない暗号資産

	前連結会計年度 （○年3月31日）		当連結会計年度 （○年3月31日）	
種類	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額
○○○○	X,XXX □□□	XXX 百万円	X,XXX □□□	XXX 百万円
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
その他	－	XXX 〃	－	XXX 〃
合　計	－	XXX 〃	－	XXX 〃

作成にあたってのポイント

① 連結財規において特に定める注記のほか、連結財務諸表提出会社の利害関係人が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされています。

② 各追加情報における影響額の記載にあたり、当該金額を正確に算定することが困難な場合には、合理的な方法による概算額を記載することも差し支えないものと考えられます。

③ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合、以下の項目を注記することとされています（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第16項）。

(1) 取引の概要

(2) 信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として表示している旨、当該自己株式の帳簿価額及び株式数

(3) （従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引の場合）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

④ 適用初年度の期首（四半期連結会計期間の期首から適用した場合は当該四半期連結会計期間の期首）より前に締結された信託契約に係る会計処理について、従来採用していた方法を継続する場合、所定の事項を記載することとなります（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第20項）。

⑤ 暗号資産交換業者においては以下の項目のすべてを、暗号資産利用者においては以下の項目のうち(1)及び(3)を注記することとされています（「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」第17項）。

(1) 期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額

(2) 預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額

(3) 期末日において保有する暗号資産について、活発な市場が存在する暗号資産と活発な市場が存在しない暗号資産の別に、暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な暗号資産については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし、暗号資産交換業者は、(1)と(2)を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができます。また、暗号資産利用者は、(1)が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができます。

（連結貸借対照表関係）

記載事例

※○　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりである。

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
土地	XX,XXX 百万円	XX,XXX 百万円
投資有価証券	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃
計	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃
長期借入金	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃

※○　非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
投資有価証券（株式）	XX,XXX 百万円	XX,XXX 百万円

○　保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証及び保証予約を行っている。

（債務保証）

前連結会計年度 （○年３月31日）		当連結会計年度 （○年３月31日）	
㈱○○○	XXX 百万円	㈱○○○	XXX 百万円
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

（保証予約）

前連結会計年度 （○年３月31日）		当連結会計年度 （○年３月31日）	
㈱○○○	XXX 百万円	㈱○○○	XXX 百万円
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

○　受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
受取手形割引高	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
受取手形裏書譲渡高	X,XXX 〃	X,XXX 〃

（連結貸借対照表注記事項に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
注記の方法	第 16 条
受取手形及び売掛金（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに契約資産の注記	第 23 条第 5 項
引当金の表示	第 24 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）、第 31 条（財規第 20 条（第 3 項を除く。）を準用）
減価償却累計額の表示	第 27 条（財規第 25 条及び第 26 条第 1 項を準用）
減損損失累計額の表示	第 27 条の 2（財規第 26 条の 2（第 5 項を除く。）を準用）
非連結子会社及び関連会社の株式及び社債等	第 30 条第 2 項及び第 3 項
事業用土地の再評価に関する注記	第 34 条の 2（財規第 42 条（第 3 項を除く。）を準用）
担保資産の注記	第 34 条の 3（財規第 43 条を準用）
契約負債の注記	第 37 条第 6 項
偶発債務の注記	第 39 条の 2
棚卸資産及び工事損失引当金の表示	第 40 条（財規第 54 条の 4（第 4 項を除く。）を準用）
企業結合に係る特定勘定の注記	第 41 条（財規第 56 条第 1 項を準用）
特別目的会社の債務等の区分表示	第 41 条の 2
契約による積立金の注記	第 44 条
1 株当たり純資産額の注記	第 44 条の 2
特別法上の準備金等	第 45 条の 2 第 2 項及び第 3 項
別記事業の資産及び負債の分類	第 46 条

〔連結財規ガイドライン〕

27 の 2　財務諸表等規則ガイドライン 26 の 2－3 の取扱いは、規則第 27 条の 2 に規定する有形固定資産の減損損失累計額の記載について準用する。

30－2　規則第 30 条第 2 項の項目に属する資産の金額が極めて僅少な場合は、一括して注記することができる。

39 の 2　財務諸表等規則ガイドライン 58 の取扱いは、規則第 39 条の 2 に規定する偶発債務について準用する。

44 の 2　財務諸表等規則ガイドライン 68 の 4 の取扱いは、規則第 44 条の 2 に規定する 1 株当たり純資産額の注記について準用する。

46　規則第 19 条の規定は、規則第 46 条の規定による記載をする場合にも適用があることに留意する。なお、規則第 46 条の規定による記載をした場合における資産及び負債の科目の配列は、その準拠した法令又は準則の定めるところによることに留意する。

〔財規ガイドライン〕

58　規則第 58 条の規定による注記に際しては、次の点に留意する。

1　当該偶発債務の内容（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）については、その種類及び保証先等、係争事件に係る賠償義務については、当該事件の概要及び相手方等）を示し、その金額を記載するものとする。

2　受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。

3　譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際（金融資産の消滅を認識する場合に限る。）に、保証記録も行っている場合には 2 に準じて注記するものとする。

記載事例（土地再評価法を適用している場合）

当社及び一部の国内連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第○号に定める○○○○により算出

・再評価を行った年月日…○年 3 月 31 日

	前連結会計年度 （○年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	XXX 百万円	XXX 百万円

作成にあたってのポイント

「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」により、譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高に準じて注記することとされていますので、ご留意ください。

記載事例（当座貸越契約及び貸出コミットメントについて注記する場合）

<貸手側>

当社の連結子会社（○○○クレジット㈱、○○○ファイナンス㈱、㈱○○○リース他）においては、カードローン及びクレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っている。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高等は次のとおりである。

（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	XX,XXX	XX,XXX
貸出実行残高	XXX	XXX
差引額	XX,XXX	XX,XXX

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれている（前連結会計年度末の未実行残高XXX百万円、当連結会計年度末の未実行残高XXX百万円）ため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

<借手側>

当社及び連結子会社（○○会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行○行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりである。

（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	XX,XXX	XX,XXX
借入実行残高	XXX	XXX
差引額	XX,XXX	XX,XXX

作成にあたってのポイント

当座貸越契約及び貸出コミットメントは、貸手側については、「金融商品会計に関する実務指針」において、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記することとされています。

また、借手側については、「金融商品会計に関する実務指針」において、その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額を注記することが望ましいとされています。

記載事例（同一の工事契約について棚卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合）

※○　損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する棚卸資産の額

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
商品及び製品	XX百万円	XX百万円
仕掛品	XX　〃	XX　〃
計	XX　〃	XX　〃

記載事例（同一の工事契約について棚卸資産及び工事損失引当金を相殺表示している場合）

※○　損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する工事損失引当金を相殺表示している。

相殺表示した棚卸資産に対応する工事損失引当金の額

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
商品及び製品に係るもの	XX百万円	XX百万円
仕掛品に係るもの	XX　〃	XX　〃
計	XX　〃	XX　〃

〔連結財規〕

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第 40 条　財務諸表等規則第 54 条の 4（第 4 項を除く。）の規定は、棚卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

〔財規〕

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第 54 条の 4　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

2　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合　その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該棚卸資産の金額

二　前項の規定により同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合　その旨及び相殺表示した棚卸資産の金額

3　第 17 条第 2 項の規定は、前項第 2 号に規定する棚卸資産について準用する。

4　（略）

（流動資産の区分表示）

第 17 条　（略）

2　前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3、4　（略）

記載事例（連結貸借対照表において、受取手形及び売掛金を同一の表示科目に含めて表示している場合）

※○　受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりである。

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
受取手形	XXX百万円	XXX百万円
売掛金	XXX　〃	XXX　〃

〔連結財規〕

（流動資産の区分表示）

第 23 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 2 号から第 2 号の 3 までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一　（略）

二　受取手形

二の二　売掛金

二の三　契約資産

三～八　（略）

2～4 （略）

5　第 1 項本文の規定にかかわらず、同項第 2 号及び第 2 号の 2 に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権(財務諸表等規則第 15 条第 2 号に規定する顧客との契約から生じた債権をいう。以下この項において同じ。）に限る。）並びに第 2 号の 3 に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第 2 号及び第 2 号の 2 に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに第 2 号の 3 に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第 37 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号の 2 及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四　（略）

四の二　契約負債

五～八　（略）

2～5　（略）

6　第 1 項本文の規定にかかわらず、同項第 4 号の 2 に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

契約資産と、顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、連結貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記することとされています。また、契約負債を連結貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとされています。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、リース適用指針第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、連結貸借対照表においてリース負債を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（流動負債）の金額は以下のとおりである。

当連結会計年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（固定負債）の金額は以下のとおりである。

当連結会計年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（流動資産の区分表示）

第 23 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 2 号から第 2 号の 3 までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～二の三　（略）

三　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

三の二　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

四～八　（略）

2～5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第 37 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号の 2 及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二　（略）

三　リース負債

四～八　（略）

2～6 （略）

7　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第三号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第 38 条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 6 号及び第 7 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二　（略）

三　リース負債

四～十　（略）

2～4 （略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

① リース負債については、連結貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

② 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、連結貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（連結財規第 23 条第 1 項及び第 6 項）。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（連結財規第 23 条第 7 項及び第 8 項）。

④ 貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

（連結損益計算書関係）

記載事例

※○　販売費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
広告宣伝費	XXX 百万円	XXX 百万円
販売促進費	XXX 〃	XXX 〃
荷造運搬費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

※○　一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
給料	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
研究開発費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

※○　固定資産売却益

前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）		当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	
関連会社Ｘ社に売却した土地売却益	XXX 百万円	子会社Ｓ社の保有する○○工場跡地の売却益	XXX 百万円

※○　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

※○　固定資産売却損

前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）		当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	
建物	XXX 百万円	機械装置及び運搬具	XXX 百万円
その他	XXX 〃	その他	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

（原因）○○工場の一部縮小によるものである。

（連結損益計算書注記事項に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
売上高の表示方法	第 51 条
工事損失引当金繰入額の注記	第 52 条の 2（財規第 76 条の 2 第 1 項を準用）
棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載	第 53 条
販売費及び一般管理費の表示方法	第 55 条
研究開発費の注記	第 55 条の 2
減損損失に関する注記	第 63 条の 2（財規第 95 条の 3 の 2 第 1 項を準用）
企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記	第 63 条の 3（財規第 95 条の 3 の 3 第 1 項を準用）
当期純利益又は当期純損失	第 65 条
1 株当たり当期純損益金額に関する注記	第 65 条の 2
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額に関する注記	第 65 条の 3（財規第 95 条の 5 の 3（第 4 項を除く。）を準用）
引当金繰入額の区分表示	第 66 条
別記事業の収益及び費用の分類	第 68 条

〔連結財規ガイドライン〕

55　規則第 55 条に規定する販売費及び一般管理費には、のれんの償却額が含まれることに留意する。

62　財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2（3 を除く。）の取扱いは、規則第 62 条及び第 63 条に規定する特別利益の表示方法及び特別損失の表示方法について準用する。

〔財規ガイドライン〕

95 の 2　規則第 95 条の 2 及び規則第 95 条の 3 の規定に関しては、次の点に留意する。

1　（略）

2　固定資産売却損益の記載については当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目の記載については当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によって掲記するものとする。ただし、当該事項を科目によって表示することが困難な場合には、注記することができるものとする。

3　（略）

記載事例（連結損益計算書における売上高の記載について、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載していない場合）

※○　顧客との契約から生じる収益 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）　1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

〔連結財規〕
（売上高の表示方法）
第51条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
2　　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもって代えることができる。

〔連結財規ガイドライン〕
51　財務諸表等規則ガイドライン72－1の取扱いは、規則第51条に規定する売上高の表示方法について準用する。

〔財規〕
（売上高の表示方法）
第72条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
2　（略）

〔財規ガイドライン〕
72－1　規則第72条第1項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、売上高、売上収益、営業収益等適切な名称を付すことに留意する。

作成にあたってのポイント
　顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して連結損益計算書に表示するか、又は両者を区分して連結損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。

記載事例（「販売費及び一般管理費」として一括掲記した場合）

※○　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
広告宣伝費	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付費用	XXX　〃	XXX　〃
給料	XXX　〃	XXX　〃
荷造運搬費	XXX　〃	XXX　〃
販売促進費	XXX　〃	XXX　〃
減価償却費	XXX　〃	XXX　〃
研究開発費	XXX　〃	XXX　〃
△△△△△	XXX　〃	XXX　〃

記載事例（「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用して帳簿価額の切下額を注記する場合）

※○　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれている。

前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例（売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額の注記）

※○　売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

〔連結財規〕

（棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載）

第 53 条　通常の販売の目的をもって所有する棚卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切り下げた場合には、当該切下額（前連結会計年度末に計上した切下額を当連結会計年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当連結会計年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額）は、売上原価その他の項目の内訳項目として、その内容を示す名称を付した科目をもって区分掲記しなければならない。ただし、当該棚卸資産の期末棚卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によって計上し、その旨及び当該切下額を注記することを妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、当該切下額に重要性が乏しい場合には、区分掲記又は注記を省略することができる。

（工事損失引当金繰入額の注記）

第 52 条の 2　財務諸表等規則第 76 条の 2 第 1 項の規定は、工事損失引当金の繰入れについて準用する。

〔財規〕

（工事損失引当金繰入額の注記）

第 76 条の 2　売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額については、その金額を注記しなければならない。

2　（略）

記載事例（当連結会計年度において減損損失を計上し比較情報がある場合）

※○　減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

前連結会計年度（自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日）

場所	用途	種類	その他
半導体事業部における○○工場（××県××市）	半導体製造設備	機械装置、建物及び土地等	○○○○

当社グループは、（資産をグループ化した方法について記載）である。

予想しえない市況の変化に伴う半導体の急激な価格低下により、同製品を製造する上記半導体事業部における○○工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（XXX 百万円）として特別損失に計上した。その内訳は、機械装置 XX 百万円、建物 XX 百万円、土地 XX 百万円及びその他 XX 百万円である。

（回収可能価額が正味売却価額の場合）

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については（時価の算定方法について記載）により評価し、機械装置については（時価の算定方法について記載）により評価している。

（回収可能価額が使用価値の場合）

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを X%で割り引いて算定している。

当連結会計年度（自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日）

場所	用途	種類	その他
家庭電器事業部における○○工場（××県××市）	家庭電器製造設備	機械装置、建物及び土地等	○○○○

（以下略）

〔連結財規〕

（減損損失に関する注記）

第63条の2　財務諸表等規則第95条の3の2第1項の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ（同条に規定する資産グループをいう。第279条において同じ。）について準用する。

〔財規〕

（減損損失に関する注記）

第95条の3の2　減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要

イ　用途

ロ　種類

ハ　場所

ニ　その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容

二　減損損失を認識するに至った経緯

三　減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

四　資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法

五　回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

2　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

63の2　財務諸表等規則ガイドライン95の3の2の取扱いは、規則第63条の2に規定する減損損失に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

95の3の2　規則第95条の3の2の注記に関しては、次の点に留意する。

1　規則第95条の3の2にいう資産又は資産グループ、回収可能価額等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう資産又は資産グループ、回収可能価額等をいうものとする。

2　規則第95条の3の2に規定する注記事項は、多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができるものとする。

記載事例（当連結会計年度において、共用資産について減損処理を実施した場合）

※○　減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

場所	用途	種類	その他
東京本社（東京都××区）	○○○○	土地及び建物等	○○○○
Ａ事業部（××県××市）	○○○○	機械装置、建物及び土地等	○○○○
Ｂ事業部（××県××市）	○○○○	機械装置、建物及び土地等	○○○○

当社グループは、（資産をグループ化した方法について記載）である。

グルーピングの単位である各事業部においては、減損の兆候がなかったが、共用資産である本社の地価が大幅に下落し、本社を含むより大きな単位では、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（XXX 百万円）として特別損失に計上した。

その内訳は、本社 XX 百万円（内、土地 X 百万円、建物 X 百万円及びその他 X 百万円）、Ａ事業部 XX 百万円（内、機械装置 X 百万円、建物 X 百万円、土地 X 百万円及びその他 X 百万円）及びＢ事業部 XX 百万円（内、機械装置 X 百万円、建物 X 百万円、土地 X 百万円及びその他 X 百万円）である。

（回収可能価額が正味売却価額の場合）

なお、本社を含むより大きな単位の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については（時価の算定方法について記載）により評価し、機械装置については（時価の算定方法について記載）により評価している。

（回収可能価額が使用価値の場合）

なお、本社を含むより大きな単位の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを X%で割り引いて算定している。

MEMO

記載事例（当連結会計年度において、多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生しており、資産の用途や場所等に基づいてまとめて記載する場合：連結財規ガイドライン 63 の 2 で準用する財規ガイドライン 95 の 3 の 2 の 2）

※○　減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

当社グループは、（資産をグループ化した方法について記載）である。

賃貸不動産に係る賃料水準の大幅な下落及び継続的な地価の下落により、当社グループは当連結会計年度において、収益性が著しく低下した以下の賃貸不動産 20 件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（XX 百万円）として特別損失に計上した。

地域	主な用途	種類	その他	減損損失（百万円）
首都圏	主に賃貸商業ビル計 8 棟	土地及び建物等	○○○	XX
近畿圏	主に賃貸商業ビル計 7 棟	土地及び建物等	○○○	XX
その他	賃貸マンション、駐車場その他 5 件	土地及び建物等	○○○	XX

※地域ごとの減損損失の内訳

・首都圏 XX（内、土地 X、建物 X、その他 X）百万円

・近畿圏 XX（内、土地 X、建物 X、その他 X）百万円

・その他 XX（内、土地 X、建物 X、その他 X）百万円

（回収可能価額が正味売却価額の場合）

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地及び建物については（時価の算定方法について記載）により評価している。

（回収可能価額が使用価値の場合）

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを X%～X%で割り引いて算定している。

作成にあたってのポイント

減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、当該資産又は資産グループごとに、財規第 95 条の 3 の 2 に掲げられている事項を注記しなければなりませんが（連結財規第 63 条の 2)、多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができることとされています（連結財規ガイドライン 63 の 2 で準用する財規ガイドライン 95 の 3 の 2 の 2)。

記載事例（国際最低課税額に対する法人税等に重要性がある場合）

※○　法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

〔連結財規〕

（当期純利益又は当期純損失）

第65条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）

二　（略）

2　前項第1号に掲げる項目の金額のうちに当該連結会計年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和40年法律第34号）第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

3～6　（略）

記載事例＜借手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、連結損益計算書においてリース負債に係る利息費用を支払利息に含めて表示している場合）

※○　支払利息のうち、リース負債に係る利息費用の金額は以下のとおりである。

当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、連結損益計算書においてファイナンス・リースに係る販売損益を他の損益に含めて表示している場合）

※○　△△△（ファイナンス・リースに係る販売損益が含まれる科目を記載）のうち、ファイナンス・リースに係る販売損益の金額は以下のとおりである。

前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、連結損益計算書においてファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額を受取利息に含めて表示している場合）

※○　受取利息のうち、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額の金額は以下のとおりである。

前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、連結損益計算書においてオペレーティング・リースに係る収益を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（オペレーティング・リースに係る収益が含まれる科目を記載）のうち、オペレーティング・リースに係る収益は以下のとおりである。

前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］
〔連結財規〕
（営業外費用の表示方法）
第 58 条　営業外費用に属する費用は、支払利息（社債利息を含む。）、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。
2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

（リースに係る収益及び損益の表示方法）
第 67 条の 2　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。
一　ファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第 286 条の 2 において同じ。）に係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。）
二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
三　オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。第 286 条の 2 において同じ。）に係る収益（貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。）のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。）
2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

作成にあたってのポイント
（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）
借　手
①　リース負債に係る利息費用については、連結損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。
②　「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。
貸　手
③　次の事項については、連結損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。
・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）
④　貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

（連結包括利益計算書関係）

記載事例（その他の包括利益に関する注記（組替調整額と法人税等及び税効果額を別個に記載）を行った場合）

※○　その他の包括利益に係る組替調整額　（百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
計	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	XXX	XXX
退職給付に係る調整額		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
計	XXX	XXX
法人税等及び税効果調整前合計	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
その他の包括利益合計	XXX	XXX

※○　その他の包括利益に係る法人税等及び税効果額　（百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）
その他有価証券評価差額金		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
退職給付に係る調整額		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整後	XXX	XXX

〔連結財規〕

（その他の包括利益の区分表示）

第69条の5　（略）

2、3　（略）

4　その他の包括利益の項目の金額は、その他の包括利益に関する法人税等及び税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、当該法人税等及び税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、当該法人税等及び税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。

（その他の包括利益に関する注記）

第69条の6　前条第4項に規定する法人税等及び税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

2　当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

3　前2項に規定する事項は、併せて記載することができる。

記載事例（その他の包括利益に関する注記（組替調整額と法人税等及び税効果額を併せて記載）を行った場合）

※○　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額　（百万円）

	前連結会計年度 （自 ○年４月 １日 至 ○年３月31日）	当連結会計年度 （自 ○年４月 １日 至 ○年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XX	△XX
繰延ヘッジ損益	XX	XX
退職給付に係る調整額		
当期発生額	XXX	XXX
組替調整額	△XXX	△XXX
法人税等及び税効果調整前	XXX	XXX
法人税等及び税効果額	△XXX	△XXX
退職給付に係る調整額	XXX	XXX
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	XX	XX
その他の包括利益合計	XXX	XXX

MEMO

（連結株主資本等変動計算書関係）

記載事例

前連結会計年度（自 ○年４月１日　至 ○年３月31日）

（記載事例を省略）

当連結会計年度（自 ○年４月１日　至 ○年３月31日）

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	XXX,XXX	XX,XXX	－	XXX,XXX
Ａ種株式	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX
合　計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XXX,XXX
自己株式				
普通株式	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
合　計	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加 XX,XXX 千株は、Ａ種株式の普通株式への転換による増加 XX,XXX 千株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 XX,XXX 千株である。

2. Ａ種株式の発行済株式総数の増加 XX,XXX 千株は、第三者割当による新株の発行による増加である。

3. Ａ種株式の発行済株式総数の減少 XX,XXX 千株は、普通株式への転換による減少である。

4. 普通株式の自己株式の株式数の増加 X,XXX 千株は、単元未満株式の買取りによる増加 X,XXX 千株、連結子会社が合併によって取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分 X,XXX 千株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分 XXX 千株である。

（連結株主資本等変動計算書注記事項に関する主な連結財規の規定）

項　目	連結財規
発行済株式に関する注記	第 77 条
自己株式に関する注記	第 78 条
新株予約権等に関する注記	第 79 条
配当に関する注記	第 80 条（財規第 109 条第 1 項を準用）

〔連結財規〕

（発行済株式に関する注記）

第 77 条　発行済株式の種類及び総数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　発行済株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の発行済株式総数並びに当連結会計年度に増加又は減少した発行済株式数

二　発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

（自己株式に関する注記）

第 78 条　自己株式の種類及び株式数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　自己株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数並びに当連結会計年度に増加又は減少した自己株式数

二　自己株式の種類ごとの変動事由の概要

（新株予約権等に関する注記）

第 79 条　新株予約権については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新株予約権の目的となる株式の種類

二　新株予約権の目的となる株式の数

三　新株予約権の連結会計年度末残高

2　前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項は、新株予約権がストック・オプション又は自社株式オプションとして付与されている場合には、記載することを要しない。

3　第 1 項第 2 号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の数、当連結会計年度に増加及び減少する株式の数並びに変動事由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数の、当連結会計年度末の発行済株式総数（自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式数を控除した株式数）に対する割合に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第 1 項第 3 号の連結会計年度末残高は、連結財務諸表提出会社の新株予約権と連結子会社の新株予約権に区分して記載しなければならない。

5　自己新株予約権については、新株予約権との対応が明らかになるように、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　連結財務諸表提出会社が保有する連結財務諸表提出会社が発行した新株予約権については、第 1 項各号に掲げる事項

二　連結子会社が保有する当該連結子会社が発行した新株予約権については、第 1 項第 3 号に掲げる事項

（配当に関する注記）

第 80 条　財務諸表等規則第 109 条第 1 項の規定は、配当について準用する。この場合において、同項第 3 号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区　分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	○年新株予約権	普通株式	XXX	－	XXX	XXX	XX
	○年新株予約権（自己新株予約権）	普通株式	XXX (XX)	－ －	XX (XX)	XXX (XX)	XXX (X)
	○年新株予約権（自己新株予約権）	普通株式	－ －	XXX (XX)	－ －	XXX (XX)	XXX (X)
	ストック・オプションとしての新株予約権	－					XX
連結子会社		－					XX
合　計		－					XXX (X)

（注）1．○年新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものである。
2．○年新株予約権及び自己新株予約権の減少は新株予約権の消却によるものである。
3．○年新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものである。
4．○年自己新株予約権の増加は、新株予約権の取得によるものである。
5．上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

3.配当に関する事項

(1)　配当金支払額

（例1：文章による方法）

○年6月XX日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　XX百万円
（ロ）　1株当たり配当額　XX円
（ハ）　基準日　○年3月31日
（ニ）　効力発生日　○年6月XX日

・A種株式の配当に関する事項

（イ）　配当金の総額　XX百万円
（ロ）　1株当たり配当額　XX円
（ハ）　基準日　○年3月31日
（ニ）　効力発生日　○年6月XX日

（例2：表による方法）

決　議	株式の種　類	配当金の総　額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
○年6月XX日定時株主総会	普通株式	XX百万円	XX円	○年3月31日	○年6月XX日
○年6月XX日定時株主総会	A種株式	XX百万円	XX円	○年3月31日	○年6月XX日

〔財規〕

（配当に関する注記）

第109条　配当については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　配当財産が金銭の場合には、株式の種類ごとの配当金の総額、1株当たり配当額、基準日及び効力発生日

二　配当財産が金銭以外の場合には、株式の種類ごとの配当財産の種類及び帳簿価額（剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあっては、当該時価を付した後の帳簿価額）、1株当たり配当額、基準日並びに効力発生日

三　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものについては、配当の原資及び前2号に準ずる事項

2　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

79－1　規則第79条第1項第1号及び第2号に規定する注記は、親会社が発行する新株予約権を対象とすることに留意する。

79－1－2　財務諸表等規則ガイドライン108－1－2の取扱いは、規則第79条第1項第2号に規定する新株予約権の注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

108－1－2　規則第108条第1項第2号に掲げる事項の記載において、新株予約権を行使することができる期間（会社法第236条第1項第4号）の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載することに留意する。

（例1：文章による方法）

○年11月XX日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	1株当たり配当額	XX円
（ハ）	基準日	○年 9月30日
（ニ）	効力発生日	○年12月XX日

・A種株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	1株当たり配当額	XX円
（ハ）	基準日	○年 9月30日
（ニ）	効力発生日	○年12月XX日

（例2：表による方法）

決　議	株式の種　類	配当金の総　額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
○年11月XX日 取締役会	普通株式	XX百万円	XX円	○年9月30日	○年12月XX日
○年11月XX日 取締役会	A種株式	XX百万円	XX円	○年9月30日	○年12月XX日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（例1：文章による方法）

○年6月XX日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	配当の原資	利益剰余金
（ハ）	1株当たり配当額	XX円
（ニ）	基準日	○年3月31日
（ホ）	効力発生日	○年6月XX日

・A種株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	配当の原資	利益剰余金
（ハ）	1株当たり配当額	XX円
（ニ）	基準日	○年3月31日
（ホ）	効力発生日	○年6月XX日

（例2：表による方法）

決　議	株式の種　類	配当金の総　額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
○年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日
○年6月XX日 定時株主総会	A種株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日

MEMO

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（例1：文章による方法）

次の剰余金の配当に関する事項は、○年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	配当の原資	利益剰余金
（ハ）	1株当たり配当額	XX円
（ニ）	基準日	○年3月31日
（ホ）	効力発生日	○年6月XX日

・Ａ種株式の配当に関する事項

（イ）	配当金の総額	XX百万円
（ロ）	配当の原資	利益剰余金
（ハ）	1株当たり配当額	XX円
（ニ）	基準日	○年3月31日
（ホ）	効力発生日	○年6月XX日

（例2：表による方法）

次の剰余金の配当に関する事項は、○年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

決　議	株式の種　類	配当金の総　額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
○年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日
○年6月XX日 定時株主総会	Ａ種株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日

作成にあたってのポイント

① ストック・オプション又は自社株式オプションとして付与された新株予約権については、452 頁のストック・オプション等関係の注記において注記されますが、連結株主資本等変動計算書に係る「2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項」の注記では、新株予約権の目的となる株式の種類、新株予約権の目的となる株式の数は記載することを要しない（連結財規第 79 条第 2 項）とされていますので、これらの欄は「－」となり、当連結会計年度末残高に金額のみを記載することになります。

② 新株予約権の注記対象には、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションは含まれますが、一括法により負債に計上されている、いわゆる転換社債型新株予約権付社債は含まれないとされています。ただし、権利行使された場合の増加株式数が、発行済株式総数に対して重要な影響を与える可能性がある場合もあることから、新株予約権相当額が純資産の部に計上されているかどうかにかかわらず、転換社債型新株予約権付社債など発行済株式総数に重要な影響を与える可能性のあるものについては、注記を行うことは妨げないとされています（「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」第 24 項）。

③ 金融商品取引法の監査報告書の日付が株主総会前となる場合には、「決議している」を「決議する」もしくは「決議する予定である」に修正することが適当であることにご留意ください。また、文章形式ではなく、表形式により作成することも考えられます。

④ 有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、会社法第 453 条の規定による剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会における決議事項になっているときは、その旨とその概要を記載することとされており、その概要として、決議する予定の剰余金の配当に係る情報（決議年月日、配当金の総額、1 株当たり配当額）を記載することが考えられます。

⑤ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合、以下の項目を連結株主資本等変動計算書に注記することとされています。

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数
(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

記載事例

※○　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
現金及び預金勘定	X,XXX	X,XXX
預入期間が３か月を超える定期預金	△　XXX	△　XXX
取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	XXX	XXX
現金及び現金同等物	X,XXX	X,XXX

※○　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにＡ社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにＡ社株式の取得価額とＡ社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりである。

流動資産	XXX 百万円
固定資産	XXX　〃
のれん	XXX　〃
流動負債	△ XXX　〃
固定負債	△ XXX　〃
非支配株主持分	△ XXX　〃
Ａ社株式の取得価額	XXX　〃
Ａ社現金及び現金同等物	△XX　〃
差引：Ａ社取得のための支出	XXX　〃

○　重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例（新株予約権の行使があった場合）

○　重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
新株予約権の行使による資本金増加額	XXX 百万円	XXX 百万円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	XXX　〃	XXX　〃
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	X,XXX　〃	X,XXX　〃

〔連結財規〕

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第 90 条　連結キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 2 号から第 4 号までに掲げる事項については、当該各号に掲げる資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

二　株式の取得により新たに連結子会社となった会社がある場合には、当該会社の資産及び負債の主な内訳

三　株式の売却により連結子会社でなくなった会社がある場合には、当該会社の資産及び負債の主な内訳

四　現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等を行った場合には、当該事業の譲受け若しくは譲渡又は合併等により増加又は減少した資産及び負債の主な内訳

五　重要な非資金取引の内容

2　前項第 5 号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であって、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

〔連結財規ガイドライン〕

90－1－5　財務諸表等規則ガイドライン 119－1－3 の取扱いは、規則第 90 条第 1 項第 5 号に規定する連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記について準用する。

〔財規ガイドライン〕

119－1－3　規則第 119 条第 1 項第 3 号に規定する重要な非資金取引の内容には、当事業年度において重要な資産除去債務を計上した場合における当該重要な資産除去債務が含まれることに留意する。

作成にあたってのポイント

① 「株式の売却により連結子会社でなくなった会社がある場合の、当該会社の資産及び負債の主な内訳」の記載については、記載事例の「株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳」に準じて記載することが適当と考えられます。

② 重要な非資金取引の内容には、当連結会計年度において重要な資産除去債務を計上した場合における当該重要な資産除去債務が含まれますのでご留意ください。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、リース適用指針第118項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合）

○　重要な非資金取引の内容

	当連結会計年度 （自　○年4月1日 至　○年3月31日）
使用権資産の取得	XXX百万円

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項）

第 90 条　連結キャッシュ・フロー計算書には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 2 号から第 4 号までに掲げる事項については、当該各号に掲げる資産及び負債の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一～四　（略）

五　重要な非資金取引の内容

2　　前項第 5 号に掲げる非資金取引とは、社債の償還と引換えによる新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、使用権資産の取得、株式の発行等による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得及び合併、現物出資による株式の取得又は資産の交換、その他資金の増加又は減少を伴わない取引であって、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。

MEMO

（連結財規で規定されている主なその他の注記事項）

項　目	連結財規
重要な後発事象の注記	第 14 条の 9
追加情報の注記	第 15 条
セグメント情報等の注記	第 15 条の 2
リース取引に関する注記	第 15 条の 3（財規第 8 条の 6（第 4 項を除く。）を準用）
関連当事者との取引に関する注記	第 15 条の 4 の 2
親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 15 条の 4 の 3
税効果会計に関する注記	第 15 条の 5
金融商品に関する注記	第 15 条の 5 の 2
有価証券に関する注記	第 15 条の 6
デリバティブ取引に関する注記	第 15 条の 7
確定給付制度に基づく退職給付に関する注記	第 15 条の 8
確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記	第 15 条の 8 の 2（財規第 8 条の 13 の 2 第 1 項を準用）
複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記	第 15 条の 8 の 3（財規第 8 条の 13 の 3（第 3 項を除く。）を準用）
ストック･オプション等の付与又は交付に関する注記等	第 15 条の 9（財規第 8 条の 14 第 1 項を準用）、第 15 条の 10（財規第 8 条の 15（第 9 項を除く。）を準用）、第 15 条の 11（財規第 8 条の 16（第 3 項を除く。）を準用）
取得による企業結合が行われた場合の注記	第 15 条の 12
共通支配下の取引等の注記	第 15 条の 14
共同支配企業の形成の注記	第 15 条の 15（財規第 8 条の 22（第 3 項を除く。）を準用）
事業分離における分離元企業の注記	第 15 条の 16
事業分離における分離先企業の注記	第 15 条の 17（財規第 8 条の 24 第 1 項を準用）
子会社の企業結合の注記	第 15 条の 18
企業結合に関する重要な後発事象等の注記	第 15 条の 19（財規第 8 条の 25（第 3 項を除く。）を準用）
事業分離に関する重要な後発事象等の注記	第 15 条の 20（財規第 8 条の 26 第 1 項を準用）
子会社の企業結合に関する後発事象等の注記	第 15 条の 21
継続企業の前提に関する注記	第 15 条の 22（財規第 8 条の 27 を準用）
資産除去債務に関する注記	第 15 条の 23（財規第 8 条の 28 第 1 項を準用）
賃貸等不動産に関する注記	第 15 条の 24
公共施設等運営事業に関する注記	第 15 条の 25
収益認識に関する注記	第 15 条の 26（財規第 8 条の 32（第 4 項及び第 5 項を除く。）を準用）
棚卸資産に関する注記	第 15 条の 27（連結財規第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 3 号を準用）

（リース取引関係）

記載事例＜借主側＞

1．ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

××事業における生産設備（機械装置及び運搬具）である。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(イ)有形固定資産

主として、○○事業における工場及び生産設備、ホストコンピュータ及びコンピュータ端末機（機械装置及び運搬具）である。

(ロ)無形固定資産

ソフトウェアである。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
1年内	XXX百万円	XXX百万円
1年超	X,XXX　〃	X,XXX　〃
合計	X,XXX　〃	X,XXX　〃

リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度 （○年3月31日）			
	取得価額相当額 （百万円）	減価償却累計額 相当額（百万円）	減損損失累計額 相当額（百万円）	期末残高相当額 （百万円）
機械装置及び運搬具	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
その他	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
合　　計	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

	当連結会計年度 （○年3月31日）			
	取得価額相当額 （百万円）	減価償却累計額 相当額（百万円）	減損損失累計額 相当額（百万円）	期末残高相当額 （百万円）
機械装置及び運搬具	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
その他	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
合　　計	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

〔連結財規〕

（リース取引に関する注記）

第 15 条の 3　財務諸表等規則第 8 条の 6（第 4 項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 3 項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号並びに第 2 項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第 1 項第 2 号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第 3 項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 3　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 から 8 の 6－2 までの取扱いは、規則第 15 条の 3 に規定するリース取引に関する注記について準用する。

〔財規〕

（リース取引に関する注記）

第 8 条の 6　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

イ　当事業年度末におけるリース資産の内容

ロ　リース資産の減価償却の方法

二　財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

（略）

2　当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を 1 年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　（略）

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

〔財規ガイドライン〕

8 の 6　規則第 8 条の 6 に規定する注記とは、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、リース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語は、「リース取引に関する会計基準」に定めるリース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語をいうものとする。

8 の 6－1－1　規則第 8 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定するリース資産の内容には、主な資産の種類等を記載するものとする。

8 の 6－2　規則第 8 条の 6 第 2 項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間についてリース契約を解除することができないリース取引における当該リース期間の一部分の期間に係る未経過リース料の金額を含めて記載することに留意する。

② 未経過リース料期末残高相当額等

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	XXX百万円	XXX百万円
1年超	X,XXX 〃	X,XXX 〃
合計	X,XXX 〃	X,XXX 〃
リース資産減損勘定の残高	XXX 〃	XXX 〃

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
支払リース料	XXX百万円	XXX百万円
リース資産減損勘定の取崩額	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費相当額	XXX 〃	XXX 〃
支払利息相当額	XXX 〃	XXX 〃
減損損失	XXX 〃	XXX 〃

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

作成にあたってのポイント

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の対象となるリース取引が、変動型又はハイブリッド型のオペレーティング・リース取引と判定された場合、解約不能のものに係る未経過リース料の注記に、連結貸借対照表日における借手による合理的な見積額に基づく変動リース料の未経過分を含めることとされています。

記載事例＜貸主側＞

1．リース投資資産の内訳

(1)流動資産　（百万円）

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
リース料債権部分	X,XXX	X,XXX
見積残存価額部分	XXX	XXX
受取利息相当額	△　XXX	△　XXX
リース投資資産	X,XXX	X,XXX

(2)投資その他の資産　（百万円）

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
リース料債権部分	X,XXX	X,XXX
見積残存価額部分	XXX	XXX
受取利息相当額	△　XXX	△　XXX
リース投資資産	X,XXX	X,XXX

2．リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(1)流動資産　（百万円）

	前連結会計年度 （○年3月31日）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

	当連結会計年度 （○年3月31日）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(2)投資その他の資産　（百万円）

	前連結会計年度 （○年3月31日）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

	当連結会計年度 （○年3月31日）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

〔連結財規〕

（リース取引に関する注記）

第15条の3　財務諸表等規則第8条の6（第4項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第1項第1号イ及び第2号並びに第2項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第1項第2号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第3項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の3　財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－2までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。

〔財規〕

（リース取引に関する注記）

第8条の6　ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（次項において「解約不能のリース取引」という。）で、当該リース契約により使用する物件（以下「リース物件」という。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合

（略）

二　財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合

イ　当事業年度末におけるリース投資資産に係るリース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。以下この号において同じ。）部分の金額及び見積残存価額（リース期間終了時に見積られる残存価額で借主又は第三者による保証のない額をいう。）部分の金額並びに受取利息相当額

ロ　当事業年度末におけるリース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後5年超の回収予定額

2　当事業年度末におけるオペレーティング・リース取引（リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）のうち解約不能のリース取引については、当該解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額を1年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　（略）

4　前各項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

〔財規ガイドライン〕

8の6　規則第8条の6に規定する注記とは、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、リース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語は、「リース取引に関する会計基準」に定めるリース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語をいうものとする。

8の6－1－2　規則第8条の6第1項第2号に規定するリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額については、利息相当額を控除する前の金額を記載するものとする。

8の6－2　規則第8条の6第2項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間についてリース契約を解除することができないリース取引における当該リース期間の一部分の期間に係る未経過リース料の金額を含めて記載することに留意する。

3．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
１年内	XXX	XXX
１年超	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX

リース取引開始日が2008年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①　リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高　（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）			
	取得価額	減価償却累計額	減損損失累計額	期末残高
機械装置及び運搬具	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
その他	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
合計	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

	当連結会計年度 （○年３月31日）			
	取得価額	減価償却累計額	減損損失累計額	期末残高
機械装置及び運搬具	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
その他	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
合計	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

②　未経過リース料期末残高相当額　（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
１年内	XXX	XXX
１年超	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX

③　受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額　（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
受取リース料	XXX	XXX
減価償却費	X,XXX	X,XXX
受取利息相当額	X,XXX	X,XXX

④　利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっている。

MEMO

記載事例（転リース取引において借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引の双方がファイナンス・リース取引に該当し、かつ、当該転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース債務を利息相当額控除前の金額で計上している場合）

○ 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1)リース債権及びリース投資資産　（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
流動資産	XXX	XXX
投資その他の資産	X,XXX	X,XXX

(2)リース債務　（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
流動負債	XXX	XXX
固定負債	X,XXX	X,XXX

〔連結財規〕

（リース取引に関する注記）

第15条の3　財務諸表等規則第8条の6（第4項を除く。）の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第1項第1号イ及び第2号並びに第2項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第1項第2号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第3項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の3　財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－2までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。

〔財規〕

（リース取引に関する注記）

第8条の6　（略）

2　（略）

3　転リース取引（リース物件の所有者から物件のリースを受け、さらに当該物件をほぼ同一の条件で第三者にリースする取引をいう。以下この項において同じ。）であって、借主としてのリース取引及び貸主としてのリース取引がともにファイナンス・リース取引に該当する場合において、財務諸表提出会社が転リース取引に係るリース債権若しくはリース投資資産又はリース債務について利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているときには、当該リース債権若しくはリース投資資産又はリース債務の金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の6　規則第8条の6に規定する注記とは、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、リース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語は、「リース取引に関する会計基準」に定めるリース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語をいうものとする。

（リース関係）

記載事例＜借手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合であって、「リースに関する会計基準の適用指針」第 137 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち、前連結会計年度に係るものについては記載せず、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日）及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日）に定める事項を注記する場合）

前連結会計年度(自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日)

（記載事例の省略）

当連結会計年度(自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日)

借手のリース

1．会計方針に関する情報

当社及び連結子会社は、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の両方を含む契約について、原則としてリースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行っているが、原資産が機械装置及び運搬具のリースについてはリースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理を行っている。

また、当社及び連結子会社は、借地権の設定に係る権利金等を使用権資産の取得価額に含めており、このうち定期借地権の設定に係る権利金等については借手のリース期間を耐用年数とし減価償却を行っているが、旧借地権の設定に係る権利金等及び普通借地権の設定に係る権利金等については「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）適用前に償却していなかったため、リース適用指針適用後も減価償却を行っていない。

2．リース特有の取引に関する情報

当社及び連結子会社は、主としてオフィス用の×××ビル（建物及び構築物）、車両及び×××事業における生産設備（機械装置及び運搬具）並びに×××事業における店舗用の土地を借手としてリースしている。

オフィス用の×××ビルのリースには解約オプションが付されており、×××の車両のリース及び×××事業における店舗用の土地のリースには延長オプションが付されている。これらの延長オプション及び解約オプションは、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合及び解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合に限り、その対象期間を借手のリース期間に含めている。延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたっては、（経済的インセンティブを生じさせる要因）を考慮している。

×××の生産設備のリースには設備の使用時間に連動して支払額が変動するリースが含まれている。当該変動リース料はリース負債の測定に反映されておらず、発生時に損益に計上している。

×××事業における店舗用の土地のリースには、契約締結時に借地権を設定しているものが含まれている。

(1) 使用権資産の科目ごとの帳簿価額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
建物及び構築物	X,XXX
機械装置及び運搬具	X,XXX
土地	X,XXX
合計	X,XXX

(2) 償却していない旧借地権の設定に係る権利金等及び普通借地権の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
有形固定資産「使用権資産」	XXX
投資その他の資産「使用権資産」	XXX
合計	XXX

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（リースに関する注記）

第 15 条の 3　財務諸表等規則第 8 条の 6（第 3 項及び第 4 項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第 1 号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第 2 号イ(1)、第 5 項並びに第 6 項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第 1 項第 1 号ロ(2)から(4)まで、第 2 号イ(2)及び第 3 号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第 1 号ハ、第 2 号ロ及び第 3 号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第 2 号ロ(3)及び(4)並びに第 3 号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 3　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 から 8 の 6－1－2 までの取扱いは、規則第 15 条の 3 に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（リースに関する注記）

第 8 条の 6　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第 8 条の 30 第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条の 2 第 1 項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　会計方針に関する情報　次に掲げる会計処理を行った場合には、その旨及び当該会計処理の内容

(1)　リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理

(2)　指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理

(3)　借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ　リース特有の取引に関する情報　次に掲げる事項

(1)　次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

（ⅰ）　使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

（ⅱ）　イ(2)に掲げる会計処理を行った場合には、当該会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額

（ⅲ）　イ(3)に掲げる会計処理を行った場合であって、かつ、権利金等の減価償却を行わなかったときは、償却していない旧借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）附則第 2 条の規定による廃止前の借地法（大正 10 年法律第 49 号）の規定により設定された借地権をいう。(ⅲ)において同じ。）の設定に係る権利金等又は普通借地権（定期借地権（借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権で同法第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項の規定の適用を受けるものをいう。）以外の借地権（旧借地権を除く。）をいう。）の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

(2)　次の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)又は(ⅱ)に定める事項（損益計算書において区分して表示していないものに限る。）

（ⅰ）　短期リース（リース開始日において、借手のリース期間が 12 月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう。）について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって費用として計上する場合　当該短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額（借手のリース期間が 1 月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を除く。）

（ⅱ）　借手の変動リース料をリース負債に含めない場合　当該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

(3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第 98 条の 3 において

(3) 短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
△△△（短期リースに係る費用が含まれる科目を記載）	XXX

(4) 借手の変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額（リース負債に含めているものを除く。）

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
△△△（借手の変動リース料に係る費用が含まれる科目を記載）	XXX

［セール・アンド・リースバック取引を行っている場合］

(5) セール・アンド・リースバック取引

①セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
△△△（セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益が含まれる科目を記載）	XXX

②金融取引として会計処理を行ったセール・アンド・リースバック取引

当社は、×××について×××の理由によりセール・アンド・リースバック取引を行っている。当該取引の一般性については（取引の一般性を記載）である。当該取引については、金融取引として会計処理を行っており、当該資産が含まれる科目及び当該資産の金額は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （○年3月31日）
機械装置及び運搬具	XXX

③金融取引としての会計処理以外の会計処理を行ったセール・アンド・リースバック取引の主要な条件

当社は、×××について×××の理由によりセール・アンド・リースバック取引を行っている。当該取引の主要な条件は（セール・アンド・リースバック取引の主要な条件を記載）であり、当該取引については、資産の譲渡に係る損益を計上している。

同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)から(ⅲ)までに定める事項

（ⅰ） セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

（ⅱ） 資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行った場合　当該会計処理を行った資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額

（ⅲ） (ⅱ)の会計処理以外の会計処理を行った場合　当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件

(4) サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。）については、次の(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)から(ⅲ)までに定める事項

（ⅰ） 使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

（ⅱ） ヘッドリース（サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。）における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合　当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

（ⅲ） 転リース取引（サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。）に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であって、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合　当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。）

(2) 使用権資産の増加額

(3) 使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二、三　（略）

2　前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3、4　（略）

5　第1項第1号ロ(1)(ⅰ)に掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。

6　第1項第1号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7、8　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の6　規則第8条の6に規定する注記は、「リースに関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　リースに関する注記は、財務諸表提出会社が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することを目的としたうえで、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。

2　1の開示目的を達成するために必要な情報は、リースの類型等により異なるものであるため、注記する情報は、規則第8条の6に掲げる注記事項に限らず、同条に掲げる注記事項以外であっても、1の開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記するものとする。なお、財務諸表提出会社が注記する情報は、例えば次に掲げるものをいう。

(1) 財務諸表提出会社が借手である場合には、次に掲げる事項

［サブリース取引を行っている場合］

(6) 使用権資産のサブリースによる収益が含まれる科目及び当該収益の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
△△△（サブリースによる収益が含まれる科目を記載）	XXX

(7) 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引の損益が含まれる科目及び当該損益の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
△△△（サブリースによる損益が含まれる科目を記載）	XXX

(8) 転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債の利息相当額控除前の金額が含まれる科目並びにそれぞれの金額

① リース債権及びリース投資資産

（単位：百万円）

		当連結会計年度 （○年3月31日）
流動資産	リース債権	XXX
	リース投資資産	XXX
投資その他の資産	リース債権及びリース投資資産	XXX

② リース負債

（単位：百万円）

		当連結会計年度 （○年3月31日）
流動負債	リース負債	XXX
固定負債	リース負債	XXX

3. 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るものを除く。）

当連結会計年度 X,XXX 百万円

(2) 使用権資産の増加額

当連結会計年度 XXX 百万円

(3) 使用権資産の科目ごとの減価償却の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
建物及び構築物	XXX
機械装置及び運搬具	XXX
土地	XXX
合計	XXX

① 借手のリース活動の性質
② 借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの（例えば、借手の変動リース料、延長オプション及び解約オプション、残価保証、契約しているがまだ開始していないリース）
③ 借手がリースにより課されている制限又は特約
④ 借手がセール・アンド・リースバック取引を行う理由及び取引の一般性

(2) （略）

3 リース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語は、「リースに関する会計基準」に定めるリース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語をいうものとする。

8の6－1－1 規則第8条の6第1項第1号イ(2)に規定する指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理とは、借手が、指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料について、合理的な根拠をもって当該指数又はレートの将来の変動を見積ることができる場合に、リース料が参照する当該指数又はレートの将来の変動を見積り、当該見積られた指数又はレートに基づきリース料及びリース負債を算定することを、リースごとにリース開始日に選択することをいう。

8の6－1－2 （略）

MEMO

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合）

借　手

① 借手は、次の会計処理を選択した場合、リースに関する注記の「会計方針に関する情報」としてその旨及び内容を注記することとされています。

・リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分として会計処理を行う選択

・指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な取扱いの選択

・借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理の選択

上記については、「重要な会計方針」に該当するか否かにかかわらず、注記する必要があると考えられます。

② 借手は、指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料について、合理的な根拠をもって当該指数又はレートの将来の変動を見積ることができる場合、リース料が参照する当該指数又はレートの将来の変動を見積り、当該見積られた指数又はレートに基づきリース料及びリース負債を算定することを、リースごとにリース開始日に選択することができるとされています。この場合、当該例外的な取扱いにより会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び金額を「リース特有の取引に関する情報」として注記することとされています。

③ 借手は、損益計算書において区分して表示していない場合、短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額を「リース特有の取引に関する情報」として注記することとされています。短期リースに係る費用の発生額には、借手のリース期間が 1 か月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を含めることを要しないとされていますのでご留意ください。

④ リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準適用指針第 16 号」という）の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、リース会計基準適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。この場合、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び「リース取引に係る会計基準」（1993 年 6 月 企業会計審議会第一部会）で必要とされていた事項（372,374 頁の記載事例を参照）を注記することとされています。

⑤ 「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）では、「借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する」という開示目的を達成するために必要な情報は、リース会計基準等に掲げる注記事項以外であっても、「リース特有の取引に関する情報」として注記することとされています。また、当該追加的な情報として借手が注記する情報について、次の情報を例示しています。

・借手のリース活動の性質

・借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの（例えば、借手の変動リース料、延長オプション及び解約オプション、残価保証、契約しているがまだ開始していないリース）

・借手がリースにより課されている制限又は特約

・借手がセール・アンド・リースバック取引を行う理由及び取引の一般性

開示目的を達成するために必要な情報は、リースの類型等により異なるものであるため、各企業で必要となる情報を記載する必要がありますのでご留意ください。

⑥ リース適用指針第 118 項ただし書きの方法を選択する借手及び貸手は、リース会計基準の適用初年度においては、リース会計基準第 55 項に記載したリースに関する注記の内容を適用初年度の比較情報に記載せず、企業会計基準第 13 号及び企業会計基準適用指針第 16 号に定める事項を注記することとされています。

記載事例＜貸手側＞（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合であって、「リースに関する会計基準の適用指針」第 137 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち、前連結会計年度に係るものについては記載せず、「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日）に定める事項を注記する場合）

前連結会計年度(自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日)
（記載事例の省略）

当連結会計年度(自 ○年 4 月 1 日　至 ○年 3 月 31 日)
貸手のリース

当社及び連結子会社は、○○事業において（貸手のリース活動の性質を記載）を行っており、当該○○の機械装置に係る貸手としてのリースのうち、解約不能のリース及びフルペイアウトのリースの両方の条件を満たす場合にファイナンス・リースに分類し、ファイナンス・リースに該当しないリースをオペレーティング・リースに分類している。当該○○の機械装置の貸手としてのリースの一部には、使用量が所定の値を超えた場合に追加のリース料が生じる契約及びリース終了時における残価保証が付されている契約が含まれている。

また、当社は、△△事業において（貸手のリース活動の性質を記載）を行っており、当該△△の倉庫に係る貸手としてのリースをオペレーティング・リースに分類している。

1．ファイナンス・リース
(1) リース特有の取引に関する情報

当社及び連結子会社は、○○の機械装置のリースを事業の一環で行っており、リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上している。また、利息相当額については貸手のリース期間にわたり利息法で計上している。

① リース債権の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
リース料債権部分	X,XXX
受取利息相当額	△　XXX
リース債権	X,XXX

② リース投資資産の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （○年 3 月 31 日）
リース料債権部分	X,XXX
見積残存価額部分	XXX
受取利息相当額	△　XXX
リース投資資産	X,XXX

③ リース債権及びリース投資資産に含めていない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目及び当該収益の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日）
△△△（将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目を記載）	XXX

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（リースに関する注記）

第 15 条の 3　財務諸表等規則第 8 条の 6（第 3 項及び第 4 項を除く。）の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第 1 号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第 2 号イ(1)、第 5 項並びに第 6 項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第 1 項第 1 号ロ(2)から(4)まで、第 2 号イ(2)及び第 3 号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第 1 号ハ、第 2 号ロ及び第 3 号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第 2 号ロ(3)及び(4)並びに第 3 号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 3　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 から 8 の 6－1－2 までの取扱いは、規則第 15 条の 3 に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 6 中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（リースに関する注記）

第 8 条の 6　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次のイ又はロに掲げる情報の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　リース特有の取引に関する情報　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表において次の（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる事項を区分して表示していない場合　次に掲げる事項

（ⅰ）　リース債権について、リース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）及び受取利息相当額

（ⅱ）　リース投資資産について、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）並びに受取利息相当額

(2)　リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1)　リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2)　リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(3)　リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後 5 年超の回収予定額

(4)　リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後 5 年超の回収予定額

三　財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後 5 年超の受取予定額

(2) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

① リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動

当連結会計年度において、リース債権が XXX 百万円増加した主な理由は、(主な増加要因) による増加及び (主な減少要因) による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。また、当連結会計年度において、リース投資資産が XXX 百万円減少した主な理由は、(主な増加要因) による増加及び (主な減少要因) による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。

② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (○年 3 月 31 日)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

2. オペレーティング・リース

(1) リース特有の取引に関する情報

貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日)
△△△（貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目を記載）	XXX

(2) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

貸手のリース料の連結決算日後の受取予定額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (○年 3 月 31 日)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貸手のリース料	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

2　前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3～6　（略）

7　第1項第2号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)(ⅰ)及び(ⅱ)を合算して注記することができる。

8　第1項第2号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

〔財規ガイドライン〕

8の6　規則第8条の6に規定する注記は、「リースに関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　リースに関する注記は、財務諸表提出会社が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することを目的としたうえで、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。

2　1の開示目的を達成するために必要な情報は、リースの類型等により異なるものであるため、注記する情報は、規則第8条の6に掲げる注記事項に限らず、同条に掲げる注記事項以外であっても、1の開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記するものとする。なお、財務諸表提出会社が注記する情報は、例えば次に掲げるものをいう。

(1)　（略）

(2)　財務諸表提出会社が貸手である場合には、次に掲げる事項

①　貸手のリース活動の性質

②　貸手による原資産に関連したリスクの管理戦略や当該リスクを低減している手段（例えば、買戻契約、残価保証、所定の限度を超える使用に対して変動するリース料）

3　リース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語は、「リースに関する会計基準」に定めるリース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語をいうものとする。

8の6－1－1　（略）

8の6－1－2　規則第8条の6第1項第2号ロ(1)及び(2)に規定するリース債権及びリース投資資産の残高の変動とは、例えば次に掲げるものをいう。なお、当事業年度におけるリース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動を注記するにあたり、必ずしも定量的情報を含める必要はない。

1　企業結合による変動

2　リース投資資産における見積残存価額の変動

3　リース投資資産における貸手のリース期間の終了による見積残存価額の減少（見積残存価額の貯蔵品又は固定資産等への振替）

4　残価保証額の変動

5　中途解約による減少

6　新規契約による増加

MEMO

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合）

貸　手

① リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準適用指針第 16 号」という。）の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、会計基準適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。この場合、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び「リース取引に係る会計基準」（1993 年 6 月 企業会計審議会第一部会）で必要とされていた事項（378 頁の記載事例を参照）を注記することとされています。

② 「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）では、「借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する」という開示目的を達成するために必要な情報は、リース会計基準等に掲げる注記事項以外であっても、「リース特有の取引に関する情報」として注記することとされています。また、当該追加的な情報として貸手が注記する情報について、次の情報を例示しています。

・貸手のリース活動の性質

・貸手による原資産に関連したリスクの管理戦略や当該リスクを低減している手段（例えば、買戻契約、残価保証、所定の限度を超える使用に対して変動するリース料）

開示目的を達成するために必要な情報は、リースの類型等により異なるものであるため、各企業で必要となる情報を記載する必要がありますのでご留意ください。

③ 「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」の「リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動」について、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、次の(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができることとされています。

(ア)リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(イ)リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(ウ)リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後 5 年超の回収予定額

(エ)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後 5 年超の回収予定額

④ 「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」の「リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動」には、例えば次に掲げるものを記載することとなっています。ただし、必ずしも定量的情報を含める必要はないとされています。

・企業結合による変動

・リース投資資産における見積残存価額の変動

・リース投資資産における貸手のリース期間の終了による見積残存価額の減少（見積残存価額の貯蔵品又は固定資産等への振替）

・残価保証額の変動

・中途解約による減少

・新規契約による増加

⑤ リース適用指針第 118 項ただし書きの方法を選択する借手及び貸手は、リース会計基準の適用初年度においては、リース会計基準第 55 項に記載したリースに関する注記の内容を適用初年度の比較情報に記載せず、企業会計基準第 13 号及び企業会計基準適用指針第 16 号に定める事項を注記することとされています。

（金融商品関係）
記載事例

１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主に××の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っている。
営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にある。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長でX年後である。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。
デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っている。
満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少である。
デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。
当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。なお、為替相場の状況により、半年を限度として､輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っている。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用している。
有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。
デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程に基づき、半年ごとに経営会議で基本方針を承認し、これに従い財務部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っている。月次の取引実績は、財務部所管の役員及び経営会議に報告している。連結子会社についても、当社のデリバティブ取引管理規程に準じて、管理を行っている。

〔連結財規〕
（金融商品に関する注記）
第15条の5の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一　金融商品の状況に関する次に掲げる事項
イ　金融商品に対する取組方針
ロ　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
ハ　金融商品に係るリスク管理体制
（以下略）

〔財規〕
（金融商品に関する注記）
第8条の6の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
一　金融商品の状況に関する次に掲げる事項
イ　金融商品に対する取組方針
ロ　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
ハ　金融商品に係るリスク管理体制
（以下略）

〔連結財規ガイドライン〕
15の5の2　財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1から8の6の2－9までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1中「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－2中「貸借対照表に」とあるのは「連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－3中「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8の6の2－5中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、8の6の2－9中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔財規ガイドライン〕
8の6の2－1－1　規則第8条の6の2第1項第1号に規定する注記については、次の点に留意する。
1　金融商品に対する取組方針には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項についての説明が含まれるものとする。
(1) 金融資産の場合　資金運用方針等
(2) 金融負債の場合　資金調達方針及びその手段並びに償還期間の状況等
(3) 金融資産と金融負債との間又は金融商品と非金融商品との間に重要な関連が認められる場合　当該重要な関連の概要
(4) 金融商品の取扱いが主たる業務である場合　当該業務の概要
2　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクには、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める事項が含まれるものとする。
(1) 金融商品の内容　取り扱っている主な金融商品の種類（例えば、有価証券の場合には、株式及び債券等、デリバティブ取引の場合には、先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）及び主な金融商品についての説明
(2) 金融商品に係るリスク　市場リスク、信用リスク及び資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスクをいう。）。市場リスクについては、金利及び為替等の市場リスクの種類ごとに記載する。また、金融商品に係る信用リスクが、特定の企業集団、業種又は地域等に著しく集中している場合には、その概要

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高のＸか月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち XX％が特定の大口顧客に対するものである。

（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。）を記載するものとする。

(3) 現物の金融資産又は金融負債のうちでリスクが高いもの及びデリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊なものの概要（貸借対照表の科目及び計上額並びに商品性（金利、償還期限等）に係る説明等）

(4) デリバティブ取引の利用目的（ヘッジ会計を行っている場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等についての説明を含む。）

3　金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理方針、リスク管理規程、リスク管理部署の状況及びリスクの減殺方法又は測定手続等が含まれるものとする。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

前連結会計年度（○年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 受取手形	XXX	XXX	XXX
(2) 売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	XXX	XXX	XXX
(4) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*2)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
(5) リース債務	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*3)	(XXX)	(XXX)	XXX

(*1) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度（百万円）
非上場株式	XXX

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示している。

当連結会計年度（○年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 受取手形	XXX	XXX	XXX
(2) 売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	XXX	XXX	XXX
(4) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*2)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
(5) リース債務	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*3)	(XXX)	(XXX)	XXX

〔連結財規〕

（金融商品に関する注記）

第15条の5の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額

ロ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　（略）

2　前項本文の規定にかかわらず、市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、同項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

3　第1項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第2号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4　投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5　（略）

6　金融資産（財務諸表等規則第8条第41項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（同条第41項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である連結会社にあっては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場（法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。以下この項において同じ。）における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品　当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報

二　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品　次のイ及びロに掲げる事項

イ　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

ロ　市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報

7　前項第2号ロに掲げる事項が、連結会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

8　金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第92条第1項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

(*1) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	XXX

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示している。

(注 1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(○年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	XXX	−	−	−
受取手形	XXX	XXX	−	−
売掛金	XXX	XXX	−	−
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	XXX	XXX	XXX	XXX
その他有価証券のうち				
満期があるもの(国債)	XXX	XXX	XXX	−
長期貸付金	XXX	XXX	XXX	−
合計	XXX	XXX	XXX	XXX

当連結会計年度(○年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	XXX	−	−	−
受取手形	XXX	XXX	−	−
売掛金	XXX	XXX	−	−
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	XXX	XXX	XXX	XXX
その他有価証券のうち				
満期があるもの(国債)	XXX	XXX	XXX	−
長期貸付金	XXX	XXX	XXX	−
合計	XXX	XXX	XXX	XXX

〔財規〕

（金融商品に関する注記）

第8条の6の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　（略）

2　前項本文の規定にかかわらず、市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記しなければならない。

3　（略）

4　投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第1項第2号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5～7　（略）

8　金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第121条第1項第3号に規定する社債明細表又は同項第4号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

10　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

15の5の2　財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1から8の6の2－9までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1中「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－2中「貸借対照表に」とあるのは「連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－3中「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8の6の2－5中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、8の6の2－9中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔財規ガイドライン〕

8の6の2－1－2　規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

1　有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表に計上していない場合であっても、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付して注記するものとする。

2　有価証券については、流動資産項目と固定資産項目とを合算して注記することができる。また、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。

（注 2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（○年 3 月 31 日）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 2 年以内 （百万円）	2 年超 3 年以内 （百万円）	3 年超 4 年以内 （百万円）	4 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 （百万円）
短期借入金	X,XXX	－	－	－	－	－
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース債務	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

当連結会計年度（○年 3 月 31 日）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 2 年以内 （百万円）	2 年超 3 年以内 （百万円）	3 年超 4 年以内 （百万円）	4 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 （百万円）
短期借入金	X,XXX	－	－	－	－	－
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース債務	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

3　「金融商品に関する会計基準」により金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引（予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。）については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができる。

4　金融商品の時価は、「時価の算定に関する会計基準」に従って算定するものとする。

5　現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。

6　規則第8条の6の2第1項第2号のロ及びハに掲げる事項に関する説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件が含まれるものとする。

7　規則第15条第3号の2に掲げる契約資産を規則第17条第4項の規定に基づき他の項目に属する金融資産と一括して貸借対照表に表示している場合には、当該貸借対照表の科目については、規則第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載するものとする。この場合には、当該貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができる。

8の6の2－4　規則第8条の6の2第4項に規定する「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」とは、投資信託等について、市場価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるときであって、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合をいい、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的とする投資信託等については、次のいずれかに該当する必要がある。

(1) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準又は米国会計基準に従い作成されている場合

(2) 当該投資信託等の財務諸表が国際会計基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが国際会計基準又は米国会計基準と概ね同等であると判断される場合

(3) 当該投資信託等を構成する個々の信託財産又は資産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

8の6の2－8　規則第8条の6の2第8項に規定する注記については、次の点に留意する。

1　規則第8条の6の2第8項に規定する一定の期間とは、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超をいう。

2　有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類をいう。）ごとに注記するものとする。

8の6の2－9　規則第8条の6の2第9項に規定する一定の期間とは、例えば、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超をいう。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して連結貸借対照表に表示している場合には、当該連結貸借対照表の科目については、金融商品の時価等に関する事項を記載するものとされています。この場合には、当該連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができるとされています。

② 有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（債券である場合は債券の種類）ごとに注記することとされています。

③ 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものについて、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記するにあたっては、原則として元本により記載することとなります。

④ 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「組合等」という。）への出資については、連結財規第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。

⑤ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）とされています。

（当連結会計年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月 11 日）を早期適用する場合）

⑥ 組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を④に併せて注記することとされています。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	XXX	－	－	XXX
国債･地方債等	XXX	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
その他	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
資産計	XXX	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
負債計	－	XXX	－	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	XXX	－	－	XXX
国債･地方債等	XXX	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
その他	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
資産計	XXX	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
負債計	－	XXX	－	XXX

〔連結財規〕

（金融商品に関する注記）

第15条の5の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一、二　（略）

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ　イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報

(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって連結決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

2～4　（略）

5　第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　第1項第3号に掲げる事項を注記していない旨

二　当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

6～9　（略）

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	XXX	－	XXX
売掛金	－	XXX	－	XXX
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債･地方債等	XXX	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
その他	－	XXX	－	XXX
長期貸付金	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
資産計	XXX	XXX	－	XXX
支払手形及び買掛金	－	XXX	－	XXX
短期借入金	－	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
長期借入金	－	XXX	－	XXX
リース債務	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
負債計	－	XXX	－	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	XXX	－	XXX
売掛金	－	XXX	－	XXX
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債･地方債等	XXX	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
その他	－	XXX	－	XXX
長期貸付金	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
資産計	XXX	XXX	－	XXX
支払手形及び買掛金	－	XXX	－	XXX
短期借入金	－	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
長期借入金	－	XXX	－	XXX
リース債務	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
負債計	－	XXX	－	XXX

〔財規〕

（金融商品に関する注記）

第8条の6の2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一、二　（略）

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)、(2)　（略）

(3) 貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　（略）

ハ　イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1)　（略）

(2)　時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ　イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報

(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4)（略）

(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

2～4　（略）

5　第1項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第3号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　第1項第3号に掲げる事項を注記していない旨

二　当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額

三　当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

四　貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

6～10　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

15の5の2　財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1から8の6の2－9までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1中「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－2中「貸借対照表に」とあるのは「連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－3中「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8の6の2－5中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、8の6の2－9中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類している。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

〔財規ガイドライン〕

8の6の2－1－3　規則第8条の6の2第1項第3号に規定する注記については、次の点に留意する。

1　規則第8条の6の2第1項第3号に規定する適切な項目とは、例えば、金融商品の性質、特性及びリスク並びに時価のレベル等に基づいて決定する項目をいう。また、金融商品を区分するにあたり、貸借対照表の科目を細分化する場合には、貸借対照表の科目への調整が可能となるような情報を記載する必要があることに留意する。

2　規則第8条の6の2第1項第3号ハ(2)に規定する評価技法の適用とは、例えば、複数の評価技法を用いる場合のウエイト付け及び評価技法への調整をいう。

3　規則第8条の6の2第1項第3号ニ(1)に規定する注記については、企業自身が観察できない時価の算定に係るインプットを推計していない場合（例えば、過去の取引価格又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、注記を要しない。

4　規則第8条の6の2第1項第3号ニ(2)に規定する注記については、次の点に留意する。

(1) 調整表は、次の①から⑤までに掲げる事項に区別して注記するものとする。

①　当事業年度の損益に計上した額及びその科目

②　当事業年度の評価・換算差額等に計上した額及びその科目

③　購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額により記載することができる。）

④　レベル1に分類された金融商品の時価又はレベル2に分類された金融商品の時価からレベル3に分類された金融商品の時価への振替額及び当該振替の理由

⑤　レベル3に分類された金融商品の時価からレベル1に分類された金融商品の時価又はレベル2に分類された金融商品の時価への振替額及び当該振替の理由

(2) 上記(1)①に規定する当該事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益及びその科目を注記するものとする。

(3) 上記(1)④及び⑤の振替時点に関する方針を注記するものとする。

5　規則第8条の6の2第1項第3号ニ(3)に規定する評価の過程には、例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法が含まれることに留意する。

6　規則第8条の6の2第1項第3号ニ(5)に規定する相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明には、当該相関関係を前提とした場合に時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明が含まれることに留意する。

8の6の2－5　規則第8条の6の2第5項に規定する注記については、次の点に留意する。

1　規則第8条の6の2第5項第3号の記載に当たっては、次の(1)から(4)までに掲げる事項に区別して注記するものとする。

(1) 当事業年度の損益に計上した額及びその科目

(2) 当事業年度の評価・換算差額等に計上した額及びその科目

(3) 購入、売却及び償還のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額により記載することができる。）

(4) これまで投資信託等の基準価額を時価とみなしておらず、当事業年度に投資信託等の基準価額を時価とみなすこととした額及びこれまで投資信託等の基準価額を時価とみなしていたものの、当事業年度に投資信託等の基準価額を時価とみなさないこととした額

2　上記 1(1)に規定する当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益及びその科目を注記するものとする。

3　規則第8条の6の2第5項第4号の記載に当たっては、解約等に関する制限の内容が異なる投資信託等を複数保有している場合、投資信託等の基準価額を時価とみなす判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託等ごとに集計したうえで、当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を注記することができる。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の記載にあたって、当該金融商品を適切な項目に区分することとされており、例えば、金融商品の性質、特性及びリスク並びに時価のレベル等に基づいて決定する項目に区分することとされています。また、金融商品を区分するにあたって、連結貸借対照表の科目を細分化する場合には、連結貸借対照表の科目への調整が可能となるような情報を記載する必要があるとされています。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち、その時価がレベル 3 に分類された金融商品がある場合には、以下に掲げる事項を記載するとされています。

・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報
・当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表
・レベル 3 に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明
・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって連結決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明
・時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

③ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 3 号（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）の記載を要しないとされています。ただし、この場合には、以下に掲げる事項を注記しなければならないとされています。

・連結財規第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項を注記していない旨
・当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額
・当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）
・連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

記載事例（社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額について、連結附属明細表の社債明細表又は借入金等明細表を参照する場合）

（注 2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（○年 3 月 31 日）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 2 年以内 （百万円）	2 年超 3 年以内 （百万円）	3 年超 4 年以内 （百万円）	4 年超 5 年以内 （百万円）
短期借入金	X,XXX	－	－	－	－
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース債務	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

当連結会計年度（○年 3 月 31 日）

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照。

〔連結財規〕
（金融商品に関する注記）
第15条の5の2　（略）
2～8　（略）
9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第92条第1項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

〔財規〕
（金融商品に関する注記）
第8条の6の2　（略）
2～8　（略）
9　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第121条第1項第3号に規定する社債明細表又は同項第4号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。
10　前各項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

〔連結財規ガイドライン〕
15の5の2　財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1から8の6の2－9までの取扱いは、規則第15条の5の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2－1－1中「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－2中「貸借対照表に」とあるのは「連結貸借対照表に」と、「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、8の6の2－1－3中「貸借対照表の」とあるのは「連結貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、8の6の2－5中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「評価・換算差額等」とあるのは「その他の包括利益」と、「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「連結貸借対照表計上額」と、8の6の2－9中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔財規ガイドライン〕
8の6の2－9　規則第8条の6の2第9項に規定する一定の期間とは、例えば、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超をいう。

作成にあたってのポイント
社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債について、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額の注記が求められており、当該金額が社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができるとされています。連結財規ガイドライン15の5の2が準用する財規ガイドライン8の6の2－9において、一定の期間について連結決算日後5年以内における1年ごとの期間及び5年超と例示されていますが、社債明細表又は借入金等明細表は、連結決算日後5年内の償還又は返済予定額の総額を記載することとされているため、社債明細表又は借入金等明細表を参照できるのは、当該負債の償還又は返済予定額が最大でも5年内である場合と考えられます。また、連結財規第8条の3において連結附属明細表は比較情報の作成が求められていないため、当連結会計年度について社債明細表及び借入金等明細表を参照した場合であっても、「金融商品関係注記」において前連結会計年度について記載することが考えられます。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

当連結会計年度（〇年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

（略）

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど 1 年以内の支払期日である。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にある。借入金、社債及びリース負債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で X 年後である。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3)～(5) （略）

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 受取手形	XXX	XXX	XXX
(2) 売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	XXX	XXX	XXX
(4) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*2)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*3)	(XXX)	(XXX)	XXX

(*1)～(*3) （略）

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（金融商品に関する注記）

第 15 条の 5 の 2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　金融商品の状況に関する次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

ハ　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額

ロ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　（略）

2～8　（略）

9　社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第 92 条第 1 項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

（注 1）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（略）

（注 2）社債、長期借入金、リース負債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 （百万円）	1 年超 2 年以内 （百万円）	2 年超 3 年以内 （百万円）	3 年超 4 年以内 （百万円）	4 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 （百万円）
短期借入金	X,XXX	－	－	－	－	－
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

MEMO

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（略）

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	XXX	－	XXX
売掛金	－	XXX	－	XXX
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債･地方債等	XXX	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
その他	－	XXX	－	XXX
長期貸付金	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
資産計	XXX	XXX	－	XXX
支払手形及び買掛金	－	XXX	－	XXX
短期借入金	－	XXX	－	XXX
社債	－	XXX	－	XXX
長期借入金	－	XXX	－	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	－	XXX	－	XXX
金利関連	－	XXX	－	XXX
負債計	－	XXX	－	XXX

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（金融商品に関する注記）

第 15 条の 5 の 2　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する次に掲げる事項

イ～ニ　（略）

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品（リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。）の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ、ニ　（略）

2～9　（略）

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類している。

支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

① 「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）等の適用に伴い、リース負債については、「金融商品の時価等に関する事項」及び「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記事項の記載の対象としないこととされています。また、リース負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することとされています。

② リース会計基準等の適用に伴い、リース債権及びリース投資資産については、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の記載の対象としないこととされています。

（有価証券関係）

記載事例

1．売買目的有価証券

	○年3月31日	○年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	XXX百万円	XXX百万円

2．満期保有目的の債券

前連結会計年度（○年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債･地方債等	XXX	XXX	XXX
	(2)社債	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債･地方債等	XXX	XXX	△XXX
	(2)社債	XXX	XXX	△XXX
	(3)その他	XXX	XXX	△XXX
	小計	XXX	XXX	△XXX
合計		XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債･地方債等	XXX	XXX	XXX
	(2)社債	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債･地方債等	XXX	XXX	△XXX
	(2)社債	XXX	XXX	△XXX
	(3)その他	XXX	XXX	△XXX
	小計	XXX	XXX	△XXX
合計		XXX	XXX	XXX

〔連結財規〕

（有価証券に関する注記）

第15条の6　前条に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券　当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券　当該債券を連結決算日における時価が連結決算日における連結貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該連結貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　連結決算日における時価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表計上額と連結決算日における時価との差額

三　その他有価証券　有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第5号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を連結決算日における連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　取得原価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

四　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五　当連結会計年度中に売却したその他有価証券　有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2　当連結会計年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔連結財規ガイドライン〕

15の6　財務諸表等規則ガイドライン8の7－1の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。

3．その他有価証券

前連結会計年度（○年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	XXX	XXX	XXX
	(2)債券			
	①国債･地方債等	XXX	XXX	XXX
	②社債	XXX	XXX	XXX
	③その他	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	XXX	XXX	△XXX
	(2)債券			
	①国債･地方債等	XXX	XXX	△XXX
	②社債	XXX	XXX	△XXX
	③その他	XXX	XXX	△XXX
	(3)その他	XXX	XXX	△XXX
	小計	XXX	XXX	△XXX
合計		XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（○年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	XXX	XXX	XXX
	(2)債券			
	①国債･地方債等	XXX	XXX	XXX
	②社債	XXX	XXX	XXX
	③その他	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	XXX	XXX	△XXX
	(2)債券			
	①国債･地方債等	XXX	XXX	△XXX
	②社債	XXX	XXX	△XXX
	③その他	XXX	XXX	△XXX
	(3)その他	XXX	XXX	△XXX
	小計	XXX	XXX	△XXX
合計		XXX	XXX	XXX

4．連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 ○年４月１日 至 ○年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	XXX	XXX	XXX
(2) 債券			
①国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
②社債	XXX	XXX	XXX
③その他	XXX	XXX	XXX
(3) その他	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX

〔財規〕

（有価証券に関する注記）

第8条の7　前条（第10項を除く。）に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券　当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第23条第2号に規定する特定有価証券であって、計算期間の終了の時における当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあっては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券　当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三　子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

四　その他有価証券　有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第6号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　取得原価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

五　当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

六　当該事業年度中に売却したその他有価証券　有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2～4　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の7－1　規則第8条の7第1項に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。

1　規則第8条の7第1項第2号の記載に当たっては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。

2　規則第8条の7第1項第3号の記載に当たっては、子会社株式及び関連会社株式のそれぞれに区分して記載するものとする。

3　規則第8条の7第1項第4号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。

4　規則第8条の7第1項第4号に規定する取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

5　規則第8条の7第1項第6号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに記載することができる。

当連結会計年度（自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	XXX	XXX	XXX
(2) 債券			
①国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
②社債	XXX	XXX	XXX
③その他	XXX	XXX	XXX
(3) その他	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX

MEMO

記載事例（満期保有目的の債券を売却した場合）

売却した満期保有目的の債券

	前連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）			当連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）		
種類	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
○○	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

売却の理由

前連結会計年度は、……。

当連結会計年度は、……。

記載事例（有価証券の保有目的を変更した場合（連結財規第15条の6第2項））

保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度において、従来満期保有目的で保有していた社債券（連結貸借対照表計上額XXX百万円）をその他有価証券に変更している。これは、（理由）のために変更したものである。

この結果、投資有価証券がXXX百万円減少し、その他有価証券評価差額金がXXX百万円減少している。

記載事例（当連結会計年度に有価証券の減損処理を行った場合）

○．減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券についてXXX百万円（その他有価証券の株式XXX百万円、……）減損処理を行っている。

作成にあたってのポイント

① 有価証券の減損処理を行った場合には、重要性の乏しいものを除き、減損処理を行った旨及び減損処理金額を注記しなければならないこととされていますのでご留意ください。なお、「金融商品会計に関する実務指針」において、時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準について、その内容を注記することが望ましいとされており、記載する場合には、ここに併せて記載することが考えられます。

② 提出会社と決算日が異なる子会社をそのまま連結している場合、当該子会社が保有している有価証券の時価については、連結財務諸表作成に用いた数値を補完説明する趣旨から、子会社の決算日の時価を使うことで差し支えないものと考えられます。

（デリバティブ取引関係）

記載事例

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（○年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	XXX
	ユーロ	XXX	XXX	XXX	XXX
	買建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	XXX
	英ポンド	XXX	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	XXX
	ユーロ	XXX	XXX	XXX	XXX
	買建				
	米ドル	XXX	XXX	XXX	XXX
	英ポンド	XXX	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX	XXX

(2) 金利関連

前連結会計年度（○年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	XXX	XXX	XXX	XXX
	支払固定・受取変動	XXX	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	XXX	XXX	XXX	XXX
	支払固定・受取変動	XXX	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX	XXX

〔連結財規〕

（デリバティブ取引に関する注記）

第15条の7　第15条の5の2に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計（財務諸表等規則第8条第69項に規定する会計処理をいう。以下この条、第113条及び第211条において同じ。）が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号、第113条第1項並びに第211条第1項及び第2項において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ　連結決算日における時価及び評価損益

二　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引　取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ　連結決算日における時価

2　前項第1号に規定する事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項、第113条第2項並びに第211条第3項及び第4項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第8条第10項第3号に規定する市場取引をいう。第211条第3項において同じ。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3　第1項第2号に規定する事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第8条第69項に規定するヘッジ対象をいう。第43条の2第1項第2号及び第211条第4項において同じ。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

15の7　財務諸表等規則ガイドライン8の8の取扱いは、規則第15条の7に規定するデリバティブ取引に関する注記について準用する。

〔財規〕

（デリバティブ取引に関する注記）

第8条の8　第8条の6の2（第10項を除く。）に規定する事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引　取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　貸借対照表日における時価

2～4　（略）

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	 XXX XXX	 XXX XXX	 XXX XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	 XXX XXX	 XXX XXX	 XXX XXX

(2) 金利関連

前連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金及び社債	XXX	XXX	XXX
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	XXX	XXX	XXX
合計			XXX	XXX	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金及び社債	XXX	XXX	XXX
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	XXX	XXX	XXX
合計			XXX	XXX	XXX

MEMO

記載事例（金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載する場合）

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	XXX	XXX	(*)

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

当連結会計年度（○年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち1年超（百万円）	時価（百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	XXX	XXX	(*)

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

〔財規ガイドライン〕

8の6の2－1－2　（略）

1、2　（略）

3　「金融商品に関する会計基準」により金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引（予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。）については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができる。

4～7　（略）

8の8　規則第8条の8第1項第2号ロに掲げる貸借対照表日における時価の記載に当たっては、8の6の2－1－2の3の取扱いを行うデリバティブ取引についての時価の記載を行わないことができる。

作成にあたってのポイント

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引（予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。）については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載することができることとされています。

（退職給付関係）

記載事例

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度である。)では､給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給する。ただし、一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入している。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の原資に相当する仮想個人口座を設ける。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを累積する。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されている。

退職一時金制度（非積立型制度であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがある。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
退職給付債務の期首残高	XXX,XXX	XXX,XXX
勤務費用	X,XXX	X,XXX
利息費用	X,XXX	X,XXX
数理計算上の差異の発生額	XXX	XXX
退職給付の支払額	△XX,XXX	△XX,XXX
過去勤務費用の発生額	XXX	XXX
その他	△XXX	△XXX
退職給付債務の期末残高	XXX,XXX	XXX,XXX

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
年金資産の期首残高	XXX,XXX	XXX,XXX
期待運用収益	X,XXX	X,XXX
数理計算上の差異の発生額	△X,XXX	△X,XXX
事業主からの拠出額	XX,XXX	XX,XXX
退職給付の支払額	△X,XXX	△X,XXX
その他	XXX	XXX
年金資産の期末残高	XXX,XXX	XXX,XXX

〔連結財規〕

（確定給付制度に基づく退職給付に関する注記）

第15条の8　退職給付に関し、確定給付制度（財務諸表等規則第8条の13第1項に規定する確定給付制度をいう。第1号において同じ。）を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　確定給付制度の概要

二　退職給付債務の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　数理計算上の差異の発生額

ニ　退職給付の支払額

ホ　過去勤務費用の発生額

ヘ　その他

三　年金資産の期首残高と期末残高の次に掲げる項目の金額を含む調整表

イ　期待運用収益

ロ　数理計算上の差異の発生額

ハ　事業主である会社等からの拠出額

ニ　退職給付の支払額

ホ　その他

四　退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

五　退職給付費用及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　勤務費用

ロ　利息費用

ハ　期待運用収益

ニ　数理計算上の差異の費用処理額

ホ　過去勤務費用の費用処理額

ヘ　その他

六　退職給付に係る調整額（次のイからハまでに掲げる額の合計額をいう。第69条の5第1項第4号において同じ。）及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　数理計算上の差異の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額（次号イからハまでに掲げる額の合計額をいう。この項及び第43条の2第1項第5号において同じ。）に計上されている未認識数理計算上の差異の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ロ　過去勤務費用の発生額（当連結会計年度において費用処理された額を除く。）及び退職給付に係る調整累計額に計上されている未認識過去勤務費用の額のうち、費用処理された額に対応する額の合計額

ハ　その他

七　退職給付に係る調整累計額及び次に掲げるその内訳項目の金額

イ　未認識数理計算上の差異

ロ　未認識過去勤務費用

ハ　その他

八　年金資産に関する次に掲げる事項

イ　年金資産の主な内訳（退職給付信託（退職給付を目的とする信託をいう。）が設定されている企業年金制度（会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。）において、年金資産の合計額に対する当該退職給付信託に係る信託財産の額の割合に重要性がある場合には、当該割合又は金額を含む。）

ロ　長期期待運用収益率の設定方法

九　数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項

イ　割引率

ロ　長期期待運用収益率

ハ　その他

十　その他の事項

2　前項第2号へ、第3号ホ、第5号へ、第6号ハ及び第7号ハに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	XXX,XXX	XXX,XXX
年金資産	△XXX,XXX	△XXX,XXX
	X,XXX	X,XXX
非積立型制度の退職給付債務	XX,XXX	XX,XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX,XXX	XX,XXX
退職給付に係る負債	XX,XXX	XX,XXX
退職給付に係る資産	△X,XXX	△X,XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX,XXX	XX,XXX

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)	当連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)
勤務費用	X,XXX	X,XXX
利息費用	X,XXX	X,XXX
期待運用収益	△X,XXX	△X,XXX
数理計算上の差異の費用処理額	X,XXX	X,XXX
過去勤務費用の費用処理額	XXX	XXX
その他	XX	XX
確定給付制度に係る退職給付費用	X,XXX	X,XXX

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

(百万円)

	前連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)	当連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)
過去勤務費用	△XXX	△XXX
数理計算上の差異	XXX	XXX
その他	XX	XX
合　計	XXX	XXX

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

(百万円)

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
未認識過去勤務費用	X,XXX	X,XXX
未認識数理計算上の差異	X,XXX	X,XXX
その他	XX	XX
合　計	XX,XXX	XX,XXX

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

第15条の8の2　財務諸表等規則第8条の13の2第1項の規定は、退職給付に関し、確定拠出制度（財務諸表等規則第8条の13第1項に規定する確定拠出制度をいう。）を採用している場合について準用する。

〔連結財規ガイドライン〕

15の8　規則第15条の8第1項に規定する注記に関しては、次の点に留意する。

1　第1号に規定する確定給付制度の概要とは、確定給付制度の一般的説明（厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。））いうものとする。

2　第2号に掲げる事項（へを除く。）及び第3号に掲げる事項（ホを除く。）の金額に重要性が乏しい場合には、その他の項目に含めることができるものとする。

3　第4号に規定する退職給付債務については、積立型制度及び非積立型制度別に記載するものとする。

4(1)　第5号に掲げる事項（へを除く。）の金額に重要性が乏しい場合には、項目を集約して記載することができるものとする。

(2)　第5号への項目には、臨時に支払った割増退職金及び会計基準変更時差異の費用処理額等が含まれるものとする。

5　第6号ハの項目には､退職給付に係る調整累計額の項目に計上されている会計基準変更時差異の未処理額のうち、費用処理された額に対応する額が含まれることに留意する。

6　第7号ハの項目には、会計基準変更時差異の未処理額が含まれるものとする。

7(1)　第8号イに規定する年金資産の主な内訳は、株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を記載するものとする。なお、退職給付信託に係る信託財産の割合又は金額は、年金資産の主な内訳の記載とは別に付記するものとする。

(2)　第8号ロに規定する長期期待運用収益率の設定方法については、年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載するものとする。

なお、長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの期間に保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定するものとする。

8　第9号ハの項目には、予想昇給率等が含まれるものとする。

9　第10号に規定する事項には、厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等を記載することができるものとする。

15の8の2　財務諸表等規則ガイドライン8の13の2の取扱いは、規則第15条の8の2に規定する確定拠出制度に関する注記について準用する。

〔財規〕

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

第8条の13の2　退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　確定拠出制度の概要

二　確定拠出制度に係る退職給付費用の額

三　その他の事項

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の13　規則第8条の13第1項に規定する注記に関しては、次の点に留意する。

1　第1号に規定する確定給付制度の概要とは、確定給付制度の一般的説明（厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。））をいうものとする。

2～7　（略）

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
債券	XX %	XX %
株式	XX %	XX %
現金及び預金	X %	X %
その他	X %	X %
合　計	100 %	100 %

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度XX%、当連結会計年度XX%含まれている。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、(年金資産の主な種類との関連性を踏まえて記載)。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしている。)

	前連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)	当連結会計年度 (自　○年4月1日 至　○年3月31日)
割引率	X.X %	X.X %
長期期待運用収益率	X.X %	X.X %

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度XX,XXX百万円、当連結会計年度XX,XXX百万円であった。

8の13の2　規則第8条の13の2第1項に規定する確定拠出制度に関する注記については、次の点に留意する。

1　8の13の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。

なお、会社等がリスク分担型企業年金（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第1条第3号に規定するもの（「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を採用している場合には、同項第1号に規定する事項に当該年金に関する説明（例えば、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること、毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること）が含まれるものとする。

2　会社等がリスク分担型企業年金を採用している場合には、規則第8条の13の2第1項第2号に規定する事項に当該年金に係る退職給付費用の額が含まれるものとする。

3　規則第8条の13の2第1項第3号に規定する事項には、会社等がリスク分担型企業年金を採用する場合における当該事業年度の翌事業年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数を記載するものとする。

作成にあたってのポイント

①　「退職給付に関する注記」については、例えば連結子会社が少ない場合には、全ての制度を個別に開示する方法や適当なグルーピングにより開示する方法が考えられますが、連結子会社の数が多数の場合には、記載事例のように、提出会社及び連結子会社を一括し、かつ、複数種類の確定給付制度を合算して開示する方法が考えられます。この場合、脚注等において適宜補足説明を行うことが適当と考えられます。

②　連結財務諸表に国内外の複数の退職給付制度が含まれる場合、国内の制度と国外の制度等の地域別に区分して開示することも妨げられないと考えられます。

③　退職給付債務及び年金資産の期首残高と期末残高の調整表並びに退職給付費用及びその内訳の金額の表に掲げた項目は限定列挙ではありません。例えば、重要な企業結合があった場合や制度の終了又は大量退職があった場合のほか、退職給付制度から重要な年金資産の返還があった場合や、重要な退職給付信託の設定があった場合などでは、その内容を示す項目を別掲する必要があることに留意してください。

④　数理計算上の計算基礎に関する事項（割引率、長期期待運用収益率等）については、「X.X%～X.X%」と記載することもできると考えられます。

⑤　合併又は事業譲渡により退職給付制度の移換が行われ、当該移換金額に重要性がある場合には、存続会社（新設会社を含む）・事業譲受会社、解散会社・事業譲渡会社それぞれについて、その旨及び移換金額について記載することが適当と考えられます。

⑥　中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度等、企業が運営する制度以外の制度を有する場合に、当該連結会計年度の拠出額を退職給付費用として処理しており、当該金額に重要性がある場合には、「3.確定拠出制度」において記載することが望ましいと考えられます。

⑦　代行返上があった場合は次の注記を行うこととされていますのでご留意ください（「退職給付に関する会計基準の適用指針」第61項）。

(1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する連結会計年度から過去分返上認可の日の属する連結会計年度の直前連結会計年度までの各連結会計年度に係る連結財務諸表に、ア．将来分返上認可の日、イ．期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）及びウ．期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）の支払が期末日に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」第46項を適用した場合に生じる損益の見込額

(2) 過去分返上認可を受けたとき又は現金納付が完了したときは、当該認可の日又は当該返還の日の属する連結会計年度に係る連結財務諸表に、その旨及び損益に与えている影響額

なお、将来分返上認可と過去分返上認可又は現金納付の完了が同一連結会計年度内にあった場合は、上記イ及びウの記載を要しないこととされています。

⑧　退職給付制度の終了時点については、退職給付制度の廃止日又は改訂規程、規約の施行日とされていますが、当該廃止日又は施行日が翌期になる場合であっても、規程等の改訂が当期中に行われ、終了損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、当該終了損失の額を当期の退職給付費用として計上し、退職給付に係る負債を増加させる処理を行うこととされています（「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」）。

記載事例（当連結会計年度において、確定給付制度の一部を、「退職給付に関する会計基準」第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へと移行した場合）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。これらに加えて、○年 X 月に、確定給付制度の一部を、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号　2016 年 12 月 16 日）第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へと移行している。リスク分担型企業年金は、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められており、毎連結会計年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られることとなる。

（略）

2．確定給付制度

（略）

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）
勤務費用	X,XXX	X,XXX
利息費用	X,XXX	X,XXX
期待運用収益	△X,XXX	△X,XXX
数理計算上の差異の費用処理額	X,XXX	X,XXX
過去勤務費用の費用処理額	XXX	XXX
その他	XX	XX
確定給付制度に係る退職給付費用	X,XXX	X,XXX

（注）当連結会計年度については、上記の他に、確定給付制度の一部をリスク分担型企業年金へと移行したことに伴い、特別利益として XXX 百万円を計上している。

（略）

3．確定拠出制度

（1）確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度 XX,XXX 百万円、当連結会計年度 XX,XXX 百万円であった。

（2）リスク対応掛金相当額に係る事項

翌連結会計年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額は XXX 百万円であり、当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数は XX 年である。

〔連結財規〕
（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）
第15条の8の2　財務諸表等規則第8条の13の2第1項の規定は、退職給付に関し、確定拠出制度（財務諸表等規則第8条の13第1項 に規定する確定拠出制度をいう。）を採用している場合について準用する。

〔連結財規ガイドライン〕
15の8の2　財務諸表等規則ガイドライン8の13の2の取扱いは、規則第15条の8の2に規定する確定拠出制度に関する注記について準用する。

〔財規〕
（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）
第8条の13の2　退職給付に関し、確定拠出制度を採用している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。
一　確定拠出制度の概要
二　確定拠出制度に係る退職給付費用の額
三　その他の事項
2　（略）

〔財規ガイドライン〕
8の13　規則第8条の13第1項に規定する注記に関しては、次の点に留意する。
1　第1号に規定する確定給付制度の概要とは、確定給付制度の一般的説明（厚生年金基金、退職一時金及び確定給付企業年金等、会社等が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明（例えば、当該制度の対象範囲、設定時期及び移行時期等並びに退職給付信託の設定状況等をいう。））をいうものとする。
2～7　（略）

8の13の2　規則第8条の13の2第1項に規定する確定拠出制度に関する注記については、次の点に留意する。
1　8の13の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。
なお、会社等がリスク分担型企業年金（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第1条第3号に規定するもの（「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるものに限る。）をいう。以下同じ。）を採用している場合には、同項第1号に規定する事項に当該年金に関する説明（例えば、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること、毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること）が含まれるものとする。
2　会社等がリスク分担型企業年金を採用している場合には、規則第8条の13の2第1項第2号に規定する事項に当該年金に係る退職給付費用の額が含まれるものとする。
3　規則第8条の13の2第1項第3号に規定する事項には、会社等がリスク分担型企業年金を採用する場合における当該事業年度の翌事業年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数を記載するものとする。

作成にあたってのポイント
① 確定給付制度から、「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へと移行する場合、確定給付制度に関する注記の退職給付債務及び年金資産の期首残高と期末残高の調整表において、当該移行に伴う影響額を、「リスク分担型企業年金への移行に伴う影響額」等の名称により項目を別掲することが考えられます。
また、リスク分担型企業年金への移行による特別損益が発生した場合、「退職給付費用及びその内訳項目の金額」の表の欄外に、当該特別損益を計上している旨の注を付すことが考えられます。
② 記載事例のうち、「確定拠出制度に係る退職給付費用の額」については、「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額と、その他の確定拠出制度に係る退職給付費用の額を合算した金額を記載することを想定しています。

記載事例（連結財務諸表提出会社及び連結子会社において簡便法を適用している場合）

1．採用している退職給付制度の概要

（本文に追記）

当社及び連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
退職給付に係る負債の期首残高	XX,XXX	XX,XXX
退職給付費用	X,XXX	X,XXX
退職給付の支払額	△X,XXX	△X,XXX
制度への拠出額	△XXX	△XXX
退職給付に係る負債の期末残高	XX,XXX	XX,XXX

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	X,XXX	X,XXX
年金資産	△X,XXX	△X,XXX
	X,XXX	X,XXX
非積立型制度の退職給付債務	XX,XXX	XX,XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX,XXX	XX,XXX
退職給付に係る負債	XX,XXX	XX,XXX
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	XX,XXX	XX,XXX

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前連結会計年度 X,XXX 百万円　　当連結会計年度 X,XXX 百万円

作成にあたってのポイント

簡便法を適用していない退職給付制度に加えて、簡便法を適用した退職給付制度がある場合、簡便法を適用した制度における「退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表」の各項目の金額を、簡便法を適用していない制度の注記に合算することができるとされています。また、退職給付費用についても、簡便法を適用した制度における金額を、簡便法を適用していない制度の注記に追加することができるとされています。

記載事例（子会社の一部で複数事業主制度を採用しており、連結会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合）

1．採用している退職給付制度の概要

（本文に追記）

一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理している。

○．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度 XXX 百万円、当連結会計年度 XXX 百万円であった。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (○年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (○年 3 月 31 日)
年金資産の額	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
差引額	△XXX 百万円	△XXX 百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度　X ％（自　○年 4 月 1 日　至　○年 3 月 31 日）

当連結会計年度　X ％（自　○年 4 月 1 日　至　○年 3 月 31 日）

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高（前連結会計年度 XXX 百万円、当連結会計年度 XXX 百万円）である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 X 年の元利均等償却であり、当社グループは、連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金（前連結会計年度 XX 百万円、当連結会計年度 XX 百万円）を費用処理している。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しない。

〔連結財規〕
（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）
第15条の8の3　財務諸表等規則第8条の13の3　（第3項を除く。）の規定は、退職給付に関し、複数事業主制度（同条第1項 に規定する複数事業主制度をいう。）を採用している場合について準用する。この場合において、同条第1項 中「第8条の13の規定」とあるのは「第15条の8の規定」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第1号中「第8条の13第1項第2号から第8号まで」とあるのは「第15条の8第1項第2号から第10号まで」と、同条第2項中「第8条の13第1項」とあるのは「第15条の8第1項」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕
15の8の3　財務諸表等規則ガイドライン8の13の3の取扱いは、規則第15条の8の3に規定する複数事業主制度に関する注記について準用する。

〔財規〕
（複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記）
第8条の13の3　第8条の13の規定にかかわらず、退職給付に関し、複数の事業主である会社等により設立された確定給付制度（以下この項において「複数事業主制度」という。）を採用している場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。
一　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合　複数事業主制度の概要及び第8条の13第1項第2号から第8号までに掲げる事項
二　財務諸表提出会社の年金資産の額を合理的に算定できない場合
イ　複数事業主制度の概要
ロ　複数事業主制度に係る退職給付費用の額
ハ　複数事業主制度の直近の積立状況
ニ　複数事業主制度の掛金、加入人数又は給与総額に占める財務諸表提出会社のこれらの割合
2　前項第1号の規定により注記すべき事項は、第8条の13第1項各号に掲げる注記に含めて記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。
3　（略）

〔財規ガイドライン〕
8の13の3　規則第8条の13の3に規定する注記に関しては、次の点に留意する。
1　8の13の取扱いは、規則第8条の13の3第1項第1号に規定する注記について準用する。
2　第1項第2号ハに規定する直近の積立状況には、年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額及びその差額を記載するものとする。
3　第1項第2号ハ及びニの注記に当たっては、これらに関する補足説明を記載するものとする。

作成にあたってのポイント
① 連結会社の年金資産の額を合理的に算定できる場合は、複数事業主制度の概要及び連結財規第15条の8第1項第2号から第10号までの注記を行うことになりますが、その場合は確定給付制度に基づく退職給付に関する注記に含めて記載することができます。この場合には、その旨を記載しなければなりません。
② 制度全体の積立状況に関する事項の測定時点として、連結決算日とすることも考えられますが、「退職給付に関する会計基準の適用指針」では、年金制度全体に係る積立状況について入手可能な直近時点（連結決算日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値により開示するとしています。また、制度全体の掛金等に占める割合についても、連結決算日時点のみならず、期中平均や年金財政計算上の決算日時点などによる適切な割合を用いることができるとされています。
③ 年金制度に係る状況は、制度ごと、参加企業ごとに各様であると考えられることから、補足説明として記載すべき具体的な事項については特に定めていませんが、記載事例では、実務上の便宜を考慮して、将来の負担額の見込に関する補足説明や連結財務諸表上の影響額を示すため、連結損益計算書上の費用処理額を例示しています。
④ 掛金拠出割合等が参加企業ごとの未償却過去勤務債務等の比率と明らかに乖離している場合（企業ごとに負担割合等が異なる部分がある場合）には、特別掛金に係る拠出割合を示すなど、適宜適切な補足説明を加える必要があると考えられます。

（ストック・オプション等関係）

記載事例

1．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の株式報酬費用	XX 百万円	XX 百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役○名	当社の取締役○名	当社の取締役○名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　100,000 株	普通株式　100,000 株	普通株式　100,000 株
付与日	○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日
権利確定条件	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日
権利行使期間	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。

（注）株式数に換算して記載している。

〔連結財規〕
（定義）
第2条　この規則（第14号に掲げる用語にあっては、第1条第3項第2号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～十九　（略）
二十　自社の株式　連結会社の株式をいう。
二十一　自社株式オプション　自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。
二十二　ストック・オプション　自社株式オプション（前号に規定する自社株式オプションをいう。）のうち、連結会社が従業員等（当該連結会社と雇用関係にある使用人及び当該連結会社の役員（法第21条第1項第1号（法第27条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に報酬（労働や業務執行等の対価として当該連結会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。
二十三～六十　（略）

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）
第15条の9　財務諸表等規則第8条の14第1項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第1号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（ストック・オプションに関する注記）
第15条の10　財務諸表等規則第8条の15（第9項を除く。）の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用する。この場合において、同条第1項第2号ロ、ハ、ホ、ヘ及び同項第9号、第4項並びに第7項中「事業年度に」とあるのは「連結会計年度に」と、同条第1項第2号ニ、ト及び第7項中「事業年度末」とあるのは「連結会計年度末」と、同条第4項中「事業年度の」とあるのは「連結会計年度の」と読み替えるものとする。

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）
第15条の11　財務諸表等規則第8条の16（第3項を除く。）の規定は、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。

〔連結財規ガイドライン〕
15の9　財務諸表等規則ガイドライン8の14及び8の14－1－1の取扱いは、規則第15条の9に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記について準用する。
15の10　財務諸表等規則ガイドライン8の15から8の15－7までの取扱いは、規則第15条の10に規定するストック・オプションに関する注記について準用する。

〔財規〕
（定義）
第8条　（略）
2～23　（略）
24　この規則において、「自社の株式」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める株式をいう。
一　財務諸表提出会社　財務諸表提出会社の株式
二　第2種中間財務諸表提出会社　第2種中間財務諸表提出会社の株式
25　この規則において、「自社株式オプション」とは、自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により、原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。
26　この規則において、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、財務諸表提出会社が従業員等（当該財務諸表提出会社と雇用関係にある使用人及び当該財務諸表提出会社の役員をいう。以下この項において同じ。）に、報酬（労働や業務執行等の対価として当該財務諸表提出会社が従業員等に給付するものをいう。）として付与するものをいう。
27～69　（略）

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（○年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

［契約ごとに記載する場合］

①ストック・オプションの数

	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	－	XX,XXX	－
付与	－	－	XX,XXX
失効	－	X,XXX	－
権利確定	－	XX,XXX	－
未確定残	－	－	XX,XXX
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	XX,XXX	－	－
権利確定	－	XX,XXX	－
権利行使	XX,XXX	XX,XXX	－
失効	－	－	－
未行使残	XX,XXX	XX,XXX	－

②単価情報

権利行使価格　（円）	X,XXX	X,XXX	X,XXX
行使時平均株価　（円）	X,XXX	X,XXX	-
付与日における公正な評価単価　（円）	-	XXX	XXX

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第8条の14　ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。

一　役務の提供を受けた場合には、当該事業年度における費用計上額及び科目名

二　財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名

三　権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した金額

2　（略）

（ストック・オプションに関する注記）

第8条の15　前条の規定のほか、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二　株式の種類別のストック・オプションの数

イ　付与数

ロ　当事業年度における権利不確定による失効数

ハ　当事業年度における権利確定数

ニ　前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数

ホ　当事業年度における権利行使数

ヘ　当事業年度における権利不行使による失効数

ト　前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使残数

三　付与日

四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六　権利行使期間

七　権利行使価格

八　付与日における公正な評価単価

九　当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使時の株価の平均値

2　前項の注記は、次のいずれかの方法で記載しなければならない。

一　契約単位で記載する方法

二　複数契約を集約して記載する方法

3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるストック・オプションについては、複数契約を集約して記載してはならない。

一　付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間及び権利行使期間が概ね類似しているとはいえないストック・オプション

二　株式の公開前に付与したストック・オプションと公開後に付与したストック・オプション

三　権利行使価格の設定方法が著しく異なるストック・オプション

4　当事業年度に付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションについては、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しなければならない。ただし、使用した算定技法及び使用した主な基礎数値の見積方法の内容が同一のものについては集約して記載することができる。

5　ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しなければならない。

6　未公開企業がストック・オプションを付与している場合には、公正な評価単価の見積方法として、その価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法について記載しなければならない。

7　ストック・オプションの単位当たりの本源的価値（ストック・オプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点におけるストック・オプションの原資産である自社の株式の評価額と行使価格との差額をいう。以下この項において同じ。）による算定を行った場合には、事業年度末における本源的価値の合計額及び当該事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない。

8　ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記しなければならない。条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行わなかった場合には、その旨を注記しなければならない。

9　（略）

［複数の契約を集約して記載する場合］

①ストック・オプションの数

権利確定前（株）	
前連結会計年度末	XX,XXX
付与	XX,XXX
失効	X,XXX
権利確定	XX,XXX
未確定残	XX,XXX
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	XX,XXX
権利確定	XX,XXX
権利行使	XX,XXX
失効	－
未行使残	XXX,XXX

②単価情報

	権利行使	未決済残
権利行使価格　（円）	X,XXX	X,XXX
行使時平均株価　（円）	X,XXX	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	XXX

（注）公正な評価単価は、○年ストック・オプションの単価である。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された○年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりである。

① 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	○年ストック・オプション
株価変動性　（注）1	XX%
予想残存期間　（注）2	○年○か月
予想配当　（注）3	X 円/株
無リスク利子率　（注）4	X.XX%

（注）1．3 年 6 か月間（○年 1 月から○年 6 月まで）の株価実績に基づき算定した。

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っている。

3．○年 3 月期の配当実績による。

4．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りである。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）

第 8 条の 16　第 8 条の 14 の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第 1 項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、同条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によったときには、その旨を注記しなければならない。

2　自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に対価性がない場合には、その旨及び対価性がないと判断した根拠を記載しなければならない。

3　（略）

〔財規ガイドライン〕

8 の 14　規則第 8 条の 14 に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記の対象となる取引は、「ストック・オプション等に関する会計基準」又は「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が適用される取引をいうものとする。

8 の 14－1－1　規則第 8 条の 14 第 1 項第 1 号に掲げる費用計上額とは、当該事業年度に付与したストック・オプション等にかかる当事業年度の費用計上額及び当該事業年度以前に付与されたストック・オプション等に係る当事業年度の費用計上額が含まれることに留意する。

8 の 15　規則第 8 条の 15 に掲げる対象勤務期間、権利行使価格及び公正な評価単価等の用語は、「ストック・オプション等に関する会計基準」に定める対象勤務期間、権利行使価格及び公正な評価単価等の用語をいうものとする。

8 の 15－1－7　規則第 8 条の 15 第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項を、規則第 8 条の 15 第 2 項第 2 号の方法により記載する場合には、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価については、当該事業年度中の権利行使数に基づく加重平均値と当該事業年度末の残存数（権利未確定数と権利確定未行使数との合計）に基づく加重平均値により記載することに留意する。

8 の 15－1－9　規則第 8 条の 15 第 1 項第 9 号に掲げる事項に関しては次の点に留意する。

1　株価の平均値の計算については、月中の平均株価を用いる等の簡便で合理的な算定方法によることができる。

2　規則第 8 条の 15 第 2 項第 2 号の方法により記載する場合には、権利行使時の株価の平均値については、当事業年度における権利行使数に基づく加重平均値により記載する。

8 の 15－7　規則第 8 条の 15 第 7 項に掲げるストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額の計算は、月中の平均株価を用いる等の簡便で合理的な算定方法によることができる。

記載事例（「ストック・オプションの内容」について、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項と併せて注記する場合）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション	○年ストック・オプション
決議年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役○名	当社の取締役○名	当社の取締役○名
株式の種類別のストック・オプションの数 ※1	普通株式　XXX,XXX 株	普通株式　XXX,XXX 株	普通株式　XXX,XXX 株
付与日	○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日
権利確定条件	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。	付与日（○年 6 月 30 日）以降、権利確定日（○年 6 月 30 日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日	○年 6 月 30 日 ○年 6 月 30 日
権利行使期間 ※2	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。		
新株予約権の数（個）※2	XXX	XXX	XXX
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※2	普通株式　XX,XXX 株	普通株式　XX,XXX 株	普通株式　XX,XXX 株
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※2	XXX	XXX	XXX
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※2	発行価格　XXX 円 資本組入額　XXX 円	発行価格　XXX 円 資本組入額　XXX 円	発行価格　XXX 円 資本組入額　XXX 円
新株予約権の行使の条件 ※2	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りでない。 ---。		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※2	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 ---。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※2	―		

※1　株式数に換算して記載している。

※2　当連結会計年度末における内容を記載している。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（○年 X 月 XX 日）現在において、これらの事項に変更はない。

（追加情報）

「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2)新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載している。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

（以下略）

作成にあたってのポイント

① ストック・オプション等を交付している場合、「当該連結会計年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされています。この場合、科目名として「株式報酬費用」といった名称だけでは連結損益計算書のどこに計上されているかが明らかでないため、①連結損益計算書に科目の記載がある場合には連結財務諸表に掲記又は注記された科目（販売費の「……」、売上原価の「……」など）、又は、②連結損益計算書に科目がない場合は売上原価、販売費及び一般管理費を科目名とすることが適当と考えられます。

② 連結財務諸表においては、親会社が付与したストック・オプション等の他、連結子会社が付与したストック・オプション等についても、会計基準で開示が求められているすべての項目について開示の対象となります。

なお、持分法が一行連結である趣旨に鑑み、持分法適用会社が付与したストック・オプション等の開示までは求められていないものと考えられます。

③ 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（以下「実務対応報告第36号」という。）等に従って会計処理を行う場合（実務対応報告第36号第10項(3)の経過措置を除く。）、従業員等に対して付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、「ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記」及び「ストック・オプションに関する注記」（連結財規第15条の9及び第15条の10）の対象に含まれるものと考えられます。

④ 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」のストック・オプションに係る注記において集約して記載することができます。ただし、この場合には、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」にその旨を記載する必要がありますので、ご留意ください（120頁参照）。

記載事例（「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続している場合）

（追加情報）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第 36 号 2018 年 1 月 12 日。以下「実務対応報告第 36 号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第 36 号第 10 項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続している。

1．権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	○年　有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役○名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　XX,XXX 株
付与日	○年○月○日
権利確定条件	付与日（○年○月○日）以降、権利確定日（○年○月○日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	○年○月○日 ○年○月○日
権利行使期間	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。

（注）株式数に換算して記載している。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度（○年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

	○年　有償新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	XX,XXX
付与	－
失効	X,XXX
権利確定	XX,XXX
未確定残	－
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	－
権利確定	XX,XXX
権利行使	XX,XXX
失効	－
未行使残	XX,XXX

② 単価情報

権利行使価格　（円）	X,XXX
行使時平均株価　（円）	X,XXX

2．採用している会計処理の概要

---。

作成にあたってのポイント

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、当該実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができます。

この場合、当該取引について次の事項を注記することとされています。

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の概要（各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等））。ただし、付与日における公正な評価単価については、記載を要しない。

(2) 採用している会計処理の概要

記載事例（「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引を行っている場合）

（ストック・オプション等関係）

1．取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1)事前交付型の内容

	○年事前交付型	○年事前交付型
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役○名	当社の取締役○名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式　100,000 株	普通株式　100,000 株
付与日	○年○月○日	○年○月○日
権利確定条件	付与日（○年○月○日）以降、権利確定日（○年○月○日）まで継続して勤務していること。	付与日（○年○月○日）以降、権利確定日（○年○月○日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	○年○月○日 ○年○月○日	○年○月○日 ○年○月○日

(2)事前交付型の規模及びその変動状況

［契約ごとに記載する場合］

①費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の報酬費用	XX 百万円	XX 百万円

②株式数

当連結会計年度（○年 3 月期）において権利未確定株式数が存在した事前交付型を対象として記載している。

	○年事前交付型	○年事前交付型
前連結会計年度末（株）	XX,XXX	－
付与（株）	XX,XXX	XX,XXX
没収（株）	XX,XXX	－
権利確定（株）	XX,XXX	XX,XXX
未確定残（株）	XX,XXX	XX,XXX

③単価情報

付与日における公正な評価単価（円）	XXX	XXX

〔連結財規〕

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第15条の9　財務諸表等規則第8条の14第1項の規定は、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。この場合において、同項第1号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）

第15条の11　財務諸表等規則第8条の16（第3項を除く。）の規定は、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合について準用する。

〔財規〕

（ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記）

第8条の14　ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、別段の定めがある場合はこの限りでない。

一　役務の提供を受けた場合には、当該事業年度における費用計上額及び科目名

二　財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名

三　権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した金額

2　（略）

（ストック・オプションに関する注記）

第8条の15　前条の規定のほか、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数

二　株式の種類別のストック・オプションの数

イ　付与数

ロ　当事業年度における権利不確定による失効数

ハ　当事業年度における権利確定数

ニ　前事業年度末及び当事業年度末における権利未確定残数

ホ　当事業年度における権利行使数

ヘ　当事業年度における権利不行使による失効数

ト　前事業年度末及び当事業年度末における権利確定後の未行使残数

三　付与日

四　権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）

五　対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）

六　権利行使期間

七　権利行使価格

八　付与日における公正な評価単価

九　当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使時の株価の平均値

2～9　（略）

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）

第8条の16　第8条の14の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第1項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、同条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によったときには、その旨を注記しなければならない。

2、3　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

15の9　財務諸表等規則ガイドライン8の14及び8の14－1－1の取扱いは、規則第15条の9に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記について準用する。

［複数の契約を集約して記載する場合］

①費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の報酬費用	XX 百万円	XX 百万円

②株式数

当連結会計年度（〇年 3 月期）において権利未確定株式数が存在した事前交付型を対象として記載している。

前連結会計年度末（株）	XX,XXX
付与（株）	XX,XXX
没収（株）	XX,XXX
権利確定（株）	XX,XXX
未確定残（株）	XX,XXX

③単価情報

付与日における公正な評価単価（円）	XXX

（注）公正な評価単価は、〇年事前交付型の単価である。

2. 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事後交付型の内容、規模及びその変動状況

(1)事後交付型の内容

	〇年事後交付型	〇年事後交付型
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役〇名	当社の取締役〇名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式　100,000 株	普通株式　100,000 株
付与日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
権利確定条件	付与日（〇年〇月〇日）以降、権利確定日（〇年〇月〇日）まで継続して勤務していること。	付与日（〇年〇月〇日）以降、権利確定日（〇年〇月〇日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日

〔財規ガイドライン〕

8 の 14　規則第 8 条の 14 に規定するストック・オプション若しくは自社株式オプションの付与又は自社の株式の交付に関する注記の対象となる取引は、「ストック・オプション等に関する会計基準」又は「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が適用される取引をいうものとする。

(2)事後交付型の規模及びその変動状況

［契約ごとに記載する場合］

①費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の報酬費用	XX 百万円	XX 百万円

②株式数

当連結会計年度（○年 3 月期）において権利未確定株式数が存在した、又は当連結会計年度（○年 3 月期）の末日において権利確定後の未発行株式数が存在した事後交付型を対象として記載している。

	○年事後交付型	○年事後交付型
前連結会計年度末（株）	XX,XXX	－
付与（株）	XX,XXX	XX,XXX
失効（株）	XX,XXX	－
権利確定（株）	XX,XXX	XX,XXX
未確定残（株）	XX,XXX	XX,XXX
権利確定後の未発行残（株）	XX,XXX	XX,XXX

③単価情報

付与日における公正な評価単価　（円）	XXX	XXX

［複数の契約を集約して記載する場合］

①費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
一般管理費の報酬費用	XX 百万円	XX 百万円

②株式数

当連結会計年度（○年 3 月期）において権利未確定株式数が存在した、又は当連結会計年度（○年 3 月期）の末日において権利確定後の未発行株式数が存在した事後交付型を対象として記載している。

前連結会計年度末（株）	XX,XXX
付与（株）	XX,XXX
失効（株）	XX,XXX
権利確定（株）	XX,XXX
未確定残（株）	XX,XXX
権利確定後の未発行残（株）	XX,XXX

③単価情報

付与日における公正な評価単価（円）	XXX

（注）公正な評価単価は、○年事後交付型の単価である。

3．公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された○年事前交付型は＿＿＿＿＿＿、○年事後交付型は＿＿＿＿＿＿。

4．権利確定株式数の見積方法

事前交付型は、基本的には、将来の没収数の合理的な見積りは困難であるため、実績の没収数のみ反映させる方法を採用している。

事後交付型は、＿＿＿＿＿＿

作成にあたってのポイント

① 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引を行っている場合、「当該連結会計年度における費用計上額及び科目名」を注記しなければならないとされています。この場合、科目名として「報酬費用」といった名称だけでは、連結損益計算書のどこに計上されているかが明らかでないため、①連結損益計算書に科目の記載がある場合には連結財務諸表に掲記又は注記された科目（販売費の「……」、売上原価の「……」など）、又は、②連結損益計算書に科目がない場合は売上原価、販売費及び一般管理費を科目名とすることが適当と考えられます。

② 連結財務諸表においては、親会社が「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引を行っている場合の他、連結子会社が当該取引を行っている場合についても、実務対応報告で開示が求められているすべての項目について開示の対象となると考えられます。

なお、持分法が一行連結である趣旨に鑑み、持分法適用会社における当該取引の開示までは求められていないものと考えられます。

③ 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」において、次の事項を注記するとされています。

(1) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。）
  ① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数
  ② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称
  ③ 付与された株式数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④において同じ。）
  ④ 当該会計期間中に没収した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数
  ⑤ 付与日
  ⑥ 権利確定条件
  ⑦ 対象勤務期間
  ⑧ 付与日における公正な評価単価

(2) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況（各会計期間において権利未確定株式数が存在したものに限る。ただし、⑤を除く。）
  ① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数
  ② 当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称
  ③ 付与された株式数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。④、⑤において同じ。）
  ④ 当該会計期間中に失効した株式数、当該会計期間中に権利確定した株式数並びに期首及び期末における権利未確定残株式数
  ⑤ 権利確定後の未発行株式数
  ⑥ 付与日
  ⑦ 権利確定条件
  ⑧ 対象勤務期間
  ⑨ 付与日における公正な評価単価

(3) 付与日における公正な評価単価の見積方法

(4) 権利確定数の見積方法

(5) 条件変更の状況

（税効果会計関係）

記載事例

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （○年3月31日）	当連結会計年度 （○年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	X,XXX百万円	X,XXX百万円
退職給付に係る負債	X,XXX	X,XXX
減損損失	X,XXX	X,XXX
その他	XXX	XXX
繰延税金資産小計	X,XXX	X,XXX
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△ XXX	△ XXX
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ X,XXX	△ X,XXX
評価性引当額小計(*1)	△ X,XXX	△ X,XXX
繰延税金資産合計	X,XXX	X,XXX
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ XXX	△ XXX
その他	△ XX	△ XX
繰延税金負債合計	△ XXX	△ XXX
繰延税金資産(負債)の純額	X,XXX	X,XXX

(*1)　（繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容）。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（○年3月31日）

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	－	－	－	－	XXX	－	XXX百万円
評価性引当額	－	－	－	－	△XXX	－	△XXX
繰延税金資産	－	－	－	－	XXX	－	XXX

(a)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当連結会計年度（○年3月31日）

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	－	－	－	XXX	－	XXX	XXX百万円
評価性引当額	－	－	－	－	－	△XXX	△XXX
繰延税金資産	－	－	－	XXX	－	－	(c)XXX

(b)　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(c)　（税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由）。

〔連結財規〕

（税効果会計に関する注記）

第15条の5　第11条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳

二　当該連結会計年度に係る連結財務諸表提出会社の法人税等の計算に用いられた税率（以下この条において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

三　法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額

四　連結決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響

2　繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第1号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一　当該評価性引当額

二　当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

3　第1項第1号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第1号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

一　繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項

イ　繰越欠損金に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額

ロ　繰越欠損金に係る評価性引当額

ハ　繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

二　繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

4　第1項第2号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である場合には、注記を省略することができる。

〔連結財規ガイドライン〕

15の5　財務諸表等規則ガイドライン8の12－2－1の取扱いは、規則第15条の5に規定する税効果会計に関する注記について準用する。

〔財規〕

（税効果会計に関する注記）

第8条の12　前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳

二～四　（略）

2　繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第1号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一　当該評価性引当額

二　（略）

3～5　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の12－2－1　規則第8条の12第1項第1号に掲げる事項に繰越欠損金を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、同条第2項第1号の記載に当たっては、繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載するものとする。なお、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含めるものとする。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （○年３月31日）	当連結会計年度 （○年３月31日）
法定実効税率	XX.X　％	XX.X　％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X.X	X.X
住民税均等割	X.X	X.X
評価性引当額の増減	－	X.X
その他	△X.X	X.X
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX.X	XX.X

［税法の改正に伴い、法人税等の税率が変更された場合］

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率をXX.X％からXX.X％に変更し計算している。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額はXXX百万円減少し、法人税等調整額がXXX百万円増加している。

4．決算日後における法人税等の税率の変更

（略）

記載事例（「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を適用している場合）

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

作成にあたってのポイント

① 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額は、期末における一時差異等の残高に、改正後の税率と改正前の税率の差を乗じて算出することとされています。

② グループ通算制度の適用により、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記するものとされています。

③ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記するものとされています。

（企業結合等関係）

記載事例

1．取得による企業結合

(1)企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　　△△株式会社

事業の内容　　××事業

② 企業結合を行った主な理由

××事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、××事業の競争力を高めるため。

③ 企業結合日

〇年 10 月 1 日

④ 企業結合の法的形式

株式交換

⑤ 結合後企業の名称

〇〇〇〇株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

（主な根拠を具体的に記載）。

(2)連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

〇年 10 月 1 日から〇年 3 月 31 日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	〇〇〇〇株式会社の普通株式	XXX 百万円
取得原価		XXX 百万円

(4)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

△△株式会社の普通株式 1 株：〇〇〇〇株式会社の普通株式 200 株

② 株式交換比率の算定方法

複数のフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定している。

③ 交付した株式数

600,000 株

(5)主要な取得関連費用の内容及び金額

××××に対する報酬・手数料等　　XX 百万円

［取得が複数の取引によって行われた場合］

(6)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

XX 百万円

〔連結財規〕

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第 15 条の 12　当連結会計年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　企業結合の概要

二　連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五　主要な取得関連費用の内容及び金額

六　取得が複数の取引によって行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

七　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

八　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

九　企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当連結会計年度以降の会計処理方針

十　取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

十一　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由

十二　企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法（当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当連結会計年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第 1 号及び第 3 号から第 11 号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　第 1 項第 12 号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかによるものとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一　企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額

二　企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報

4　前連結会計年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 12　規則第 15 条の 12 から第 15 条の 15 まで、第 15 条の 18、第 15 条の 19 及び第 15 条の 21 に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。

15 の 12－1－1　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17－1－1 の取扱いは、規則第 15 条の 12 第 1 項第 1 号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。

15 の 12－1－12　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17－1－11 の取扱いは、規則第 15 条の 12 第 1 項第 12 号に規定する影響の概算額及びその算定方法の注記について準用する。

15 の 12－3　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17－3 の取扱いは、規則第 15 条の 12 第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する損益情報の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17－3 中「税引前当期純損益」とあるのは「税金等調整前当期純損益」と読み替えるものとする。

15 の 12－4　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 17－4 の取扱いは、規則第 15 条の 12 第 4 項に規定する取得原価に係る配分額の注記について準用する。

(7)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

XX 百万円

② 発生原因

主として△△株式会社が××事業を展開する地域における間接業務の効率化によって期待される超過収益力である。

③ 償却方法及び償却期間

5 年間にわたる均等償却

(8)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	XXX 百万円
固定資産	X,XXX 百万円
資産合計	X,XXX 百万円
流動負債	XXX 百万円
負債合計	XXX 百万円

(9)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	XXX 百万円
営業利益	XXX 百万円
経常利益	XXX 百万円
税金等調整前当期純利益	XXX 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	XXX 百万円
1 株当たり当期純利益	XX.XX 円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、(算定方法及び重要な前提条件を記載)により算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としている。

なお、当該注記は監査証明を受けていない。

〔財規〕

（取得による企業結合が行われた場合の注記）

第 8 条の 17　当該事業年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条第 1 項及び第 8 条の 19 第 1 項本文に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　企業結合の概要

二　財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

三　被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

四　取得の対価として株式を交付した場合には、株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付又は交付予定の株式数

五　主要な取得関連費用の内容及び金額

六　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

七　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

八　企業結合契約に規定される条件付取得対価（企業結合契約において定められる企業結合契約締結後の将来の事象又は取引の結果に依存して追加的に交付され、引き渡され、又は返還される取得対価をいう。）の内容及び当該事業年度以降の会計処理方針

九　取得原価の大部分がのれん以外の無形固定資産に配分された場合には、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

十　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由

十一　連結財務諸表を作成していない会社にあっては、企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当該事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法（当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、当該企業結合に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の企業結合に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の企業結合に係る取引全体に重要性がある場合には、同項第 1 号及び第 3 号から第 10 号までに掲げる事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　第 1 項第 11 号に掲げる影響の概算額は、次に掲げる額のいずれかとし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を記載しなければならない。

一　企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の損益計算書における売上高及び損益情報との差額

二　企業結合が事業年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報

4　前事業年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

5　第 1 項、第 2 項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

記載事例（前連結会計年度において企業結合に係る暫定的な会計処理を行い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合）

○．企業結合に係る暫定的な処理の確定

○年１月１日に行われた○○○○株式会社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていたが、当連結会計年度に確定している。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされており、（取得原価の当初配分額の重要な見直しの内容）。

この結果、暫定的に算定された□□□□の金額 XXX 百万円は、会計処理の確定により XXX 百万円減少し、XXX 百万円となった。また、前連結会計年度末の○○○○は XXX 百万円減少し、△△△△は XXX 百万円増加している。前連結会計年度の連結損益計算書は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が XXX 百万円増加している。

〔財規ガイドライン〕

8の17－1－1　規則第8条の17第1項第1号に掲げる「企業結合の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

1　被取得企業の名称及び事業の内容（事業を取得した場合は、相手企業の名称及び取得した事業の内容）
2　企業結合を行った主な理由
3　企業結合日
4　企業結合の法的形式
5　結合後企業の名称
6　取得した議決権比率
7　取得企業を決定するに至った主な根拠

8の17－1－11　規則第8条の17第1項第11号に掲げる注記のうち、影響の概算額の算定方法には、当該影響の概算額の計算過程における重要な前提条件を含むことに留意する。

8の17－3　規則第8条の17第3項第1号及び第2号に規定する損益情報とは、例えば、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益及び1株当たり当期純損益など、実務的に算定可能な項目をいう。

8の17－4　規則第8条の17第4項に掲げる注記のうち、繰延税金資産及び繰延税金負債に対するものは、税効果会計の注記に併せて記載できることに留意する。

作成にあたってのポイント

取得による企業結合が行われた場合、当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額の注記について、監査証明を受けていないときには、その旨を記載しなければならないこととされていますので、ご留意ください。

記載事例

2. 共通支配下の取引等

(1)取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の連結子会社である株式会社○○総合研究所の会計システムコンサルティング事業

事業の内容：主として企業向けに会計システムの構築支援及びマネジメントを行っている。

② 企業結合日

○年8月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社○○総合研究所（当社の連結子会社）を分割会社、○○コンサルティング株式会社（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

④ 結合後企業の名称

○○コンサルティング株式会社（当社の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループが提供するコンサルティング事業を当社グループにおけるコンサルティング中核会社である○○コンサルティング株式会社に集約することで、当該業務の品質をより高いレベルで均等化して顧客満足度を高めるとともに、間接業務の効率化を図り収益性を向上させることを目的として、従来、当社の連結子会社である株式会社○○総合研究所が行っていた会計システムコンサルティング事業を、当社の連結子会社である○○コンサルティング株式会社に分割譲渡する。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理している。

［当連結会計年度において子会社株式を追加取得した場合］

(3)子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

① 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

（472頁「(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳」 参照）

(4)非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

XXX百万円

〔連結財規〕

（共通支配下の取引等の注記）

第 15 条の 14　当連結会計年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　子会社株式を追加取得した場合には、第 15 条の 12 第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 9 号に掲げる事項

四　非支配株主（連結子会社の株主のうち連結会社以外の株主をいう。以下この号及び第 88 条第 2 項において同じ。）との取引に係る連結財務諸表提出会社の持分変動に関する事項（非支配株主との取引によって増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当連結会計年度における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該共通支配下の取引等全体について注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 14　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 20－1－1 の取扱いは、規則第 15 条の 14 第 1 号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

〔財規〕

（共通支配下の取引等の注記）

第 8 条の 20　当該事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二、三　（略）

2、3　（略）

〔財規ガイドライン〕

8 の 20－1－1　規則第 8 条の 20 第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

1　結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容

2　企業結合日

3　企業結合の法的形式

4　結合後企業の名称

5　その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

記載事例

3．共同支配企業の形成

(1)取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：半導体関連事業

事業の内容：主として半導体メモリの開発・製造

② 企業結合日

〇年8月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社〇〇製作所（当社の連結子会社）を吸収合併存続会社、株式会社□□技研（株式会社△△の連結子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社〇〇製作所

⑤ その他取引の概要に関する事項

デジタルカメラや携帯型音楽プレーヤー、スマートフォンの普及等に伴い、近年、半導体メモリの中でも、特に、小型化・大容量化が可能となるNAND型フラッシュメモリの需要が拡大している。当社グループにおいても継続的な投資を行い、より一層の小型化・大容量化に加え、市場規模の拡大に伴う単価の下落にも対応してきたところであるが、国内のみならず、海外の半導体メーカーとの競争も激しくなっている状況にある。

そこで、同じく半導体関連事業を有する株式会社△△と〇年5月に技術提携を行ったところであるが、今般、国内における半導体関連事業のさらなる強化を図るべく、株式会社△△との間で共同支配企業を形成する株主間契約を締結した。

⑥ 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と株式会社△△との間で、両社が株式会社〇〇製作所の共同支配企業となる株主間契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式である。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

なお、この企業結合の結果、当社は株式会社〇〇製作所の議決権の過半数を所有しているが、株式会社〇〇製作所は共同支配企業に該当するため、当社の連結財務諸表上、連結の範囲には含めず、持分法に準じた処理方法を適用している。

〔連結財規〕

（共同支配企業の形成の注記）

第15条の15　財務諸表等規則第8条の22（第3項を除く。）の規定は、共同支配企業の形成（同条第1項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、財務諸表等規則第8条の22中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の15　財務諸表等規則ガイドライン8の22－1－1の取扱いは、規則第15条の15において準用する財務諸表等規則第8条の22第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

〔財規〕

（共同支配企業の形成の注記）

第8条の22　当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

2　前項の規定にかかわらず、共同支配企業の形成に係る取引に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。ただし、当該事業年度における個々の共同支配企業の形成に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の共同支配企業の形成に係る取引全体に重要性がある場合には、同項に定める事項を当該企業結合に係る取引全体について注記しなければならない。

3　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の22－1－1　規則第8条の22第1項第1号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

1　結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容

2　企業結合日

3　企業結合の法的形式

4　結合後企業の名称

5　その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

6　共同支配企業の形成と判定した理由

記載事例

4. 事業分離

(1)事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社□□

② 分離した事業の内容

当社の○○事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社は、創業以来、我が国における○○事業のパイオニアとして各種製品の製造・販売を行ってきたが、近年の国内における○○市場の縮小を鑑み、今後は××分野の事業に経営資源を集中させて成長を目指すこととした。なお、分離先企業の株式会社□□は、海外を中心に○○事業を展開しており、国内における○○事業の強化を検討していたところであったため、今回の合意に至ったものである。

④ 事業分離日

○年3月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2)実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

XXX百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	XXX百万円
固定資産	X,XXX百万円
資産合計	X,XXX百万円
流動負債	XXX百万円
負債合計	XXX百万円

③ 会計処理

移転した○○事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識している。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメント

○○○○

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	XX,XXX百万円
営業利益	XXX百万円

〔連結財規〕

（事業分離における分離元企業の注記）

第15条の16　当連結会計年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、事業分離が行われた連結会計年度において、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

四　当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

2　前項第5号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

3　当連結会計年度における個々の事業分離に係る取引に重要性が乏しいが、当連結会計年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

第15条の17　財務諸表等規則第8条の24第1項の規定は、企業結合に該当しない事業分離について準用する。

〔連結財規ガイドライン〕

15の16　規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

15の16－1－1　財務諸表等規則ガイドライン8の23－1－1の取扱いは、規則第15条の16第1項第1号に掲げる「事業分離の概要」に係る注記について準用する。

15の16－1－2　規則第15条の16第1項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」には、段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理が含まれることに留意する。

15の16－1－4　財務諸表等規則ガイドライン8の23－1－4の取扱いは、規則第15条の16第1項第4号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。

〔財規〕

（事業分離における分離元企業の注記）

第8条の23　当該事業年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二、三　（略）

四　当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　（略）

2～4　（略）

MEMO

（事業分離における分離先企業の注記）

第 8 条の 24　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

8 の 23－1－1　規則第 8 条の 23 第 1 項第 1 号に掲げる「事業分離の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

1　分離先企業の名称

2　分離した事業の内容

3　事業分離を行った主な理由

4　事業分離日

5　その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）

8 の 23－1－4　規則第 8 条の 23 第 1 項第 4 号に規定する損益の概算額には、分離した事業に係る売上高や営業損益が含まれることに留意する。

8 の 24－1　8 の 20－1－1 の取扱いは、規則第 8 条の 24 第 1 項第 1 号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。

（資産除去債務関係）

記載事例

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

○○施設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等である。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から○年と見積り、割引率はX.X%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

（百万円）

	前連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当連結会計年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
期首残高	XXX	X,XXX
有形固定資産の取得に伴う増加額	X,XXX	XXX
時の経過による調整額	XX	XX
資産除去債務の履行による減少額	△XX	△XX
期末残高	X,XXX	X,XXX

〔連結財規〕

（資産除去債務に関する注記）

第 15 条の 23　財務諸表等規則第 8 条の 28 第 1 項の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 23　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 28 の取扱いは、規則第 15 条の 23 に規定する資産除去債務に関する注記について準用する。

〔財規〕

（資産除去債務に関する注記）

第 8 条の 28　資産除去債務については、次の各号に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの　次のイからニまでに掲げる事項

イ　当該資産除去債務の概要

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

ハ　当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

ニ　当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

二　前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務　次のイからハまでに掲げる事項

イ　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

ロ　当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ハ　当該資産除去債務の概要

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

8 の 28　規則第 8 条の 28 に規定する資産除去債務に関する注記については、次の点に留意する。

1　規則第 8 条の 28 第 1 号イに規定する資産除去債務の概要には、資産除去債務の発生原因となっている法的規制又は契約等の概要（法令等の条項及び契約条件等）を簡潔に記載するものとする。この場合において、多数の有形固定資産について資産除去債務が生じているときには、有形固定資産の種類及び場所等に基づいて、同条各号に規定する事項をまとめて記載することができる。また、当該概要には、特別の法令等に基づく資産除去債務に対応する除去費用を適切に計上する方法を用いている場合には、当該方法についての記載が含まれることに留意する。

2　規則第 8 条の 28 第 1 号ロに規定する資産除去債務の金額の算定方法には、支出発生までの見込期間及び適用した割引率その他の前提条件を記載するものとする。

3　規則第 8 条の 28 第 2 号ロに規定する資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由の記載に当たっては、当該資産除去債務の金額を合理的に見積ることができない理由を含めて記載するものとする。

作成にあたってのポイント

資産除去債務を合理的に見積ることができない場合には、当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨及びその理由、当該資産除去債務の概要を記載することとされていますので、ご留意ください。

（賃貸等不動産関係）

記載事例

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有している。○年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益はXXX百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上。）、減損損失はXXX百万円（特別損益に計上。）であり、○年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益はXXX百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上。）、減損損失はXXX百万円（特別損益に計上。）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月1日 至 ○年3月31日）
連結貸借対照表計上額			
	期首残高	XXX	XXX
	期中増減額	XXX	XXX
	期末残高	XXX	XXX
期末時価		XXX	XXX

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2） 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（XXX百万円）であり、主な減少額は減損損失（XXX百万円）である。また、当連結会計年度の主な増加額は不動産取得（XXX百万円）であり、主な減少額は減損損失（XXX百万円）である。

（注3） 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

〔連結財規〕

（賃貸等不動産に関する注記）

第 15 条の 24　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条及び第 225 条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　賃貸等不動産の概要

二　賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動

三　賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

四　賃貸等不動産に関する損益

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 24　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 30 から 8 の 30－1－4 までの取扱いは、規則第 15 条の 24 に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 30 の 4 及び 8 の 30－1－2 の 2 中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン 8 の 30－1－4 の 1 中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（賃貸等不動産に関する注記）

第 8 条の 30　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項及び第 239 条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　賃貸等不動産の概要

二　賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動

三　賃貸等不動産の貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法

四　賃貸等不動産に関する損益

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

8 の 30　規則第 8 条の 30 に規定する賃貸等不動産に関する注記については、次に掲げる点に留意する。

1　賃貸等不動産には、規則第 33 条に規定する投資不動産、将来の使用が見込まれていない遊休不動産、その他賃貸の用に供されている不動産が含まれる。

2　注記の記載に当たっては、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。

3　物品の製造及び販売、サービスの提供並びに経営管理に使用する部分と賃貸等不動産として使用する部分で構成されている不動産について、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難な場合には、賃貸等不動産として使用する部分を含む不動産を区分せず、当該不動産全体を対象として、規則第 8 条の 30 第 1 項各号に掲げる事項を他の賃貸等不動産とは別に記載することができる。この場合には、賃貸等不動産として使用する部分を区分していない旨を併せて記載するものとする。

4　賃貸等不動産の時価の把握が極めて困難な場合には、重要性が乏しい場合を除き、その理由、当該賃貸等不動産の概要及び貸借対照表計上額を他の賃貸等不動産とは別に記載するものとする。

8 の 30－1－1　規則第 8 条の 30 第 1 項第 1 号に掲げる「賃貸等不動産の概要」には、主な賃貸等不動産の内容、種類及び場所が含まれることに留意する。

MEMO

8の30－1－2　規則第8条の30第1項第2号の記載に当たっては、次に掲げる点に留意する。

1　原則として、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額によって注記を行うものとする。ただし、当期末における減価償却累計額及び減損損失累計額を別途記載する場合には、取得原価をもって記載することができる。この場合には、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額についても記載するものとする。

2　貸借対照表計上額に関する期中の変動に重要性がある場合には、その事由及び金額を記載するものとする。

8の30－1－4　規則第8条の30第1項第4号の記載に当たっては、次に掲げる点に留意する。

1　損益計算書における金額に基づいて注記するものとし、損益計算書において、賃貸等不動産に関して直接把握している損益のほか、管理会計上の数値に基づいて適切に算定した額その他の合理的な方法に基づく金額によって開示することができる。

2　賃貸等不動産に係る賃貸収益とこれに係る費用（賃貸費用）による損益、売却損益、減損損失及びその他の損益等を適切に区分して記載するものとする。ただし、重要性が乏しい場合を除く。

3　2の損益のうち、収益及び費用については総額によって、賃貸費用については主たる費目に区分して記載することができる。

作成にあたってのポイント

① 賃貸等不動産の注記事項は、その管理状況等に応じて、用途別、地域別等に区分して開示することができることとされていますので、ご留意ください。

② 賃貸等不動産の概要には、主な賃貸等不動産の内容、種類及び場所が含まれることとされています。

③ 連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表において賃貸等不動産に関する注記は記載を要しないこととされています。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

当連結会計年度（〇年 3 月 31 日）

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有している。〇年 3 月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は XXX 百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上している。）、減損損失は XXX 百万円（特別損益に計上している。）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
所有資産		
(1) 建物及び構築物	XXX	XXX
(2) 土地	XXX	XXX
計	XXX	XXX
使用権資産		
(1) 建物及び構築物	XXX	－
(2) 土地	XXX	－
計	XXX	－
合計	XXX	－

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度の主な増加額は所有資産である土地の取得（XXX 百万円）であり、主な減少額は使用権資産に係る減損損失（XXX 百万円）である。

(注3) 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕

（賃貸等不動産に関する注記）

第 15 条の 24　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項及び次項並びに第 67 条の 2 第 1 項第 1 号において同じ。）が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第 225 条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　賃貸等不動産の概要

二　賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動

三　賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

四　賃貸等不動産に関する損益

2　前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第 2 号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。

3　第 1 項第 2 号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

① 使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価及びその算定方法については注記の対象外とされています。

② 使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動額は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して注記することとされています。

③ 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記することとされています。

（公共施設等運営事業関係）

記載事例（公共施設等運営事業を行っており、かつ、更新投資に係る会計処理について、「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」第 12 項(1)に該当する場合）

(1) 公共施設等運営権の概要

----------。

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ②無形固定資産」に記載している。

(3) 更新投資に係る事項

① 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

----------。

② 更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上している。

③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法 ②無形固定資産」に記載のとおりである。

④ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、合理的に見積ることができる支出額は X,XXX 百万円であり、前連結会計年度において合理的に見積ることができた支出額から XXX 百万円増加した。その内容は、----------
----
----------。

〔連結財規〕

（公共施設等運営事業に関する注記）

第 15 条の 25　連結財務諸表提出会社は、当該会社又は連結子会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。

一　公共施設等運営権の概要

二　公共施設等運営権の減価償却の方法

2　更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次のイからニまでに掲げる事項

イ　主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

ロ　更新投資に係る資産の計上方法

ハ　更新投資に係る資産の減価償却の方法

ニ　翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第 2 条第 3 項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができる場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

二　公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第 22 条第 1 項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第 17 条第 3 号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合　次に掲げる事項

イ　前号イ及びハに掲げる事項

ロ　更新投資に係る資産及び負債の計上方法

3　前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。

一　同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前 2 項に規定する事項

二　個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合　当該複数の公共施設等運営権に係る前 2 項に規定する事項

〔連結財規ガイドライン〕

15 の 25　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 31－1－1 及び 8 の 31－2 の取扱いは、規則第 15 条の 25 に規定する公共施設等運営事業に関する注記について準用する。

〔財規〕

（公共施設等運営事業に関する注記）

第 8 条の 31　財務諸表提出会社は、当該会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。

一　公共施設等運営権の概要

二　（略）

2　更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次

MEMO

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次のイからニまでに掲げる事項

イ　（略）

ロ　更新投資に係る資産の計上方法

ハ、ニ　（略）

二　公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第17条第3号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合　次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　更新投資に係る資産及び負債の計上方法

3、4　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の31－1－1　規則第8条の31第1項第1号に規定する「公共施設等運営権の概要」には、公共施設等運営権の対象となる公共施設等の内容、公共施設等運営権実施契約に定められた公共施設等運営権の対価の支出方法、運営権設定期間及び残存する運営権設定期間並びにプロフィットシェアリング条項（「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」に定めるプロフィットシェアリング条項をいう。）の概要等が含まれることに留意する。

8の31－2　規則第8条の31第2項に規定する注記については、次の点について留意する。

1　規則第8条の31第2項第1号ロに規定する更新投資に係る資産の計上方法とは、更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属する部分に限る。以下同じ。）に関する支出額を資産として計上する方法をいう。

2　規則第8条の31第2項第2号ロに規定する更新投資に係る資産及び負債の計上方法とは、公共施設等運営権を取得した時に、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する方法をいう。

（収益認識関係）

記載事例

収益の分解情報について

「収益認識に関する会計基準」等では、当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされています。収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある場合もあれば、単一の区分のみで足りる場合もあると考えられます。

また、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用している場合、収益の分解情報と、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記することとされています。

以下では、「収益認識に関する会計基準」等で求められる収益の分解情報と報告セグメントの売上高との間の関係を合わせて記載する場合の記載事例を示しています。記載の方法は以下に示した記載事例に限定されるものではなく、収益認識関係注記における開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があると考えられます。

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

［財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
製品①	XXX	－	－	－	XXX	－	XXX
製品②	XXX	－	－	－	XXX	－	XXX
製品③	－	XXX	－	－	XXX	－	XXX
製品④	－	XXX	－	－	XXX	－	XXX
製品⑤	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
サービス①	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
製品⑥	－	－	－	XXX	XXX	－	XXX
その他	－	－	－	－	－	XXX	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

〔連結財規〕

（収益認識に関する注記）

第15条の26　財務諸表等規則第8条の32（第4項及び第5項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第1項中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同項第3号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の26　財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「翌事業年度」とあるのは「翌連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（収益認識に関する注記）

第8条の32　顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報

二、三　（略）

2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第1項各号に掲げる事項について、第8条の2の3の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

4、5　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の32　規則第8条の32に規定する注記は、「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　投資者その他の財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

2　規則第8条の32第1項第1号に掲げる事項の注記については、当事業年度に認識した顧客との契約から生じる収益と規則第8条の29に規定する報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとする。

3、4　（略）

［地域別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
日本	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
米国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
欧州	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
中国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
その他	XXX	－	XXX	XXX	XXX	－	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

［収益認識の時期別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
一時点で移転される財	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
一定の期間にわたり移転される財	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

記載事例（顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「セグメント情報等」注記において記載した場合）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりである。

作成にあたってのポイント

① 顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

② 収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることにご留意ください。収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされています。

(1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）
(2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
(3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報

なお、収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられます。

(1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
(2) 地理的区分（例えば、国又は地域）
(3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
(4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
(5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）
(6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
(7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）

③ 収益の分解情報を注記する場合の収益は、「収益認識に関する会計基準」等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることにご留意ください。

④ 収益の分解情報については、当連結会計年度に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされています。

⑤ 報告セグメントの売上高に関する情報が、「収益認識に関する会計基準」における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされています。

収益を理解するための基礎となる情報について

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報として、次の情報を注記することとされています。

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報
(2) 顧客との契約に基づいて、財貨の交付又は役務の提供によって得ることが見込まれる対価の額（取引価格）を算定する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報
(3) 取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報
(4) 収益を認識する通常の時点の判断及び当該時点における会計処理の方法を理解できるようにするための情報
(5) 顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与える「収益認識に関する会計基準」を適用する際に行った判断及び判断の変更

収益認識関係注記を記載するにあたっては、「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等で示される注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はないとされており、上記(1)から(5)の情報についても、このとおりの記載項目や順序等に限られるものではありません。例えば、収益の分解情報の区分に関連付けて、履行義務に関する情報等の項目を記載することも考えられます。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報において注記する情報は、顧客と締結した契約の内容と、それらの内容がどのように収益及び収益に関連する財務諸表の項目に反映されているかに関する情報を開示するものであるとされています。この情報を記載するにあたって、単に収益認識会計基準等における取扱いを記載するのではなく、企業の置かれている状況が分かるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を開示することになると考えられます。

以下の記載事例は、上記(1)から(5)の情報を事業別又は会計処理方法別に記載することを想定しており、上記(1)から(5)の情報として注記することが考えられる内容については、504 頁以降において細分化した記載事例を示していますが、記載方法や記載内容はこれに限られるものではありません。また、本記載事例に示した内容のすべてを必ずしも注記する必要はなく、これらの内容を適宜組み合わせて、収益認識関係注記における開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があると考えられます。

なお、会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するものと考えられますが、収益認識会計基準等においては、会計方針として少なくとも注記する内容として、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記するとされています。また、これらの項目以外にも、会計方針に含まれると判断した内容については、会計方針として注記するとされています。なお、会計方針として注記している内容は、収益認識関係注記において記載しないことができるとされています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［事業別に記載する場合］

① ○○事業
○○事業においては、……。

② △△事業
△△事業においては、……。

③ ××事業
××事業においては、……。

［会計処理方法別に記載する場合］

① 商品及び製品の販売
……。

② 工事契約
……。

③ ライセンスの供与
……。

〔連結財規〕

（収益認識に関する注記）

第15条の26　財務諸表等規則第8条の32（第4項及び第5項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第1項中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同項第3号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の26　財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「翌事業年度」とあるのは「翌連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（収益認識に関する注記）

第8条の32　顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

三　（略）

2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第1項各号に掲げる事項について、第8条の2の3の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

4、5　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の32　規則第8条の32に規定する注記は、「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　投資者その他の財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

2　（略）

3　規則第8条の32第1項第2号に規定する顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報には、例えば次の事項が含まれるものとする。

(1) 顧客との契約及び履行義務に関する情報（履行義務に関する情報、重要な支払条件に関する情報）

(2) 顧客との契約に基づいて、財貨の交付又は役務の提供によって得ることが見込まれる対価の額（以下「取引価格」という。）を算定する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報

(3) 取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット、仮定に関する情報

(4) 収益を認識する通常の時点の判断及び当該時点における会計処理の方法を理解できるようにするための情報

(5) 顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与える「収益認識に関する会計基準」を適用する際に行った判断及び判断の変更

4　（略）

504－510 頁では細分化した記載事例を掲載しています。本記載事例を活用するにあたっては、適宜組み合わせることを想定しています。なお、記載方法や記載内容はこれらに限られるものではなく、また、必ずしもそのすべてを注記する必要はありません。

顧客との契約及び履行義務に関する情報

［履行義務が一時点で充足される場合の履行義務の内容］

当社及び連結子会社では、○○事業において、（主要な顧客）に対して（商品の内容）を販売している。

［履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の履行義務の内容］

当社及び連結子会社では、○○事業において、（サービスの内容）を提供している。

［契約に財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務が含まれる場合（企業が他の当事者の代理人として行動する場合）の履行義務に関する情報］

（商品の内容）の販売については他の当事者が関与している。その性質は、（判断の理由）であることから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断している。

［契約に返品、返金及びその他の類似の義務が含まれる場合の履行義務に関する情報］

（商品の内容）の販売契約において、当社及び連結子会社は返品に応じる義務を負っており、顧客から（予想される返品の程度）の返品が発生することが想定される。商品が返品された場合、当社及び連結子会社は当該商品の対価を返金する義務がある。

［契約に財又はサービスに対する保証及び関連する義務が含まれる場合の履行義務に関する情報］

（商品の内容）の販売契約において、引渡し後（期間）以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識している。

［重要な支払条件に関して、対価が変動する可能性のある契約を有する場合の変動対価の内容］

（商品の内容）の販売契約については、（条件の内容）を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれる。

［重要な支払条件に関して、変動対価の見積りの制限に関する収益認識会計基準の定めが適用される契約を有する場合の変動対価の見積りの制限の内容］

（商品の内容）の販売は、（見積りが制限される理由）のため、変動対価の額の見積りには著しい不確実性があり、見積りが制限されている。

MEMO

顧客との契約及び履行義務に関する情報（続き）

［重要な支払条件に関して、重要な金融要素が含まれる契約を有する場合の重要な金融要素の内容］

（商品の内容）の販売契約については、割賦販売を行っており、当該契約に基づく債権の回収は、商品の引渡し後、概ね（期間）の割賦払い期間にわたる。このうち、（商品の種類）については、顧客と約束した対価の額と当該商品の現金販売価格との差額に重要性があり、また、当該商品を顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点との間の予想される期間の長さが概ね（期間）と長期にわたり、関連する市場金利が相当程度高く金融要素に対する影響が大きいと考えられることから、重要な金融要素を含んでいると判断している。

［履行義務が一時点で充足される場合の通常の支払期限］

（商品の内容）に関する取引の対価は、商品の引渡し後、概ね（期間）以内に受領している。

［履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の通常の支払期限］

（サービスの内容）に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領している。

MEMO

取引価格の算定に関する情報

［契約に財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務が含まれる場合（企業が他の当事者の代理人として行動する場合）の取引価格の算定方法］

代理人として取引を行っている（商品の内容）に関する取引については、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定している。

［重要な支払条件として、対価が変動する可能性のある契約を有する場合の取引価格の算定方法］

（商品の内容）の販売について、リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定している。
（商品の内容）の販売に関するリベートの見積額は、（判断の理由）であることから、リベートの見積額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定している。

［重要な支払条件に関して、変動対価の見積りの制限に関する収益認識会計基準の定めが適用される契約を有する場合の取引価格の算定方法］

（商品の内容）の販売に関する変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めている。

［重要な支払条件に関して、重要な金融要素が含まれる契約を有する場合の取引価格の算定方法］

重要な金融要素を含むと判断している（商品の種類）の割賦販売については、契約における取引日（引渡し日）において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を用いて、当該製品の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定している。当該割引率は（算定方法）により算定している。この調整に関する金利相当額については、商品の引渡し日から最終決済日までの割賦払い期間にわたって認識している。
なお、（範囲）に対する割賦販売に関する一部の債権の割賦払い期間は1年以内と短期であることから、重要な金融要素の調整は行っていない。

［契約に返品、返金及びその他の類似の義務が含まれる場合の取引価格の算定方法］

（商品の内容）の返品については、返品に伴う予想返金額が（不確実性の程度とその判断の理由）であることから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定している。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識している。

MEMO

履行義務への配分額の算定に関する情報

［財又はサービスの独立販売価格が直接観察可能な場合の取引価格の履行義務への配分額の算定方法］

（商品の種類①）と（商品の種類②）は、通常、それぞれを独立して販売しているが、これらの商品についてはセット販売も行っている。取引価格は、販売価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定している。

［財又はサービスの独立販売価格が直接観察できない場合の取引価格の履行義務への配分額の算定方法］

（商品の種類①）と（商品の種類②）は、通常、セットで販売している。これらの商品は独立して販売していないため、（見積りの方法）により独立販売価格の見積りを行っている。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの商品に配分して算定している。

履行義務の充足時点に関する情報

［履行義務が一時点で充足される場合の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）及び約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断］

（商品の内容）の販売については、（条件の内容）により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、（時期）で収益を認識している。

［履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）並びに収益認識の方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠］

（サービスの内容）の提供は、（判断した理由）により、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。

当該サービスの提供は、（判断した理由）により、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っている。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識している。

作成にあたってのポイント

① 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報において注記する情報は、顧客と締結した契約の内容と、それらの内容がどのように収益及び関連する財務諸表の項目に反映されているかに関する情報を開示するものであるとされています。この情報を記載するにあたっては、単に「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等における取扱いを記載するのではなく、企業の置かれている状況が分かるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を開示することになると考えられます。

② 収益認識関係注記については、会計方針として注記する内容と同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができるとされています。

なお、会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するものと考えられますが、収益認識会計基準等においては、会計方針として少なくとも注記する内容として、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記するとされています。また、これらの項目以外にも、会計方針に含まれると判断した内容については、会計方針として注記するとされています。

③ 収益認識会計基準を適用する際に行った判断及び判断の変更のうち、顧客との契約から生じる収益の金額及び時期の決定に重要な影響を与えるものを注記することとされています。ただし、これらの事項については、収益を理解するための基礎となる情報に掲げる事項又は内容を踏まえて注記している場合、当該項目を改めて設けて記載する必要はないものと考えられます。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	XXX 百万円	XXX 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	XXX 〃	XXX 〃
契約資産（期首残高）	XXX 〃	XXX 〃
契約資産（期末残高）	XXX 〃	XXX 〃
契約負債（期首残高）	XXX 〃	XXX 〃
契約負債（期末残高）	XXX 〃	XXX 〃

契約資産は、（主な顧客）との（サービスの内容）契約について期末日時点で完了しているが未請求の（履行義務の内容）に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。当該（サービスの内容）に関する対価は、（条件の内容）に従い、（請求の時期）に請求し、（回収の時期）に受領している。

契約負債は、主に、（履行義務の充足の時期）に収益を認識する（主な顧客）との（サービスの内容）契約について、（支払条件）に基づき顧客から受け取った（期間）分の前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、XXX 百万円である。また、前連結会計年度において、契約資産が XXX 百万円増加した主な理由は、（主な増加要因）による増加及び（主な減少要因）による減少であり、これによりそれぞれ、XX 百万円増加し、XX 百万円減少した。また、前連結会計年度において、契約負債が XXX 百万円減少した主な理由は、（主な増加要因）による増加及び（主な減少要因）による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、前連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額は XXX 百万円である。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、XXX 百万円である。また、当連結会計年度において、契約資産が XXX 百万円増加した主な理由は、（主な増加要因）による増加及び（主な減少要因）による減少であり、これによりそれぞれ、XX 百万円増加し、XX 百万円減少した。また、当連結会計年度において、契約負債が XXX 百万円減少した主な理由は、（主な増加要因）による増加及び（主な減少要因）による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額は XXX 百万円である。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

［当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約に対する実務上の便法を使用しており、収益の認識が見込まれる期間について定性的に記載する場合］

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約について注記の対象に含めていない。

前連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、XXX 百万円である。当該履行義務は、××事業における（製品の内容）の製造及び販売に関するものであり、期末日後 1 年以内に約 70%、残り約 30%がその後 2 年以内に収益として認識されると見込んでいる。

当連結会計年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、XXX 百万円である。当該履行義務は、××事業における（製品の内容）の製造及び販売に関するものであり、期末日後 1 年以内に約 70%、残り約 30%がその後 2 年以内に収益として認識されると見込んでいる。

〔連結財規〕

（収益認識に関する注記）

第15条の26　財務諸表等規則第8条の32（第4項及び第5項を除く。）の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第1項中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同項第3号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の26　財務諸表等規則ガイドライン8の32の取扱いは、規則第15条の26に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の32中「財務諸表の」とあるのは「連結財務諸表の」と、「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「翌事業年度」とあるのは「翌連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（収益認識に関する注記）

第8条の32　顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　（略）

二　（略）

三　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第1項各号に掲げる事項について、第8条の2の3の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

4、5　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の32　規則第8条の32に規定する注記は、「収益認識に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　投資者その他の財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

2、3　（略）

4　規則第8条の32第1項第3号に掲げる事項の注記については、次の点に留意する。

(1)　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係を理解できるようにするための情報には、例えば顧客との契約から生じた債権、契約資産並びに契約負債の期首残高及び期末残高（それぞれ区分して表示していない場合）、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額、当事業年度における契約資産及び契約負債の残高の重要な変動に関する内容、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関連性並びに当該関連性が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明、過去の期間に充足した履行義務又は部分的に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益がある場合には当該金額等が含まれるものとする。

(2)　当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報には、例えば当事業年度末において未だ充足していない履行義務に配分した取引価格の総額、当該履行義務が充足すると見込んでいる時期等が含まれるものとする。なお、当該履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合等には、当該情報の注記を要しない。

（2）残存履行義務に配分した取引価格（続き）

［当初に予想される契約期間が1年以内の契約に対する実務上の便法を使用しており、収益の認識が見込まれる期間について表形式により定量的に記載する場合］

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約について注記の対象に含めていない。当該履行義務は、××事業における（製品の内容）の製造及び販売に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	XXX	XXX
1年超2年以内	XXX	XXX
2年超3年以内	XXX	XXX
3年超	XXX	XXX
合計	XXX	XXX

［特定の収益の分解区分（又は分解区分の組み合わせ）又は特定のセグメントごとに残高を記載しており、売上高又は使用量に基づくロイヤルティに関する実務上の便法を使用している場合］

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めていない。残存履行義務に配分した取引価格の主な事業ごとの総額は、以下のとおりである。前連結会計年度末において、これらのうち、約 60%が 1 年以内に、残り約 40%がその後 3 年以内に収益として認識されると見込んでいる。当連結会計年度末において、これらのうち、約 60%が 1 年以内に、残り約 40%がその後 3 年以内に収益として認識されると見込んでいる。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
○○事業（注）	XXX	XXX
△△事業	XXX	XXX
□□事業	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
合計	XXX	XXX

（注）○○事業には、主に、（履行義務の具体的な内容）に関連するライセンス契約のうち、固定金額のロイヤルティを含めている。当該ライセンス契約のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めていない。なお、当該ロイヤルティのうち、ほとんどすべてが3年以内に収益として認識されると見込んでいる。

作成にあたってのポイント

① 残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めるか否かを決定するにあたっては、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごと（複数の分解区分を用いている場合には分解区分の組み合わせ）又はセグメントごとに判断することも考えられます。なお、特定の分解区分（特定の分解区分の組み合わせ）又は特定のセグメントに関する残存履行義務についてのみ残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めることとした場合には、当該分解区分等を注記することが考えられます。

② 履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合等、一定の条件に該当する場合には、残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めないことができるとされています。この場合には、いずれの条件に該当しているか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容を注記することとされています。また、これに加えて、売上高又は使用量に基づくロイヤルティ等の変動対価に該当するため、当該注記に含めていないものがある場合には、残存する契約期間及び当該注記に含めていない変動対価の概要（例えば、変動対価の内容及びその変動性がどのように解消されるのか）も注記することとされています。

③ 顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記することとされています。

（棚卸資産関係）

記載事例（市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産について注記しなければならない場合）

市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、3つのレベルに分類している（それぞれのレベルの内容は、「金融商品関係」注記参照）。

市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産

前連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
×××　　XXX	XXX	－	－	XXX
○○○　　XXX	XXX	－	－	XXX
資産計	XXX	－	－	XXX

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
×××　　XXX	XXX	－	－	XXX
○○○　　XXX	XXX	－	－	XXX
資産計	XXX	－	－	XXX

〔連結財規〕

（棚卸資産に関する注記）

第15条の27　市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産については、第15条の5の2第1項第3号の規定に準じて注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（金融商品に関する注記）

第15条の5の2　（略）

一、二　（略）

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(2) 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ　イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報

(2) 当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3) レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によって連結決算日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

(5) 時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

2～9　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

15の27　財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第15条の27に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。

〔財規〕

（棚卸資産に関する注記）

第8条の33　市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産については、第8条の6の2第1項第3号の規定に準じて注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

2　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の33　規則第8条の33に規定する注記とは、「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用される場合の注記とする。

MEMO

作成にあたってのポイント

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券に関する注記に準じて、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」のうち、売買目的有価証券について注記される項目について注記することとされています。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

記載事例（製品及びサービス別に報告セグメントを記載する場合）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自○年4月1日　至○年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目							
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

当連結会計年度（自○年4月1日　至○年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目							
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

〔連結財規〕

（セグメント情報等の注記）

第15条の2　企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一　報告セグメントの概要

二　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三　前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの連結貸借対照表計上額又は連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2　報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一　製品及びサービスごとの情報

二　地域ごとの情報

三　主要な顧客ごとの情報

3　連結貸借対照表又は連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一　固定資産の減損損失

二　のれんの償却額及び未償却残高

三　負ののれん発生益

4　前3項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔連結財規〕様式第一号

【セグメント情報】

I　前連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

1．報告セグメントの概要

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	その他	合　計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
・・・・	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の売上高	XX	XX
セグメント間取引消去	△XX	△XX
連結財務諸表の売上高	X,XXX	X,XXX

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	XXX	XXX
「その他」の区分の利益	X	X
セグメント間取引消去	△XXX	△XXX
のれんの償却額	△XXX	△XXX
全社費用（注）	△XXX	△XXX
棚卸資産の調整額	△XX	△XX
連結財務諸表の営業利益	XXX	XXX

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の資産	XX	XX
本社管理部門に対する債権の相殺消去	△XXX	△XXX
全社資産（注）	XXX	XXX
棚卸資産の調整額	△XX	△XX
連結財務諸表の資産合計	X,XXX	X,XXX

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物である。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の負債	XX	XX
本社の長期借入金	XX	XX
連結財務諸表の負債合計	X,XXX	X,XXX

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	－	－	XX	XX	XXX	XXX

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額である。

Ⅱ　当連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

1．報告セグメントの概要

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：　円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	その他	合　計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
・・・・	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1．　この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位（以下この様式において「セグメント」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

(1)　収益及び費用（他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。）を生じる事業活動に係るものであること。

(2)　最高経営意思決定機関（各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。）が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。

(3)　他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。

2．　2以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して1つの事業セグメントとすることができる。

(1)　当該事業セグメントを1つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。

(2)　当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。

(3)　当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。

①　製品及びサービスの内容

②　製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法

③　製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類

④　製品及びサービスの販売方法

⑤　業種に特有の規制環境

記載事例（差異調整に関する事項を「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載する場合）

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

（記載事例の省略）

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

（記載事例の省略）

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自○年4月1日　至○年3月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自○年4月1日　至○年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注1）	合計	調整額（注2）	連結財務諸表計上額（注3）
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計				
売上高									
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX	－	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX	△XX	－
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX	△XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX	△XX	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目									
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX	XX	XXX

（注）1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

2. 調整額は以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△XX百万円には、セグメント間取引消去△XX百万円、のれんの償却額△XX百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△XX 百万円及び棚卸資産の調整額△XX 百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

(2) セグメント資産の調整額XX 百万円には、本社管理部門に対する債権の相殺消去△XX 百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産 XX 百万円及び棚卸資産の調整額△XX 百万円が含まれている。

(3) セグメント負債の調整額XX百万円は、本社の長期借入金である。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額XX百万円は、本社建物の設備投資額である。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っている。

3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの（2以上の基準に該当するものを含む。）とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであっても、報告セグメントとすることができる。
（1） 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10％以上であること。
（2） 利益又は損失の金額の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10％以上であること。
① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値
② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値
（3） 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10％以上であること。
4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2.（3）①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している2以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して1つの報告セグメントとすることができる。
5. 3. 及び4. によるもののほか、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、連結損益計算書の売上高の75％未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、連結損益計算書の売上高の75％以上の金額に至るまでのものを報告セグメントとする。
6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
（1） 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
（2） 2. により、2以上の事業セグメントを集約して1つの事業セグメントとしている場合には、その旨
（3） 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の（1）又は（2）に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、（2）により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、（2）により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
（1） 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）
（2） 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが実務上困難な場合には、当連結会計年度のセグメント情報を前連結会計年度の区分方法により作成した情報）
8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の（1）から（7）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
（1） 報告セグメント間の取引がある場合　当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
（2） 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前当期純利益若しくは税金等調整前当期純損失、当期純利益若しくは当期純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。10.(2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項
（3） 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項
（4） 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合　差異の内容に関する事項
（5） 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前連結会計年度に採用した方法から変更した場合　その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
（6） 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合　その内容
（7） その他参考となるべき事項がある場合　その内容

記載事例（地域別に報告セグメントを記載する場合）

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

（記載事例の省略）

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

（記載事例の省略）

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	日本	米国	欧州	中国	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目							
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
のれんの償却額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
受取利息	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
支払利息	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
持分法投資利益又は損失（△）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
特別利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
特別損失	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
（減損損失）	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
持分法適用会社への投資額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及び東南アジア等の現地法人の事業活動を含んでいる。

4.報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の売上高	XX	XX
セグメント間取引消去	△XX	△XX
連結財務諸表の売上高	X,XXX	X,XXX

9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
（1） 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
（2） 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
（3） 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
① 外部顧客への売上高
② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
④ のれんの償却額
⑤ 受取利息
⑥ 支払利息
⑦ 持分法投資利益
⑧ 持分法投資損失
⑨ 特別利益（主な内訳を含む。）
⑩ 特別損失（主な内訳を含む。）
⑪ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
⑫ ①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）
（4） 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
① 当連結会計年度末における持分法適用会社への投資額
② 当連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額
10.「4.報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
（1） 報告セグメントの売上高の合計額と連結損益計算書の売上高計上額
（2） 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
（3） 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額
（4） 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額
（5） 報告セグメントのその他の項目(（1）から（4）までに掲げる項目を除く。)の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額
11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
12. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	XXX	XXX
「その他」の区分の利益	X	X
セグメント間取引消去	△XX	△XX
退職給付費用の調整額	△XX	△XX
その他の調整額	△XX	△XX
連結財務諸表の税金等調整前当期純利益	XXX	XXX

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の資産	XX	XX
全社資産（注）	XX	XX
その他の調整額	△XX	△XX
連結財務諸表の資産合計	X,XXX	X,XXX

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物である。

（単位：百万円）

負債	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の負債	XX	XX
全社負債	XX	XX
退職給付に係る負債の調整額	XX	XX
連結財務諸表の負債合計	X,XXX	X,XXX

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
のれんの償却額	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
受取利息	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
支払利息	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
持分法投資利益	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
特別利益	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
特別損失	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
（減損損失）	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
持分法適用会社への投資額	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX

作成にあたってのポイント

① 事業セグメントは「最高経営意思決定機関が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること」と規定され、事業セグメント（集約基準により集約されたものを含む。）の中から、量的基準に従って報告セグメントを決定し、開示することが求められています。

② 連結財規等において事業セグメントの区分の仕方は、最高経営意思決定機関が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討する単位とされていますので、製品・サービス別や地域別に限定されるものではなく、各企業で実際に採用されている経営管理の方法に応じて様々なパターンが考えられますので、ご留意ください。

③ 報告セグメントごとの負債の金額は、最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合、「3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載することとされています。

④ 「報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」は、様式上、独立した記載項目となっていますが、「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することも可能です。

⑤ 開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、「セグメント情報」の記載を省略することも考えられます。ただし、記載を省略した場合でも、「セグメント情報」は様式上の記載項目とされているため、項目自体は省略せず、その旨を記載することとなりますので、ご留意ください。また、セグメント情報を開示しない場合でも、関連情報は開示しなければならないとされています。

⑥ 財規等においてもセグメント情報に関して、連結財規と同様の規定が設けられていますので、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の開示が必要となります。

⑦ 報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合、あるいは組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合、前期のセグメント情報を当期のセグメントの区分により作成した情報は「3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載することも可能と考えられます。また、報告セグメントの区分方法を変更する前の情報を記載する必要はないと考えられます。

⑧ 遡及処理を行った場合には、前期のセグメント情報等について、遡及処理の影響を反映した情報を開示する必要があるとされていますので、ご留意ください。

「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）等では、当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記することとされています。収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある場合もあれば、単一の区分のみで足りる場合もあります。

以下では、収益認識会計基準等で求められる収益の分解情報について、セグメント情報等の注記に含めて記載する場合の記載事例を示しています。記載方法は以下に示した記載事例に限定されるものではなく、収益認識に関する注記における開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記する必要があると考えられます。

なお、報告セグメントごとの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合には、報告セグメントごとの売上高に関する情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられます。

記載事例（以下の前提で記載する場合）

・製品及びサービス別に報告セグメントを記載する。
・収益の分解情報について、「注記事項（セグメント情報等）」に含めて記載しているため当該注記を参照する。
・セグメント情報等における報告セグメントと収益を分解する程度が同一である。

（略）

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売　上　高							
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
セグメント間の内部売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目							
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

（以下略）

MEMO

記載事例（収益の分解情報について、セグメント情報等における報告セグメントに追加して記載する場合）

［財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売　上　高							
製品①	XXX	－	－	－	XXX	－	XXX
製品②	XXX	－	－	－	XXX	－	XXX
製品③	－	XXX	－	－	XXX	－	XXX
製品④	－	XXX	－	－	XXX	－	XXX
製品⑤	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
サービス①	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
製品⑥	－	－	－	XXX	XXX	－	XXX
その他	－	－	－	－	－	XXX	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（以下略）

［地域別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売　上　高							
日本	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
米国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
欧州	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
中国	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	－	XXX
その他	XXX	－	XXX	XXX	XXX	－	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（以下略）

［収益認識の時期別に収益の分解情報を示す場合］

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	計		
売　上　高							
一時点で移転される財	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
一定の期間にわたり移転される財	－	－	XXX	－	XXX	－	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	－	－	－	－	－	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（以下略）

作成にあたってのポイント

① 顧客との契約から生じる収益については、当該収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報であって、投資者その他の連結財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

② 収益の分解情報の注記において、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされています。したがって、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もあることにご留意ください。収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮するとされています。

(1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）
(2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
(3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報

なお、収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられます。

(1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
(2) 地理的区分（例えば、国又は地域）
(3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
(4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
(5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）
(6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
(7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）

③ 収益の分解情報を注記する場合の収益は、「収益認識に関する会計基準」等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることにご留意ください。

④ 収益の分解情報については、当連結会計年度に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされています。

⑤ 報告セグメントの売上高に関する情報が、「収益認識に関する会計基準」における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされています。

【関連情報】

記載事例

【関連情報】

前連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
外部顧客への売上高	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

2.　地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	米国	中国	欧州	その他	合計
X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米国	中国	欧州	その他	合計
X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
○○販売（株）	X,XXX	ソフトウェア事業、電子事業

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	合計
外部顧客への売上高	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

2.　地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	米国	中国	欧州	その他	合計
X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米国	中国	欧州	その他	合計
X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

3.　主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
○○販売（株）	X,XXX	ソフトウェア事業、電子事業

〔連結財規〕様式第二号

【関連情報】

Ⅰ　前連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) 有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3.主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・・

Ⅱ　当連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

(2) 有形固定資産

（単位：　円）

日本	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
×××	×××	×××	×××	×××	×××

3.主要な顧客ごとの情報

（単位：　円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
・・・・・・	×××	・・・・・・

MEMO

（記載上の注意）

1．連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。

2．「1．製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、連結損益計算書の売上高の 10％以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90％を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

3．「2．地域ごとの情報」には、次の（1）及び（2）に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

(1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 1 号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、1 国に係る金額であって、連結損益計算書の売上高の 10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準

(2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、1 国に所在している有形固定資産の金額であって、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 10％以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）

4．「2．地域ごとの情報」には、3．に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。

5．3．にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90％を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超える場合には、その旨を記載することにより3．（1）又は（2）に掲げる事項の記載を省略することができる。

6．「3．主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であって、連結損益計算書の売上高の10％以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。

7．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

記載事例（連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上している場合）

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自○年４月１日　　至○年３月31日）

（単位：百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）その他の金額はすべて不動産事業に係る金額である。

当連結会計年度（自○年４月１日　　至○年３月31日）

（単位：百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	その他(注)	全社・消去	合計
減損損失	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）その他の金額はすべて不動産事業に係る金額である。

記載事例（連結損益計算書においてのれんの償却額を計上している場合）

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自○年４月１日　　至○年３月31日）

（単位：百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	その他(注)	全社・消去	合計
当期償却額	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
当期末残高	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）その他の金額はすべて不動産事業に係る金額である。

当連結会計年度（自○年４月１日　　至○年３月31日）

（単位：百万円）

	自動車部品	船舶	ソフトウェア	電子	その他(注)	全社・消去	合計
当期償却額	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
当期末残高	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）その他の金額はすべて不動産事業に係る金額である。

記載事例（重要な負ののれん発生益を認識した場合）

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

事象の概要

自動車部品部門において、……

……

（当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を記載）

……。

〔連結財規〕様式第三号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自　　年　月　日　　至　　年　月　日）

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1. 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。
4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 関連情報は、セグメント情報の中で同様の情報が開示されている場合を除き、開示しなければならないとされています。

② 主要な顧客に関する情報は、外部顧客への売上高のうち、特定の外部顧客への売上高（同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）が、連結損益計算書の売上高の10%以上である場合に、当該顧客に関する情報を開示することとなっていますが、同一企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、当該企業集団単位に集約した情報を記載することになると考えられます。

③ 連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない場合、「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」に、連結損益計算書において固定資産の減損損失を計上していない旨を記載すれば、様式で定められている表を省略することが可能と考えられます。また、連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない場合、「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」に、連結損益計算書においてのれんの償却額を計上していない旨を記載すれば、様式で定められている表の省略が可能と考えられます。

④ 2010年4月1日より前に行われた企業結合、事業分離及び子会社の企業結合に係る「負ののれん」についても、様式に準じて当該負ののれんの償却額及び未償却残高を注記する必要がありますのでご留意ください。

（関連当事者情報）

記載事例

【関連当事者情報】

1.関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	○○㈱	東京都○○区	XXX	卸売業	（被所有）直接XX.X	商品の仕入	○○商品の購入	X,XXX	買掛金	X,XXX

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	○○㈱	東京都○○区	XXX	卸売業	（被所有）直接XX.X	商品の仕入	○○商品の購入	X,XXX	買掛金	X,XXX

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	○○○○㈱	大阪府大阪市○○区	XXX	製造業	（所有）直接XX.X	当社製品の販売役員の兼任	○○製品の販売	X,XXX	売掛金	X,XXX
関連会社	㈱○○○	東京都○○区	X,XXX	○○業	（所有）直接XX.X	資金援助役員の兼任	資金の貸付	X,XXX	破産更生債権等	X,XXX

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
関連会社	○○○○㈱	大阪府大阪市○○区	XXX	製造業	（所有）直接XX.X	当社製品の販売役員の兼任	○○製品の販売	X,XXX	売掛金	X,XXX
関連会社	㈱○○○	東京都○○区	X,XXX	○○業	（所有）直接XX.X	資金援助役員の兼任	資金の貸付	X,XXX	破産更生債権等	X,XXX

〔連結財規〕

（関連当事者の範囲）

第15条の4　この編において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一　連結財務諸表提出会社の親会社

二　連結財務諸表提出会社の非連結子会社

三　連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

四　連結財務諸表提出会社のその他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社

五　連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

六　連結財務諸表提出会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（2親等内の親族をいう。次号から第九号までにおいて同じ。）

七　連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者

八　連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者

九　連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者

十　前4号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

十一　従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

（関連当事者との取引に関する注記）

第15条の4の2　連結財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該連結財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該連結財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該連結財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

一　当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該連結財務諸表提出会社の所有割合又は当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

二　当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

三　当該連結財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係

四　取引の内容

五　取引の種類別の取引金額

六　取引条件及び取引条件の決定方針

七　取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

八　取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容

九　関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（財務諸表等規則第8条の10第1項第9号に規定する貸倒懸念債権をいう。）又は破産更生債権等（同号に規定する破産更生債権等をいう。第23条第1項第3号及び第235条第1項第3号において同じ。）に区分されている場合には、次に掲げる事項

イ　当連結会計年度末の貸倒引当金残高

ロ　当連結会計年度に計上した貸倒引当金繰入額等

ハ　当連結会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（財務諸表等規則第8条の10第1項第9号ハに規定する一般債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）

十　関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項

2　前項の規定にかかわらず、同項第9号及び第10号に掲げる事項は、第15条の4各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

3　前2項の規定は、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合に準用する。

4　関連当事者との取引のうち連結財務諸表の作成に当たって相殺消去された取引については、注記を要しない。

5　関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第1項に規定する注記を要しない。

一　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二　役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

（ウ） 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	〇ﾘｰｽ㈱	東京都〇〇区	X,XXX	ﾘｰｽ業	なし	設備の賃借	コンピューターの賃借	X,XXX	買掛金	X,XXX
その他の関係会社の子会社	〇〇㈱	東京都〇〇区	X,XXX	製造業	（被所有）直接X.X 間接X.X	技術援助契約の締結	技術料の支払	X,XXX	買掛金	X,XXX

当連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	〇ﾘｰｽ㈱	東京都〇〇区	X,XXX	ﾘｰｽ業	なし	設備の賃借	コンピューターの賃借	X,XXX	買掛金	X,XXX
その他の関係会社の子会社	〇〇㈱	東京都〇〇区	X,XXX	製造業	（被所有）直接X.X 間接X.X	技術援助契約の締結	技術料の支払	X,XXX	買掛金	X,XXX

（エ） 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自〇年４月１日　至〇年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	〇〇〇	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接X.X	土地の購入	土地の購入	X,XXX	―	―
親会社の役員	〇〇〇	―	―	㈱A社取締役	なし	土地の貸借	駐車場用地の賃借	X,XXX	その他流動負債	XXX

6　第1項（第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、財務諸表等規則様式第一号に準じて注記しなければならない。

（親会社又は重要な関連会社に関する注記）

第15条の4の3　連結財務諸表提出会社について、次の各号に掲げる会社が存在する場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　親会社　当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあってはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあってはその旨

二　重要な関連会社　当該関連会社の名称並びに持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定対象となった当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ　貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）

ロ　損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2　前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

一　重要な関連会社について合算して記載する方法

二　持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定対象となった関連会社について合算して記載する方法

〔連結財規ガイドライン〕

15の4の2－5　財務諸表等規則ガイドライン8の10－3の取扱いは、規則第15条の4の2第5項各号に掲げる取引について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の10－3中「財務諸表提出会社」とあるのは、「連結財務諸表提出会社又は連結子会社」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（関連当事者との取引に関する注記）

第8条の10　財務諸表提出会社が関連当事者との取引（当該関連当事者が第三者のために当該財務諸表提出会社との間で行う取引及び当該財務諸表提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該財務諸表提出会社に重要な影響を及ぼしているものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を関連当事者ごとに注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一～十　（略）

2　（略）

3　関連当事者との取引のうち次の各号に定める取引については、第1項に規定する注記を要しない。

一　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二　役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

4　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の10－3　規則第8条の10第3項各号に掲げる取引については、次の点に留意する。

1　増資（公募増資を除く。）の引受けや自己株式の取得等は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引には該当しないものとする。

2　関連当事者である役員が使用人兼務役員の場合であって、財務諸表提出会社と当該役員との間の取引が、使用人としての立場で行われていることが明らかなときは、注記を要しないものとする。

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	○○○	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接X.X	土地の購入	土地の購入	X,XXX	―	―
親会社の役員	○○○	―	―	㈱A社取締役	なし	土地の貸借	駐車場用地の賃借	X,XXX	その他流動負債	XXX

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 製商品の購入・販売については、一般の取引条件と同様に決定している。

(2) 資金の貸付については、×年×月より無利息としている。

(3) コンピューター貸借料については、一般の取引条件と同様に決定している。

(4) 技術料の支払については、一般の取引条件と同様に決定している。

(5) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定している。

(6) 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定している。

(7) ㈱○○○への更生債権等に対し、X,XXX百万円の貸倒引当金を計上している。また、前連結会計年度においてX,XXX百万円、当連結会計年度においてX,XXX百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	○○㈱	東京都○○区	XXX	卸売業	（被所有）直接XX.X	商品の仕入	××㈱他による○○商品の購入	X,XXX	買掛金	X,XXX

当連結会計年度（自○年４月１日　至○年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	○○㈱	東京都○○区	XXX	卸売業	（被所有）直接XX.X	商品の仕入	××㈱他による○○商品の購入	X,XXX	買掛金	X,XXX

（イ）----------

（ウ）----------

（エ）----------

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

----------。

〔財規〕様式第一号

【関連当事者情報】

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

（記載上の注意）

1. 「種類」の欄には、第 8 条第 17 項各号に掲げられている関連当事者の種類を記載すること。
2. 「所在地」の欄には、国内に住所を有する関連当事者にあっては市町村（政令指定都市においては区）まで、海外に住所を有する関連当事者にあってはそれに準じて記載すること。ただし、関連当事者が個人である場合には記載を要しない。
3. 「議決権等の所有（被所有）割合」の欄には、議決権等の所有関係を所有・被所有及び直接・間接の別がわかるように記載すること。
4. 「関連当事者との関係」の欄には、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容について簡潔に記載すること。なお、関連当事者が第三者のために財務諸表提出会社との間で行う取引については、その旨を併せて記載すること。

   兼任をしている財務諸表提出会社の役員の有無のほか、出向、転籍等の形態により財務諸表提出会社から派遣されている役員の有無について期末日現在の状況を記載すること。
5. 財務諸表提出会社と第三者との間の取引が、実質的に当該財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引である場合には、その旨及び当該第三者の名称又は氏名を「取引の内容」の欄に記載すること。
6. 「取引金額」の欄には、事業年度中の取引について、取引の種類ごとに総額で記載すること。

   財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引が債務の保証の場合には、当該債務の保証の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、当該債務の保証の内容を注記すること。

   関連当事者に担保として資産を提供しているとき又は関連当事者から担保として資産を受け入れているときは、当該資産に対応する債権又は債務の期末残高を「取引金額」の欄に記載し、担保の提供又は担保の受け入れについて、その内容を注記すること。
7. 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載すること。
8. 取引条件及び取引条件の決定方針を注記すること。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載すること。
9. 第 8 条の 10 第 1 項第 9 号に掲げる事項については、関連当事者ごとに注記すること。ただし、第 8 条第 17 項各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して注記することができる。この場合には、第 8 条の 10 第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項の記載の対象となった関連当事者について合算して注記すること又は同項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項の記載の対象となった関連当事者を含むすべての関連当事者について合算して注記することができる。

   同項第 10 号に規定する引当金については、同項第 9 号に掲げる事項の記載に準じて記載すること。
10. 関連当事者が個人である場合には、「資本金又は出資金」の欄の記載を要しない。また、関連当事者が従業員のための企業年金である場合には、「資本金又は出資金」の欄及び「議決権等の所有（被所有）割合」の欄の記載を要しない。
11. 関連当事者に該当するか否かは、個々の取引の開始時点で判定するものとし、関連当事者が事業年度中に関連当事者に該当しなくなった場合には、同一事業年度における取引であっても関連当事者に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。
12. 関連当事者が、財務諸表提出会社の製品の販売会社で地域別に多数設立されており、それぞれの取引内容がおおむね同様である場合には、代表的な会社等を明示し、一括して記載することができるものとする。
13. 関連当事者情報の記載に当たっては、(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等、(2)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等、(3)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等並びに(4)財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等の別に記載することができる。
14. 財務諸表提出会社に親会社又は重要な関連会社が存在する場合には、第 8 条の 10 の 2 に規定する事項について注記すること。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

㈱Ａ社（○○証券取引所に上場）

(2)重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はＤ社及びＥ社であり、その要約財務情報は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	Ｄ社		Ｅ社	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度（注）	当連結会計年度
流動資産合計	XX,XXX	XX,XXX	－	XX,XXX
固定資産合計	XX,XXX	XX,XXX	－	XX,XXX
流動負債合計	XX,XXX	XX,XXX	－	XX,XXX
固定負債合計	XX,XXX	XX,XXX	－	XX,XXX
純資産合計	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
売上高	XX,XXX	XX,XXX	－	XX,XXX
税引前当期純利益	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
当期純利益	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX

（注）Ｅ社は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としている。

〔参考〕開示すべき取引の範囲

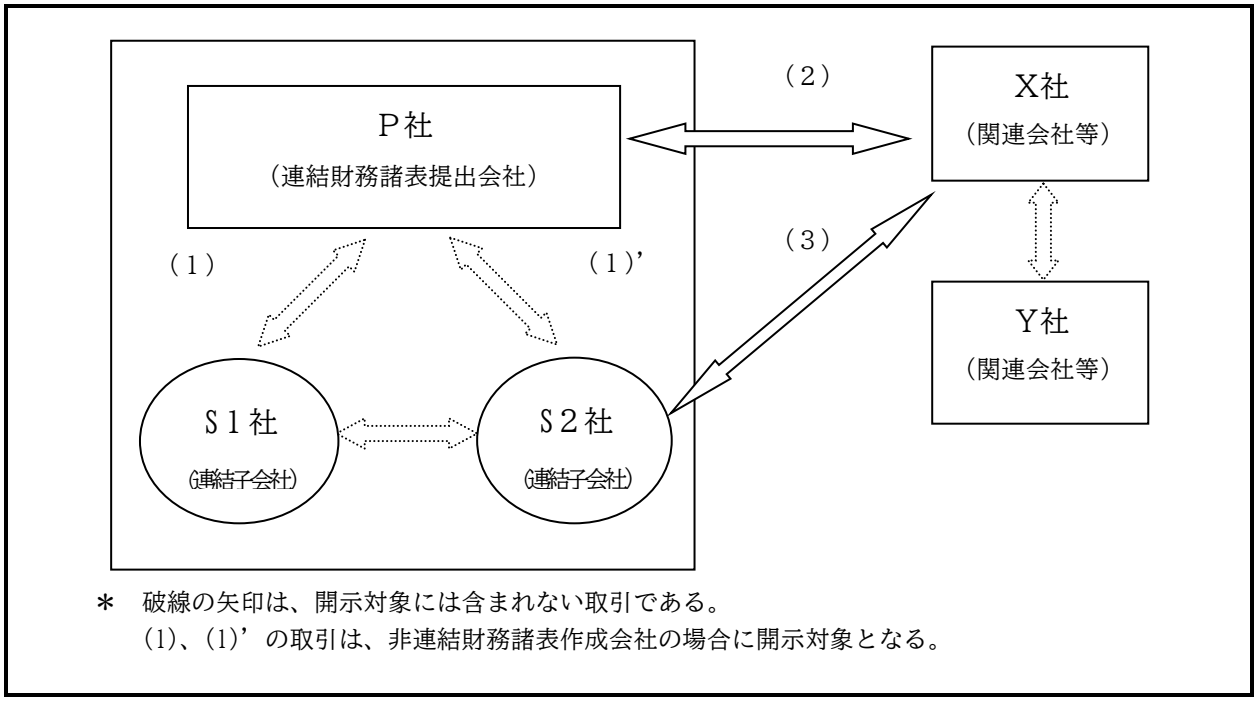

＊　破線の矢印は、開示対象には含まれない取引である。
(1)、(1)’の取引は、非連結財務諸表作成会社の場合に開示対象となる。

作成にあたってのポイント

① 「関連当事者の開示に関する会計基準」では、関連当事者の範囲は、（ｉ）親会社の役員及びその近親者、（ii）重要な子会社の役員及びその近親者、（iii）従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）までとされています。

② 開示対象となる取引の範囲については、連結子会社と関連当事者との取引も開示対象とされていることにご留意ください（上記（3）の取引）。なお、連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引（同（2））、連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引（同（3））は、それぞれ区分して記載することとされています（連結財規第 15 条の 4 の 2 第 3 項）。

③ 関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等がある場合には、それに関する情報も開示が求められることとされていますのでご留意ください。

④ 関連当事者の存在に関する開示では、（ｉ）親会社の名称、上場・非上場の別の開示、上場している場合には取引所の名称、（ii）重要な関連会社が存在する場合には、その名称と要約財務情報の開示が求められております。

⑤ Ａ社に第三者割当増資を行い、それによりＡ社が関連当事者に該当することとなった場合、当該第三者割当増資については、「関連当事者である期間の取引」に該当しないため、「関連当事者との取引」の記載対象とはならないと解されています。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

【関連当事者情報】

1.関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
（略）

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
（略）

（ウ） 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
（略）

（エ） 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自〇年 4 月 1 日　至〇年 3 月 31 日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自〇年 4 月 1 日　至〇年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	〇〇〇	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 X.X	土地の購入	土地の購入	X,XXX	―	―
親会社の役員	〇〇〇	―	―	㈱A 社取締役	な し	土地の貸借	使用権資産の取得 リース負債の返済 利息の支払	X,XXX X,XXX X,XXX	リース負債	XXX

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定している。
(2) 土地のリース料については、近隣の取引事例を参考に決定している。なお、使用権資産は、「土地」に含めて表示している。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
（略）

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
（略）

MEMO

（開示対象特別目的会社関係）

記載事例（開示対象特別目的会社を使用して金融資産の流動化を行っている場合）

1.　開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施している。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しているが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社がある。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領する。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保している。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、期末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映している。

流動化の結果、取引残高のある特別目的会社は以下のとおりとなっている。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員又は従業員の派遣はない。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
特別目的会社数	○社	○社
直近の決算日における資産総額（単純合算）	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
負債総額（単純合算）	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

2.　特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度（自　○年 4 月 1 日　至　○年 3 月 31 日）

	主な取引の金額又は連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産（注 1）：	百万円		百万円
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分（注 2）	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務（注 3）	XXX	回収サービス業務収益	XX

当連結会計年度（自　○年 4 月 1 日　至　○年 3 月 31 日）

	主な取引の金額又は連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産（注 1）：	百万円		百万円
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分（注 2）	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務（注 3）	XXX	回収サービス業務収益	XX

〔連結財規〕

（連結の範囲等に関する記載）

第13条　（略）

2　前項第1号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。（以下略）

一～三　（略）

四　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第8条の9第2号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号及び第197条第2項第4号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

3～5　（略）

〔連結財規ガイドライン〕

13－2－4　財務諸表等規則ガイドライン8の9－2の取扱いは、規則第13条第2項第4号に規定する事項について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の9－2の3中「当事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と、「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と読み替えるものとする。

〔財規〕

（持分法損益等の注記）

第8条の9　（略）

一　（略）

二　開示対象特別目的会社（第8条第7項の規定による特別目的会社（同項の規定により譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号及び第225条第2号において同じ。）がある場合　開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

〔財規ガイドライン〕

8の9－2　規則第8条の9第2号に規定する注記については、次の点に留意する。

1　開示対象特別目的会社の概要には、開示対象特別目的会社の数、主な法形態及び会社との関係（開示対象特別目的会社の議決権に対する会社の所有割合、会社の役員の開示対象特別目的会社の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職への就任状況等）についての記載が含まれるものとする。

2　開示対象特別目的会社との取引の概要には、取引の状況（主な対象資産等の種類、主な取引形態、開示対象特別目的会社への継続的な関与がある場合にはその概要、将来における損失負担の可能性等）及び取引の目的についての記載が含まれるものとする。

3　取引金額その他の重要な事項には、当事業年度における会社と開示対象特別目的会社との間の主な取引（開示対象特別目的会社相互間の取引を含む。）の金額又は当事業年度末残高、当事業年度における主な損益計上額及び開示対象特別目的会社の直近の決算日における財政状態（主な資産及び負債の金額並びに資産総額及び負債総額をいう。）並びにこれらについての補足説明が含まれるものとする。

また、これらの事項については、類似の取引又は対象資産その他の区分ごとに概括的に記載するものとする。なお、当該区分ごとに、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができるものとする。

4　開示対象特別目的会社の直近の決算日における財政状態については、単純合算して記載することができるものとする。

（注 1）譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載している。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されている。

（注 2）譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、各連結会計年度における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載している。○年 3 月末の譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX 百万円であり、○年 3 月末の譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX 百万円である。

また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されている。

（注 3）回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上している。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されている。

MEMO

（1株当たり情報）

記載事例（1株当たり純資産額の算定上の基礎を記載する場合）

	前連結会計年度 （自　○年 4月 1日 至　○年 3月31日）	当連結会計年度 （自　○年 4月 1日 至　○年 3月31日）
1株当たり純資産額	XX円XX銭	XX円XX銭
1株当たり当期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭

（注）1.　1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	XX	XX
（うち支払利息（税額相当額控除後）（百万円））	XX	XX
（うち……）	XX	XX
普通株式増加数（千株）	XX,XXX	XX,XXX
（うち転換社債（千株））	XX,XXX	XX,XXX
（うち新株予約権（千株））	XX,XXX	XX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第○回転換社債（額面総額XXX 百万円）及び第○回新株予約権付社債（券面総額 XXX 百万円）、並びに新株予約権○種類（新株予約権の数○個）。第○回転換社債及び第○回新株予約権付社債の概要は「社債明細表」、新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	

〔連結財規〕

（1株当たり純資産額の注記）

第44条の2　1株当たり純資産額は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第68条の4第2項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第2号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

（1株当たり当期純損益金額に関する注記）

第65条の2　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　財務諸表等規則第95条の5の2第2項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第2号中「前事業年度」とあるのは、「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

（潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記）

第65条の3　財務諸表等規則第95条の5の3（第4項を除く。）の規定は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

44の2　財務諸表等規則ガイドライン68の4の取扱いは、規則第44条の2に規定する1株当たり純資産額の注記について準用する。

65の2　財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額に関する注記及び規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記について準用する。

〔財規〕

（1株当たり純資産額の注記）

第68条の4　1株当たり純資産額は、注記しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額が算定されている旨

3　（略）

（1株当たり当期純損益金額に関する注記）

第95条の5の2　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額が算定されている旨

3　（略）

（注）2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度末 （ ○年3月31日 ）	当連結会計年度末 （ ○年3月31日 ）
純資産の部の合計額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	XXX	XXX
（うち新株予約権（百万円））	(XXX)	(XXX)
（うち非支配株主持分（百万円））	(XXX)	(XXX)
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

［会計方針の変更を行った場合］

（注）3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、XX円XX銭、X円XX銭及びX円XX銭増加している。

〔財規〕

（潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記）

第95条の5の3　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3　前2項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額が1株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び1株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

4　（略）

〔財規ガイドライン〕

68の4　規則第68条の4の規定による記載については、次の点に留意する。

1　1株当たり純資産額とは、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に定める1株当たり純資産額をいうものとする。

2　1株当たり純資産額の算定上の基礎として、次に掲げる事項を注記することを妨げない。

(1) 貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額の主な内訳

(2) 1株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度末の普通株式の数の種類別の内訳

3　持分会社、組合及び信託の貸借対照表を作成する場合には、1単位当たり純資産額を注記するものとする。

95の5の2　規則第95条の5の2の適用に関しては、次の点に留意する。

1　規則第95条の5の2に規定する1株当たり当期純利益金額等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める1株当たり当期純利益等をいうものとする。

2　持分会社、組合及び信託の損益計算書を作成する場合には、1単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎を注記するものとする。

3　規則第95条の5の2に規定する1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

(1)　損益計算書上の当期純利益金額又は当期純損失金額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額及びこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主な内訳

(2)　1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

95の5の3　規則第95条の5の3の適用に関しては、次の点に留意する。

1　規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益等をいうものとする。

2　規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

(1)　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主な内訳

(2)　潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳

(3)　希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式については、その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数

記載事例（算定上の基礎：旧商法第 210 条の 2 の規定に基づく自己株式取得方式によるストック・オプションが存在し、希薄化効果を有しなかった場合）

（注） 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

⟩	⟩	⟩
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	自己株式取得方式によるストック・オプション（株式の数 XXX 千株）	自己株式取得方式によるストック・オプション（株式の数 XXX 千株）

記載事例（算定上の基礎：潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を記載していない場合）

（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2．1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

記載事例（算定上の基礎：1 株当たり当期純損失の場合で、潜在株式が存在しない場合）

（注）1．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

2．1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）
親会社株主に帰属する当期純損失（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX

MEMO

記載事例（算定上の基礎：潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益を記載していない場合）

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月 31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月 31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	☒ X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第○回転換社債（額面総額XXX百万円）及び第○回新株予約権付社債（券面総額XXX百万円）。これらの概要は、「社債明細表」に記載のとおり。	

記載事例（算定上の基礎：潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため潜在株式調整後1株当たり当期純利益を記載していない場合）

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

2．1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月 31日）	当連結会計年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月 31日）
親会社株主に帰属する当期純損失（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権○種類（新株予約権の数○個）。これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	

MEMO

記載事例（当連結会計年度に株式分割を行っている場合）

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月 31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月 31日）
1株当たり純資産額	XX円XX銭	XX円XX銭
1株当たり当期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	XX円XX銭	XX円XX銭

（注）1. 当社は、○年11月20日付で株式1株につき1.XX株の株式分割を行っている。前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益が算定されている。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）	当連結会計年度 （自 ○年4月 1日 至 ○年3月31日）
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち……）	XX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	XX	XX
（うち支払利息（税額相当額控除後）（百万円））	XX	XX
（うち……）	XX	XX
普通株式増加数（千株）	XX,XXX	XX,XXX
（うち転換社債（千株））	XX,XXX	XX,XXX
（うち新株予約権（千株））	XX,XXX	XX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第○回転換社債（額面総額XXX百万円）及び第○回新株予約権付社債（券面総額XXX百万円）、並びに新株予約権○種類（新株予約権の数○個）。第○回転換社債及び第○回新株予約権付社債の概要は「社債明細表」、新株予約権の概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	

作成にあたってのポイント

① 連結財務諸表において、1 株当たり純資産額を開示する場合には、当該金額の算定上の基礎として以下の事項を注記することが望ましいとされています。また、他に同様の開示を連結財務諸表において行っている場合には、その旨の記載をもって代えることができるとされています。

(1) 連結貸借対照表上の純資産の部の合計額と 1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産額の差額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する金額）の主要な内訳

(2) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数の種類別の内訳

② 「1 株当たり当期純利益金額」（連結財規第 65 条の 2）については、「1 株当たり当期純利益」と記載することも差し支えないと考えられます。

③ 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」において、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれている旨及び控除する当該自己株式の期中平均株式数を注記することとされています。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めている旨及び控除する当該自己株式の期末株式数を注記することとされています。

④ 株式引受権の金額は、1 株当たり純資産額の算定上、期末の純資産額の算定にあたっては、連結貸借対照表の純資産の部の合計額から控除することとされています。

⑤ 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」において、事後交付型におけるすべての権利確定条件を達成した場合に交付されることとなる契約は、潜在株式として取扱い、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取り扱うこととされています。

（重要な後発事象）

記載事例

（期末後に新株発行の決議がなされた場合）

○年 5 月○日開催の当社取締役会において、○年 7 月○日を払込期日として額面普通株式 X,XXX,XXX 株を一般募集の方法によって発行することを決議した。

発行価格、発行価格中資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、○年 7 月中旬開催の取締役会において決定する予定である。

なお、手取金は、全額設備資金に充当する予定である。

（大量の希望退職者の募集をしている場合）

当社は、経営の効率化、経営基盤の拡充を図るため、転身援助制度（勤続 XX 年以上の XX 歳から XX 歳までの社員が対象）により、○年 4 月 30 日から同年 6 月 30 日までの期間内で希望退職者の募集を行った結果、○年 6 月 25 日現在 XXX 名が応募し、○年 6 月 30 日付の予定で退職することに決定した。

希望退職者 XXX 名に対する特別退職金 XXX 百万円は、○年度において特別損失として計上する予定である。

（取引先の倒産等があった場合）

連結子会社Q社の主要な取引先である㈱○○は、○年 6 月○日○○地方裁判所へ民事再生法の適用申請を行い、受理された。再生計画の決裁、許可等はまだなされていない。

なお、○年○月○日現在における同社及び同社の関連会社に対する債権は、約 XXX 百万円である。

〔連結財規〕
（重要な後発事象の注記）
第 14 条の 9　連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

〔連結財規ガイドライン〕
14 の 9　財務諸表等規則ガイドライン 8 の 4 の取扱いは、規則第 14 条の 9 に規定する重要な後発事象の注記について準用する。

〔財規〕
（重要な後発事象の注記）
第 8 条の 4　貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕
8 の 4　規則第 8 条の 4 に規定する重要な後発事象とは、例えば次に掲げるものをいう。
1　火災、出水等による重大な損害の発生
2　多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
3　会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受
4　重要な係争事件の発生又は解決
5　主要な取引先の倒産
6　株式併合及び株式分割

作成にあたってのポイント
① 重要な後発事象の記載の対象は、連結会社において発生した事象のほか、持分法が適用される非連結子会社及び関連会社において発生した事象が含まれますので留意してください。
② 重要な後発事象が臨時報告書の提出要件を満たす場合には、併せて臨時報告書の提出も必要となりますのでご留意ください。
③ 連結財規ガイドライン 15 の 22 が準用する財規ガイドライン 8 の 27－5 により「貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第 8 条の 4 に規定する後発事象に該当することに留意する。」とされています。
なお、「後発事象に関する監査上の取扱い」において「このような後発事象のうち、決算日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。」とされていますのでご留意ください。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

記載事例

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（％）	担保	償還期限
当社	第Ｘ回公募社債	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
〃	第Ｘ回転換社債（注 1）	○.○.○	XX,XXX	－	X.XX	なし	○.○.○
〃	第Ｘ回転換社債（注 1)(注 4)	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX（XX,XXX）	X.XX	なし	○.○.○
○○社	第Ｘ回新株予約権付社債(注 2)	○.○.○	－	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
合計	－	－	XX,XXX	XX,XXX（XX,XXX）	－	－	－

（注） 1．転換社債に関する記載は次のとおりである。

銘柄	転換請求期間	転換価格（円）	発行株式	資本組入額（円／株）
第Ｘ回	○.○.○～○.○.○	X,XXX.XX	普通株式	XXX
第Ｘ回	○.○.○～○.○.○	X,XXX.XX	普通株式	XXX

2．新株予約権付社債に関する記載は次のとおりである。

発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額（円）	XXX
株式の発行価格（円）	X,XXX
発行価額の総額（百万円）	XXX
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	XX
新株予約権の付与割合（％）	XXX
新株予約権の行使期間	○.○.○～○.○.○

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。

また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなす。

3．連結決算日後 5 年内における償還予定額は以下のとおりである。

1 年以内（百万円）	1 年超 2 年以内（百万円）	2 年超 3 年以内（百万円）	3 年超 4 年以内（百万円）	4 年超 5 年以内（百万円）
XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX

4．当期末残高の（ ）内の金額は、1 年内に償還が予定されている転換社債である。

（記載上の注意）

（46） 連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（65） 連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

なお、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近連結会計年度　→　当連結会計年度

〔連結財規〕

（連結附属明細表の種類）

第 92 条　連結附属明細表の種類は、社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表とする。

2　前項に規定する社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表の様式は、様式第九号から第十一号までに定めるところによる。

〔連結財規〕様式第九号

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 （円）	当期末残高 （円）	利率（%）	担　保	償還期限
合計	－	－			－	－	－

（記載上の注意）

1. 連結会社の発行している社債（当該連結会計年度中に償還済みとなったものを含む。以下同じ。）について記載すること。
2. 「銘柄」の欄には、「第○回物上担保付○号社債」のように記載すること。ただし、連結会社の発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。

なお、新株予約権付社債については、新株予約権付社債である旨を付記すること。
3. 連結会社の発行している社債のうちに連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有しているものがある場合には、社債の銘柄ごとに、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している社債の金額を控除した金額を「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に記載すること。

ただし、合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結財務諸表提出会社又は連結子会社が所有している社債の金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。
4. 金額の重要性が乏しい社債については、「その他の社債」として一括して記載することができる。
5. 「担保」の欄には、担保付社債及び無担保社債の別を記載すること。
6. 新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第 236 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を欄外に記載すること。
7. 社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価格、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を欄外に記載すること。
8. 減債基金付社債については、その内容を欄外に記載すること。
9. 特別目的会社（財務諸表等規則第 8 条第 7 項に規定する特別目的会社をいう。）の発行している社債がノンリコース債務（第 41 条の 2 第 1 項に規定するノンリコース債務をいう。12 において同じ。）に該当する場合には、欄外にその旨を記載すること。

MEMO

10．外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記し、欄外にその旨を記載すること。
11．当期末残高のうち 1 年内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
12．連結決算日後 5 年内における 1 年ごとの償還予定額の総額を注記すること。ただし、社債がノンリコース債務に該当する場合には別に注記すること。

記載事例（連結会社の発行している社債が多数ある場合）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	利率（％）	担保	償還期限
*1	子会社普通社債	○.○.○ ～○.○.○	XX,XXX (XXX 百万$)	XX,XXX (XXX 百万$)	X.X～X.X	なし	○.○.○ ～○.○.○
*1	子会社転換社債	○.○.○ ～○.○.○	XX,XXX (XXX 百万$)	XX,XXX (XXX 百万$)	X.X～X.X	なし	○.○.○ ～○.○.○
*2	子会社新株予約権付社債	○.○.○ ～○.○.○	－	X,XXX	X.X～X.X	あり	○.○.○ ～○.○.○
合計	－	－	XX,XXX	XX,XXX	－	－	－

（注）　*1：在外子会社Ｒ、Ｓ、Ｔ社の発行しているものを集約している。
　　*2：国内子会社Ｕ、Ｖ、Ｗ社の発行しているものを集約している。

記載事例（連結財務諸表提出会社及び連結子会社間の内部取引を一括して控除している場合）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	利率（％）	担保	償還期限
当社	第Ｘ回公募社債	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
〃	第Ｘ回転換社債	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
〃	第Ｘ回転換社債	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
○○社	第X回新株予約権付社債	○.○.○	－	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
小計		－	XX,XXX	XX,XXX	－	－	－
内部取引の消去		－	△ XX,XXX	△ XX,XXX	－	－	－
合計		－	XX,XXX	XX,XXX	－	－	－

作成にあたってのポイント

無券面化されたコマーシャル・ペーパーを発行している場合で、当該コマーシャル・ペーパーについて連結貸借対照表上「短期社債」として表示しているときは、当該コマーシャル・ペーパーの内容については、「社債明細表」に記載することが適当であると思われます。

【借入金等明細表】

記載事例

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1 年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1 年以内に返済予定のリース債務	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1 年以内返済予定) ○○○（1 年超返済予定）	 XX,XXX XX,XXX	 XX,XXX XX,XXX	 X.X X.X	 － ○年○月○日～ ○年○月○日
合計	XX,XXX	XX,XXX	－	－

(注)1.「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（1 年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後 5 年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1 年超 2 年以内（百万円）	2 年超 3 年以内（百万円）	3 年超 4 年以内（百万円）	4 年超 5 年以内（百万円）
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース債務	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
その他有利子負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

記載事例（連結財務諸表提出会社及び連結子会社間の内部取引を一括して控除している場合）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1 年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1 年以内に返済予定のリース債務	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1 年以内返済予定) ○○○（1 年超返済予定）	 XX,XXX XX,XXX	 XX,XXX XX,XXX	 X.X X.X	 － ○年○月○日～ ○年○月○日
小計	XX,XXX	XX,XXX	－	－
内部取引の消去	△ XX,XXX	△ XX,XXX	－	－
合計	XX,XXX	XX,XXX	－	－

〔連結財規〕　様式第十号
【借入金等明細表】

区分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				－
1 年以内に返済予定の長期借入金				－
1 年以内に返済予定のリース債務				－
長期借入金（1 年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1 年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合　計			－	－

（記載上の注意）

1. 第 37 条第 1 項第 2 号に規定する短期借入金、同項第 3 号及び第 38 条第 1 項第 3 号に規定するリース債務、同項第 2 号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であって、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第 41 条の 2 第 1 項に規定するノンリコース債務をいう。6 において同じ。）については、短期借入金、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 連結会社相互間の取引に係るものがある場合には、各区分ごとに、連結会社相互間の取引に係るものの金額を控除した金額を「当期首残高」又は「当期末残高」の欄に記載すること。
   ただし、合計欄の直前に「内部取引の消去」の欄を設けて、連結会社相互間の取引に係るものの金額の合計額を一括して控除する方法によることができる。
5. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。
6. リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（1 年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
   ただし、ノンリコース債務（1 年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額については、リース債務、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

〔財規ガイドライン〕

121－1－4　規則様式第十三号の借入金等明細表（記載上の注意）第 2 号にいう特別の条件による利率とは、国内における金融機関の貸付利率の水準に比し著しく差異のあるものをいう。

作成にあたってのポイント

① 「平均利率」は加重平均利率を記載することになっていますが、当該利率を算定する際の利率及び残高は期末のものを使うのか、期中平均のものを使うのかは明示されていません。この場合、いずれか選択した方法を脚注することが適当と考えられます。

② 無券面化されたコマーシャル・ペーパーを発行している場合で、当該コマーシャル・ペーパーについて連結貸借対照表上「コマーシャル・ペーパー」として表示しているときは、当該コマーシャル・ペーパーの内容については、「借入金等明細表」に記載することが適当であると思われます。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1年以内に返済予定のリース負債	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース負債（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定) ○○○（1年超返済予定）	XX,XXX XX,XXX	XX,XXX XX,XXX	X.X X.X	－ ○年○月○日～ ○年○月○日
合計	XX,XXX	XX,XXX	－	－

(注)1.「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金、リース負債及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内（百万円）	2年超3年以内（百万円）	3年超4年以内（百万円）	4年超5年以内（百万円）
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
その他有利子負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合であって、連結財務諸表提出会社及び連結子会社間の内部取引を一括して控除している場合）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
1年以内に返済予定のリース負債	XX,XXX	XX,XXX	X.X	－
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース負債（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定) ○○○（1年超返済予定）	XX,XXX XX,XXX	XX,XXX XX,XXX	X.X X.X	－ ○年○月○日～ ○年○月○日
小計	XX,XXX	XX,XXX	－	－
内部取引の消去	△ XX,XXX	△ XX,XXX	－	－
合計	XX,XXX	XX,XXX	－	－

［当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔連結財規〕　様式第十号

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				－
1 年以内に返済予定の長期借入金				－
1 年以内に返済予定のリース負債				－
長期借入金（1 年以内に返済予定のものを除く。）				
リース負債（1 年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合　計			－	－

（記載上の注意）

1. 第 37 条第 1 項第 2 号に規定する短期借入金、同項第 3 号及び第 38 条第 1 項第 3 号に規定するリース負債、同項第 2 号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であって、金利の負担を伴うもの（社債を除く。以下「その他有利子負債」という。）について記載すること。ただし、ノンリコース債務（第 41 条の 2 第 1 項に規定するノンリコース債務をいう。6 において同じ。）については、短期借入金、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して記載すること。

2. ～4.　（略）

5. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、連結会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を連結貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

6. リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（1 年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額を注記すること。ただし、ノンリコース債務（1 年以内に返済予定のものを除く。）に係る連結決算日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額については、リース負債、長期借入金及びその他有利子負債とは別に科目ごとに区分して注記すること。

7. （略）

【資産除去債務明細表】

記載事例

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）
○○法に基づくもの	XXX	XXX	XXX	XXX
…	XXX	XXX	XXX	XXX
…	XXX	XXX	XXX	XXX

〔連結財規〕　様式第十一号

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 （円）	当期増加額 （円）	当期減少額 （円）	当期末残高 （円）

（記載上の注意）

1. 連結貸借対照表に計上されている当期首及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
2. 本明細表に記載すべき事項が第 15 条の 23 において読み替えて準用する財務諸表等規則第 8 条の 28 第 1 項に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。

〔連結財規〕

（連結附属明細表の作成の省略）

第 92 条の 2　当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下である場合には、前条第 1 項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。

2　前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

(2)【その他】

記載事例（訴訟）

(2) 【その他】

当社は、○○から○○を輸入しているが、○年から○年までの X 年間、価格統制による不正取引により損害を受けたとする○○国の部品製造業者（計○社）から、○○国及び日本法人○社とともに損害賠償請求訴訟（総額 XXX 百万ドル）を○○州裁判所に提訴され、○年○月○日、同訴訟は集団訴訟として認定され、現在係争中である。

記載事例（半期報告書を提出した会社で、中間連結財務諸表を作成している場合）

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高　（百万円）	XXX	XXX
税金等調整前中間（当期）純利益（百万円）	XXX	XXX
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益（百万円）	XXX	XXX
1 株当たり中間（当期）純利益（円）	XX.XX	XX.XX

記載事例（該当事項がない場合）

(2) 【その他】

該当事項はない。

（記載上の注意）

(47)　その他

a　当連結会計年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　第二号様式記載上の注意(66)c に準じて記載すること。

c　企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(66)　その他

a、b　（略）

c　提出会社が、最近連結会計年度において法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書（同項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合には、最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間連結会計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。

(a)　売上高

(b)　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額（連結財務諸表規則第 169 条の規定により記載しなければならない税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額をいう。）

(c)　親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額（連結財務諸表規則第 170 条第 5 項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額をいう。）

(d)　1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（連結財務諸表規則第 171 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(e)　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第 64 条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。）

(f)　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（連結財務諸表規則第 65 条第 4 項の規定により記載しなければならない親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額をいう。）

(g)　1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第 65 条の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額をいう。）

d　（略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・　最近連結会計年度　　→　　当連結会計年度

〔開示ガイドライン〕

（半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）

5－21－5　開示府令第二号様式記載上の注意(66)c の規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)c(a)から(g)までに掲げる項目又は同様式記載上の注意(74)d の規定による最近事業年度における中間会計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)d(a)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度における中間連結会計期間又は最近事業年度における中間会計期間以後の期間において連結財務諸表規則第 2 条第 43 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 51 項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第 2 条第 45 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 53 項に規定する修正再表示又は連結財務諸表規則第 2 条第 23 号若しくは財務諸表等規則第 8 条第 27 項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

（連結会計年度における四半期情報等の記載）

5－21－6　開示府令第二号様式記載上の注意(66)c の規定による最近連結会計年度における中間連結会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)d の規定による最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額の記載において、これらの記載に併せて、

MEMO

次に掲げる項目の金額を記載することができる。この場合には、これらの項目の金額について、第1四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下「第1四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下5－21－6において同じ。）、中間連結会計期間、第3四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から第2四半期連結会計期間（第1四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間をいう。）の翌四半期連結会計期間（以下「第3四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。以下5－21－6において同じ。）、最近連結会計年度又は第1四半期累計期間（事業年度の開始の日から最初の四半期会計期間（事業年度が3月を超える場合に、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下5－21－6において同じ。）の末日までの期間をいう。以下5－21－6において同じ。）、中間会計期間、第3四半期累計期間（事業年度の開始の日から第2四半期会計期間（事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。）の翌四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下5－21－6において同じ。）、最近事業年度の順に記載し、提出会社が、法第24条第1項第1号に掲げる有価証券を発行する者である場合であって、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しているときは、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載すること。

① 最近連結会計年度における第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る開示府令第二号様式記載上の注意(66)c(a)から(d)までに掲げる項目の金額

② 最近事業年度における第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る開示府令第二号様式記載上の注意(74)d(a)から(d)までに掲げる項目の金額

5－21－7　5－21－6に掲げる項目の金額を記載する場合には、これらの記載に併せて、次に掲げる項目の金額を記載することができる。

① 最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。）に係る開示府令第二号様式記載上の注意(66)c(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係る同様式記載上の注意(66)c(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）

② 最近事業年度における各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間を含む。）に係る開示府令第二号様式記載上の注意(74)d(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係る同様式記載上の注意(74)d(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

MEMO

特例財務諸表提出会社向け記載事例

記載項目

2. 財務諸表等
   (1) 財務諸表
      ①貸借対照表
      ②損益計算書
      ③株主資本等変動計算書
      注記事項
      （継続企業の前提に関する事項）
      （重要な会計方針）
      （重要な会計上の見積り）
      （会計方針の変更等）
      （表示方法の変更）
      （追加情報）
      （貸借対照表関係）
      （損益計算書関係）
      （リース関係）
      （有価証券関係）
      （税効果会計関係）
      （企業結合等関係）
      （収益認識関係）
      （重要な後発事象）
      ④附属明細表
   (2) 主な資産及び負債の内容
   (3) その他

留意事項

特例財務諸表提出会社が財規第 127 条により財務諸表を作成する場合の経理の状況の 2【財務諸表等】の記載事例を掲載しています。財規第 1 条の 2（連結財務諸表を作成している会社の特例）を適用せずに、財規第 1 章から第 6 章に基づいて財務諸表を作成する場合の経理の状況の 2【財務諸表等】の記載事例は、685 頁以降に掲載しています。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

記載事例

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年3月31日）	当事業年度 （○年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	XXX	XXX
受取手形	XXX	XXX
売掛金	XXX	XXX
契約資産	XXX	XXX
有価証券	XXX	XXX
商品及び製品	XXX	XXX
仕掛品	XXX	XXX
原材料及び貯蔵品	XXX	XXX
前払費用	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
流動資産合計	XXX	XXX
固定資産		
有形固定資産		
建物	XXX	XXX
構築物	XXX	XXX
機械及び装置	XXX	XXX
車両運搬具	XXX	XXX
工具、器具及び備品	XXX	XXX
土地	XXX	XXX
リース資産	XXX	XXX
建設仮勘定	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
有形固定資産合計	XXX	XXX
無形固定資産		
ソフトウエア	XXX	XXX
リース資産	XXX	XXX
のれん	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
無形固定資産合計	XXX	XXX
投資その他の資産		
投資有価証券	XXX	XXX
関係会社株式	XXX	XXX
長期貸付金	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
投資その他の資産合計	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX
繰延資産		
社債発行費	XXX	XXX
繰延資産合計	XXX	XXX
資産合計	XXX	XXX

（記載上の注意）

(48)　財務諸表

a　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第 5 条第 1 項又は第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第 8 条の 2 の 2 に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b　提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第 326 条第 2 項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(48)（b を除く。）から(53)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(48)（b を除く。）から(53)までに準じて記載すること。

c　財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(53)において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。

d　（略）

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下 e において「株式交換完全親会社等」という。）として最近 2 事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下 e において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近 2 事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近 2 連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第 8 条の 2 の 2 又は連結財務諸表規則第 8 条の 3 に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3)　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金 5 億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近 2 事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近 2 事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第 8 条の 2 の 2 に規定する比較情報を除く。）を「2　財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金 5 億円未満であるときは、記載を要しない。

〔財規〕

（連結財務諸表を作成している会社の特例）

第 1 条の 2　連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号に規定する会計監査人設置会社（第 2 条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。次編第 7 章において「特例財務諸表提出会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによることができる。

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。

一　貸借対照表　様式第五号の二

二　損益計算書　様式第六号の二

三　株主資本等変動計算書　様式第七号の二

四、五　（略）

2　（略）

作成にあたってのポイント

① 指定国際会計基準、修正国際基準又は米国式連結財務諸表によって連結財務諸表を作成している場合も、特例財務諸表提出会社の要件である「連結財務諸表を作成している会社」に該当すると考えられます。

② 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の科目については、それぞれの様式に記載された科目よりも詳細な区分により記載することができると考えられます。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	XXX	XXX
買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
未払金	XXX	XXX
未払費用	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
前受金	XXX	XXX
預り金	XXX	XXX
前受収益	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金		
資本準備金	XXX	XXX
その他資本剰余金	XXX	XXX
資本剰余金合計	XXX	XXX
利益剰余金		
利益準備金	XXX	XXX
その他利益剰余金		
××積立金	XXX	XXX
繰越利益剰余金	XXX	XXX
利益剰余金合計	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
評価・換算差額等合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

〔財規〕
（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）
第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
一　貸借対照表　様式第五号の二
（以下略）

〔財規〕　様式第五号の二　貸借対照表
（記載上の注意）
1. 上記の様式は、会社計算規則第 3 編第 2 章の規定に基づいて記載すること。
2. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
3. 新株式申込証拠金又は自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記すること。
4. ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。
5. 資産除去債務については、1 年内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示すること。
6. 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上すること。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

（会社計算規則第 3 編第 2 章の主な規定）

項　目	会社計算規則
通則	第 72 条
貸借対照表等の区分	第 73 条
資産の部の区分	第 74 条
負債の部の区分	第 75 条
純資産の部の区分	第 76 条
たな卸資産及び工事損失引当金の表示	第 77 条
貸倒引当金等の表示	第 78 条
有形固定資産に対する減価償却累計額の表示	第 79 条
有形固定資産に対する減損損失累計額の表示	第 80 条
無形固定資産の表示	第 81 条
関係会社株式等の表示	第 82 条
繰延税金資産等の表示	第 83 条
繰延資産の表示	第 84 条
新株予約権の表示	第 86 条

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

・リース会計基準第 49 項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。

・リース負債について貸借対照表において区分して表示する。

・「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減する。

・借手のリースについて、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年 3 月 31 日）	当事業年度 （○年 3 月 31 日）
資産の部		
（略）		
固定資産		
有形固定資産		
建物	XXX	XXX
構築物	XXX	XXX
機械及び装置	XXX	XXX
車両運搬具	XXX	XXX
工具、器具及び備品	XXX	XXX
土地	XXX	XXX
リース資産	XXX	－
使用権資産	－	XXX
建設仮勘定	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
有形固定資産合計	XXX	XXX
無形固定資産		
ソフトウエア	XXX	XXX
リース資産	XXX	－
使用権資産	－	XXX
のれん	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
無形固定資産合計	XXX	XXX
投資その他の資産		
投資有価証券	XXX	XXX
関係会社株式	XXX	XXX
長期貸付金	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX
使用権資産	－	XXX
その他	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
投資その他の資産合計	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX
（略）		

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規〕　様式第五号の二　貸借対照表

（記載上の注意）

1. ～3.　（略）

4.　ファイナンス・リースの貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

5.、6.　（略）

〔会社計算規則〕

（資産の部の区分）

第 74 条　（略）

2　（略）

3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

イ～ハ　（略）

ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので 1 年内に期限が到来するもの

ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので 1 年内に期限が到来するもの

ヘ～タ　（略）

二　次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産

イ～ト　（略）

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ、ヌ　（略）

三　次に掲げる資産　無形固定資産

イ～リ　（略）

ヌ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びルに掲げるものである場合に限る。）

ル　（略）

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

イ～ホ　（略）

ヘ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第 1 号ニに掲げるもの以外のもの

ト　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第 1 号ホに掲げるもの以外のもの

チ　使用権資産（リースの対象となる資産がリ及びヌに掲げるものである場合に限る。）

リ、ヌ　（略）

五　（略）

4　（略）

（負債の部の区分）

第 75 条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ト　（略）

チ　リース負債のうち、1 年内に期限が到来するもの

リ、ヌ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ～ヘ　（略）

ト　リース負債のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

チ、リ　（略）

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	XXX	XXX
買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
未払金	XXX	XXX
未払費用	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
前受金	XXX	XXX
預り金	XXX	XXX
前受収益	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
××引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX

（略）

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとされています。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされています。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示することとされています。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示することとされています。

② 契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記することとされています。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとされています。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該注記を省略することができるとされています。

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

③ 使用権資産については、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法又は対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により表示することとされています。

④ リース負債については、貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

⑤ 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

⑥ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（財規第 17 条第 1 項及び第 5 項）。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（財規第 17 条第 6 項及び第 7 項）。

⑦ 貸手については、上記⑤の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

②【損益計算書】

記載事例

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
売上高	XXX	XXX
売上原価	XXX	XXX
売上総利益（又は売上総損失）	XXX	XXX
販売費及び一般管理費	XXX	XXX
営業利益（又は営業損失）	XXX	XXX
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
営業外収益合計	XXX	XXX
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
経常利益（又は経常損失）	XXX	XXX
特別利益		
固定資産売却益	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
特別利益合計	XXX	XXX
特別損失		
固定資産売却損	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
特別損失合計	XXX	XXX
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	XXX	XXX
法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
国際最低課税額に対する法人税等	XXX	XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
法人税等合計	XXX	XXX
当期純利益（又は当期純損失）	XXX	XXX

〔財規〕
（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）
第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
一　（略）
二　損益計算書　様式第六号の二
（以下略）

〔財規〕　様式第六号の二　損益計算書
（記載上の注意）
1.　上記の様式は、会社計算規則第 3 編第 3 章の規定に基づいて記載すること。
2.　上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（会社計算規則第 3 編第 3 章の主な規定）

項　目	会社計算規則
通則	第 87 条
損益計算書等の区分	第 88 条
売上総損益金額	第 89 条
営業損益金額	第 90 条
経常損益金額	第 91 条
税引前当期純損益金額	第 92 条
税等	第 93 条
当期純損益金額	第 94 条

〔会社計算規則〕
（損益計算書等の区分）
第 88 条　損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。
一　売上高（売上高以外の名称を付すことが適当な場合には、当該名称を付した項目。以下同じ。）
二～七　（略）
2～7　（略）

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。

② 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を損益計算書において区分して表示するものとされています。ただし、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、当該記載及び当該注記の定めを適用しないことができるとされています。

③ 「国際最低課税額に対する法人税等」の金額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて記載することができるとされています。この場合、重要性が乏しい場合を除き、「国際最低課税額に対する法人税等」の金額を注記しなければならないとされています。

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

④ リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

⑤ 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

⑥ 次の事項については、損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。

・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）

⑦ 貸手については、上記⑤の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

［製造原価明細書］

記載事例（連結財務諸表において、セグメント情報を注記していない場合）

区分	注記番号	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日） 金額（百万円）	構成比（％）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日） 金額（百万円）	構成比（％）
Ⅰ　材料費		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
Ⅱ　労務費		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
Ⅲ　経費	※1	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
当期総製造費用		XX,XXX	100.0	XX,XXX	100.0
期首仕掛品棚卸高		X,XXX		X,XXX	
合計		XX,XXX		XX,XXX	
期末仕掛品棚卸高		X,XXX		X,XXX	
他勘定振替高	※2	X,XXX		X,XXX	
当期製品製造原価		XX,XXX		XX,XXX	

※1　主な内訳は、次のとおりである。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費	X,XXX　百万円	X,XXX　百万円
減価償却費	X,XXX　〃	X,XXX　〃
修繕費	X,XXX　〃	X,XXX　〃
動力費	X,XXX　〃	X,XXX　〃

※2　内訳は、次のとおりである。

項目	前事業年度	当事業年度
部分品	X,XXX　百万円	X,XXX　百万円
建設仮勘定	XXX　〃	XXX　〃
その他	XX　〃	XXX　〃
計	X,XXX　〃	X,XXX　〃

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算である。

（記載上の注意）

(50) 損益計算書

第二号様式記載上の注意(69)a 本文及び b に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(69) 損益計算書

a （略）

b 最近 2 事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報を注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近 2 事業年度　→　当事業年度の前事業年度及び当事業年度

作成にあたってのポイント

連結財務諸表において、セグメント情報を注記している場合は、製造原価明細書を掲げることを要しないとされています。

③【株主資本等変動計算書】

記載事例

前事業年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額							XXX	XXX		XXX							XXX
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX							XXX
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX		△XXX							△XXX
当期純利益							XXX	XXX		XXX							XXX
自己株式の処分									XXX	XXX							XXX
・・・・・・・																	XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	－	XXX	XXX	－	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

当事業年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額										－							－
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX							XXX
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX		△XXX							△XXX
当期純利益							XXX	XXX		XXX							XXX
自己株式の処分									XXX	XXX							XXX
・・・・・・・																	XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	－	XXX	XXX	－	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

〔財規〕
（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）
第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
一、二　（略）
三　株主資本等変動計算書　様式第七号の二
（以下略）

〔財規〕　様式第七号の二　株主資本等変動計算書
（記載上の注意）
1. 上記の様式は、会社計算規則第 3 編第 4 章の規定に基づいて記載すること。
2. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部における各項目との整合性に留意すること。
3. 遡及適用又は修正再表示（以下 3.において「遡及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
4. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高に区分表示すること。
5. 上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

作成にあたってのポイント
① 遡及適用等を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額を区分表示するとともに遡及適用等の後の期首残高を記載することとされています。また、会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示することとされていますので、ご留意ください。
② 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引については、株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動事由の記載にあたって、通常の新株の発行や自己株式の処分等とは区分して表示することも考えられます。

注記事項

（継続企業の前提に関する事項）

連結財務諸表当該項目 262－265 頁参照

〔財規〕

（継続企業の前提に関する注記）

第8条の27　貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

（注記の方法）

第9条　（略）

2、3　（略）

4　第8条の27の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第8条の2の3の規定による注記は、第1項の規定にかかわらず、第8条の27の規定による注記の次に記載しなければならない。

5　（略）

〔財規ガイドライン〕

8の27－1　規則第8条の27に規定する継続企業の前提とは、「監査基準」にいう継続企業の前提をいうものとする。

8の27－2　規則第8条の27に規定する継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況については、監査基準にいう継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況をいうものとし、債務超過、売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生、継続的な営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な債務の不履行、重要な債務の返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業活動の継続に不可欠な重要な資産の毀損又は喪失若しくは権利の失効、重要な市場又は取引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、法令等に基づく事業活動の制約等が含まれることに留意する。なお、これらの事象又は状況が複合して、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況となる場合もあることに留意する。

8の27－3　規則第8条の27の注記において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が各企業の実態を反映したものであるか否か、同条第2号に規定する対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かといった観点から、総合的かつ実質的に判断を行うものとし、8の27－2に規定する事象又は状況が存在するか否かといった画一的な判断を行うことのないよう留意する。

8の27－4　規則第8条の27第2号に規定する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間に講じるものを記載することに留意する。

8の27－5　貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条の4に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。

（重要な会計方針）

記載事例

重要な会計方針の開示目的について
　重要な会計方針については、投資者その他の財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとされています。

1．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、仕掛品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品……最終仕入原価法
トレーディング目的で保有する棚卸資産……時価法

2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用している。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用している。

(3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

〔財規〕

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第 127 条　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一　第 8 条の 2 の 3　会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 101 条各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

二～八　（略）

（重要な会計方針の注記）

第 8 条の 2 の 3　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔会社計算規則〕

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第 101 条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

五　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第 4 号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三　前 2 号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

4．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」等に係る事項について
　重要な会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するものと考えられますが、「収益認識に関する会計基準」等においては、重要な会計方針として少なくとも注記する内容として、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記するとされています。また、これらの項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記するとされています。
　本記載事例では、履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を事業別又は会計処理方法別に記載する方法を示しています。記載方法はこのほかにも考えられ、本記載事例に示した方法に限られるものではありません。
　なお、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は収益認識関係注記（670－671 頁参照）として記載することとされている項目ですが、重要な会計方針として注記している内容と同一の内容が記載される場合には、収益認識関係注記において注記を省略することができるとされています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

［事業別に記載する場合］
①　○○事業
　○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。
　なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

②　△△事業
　△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③　××事業
　××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

［会計処理方法別に記載する場合］
①　商品及び製品の販売
　○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。
　なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

②　工事契約
　△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③　ライセンスの供与
　××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

〔会社計算規則〕

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第101条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

五　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第4号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三　前2号に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 繰延資産の処理方法
株式交付費…支出時に全額費用として処理している。
社債発行費…社債償還期間（○年間）にわたり均等償却している。

(2) ヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

記載事例（有形固定資産の各項目別の主な耐用年数について記載する場合）

（本文に追記）
なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物	X年～X年
構築物	X年～X年
機械装置	X年～X年
車両運搬具	X年～X年
工具、器具及び備品	X年～X年

記載事例（無形固定資産の各項目別の主な耐用年数を記載する場合）

（本文に追記）
なお、主な耐用年数は次のとおりである。

自社利用のソフトウェア	X～X年
のれん	X～X年

記載事例（所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している場合）

（本文に追記）
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

MEMO

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（使用権資産を除く）
定率法を採用している。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用している。

(2) 無形固定資産（使用権資産を除く）
定額法を採用している。

(3) 使用権資産
原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産
原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産
借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

記載事例＜オペレーティング・リースの貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、無償賃貸期間について記載する場合（貸手のリース期間についてリース会計基準第 32 項(2)を選択する場合））

4.収益及び費用の計上基準

（略）

貸手のリース期間については、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法によっている。オペレーティング・リースによる貸手のリース料については、当該貸手のリース期間にわたり定額法で計上しているが、貸手のリース期間に無償賃貸期間が含まれる場合は、契約期間における使用料の総額（ただし、将来の業績等により変動する使用料を除く。）について契約期間にわたり計上している。

作成にあたってのポイント

① 資産又は負債の時価を算定する単位について、特定の市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）又は特定の取引相手先の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスク）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合、重要な会計方針において、その旨を注記することとされています。

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

② リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日）の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていた場合、「リースに関する会計基準」適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。従来、重要な会計方針に企業会計基準第 13 号適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている旨を記載していた場合には、重要な会計方針に該当しなくなったときを除き、当該注記を引き続き記載する必要があると考えられます。

（重要な会計上の見積り）

重要な会計上の見積りの開示目的について
　当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものを識別した場合には、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

記載事例

（重要な会計上の見積り）
1.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
○○○	XXX	XXX
△△△	XXX	XXX

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1.で識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報、例えば、(1)に記載した金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報を記載。

2.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
（以下略）

記載事例（識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報について、当該識別した項目に係る当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法の記載をもって代え、さらに連結財務諸表に当該算出方法と同一の内容が記載される場合）

（重要な会計上の見積り）
1.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
○○○	XXX	XXX
△△△	XXX	XXX

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）1.×××」の内容と同一である。

2.　（重要な会計上の見積りを示す項目を記載）
（以下略）

〔財規〕

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第8条の2の4　当事業年度の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積り（この編の規定により注記すべき事項の記載に当たって行った会計上の見積りを含む。）のうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下この条において「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。

一　重要な会計上の見積りを示す項目

二　前号に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

三　前号に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2　前項第2号及び第3号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、同項第2号及び第3号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第1項第3号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

4　第1項第3号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項第2号に掲げる金額の算出方法の記載をもって代えることができる。この場合において、連結財務諸表に当該算出方法と同一の内容が記載されるときには、その旨を記載し、当該算出方法の記載を省略することができる。

〔財規ガイドライン〕

8の2の4　規則第8条の2の4に規定する注記は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　重要な会計上の見積りについては、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に従って識別するものとする。

2　重要な会計上の見積りを示す項目が複数ある場合には、規則第8条の2の4に規定する注記については、重要な会計上の見積りを示す項目ごとに一覧できるようまとめて記載するものとする。

3　規則第8条の2の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の注記については、投資者その他の財務諸表の利用者が同条に規定する重要な会計上の見積りの内容を理解できるようにするための情報を開示することを目的とした上で、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるもの（以下「重要な会計上の見積り」という。）を識別した場合には、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされています。

② 重要な会計上の見積りについては、次の項目を注記しなければならないとされていますが、(2)及び(3)の記載については、①の開示目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとするとされています。

(1) 重要な会計上の見積りを示す項目

(2) (1)のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額

(3) 金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報（識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報）

③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報の記載は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、それらの事項の記載を省略することができるとされています。

④ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報の記載は、連結財務諸表を作成している場合には、重要な会計上の見積りを示す項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法の記載をもって代えることができるとされています。この場合において、連結財務諸表に当該算出方法と同一の内容が記載されるときには、その旨を記載し、当該算出方法の記載を省略することができるとされています。

（会計方針の変更等）

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

・「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。）第 118 項本文に従って過去の期間のすべてに遡及適用する。

・リース会計基準第 49 項(2)に従い、貸借対照表における使用権資産の表示について、対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。

・貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

（会計方針の変更）

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、（会計方針の変更の具体的な内容）。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、（会計方針の変更の具体的な内容）。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の貸借対照表は、有形固定資産の使用権資産が XXX 百万円増加し、無形固定資産の使用権資産が XXX 百万円増加し、流動負債のリース負債が XXX 百万円増加し、固定負債のリース負債が XXX 百万円増加している。前事業年度の損益計算書は、売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、販売費及び一般管理費が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円増加し、受取利息及び受取配当金が XXX 百万円増加し、支払利息が XXX 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。また、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前事業年度の株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は XXX 百万円減少している。

遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益はそれぞれ、X 円 XX 銭、X 円 XX 銭及び X 円 XX 銭減少している。

〔財規〕

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第 8 条の 3　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（以下「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る 1 株当たり情報（1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額（第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定する潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下この章において同じ。）に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第 1 号ホからトまで及び第 2 号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る 1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計基準等の名称

ロ　当該会計方針の変更の内容

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六　1 株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4　前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

(1) 借手及び貸手について、以下の経過措置を適用する。

① 「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減すること

② リース適用指針第 119 項(1)に従って、適用初年度の前事業年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと

③ リース適用指針第 119 項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること

(2) 借手について、以下の経過措置を適用する。

① リース適用指針第 120 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前事業年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(3)及び(4)に従って会計処理を行い、使用権資産の算定については同項(2)②に従ってリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること

③ リース適用指針第 124 項(2)に従って、適用初年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、リース適用指針第 123 項(1)及び(2)を適用せずに、リース適用指針第 20 項における短期リースに関する簡便的な取扱いによる方法で会計処理を行うこと

④ リース適用指針第 124 項(4)に従って、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

(3) 貸手について、以下の経過措置を適用する。

① リース適用指針第 131 項に従って、企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前事業年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること

② リース適用指針第 132 項に従って、企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて適用初年度の期首に締結された新たなリースとしてリース会計基準を適用すること

(4) 貸手としてのリースはリース適用指針第 71 項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

（会計方針の変更）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、（会計方針の変更の具体的な内容）。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、（会計方針の変更の具体的な内容）。

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 8 月 22 日内閣府令第 75 号）〕

附則

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条（略）

第 3 条（略）

2 （略）

3　前項の場合においては、新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は第 131 条第 3 項第 4 号若しくは第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第 1 種中間財務諸表若しくは第 2 種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4　前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年 3 月 24 日内閣府令第 20 号）〕

附則

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条（略）

2 （略）

3　前項の場合においては、新財務諸表等規則第 8 条の 3 第 3 項第 5 号及び第 6 号又は第 131 条第 3 項第 4 号若しくは第 213 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第 1 種中間財務諸表若しくは第 2 種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4　前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第 8 条の 3 の 2　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第 3 号から第 5 号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四　前事業年度に係る 1 株当たり情報に対する影響額

五　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

(1) 借手及び貸手

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第119項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前事業年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号　2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当事業年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当事業年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。

(2) 借手

借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 120 項に定める方法を適用し、前事業年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを当事業年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③及び④に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(2)②及び(3)に定める方法を適用し、当事業年度の期首時点における残りの借手のリース料を当事業年度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値によりリース負債を計上し、当事業年度の期首時点の使用権資産に「固定資産の減損に係る会計基準」（2002 年（平成 14 年）8 月　企業会計審議会）を適用したうえで、使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること

③ リース適用指針第 22 項を適用して使用権資産及びリース負債を計上しないリースについて、リース適用指針第 123 項(4)に定める方法を適用し、修正しないこと

④ リース適用指針第 124 項(2)に定める方法を適用し、当事業年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、使用権資産及びリース負債を計上せず借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上すること

⑤ リース適用指針第 124 項(4)に定める方法を適用し、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

また、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っていない。

当事業年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債の金額は XXX 百万円である。

(3) 貸手

貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 131 項に定める方法を適用し、前事業年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを当事業年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること

② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて、リース適用指針第 132 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首に締結された新たなリースとして、リース会計基準等を適用すること

この結果、当事業年度の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円減少し、受取利息及び受取配当金が XXX 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

当事業年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益はそれぞれ、X 円 XX 銭、X 円 XX 銭及び X 円 XX 銭減少している。

2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第1号ホからトまで及び第2号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前2項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第8条の3の3　既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称及びその概要

二　当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）

三　当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

2　前項第3号に掲げる事項は、当該会計基準等が専ら表示方法及び注記事項を定めた会計基準等である場合には、記載することを要しない。

3　第1項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第8条の3の6　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額

四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

MEMO

〔財規ガイドライン〕

8の3　規則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、次の点に留意する。

1　同一の事業年度において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第8条の3又は第8条の3の2の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。

2　規則第8条の3第1項第3号及び第8条の3の2第1項第3号に規定する財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額とは、遡及適用（規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下同じ。）を行った場合において、当事業年度に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表に計上された主な科目の金額との差額をいうものとする。

3　規則第8条の3第2項第1号ハ及び第8条の3の2第2項第1号ハに規定する財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額をいうものとする。

4　規則第8条の3第2項第2号ハ及び第8条の3の2第2項第2号ハに規定する財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額とは、次の(1)から(3)までに掲げる金額をいうものとする。

(1)　前事業年度の期首以前から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額

(2)　当事業年度の期首から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額

(3)　前事業年度の期中から変更後の会計方針を適用したとき　当事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報に計上された主な科目の金額と、前事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額との差額、及び当事業年度に係る財務諸表の主な科目の金額と、変更前の会計方針を当事業年度に適用した場合において計上されるべき主な科目の金額との差額

5　規則第8条の3第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

8の3の3　規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等については、貸借対照表日までに公表されたものについて記載するものとする。ただし、貸借対照表日後に公表されたものについて記載することを妨げない。

8の3の3－1－2　財務諸表作成時において、会計基準等の適用時期について決定していない場合には、規則第8条の3の3第1項第2号の記載に代えて、その旨を記載するものとする。

8の3の3－1－3　規則第8条の3の3第1項第3号に規定する財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとする。なお、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとする。

8の3の5－3　規則第8条の3の5第3号イ及び第8条の3の6第4号イの規定における会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に与える影響について、当事業年度に係る財務諸表に与えている影響額に基づき、当該影響の概要を把握することができる場合には、規則第8条の3の5ただし書及び第8条の3の6ただし書に規定する重要性が乏しい場合に該当するものとして、注記を省略することができることに留意する。

記載事例（当事業年度において会計方針を変更し、遡及適用を行った場合）

（会計方針の変更）

当社の製品は、従来、総平均法による原価法によっていたが、当期から移動平均法による原価法に変更した。

この変更は、（正当な理由を記載）ために行っている。当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度における貸借対照表は、商品及び製品、繰越利益剰余金がそれぞれ XXX 百万円、XXX 百万円増加し、前事業年度の損益計算書は、売上原価が XXX 百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額増加し、当期純利益が XXX 百万円増加している。

前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は XXX 百万円増加している。

なお、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益はそれぞれ、XX 円 XX 銭、X 円 XX 銭及び X 円 XX 銭増加している。

記載事例（当事業年度において会計方針の変更を行ったが、会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

機械装置及び車両運搬具の減価償却方法について、従来、定額法を採用していたが、（正当な理由を記載）のため、当事業年度より、定率法に変更した。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が XX 百万円それぞれ減少している。

作成にあたってのポイント

① 会計方針については、継続性の原則との関係からみだりにこれを変更してはならないこととされていますのでご留意ください。

② 会計基準等の改正時における会計方針の変更は遡及適用が原則となりますが、当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されている場合は、その取扱いが優先して適用されます。

なお、経過措置に従って会計処理を行った場合はその旨及び経過措置の概要等、所定の事項を記載することとなります。

③ 減価償却方法は会計方針として位置づけられますが、減価償却方法の変更は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当します。したがって、減価償却方法の変更を行った際は、遡及適用は求められませんが、財規第8条の3の6の注記が求められます。

④ 「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」の注記において、当事業年度の財務諸表に与えている影響額に基づき、翌事業年度以降の財務諸表に与える影響の概要を把握することができる場合、翌事業年度以降の財務諸表に与える影響に関する注記は重要性が乏しいものとして省略することができるとされています。

MEMO

作成にあたってのポイント（続き）

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合）

⑤　リース会計基準等を早期適用する場合の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な取扱い」という。）と、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法」という。）が認められています。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられています。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。

⑥　620 頁の記載事例(2)借手②では、「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額で使用権資産を計上する方法の例を記載しています。遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する借手は、当該方法又はリース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額により使用権資産を計上する方法のいずれかをリース 1 件ごとに選択することができるとされていますので、各企業で実際に選択した方法に合わせて記載することが考えられます。

⑦　適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、売手である借手は、「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 126 項に従って、資産の譲渡について「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さないこと、リースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理しリース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する企業会計基準第 13 号における取扱いを継続すること等の経過措置を適用することとされています。適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に重要性がある場合には、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。なお、当該経過措置については、原則的な取扱い又は遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法のいずれを選択した場合でも記載を行うことになると考えられます。

⑧　借手については、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 10 項(5)の注記に代えて、次の事項を注記することとされています。

(ア)適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

(イ)次の(a)と(b)との差額の説明

(a)適用初年度の前事業年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料（(ア)の追加借入利子率で割引後）

(b)適用初年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債

また、連結財務諸表を作成している場合には、（ア）及び（イ）の注記に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができるとされています。

一方、貸手については、上記の借手の経過措置と同様の定めはないため、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合であっても、原則どおり、重要な会計方針の変更による影響額を記載することとなります。

⑨　リース適用指針第 97 項(1)から(3)の会計処理を選択した借手は、当該会計方針に重要性がある場合、会計方針の変更において注記をすることが考えられます。

（当事業年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025 年 3 月 11 日）を早期適用する場合）

⑩　「金融商品会計に関する実務指針」を早期適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられます。

記載事例（当事業年度において会計上の見積りの変更を行った場合）

（会計上の見積りの変更）

当社が保有する備品Ｘは、従来、耐用年数を 10 年として減価償却を行ってきたが、当事業年度において、……（変更の内容を記載）……により、耐用年数を 6 年に見直し、将来にわたり変更している。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が XXX 百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少している。

〔財規〕

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第127条　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一、二　（略）

三　第8条の3の5　会社計算規則第102条の4各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

四～八　（略）

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第8条の3の5　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

〔会社計算規則〕

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第102条の4　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類又は連結計算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（表示方法の変更）

記載事例

○○の表示方法は、従来、貸借対照表上、○○（前事業年度 XXX 百万円）に含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より、○○（当事業年度 XXX 百万円）として表示している。

記載事例（当事業年度から、貸借対照表等を新たな様式に基づいて作成するとともに、注記を会社計算規則に掲げる事項の注記に変更した場合）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第 127 条第 1 項に定める様式に基づいて作成している。

また、財務諸表等規則第 127 条第 2 項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更している。

記載事例（当事業年度から、リース取引に関する注記、資産除去債務に関する注記等を省略する場合）

以下の事項について、記載を省略している。

・財務諸表等規則第 8 条の 6 に定めるリース取引に関する注記については、同条第 4 項により、記載を省略している。

・財務諸表等規則第 8 条の 28 に定める資産除去債務に関する注記については、同条第 2 項により、記載を省略している。

（以下略）

記載事例（当事業年度から、特定事業を営む会社以外の上場会社で、有価証券明細表の記載を省略する場合）

以下の事項について、記載を省略している。

・財務諸表等規則第 121 条第 1 項第 1 号に定める有価証券明細表については、同条第 3 項により、記載を省略している。

〔財規〕

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第127条　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一　（略）

二　第8条の3の4　会社計算規則第102条の3第1項各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

三～八　（略）

（表示方法の変更に関する注記）

第8条の3の4　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　財務諸表の組替えの内容

二　財務諸表の組替えを行った理由

三　財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2　前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第2項に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

〔会社計算規則〕

（表示方法の変更に関する注記）

第102条の3　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

2　（略）

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年3月26日内閣府令第19号）〕

附則

（施行期日）

第1条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項及び第3項において「新財務諸表等規則」という。）は、平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合には、新財務諸表等規則第8条の3の4第1項第3号に掲げる金額（第1条中財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6、第8条の23、第8条の28、第20条、第26条、第26条の2、第42条、第54条の4、第56条、第68条の4、第75条、第76条の2、第80条、第86条、第95条の3の2、第95条の3の3、第95条の5の2、第95条の5の3、第107条、第121条及び第127条の改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3　企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第65号）附則第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条第3項各号に定める事項は、財務諸表提出会社（新財務諸表等規則第5条第1項第1号に規定する財務諸表等提出会社をいう。）が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（追加情報）

記載事例（従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている場合）

（追加情報） 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

〔財規〕

（追加情報の注記）

第8条の5　この編において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

記載事例（「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続している場合）

（追加情報）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第 36 号 2018 年 1 月 12 日。以下「実務対応報告第 36 号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第 36 号第 10 項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続している。

1．権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	○年　有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役○名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　XX,XXX 株
付与日	○年○月○日
権利確定条件	付与日（○年○月○日）以降、権利確定日（○年○月○日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	○年○月○日 ○年○月○日
権利行使期間	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。

（注）株式数に換算して記載している。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度（○年 3 月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

	○年　有償新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	XX,XXX
付与	－
失効	X,XXX
権利確定	XX,XXX
未確定残	－
権利確定後（株）	
前事業年度末	－
権利確定	XX,XXX
権利行使	XX,XXX
失効	－
未行使残	XX,XXX

② 単価情報

権利行使価格　（円）	X,XXX
行使時平均株価　（円）	X,XXX

2．採用している会計処理の概要

----------。

MEMO

記載事例（暗号資産交換業者が「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」を適用している場合）

（追加情報）

当社は、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）における暗号資産を保有している。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度 （○年 3 月 31 日）	当事業年度 （○年 3 月 31 日）
保有する暗号資産（預託者から預かっている暗号資産を除く）	XXX 百万円	XXX 百万円
預託者から預かっている暗号資産	XXX 〃	XXX 〃
合　計	XXX 〃	XXX 〃

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	前事業年度 （○年 3 月 31 日）		当事業年度 （○年 3 月 31 日）	
種類	保有数量（単位）	貸借対照表計上額	保有数量（単位）	貸借対照表計上額
○○○○	X,XXX □□□	XXX 百万円	X,XXX □□□	XXX 百万円
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
その他	－	XXX 〃	－	XXX 〃
合　計	－	XXX 〃	－	XXX 〃

② 活発な市場が存在しない暗号資産

	前事業年度 （○年 3 月 31 日）		当事業年度 （○年 3 月 31 日）	
種類	保有数量（単位）	貸借対照表計上額	保有数量（単位）	貸借対照表計上額
○○○○	X,XXX □□□	XXX 百万円	X,XXX □□□	XXX 百万円
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
○○○○	X,XXX □□□	XXX 〃	X,XXX □□□	XXX 〃
その他	－	XXX 〃	－	XXX 〃
合　計	－	XXX 〃	－	XXX 〃

作成にあたってのポイント

① 財規において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされています。

② 各追加情報における影響額の記載にあたり、当該金額を正確に算定することが困難な場合には、合理的な方法による概算額を記載することも差し支えないものと考えられます。

③ 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」で求められている注記については、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記の内容が同一となる場合には、個別財務諸表の注記は、連結財務諸表に当該注記がある旨の記載をもって代えることができることとされています。

④ 「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、当該実務対応報告の会計処理によらず、従来採用していた会計処理を継続することができます。この場合、当該取引について次の事項を注記することとされています。

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の概要（各会計期間において存在した権利確定条件付き有償新株予約権の内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等））。ただし、付与日における公正な評価単価については、記載を要しない。

(2) 採用している会計処理の概要

⑤ 暗号資産交換業者においては以下の項目のすべてを、暗号資産利用者においては以下の項目のうち(1)及び(3)を注記することとされています（「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」第 17 項）。

(1) 期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額

(2) 預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額

(3) 期末日において保有する暗号資産について、活発な市場が存在する暗号資産と活発な市場が存在しない暗号資産の別に、暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な暗号資産については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし、暗号資産交換業者は、(1)と(2)を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができます。また、暗号資産利用者は、(1)が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができます。

（貸借対照表関係）

記載事例

※○　担保に供している資産及び担保に係る債務

（担保に供している資産）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
定期預金	XXX 百万円	XXX 百万円
建物	XXX 〃	XXX 〃
土地	XXX 〃	XXX 〃
計	XXX 〃	XXX 〃

（担保に係る債務）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
短期借入金	XXX 百万円	XXX 百万円
長期借入金	XXX 〃	XXX 〃
計	XXX 〃	XXX 〃

※○　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
短期金銭債権	XXX 百万円	XXX 百万円
長期金銭債権	XXX 〃	XXX 〃
短期金銭債務	XXX 〃	XXX 〃
長期金銭債務	XXX 〃	XXX 〃

○　保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っている。

前事業年度 （○年３月31日）		当事業年度 （○年３月31日）	
㈱○○○	XXX 百万円	㈱○○○	XXX 百万円
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
その他	XXX 〃	その他	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

○　親会社株式

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
流動資産（関係会社株式）	XXX 百万円	XXX 百万円

〔財規〕

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第127条　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一～三　（略）

四　第18条及び第32条の2　会社計算規則第103条第9号に掲げる事項

五　第39条及び第55条　会社計算規則第103条第6号に掲げる事項

六　第43条　会社計算規則第103条第1号に掲げる事項

七　第58条　会社計算規則第103条第5号に掲げる事項

八　（略）

第18条　親会社株式（会社法第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものに限る。第31条第1号及び第32条の2において同じ。）のうち1年内に処分されると認められるものは、流動資産に親会社株式の科目をもって別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

第32条の2　親会社株式のうち第18条に規定するもの以外のものは、投資その他の資産に親会社株式の科目をもって別に掲記しなければならない。ただし、その金額が僅少である場合には、注記によることができる。

（関係会社に対する資産の注記）

第39条　関係会社との取引に基づいて発生した受取手形、売掛金及び契約資産の合計額が資産の総額の100分の5を超える場合には、当該受取手形、売掛金及び契約資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する受取手形又は売掛金及び契約資産の合計額のいずれかの金額が資産の総額の100分の5以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2　関係会社との取引に基づいて発生した債権（受取手形、売掛金、契約資産及び第32条第1項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未着品、積送品、前払費用又は未収収益で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3　前2項に規定する関係会社に対する資産で、前2項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が資産の総額の100分の5を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（関係会社に対する負債の注記）

第55条　関係会社との取引に基づいて発生した支払手形及び買掛金の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合には、当該支払手形及び買掛金の金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、関係会社に対する支払手形又は買掛金のいずれかの金額が負債及び純資産の合計額の100分の5以下である場合には、これらの合計額のみを注記することができる。

2　関係会社との取引に基づいて発生した債務（支払手形、買掛金及び第52条第1項の規定により区分掲記されるものを除く。）、未払費用又は前受収益で、その金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

3　前2項に規定する関係会社に対する負債で、前2項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（担保資産の注記）

第43条　資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

（偶発債務の注記）

第58条　偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。以下同じ。）がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

MEMO

〔会社計算規則〕

（貸借対照表等に関する注記）

第 103 条　貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項（連結注記表にあっては、第 6 号から第 9 号までに掲げる事項を除く。）とする。

一　資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ　資産が担保に供されていること。

ロ　イの資産の内容及びその金額

ハ　担保に係る債務の金額

二～四　（略）

五　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

六　関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

七～八　（略）

九　当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、リース適用指針第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、貸借対照表においてリース負債を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（流動負債）の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（固定負債）の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規〕

（流動資産の区分表示）

第 17 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三の二　（略）

四　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

六～十二　（略）

2～4 （略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 5 号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第 49 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額 100 の 5 を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十四　（略）

2～5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第 52 条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十　（略）

2、3 （略）

4　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

① リース負債については、貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

② 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（財規第 17 条第 1 項及び第 5 項)。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（財規第 17 条第 6 項及び第 7 項)。

④ 貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

（損益計算書関係）

記載事例

※○　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
営業取引による取引高		
売上高	XXX 百万円	XXX 百万円
仕入高	XXX 百万円	XXX 百万円
営業取引以外の取引による取引高	XXX 百万円	XXX 百万円

〔財規〕

（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）

第 127 条　（略）

2　特例財務諸表提出会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める事項の注記をもって当該各号に掲げる規定の注記に代えることができる。

一～七　（略）

八　第 74 条、第 88 条、第 91 条及び第 94 条　会社計算規則第 104 条に規定する関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

（関係会社に対する売上高の注記）

第 74 条　関係会社に対する売上高が売上高の総額の 100 分の 20 を超える場合には、その金額を注記しなければならない。

（関係会社に係る営業費用の注記）

第 88 条　関係会社との取引により発生した商品若しくは原材料の仕入高、委託加工費、不動産賃借料又は経費分担額（関係会社において発生した事業年度中の経費の一定割合を財務諸表提出会社において負担する契約に基づくものをいう。）で、その金額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項に規定する関係会社との取引により発生した費用で、前項の規定により注記したもの以外のものの金額の合計額が売上原価と販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 20 を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（関係会社に係る営業外収益の注記）

第 91 条　営業外収益に属する関係会社との取引により発生した収益で、その金額が営業外収益の総額の 100 分の 10 を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る収益の合計額が営業外収益の総額の 100 分の 10 を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

（関係会社に係る営業外費用の注記）

第 94 条　営業外費用に属する関係会社との取引により発生した費用で、その金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えるものについては、その金額を注記しなければならない。

2　前項の規定により注記したもの以外の関係会社に係る費用の合計額が営業外費用の総額の 100 分の 10 を超える場合には、その旨及びその金額を注記しなければならない。

〔会社計算規則〕

（損益計算書に関する注記）

第 104 条　損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。

記載事例（「販売費及び一般管理費」として一括掲記した場合）

※○　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）
研究開発費	XXX 百万円	XXX 百万円
運賃及び荷造費	XXX 〃	XXX 〃
広告宣伝費	XXX 〃	XXX 〃
販売手数料	XXX 〃	XXX 〃
従業員給料及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
役員賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃
販売費に属する費用のおおよその割合	XX %	XX %
一般管理費に属する費用のおおよその割合	XX 〃	XX 〃

記載事例（「販売費」と「一般管理費」として一括掲記した場合）

※○　販売費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）
給与及び賃金	XXX 百万円	XXX 百万円
賞与及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
運送費及び保管費	XXX 〃	XXX 〃
広告宣伝費	XXX 〃	XXX 〃
販売促進費	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

※○　一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月　1日 至　○年3月31日）
給与及び賃金	XXX 百万円	XXX 百万円
賞与及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
役員賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

〔財規〕

（販売費及び一般管理費の表示方法）

第 85 条　販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記し、その主要な費目及びその金額を注記することを妨げない。

2　前項ただし書に規定する主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 10 を超える費目をいう。

〔財規ガイドライン〕

85－1　規則第 85 条第 1 項ただし書の規定により、販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記した場合には、販売費に属する費用と一般管理費に属する費用のおおよその割合を併せて注記するものとする。

作成にあたってのポイント

特例財務諸表提出会社が様式第六号の二に基づき損益計算書を作成した場合で、損益計算書において販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記した場合は、その主要な費目及び金額を注記すると考えられます。

なお、その場合の主要な費目とは、減価償却費及び引当金繰入額（これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。）並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の 100 分の 10 を超える費目と考えられます。

記載事例＜借手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、損益計算書においてリース負債に係る利息費用を支払利息に含めて表示している場合）

※○　支払利息のうち、リース負債に係る利息費用の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）
XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてファイナンス・リースに係る販売損益を他の損益に含めて表示している場合）

※○　△△△（ファイナンス・リースに係る販売損益が含まれる科目を記載）のうち、ファイナンス・リースに係る販売損益の金額は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額を受取利息及び受取配当金に含めて表示している場合）

※○　受取利息及び受取配当金のうち、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額の金額は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてオペレーティング・リースに係る収益を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（オペレーティング・リースに係る収益が含まれる科目を記載）のうち、オペレーティング・リースに係る収益は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　○年 4 月　1 日 至　○年 3 月 31 日）
XXX 百万円	XXX 百万円

［当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合］

〔財規〕

(営業外費用の表示方法)

第 93 条　営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第 87 条の規定により販売費として記載されるものを除く。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第 98 条の 3　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第 303 条の 2 において同じ。）

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第 303 条の 2 において同じ。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

93　規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合）

借　手

① リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

② 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③ 次の事項については、損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。

・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）
・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）

④ 貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

MEMO

（財規で規定されている主なその他の注記事項）

項　目	財　規
重要な後発事象の注記	第 8 条の 4
追加情報の注記	第 8 条の 5
有価証券に関する注記	第 8 条の 7
税効果会計の適用等	第 8 条の 11 及び第 8 条の 12
取得による企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 17
逆取得となる企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 18
段階取得となる企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 19
共通支配下の取引等の注記	第 8 条の 20
子会社が親会社を吸収合併した場合の注記	第 8 条の 21
共同支配企業の形成の注記	第 8 条の 22
事業分離における分離元企業の注記	第 8 条の 23
事業分離における分離先企業の注記	第 8 条の 24
企業結合に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 25
事業分離に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 26
継続企業の前提に関する注記	第 8 条の 27
収益認識に関する注記	第 8 条の 32

（リース関係）

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、会計方針に関する情報について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合）

会計方針に関する情報は、連結財務諸表「注記事項（リース関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規〕

（リースに関する注記）

第 8 条の 6　リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第 8 条の 30 第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条の 2 第 1 項において同じ。）である場合　次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　会計方針に関する情報　次に掲げる会計処理を行った場合には、その旨及び当該会計処理の内容

(1)　リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理

(2)　指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理

(3)　借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ　リース特有の取引に関する情報　次に掲げる事項

(1)　次に掲げる事項（貸借対照表において区分して表示していないものに限る。）

（ⅰ）　使用権資産（借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額

（ⅱ）　イ(2)に掲げる会計処理を行った場合には、当該会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額

（ⅲ）　イ(3)に掲げる会計処理を行った場合であって、かつ、権利金等の減価償却を行わなかったときは、償却していない旧借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）附則第 2 条の規定による廃止前の借地法（大正 10 年法律第 49 号）の規定により設定された借地権をいう。(ⅲ)において同じ。）の設定に係る権利金等又は普通借地権（定期借地権（借地借家法第 2 条第 1 号に規定する借地権で同法第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条第 1 項の規定の適用を受けるものをいう。）以外の借地権（旧借地権を除く。）をいう。）の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

(2)　次の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)又は(ⅱ)に定める事項（損益計算書において区分して表示していないものに限る。）

（ⅰ）　短期リース（リース開始日において、借手のリース期間が 12 月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう。）について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって費用として計上する場合　当該短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額（借手のリース期間が 1 月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を除く。）

（ⅱ）　借手の変動リース料をリース負債に含めない場合　当該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

(3)　セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第 98 条の 3 において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)から(ⅲ)までに定める事項

（ⅰ）　セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

（ⅱ）　資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行った場合　当該会計処理を行った資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額

（ⅲ）　(ⅱ)の会計処理以外の会計処理を行った場合　当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件

(4)　サブリース取引（原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。）については、次の(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ⅰ)から(ⅲ)までに定める事項

（ⅰ）　使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

（ⅱ）　ヘッドリース（サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。）における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合　当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額

MEMO

（iii） 転リース取引（サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。）に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であって、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合　当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1)　リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。）

(2)　使用権資産の増加額

(3)　使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二　財務諸表提出会社がファイナンス・リース（契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次のイ又はロに掲げる情報の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　リース特有の取引に関する情報　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1)　リース債権及びリース投資資産に関して、貸借対照表において次の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる事項を区分して表示していない場合　次に掲げる事項

（ⅰ）　リース債権について、リース料債権（将来のリース料を収受する権利をいう。イ(1)並びにロ(3)及び(4)において同じ。）部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）及び受取利息相当額

（ⅱ）　リース投資資産について、リース料債権部分及び見積残存価額部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）並びに受取利息相当額

(2)　リース債権及びリース投資資産に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合　当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報　次に掲げる事項

(1)　リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(2)　リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容

(3)　リース債権に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後5年超の回収予定額

(4)　リース投資資産に係るリース料債権部分の金額（利息相当額を控除する前の金額に限る。）について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後5年超の回収予定額

三　財務諸表提出会社がオペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリースをいう。以下同じ。）の貸手である場合　次に掲げる事項

イ　リース特有の取引に関する情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益を損益計算書において区分して表示していない場合には、当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額

ロ　当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報として、オペレーティング・リースに係る貸手のリース料に係る貸借対照表日後5年内における1年ごとの受取予定額及び貸借対照表日後5年超の受取予定額

2　前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3　第1項第1号ロ及びハ、第2号並びに第3号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該事項の記載を省略することができる。

4　第1項第1号イに掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

5　第1項第1号ロ(1)(ⅰ)に掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。

6　第1項第1号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7　第1項第2号イ(1)に掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号イ(1)(ⅰ)及び(ⅱ)を合算して注記することができる。

8　第1項第2号ロに掲げる事項は、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計

MEMO

額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、借手及び貸手とも、リースに関する注記として掲げられている項目のうち、「リース特有の取引に関する情報」及び「当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報」については、注記をしないことができるとされています。また、借手は、リースに関する注記として掲げられている項目のうち、「会計方針に関する情報」については、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされています。

（有価証券関係）

記載事例

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（○年３月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
①　子会社株式	XXX	XXX	XXX
②　関連会社株式	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX

（注）上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度（百万円）
子会社株式	XXX
関連会社株式	XXX

当事業年度（○年３月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
①　子会社株式	XXX	XXX	XXX
②　関連会社株式	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX

（注）上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度（百万円）
子会社株式	XXX
関連会社株式	XXX

〔財規〕

（有価証券に関する注記）

第8条の7　前条（第10項を除く。）に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券　　当該事業年度（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号）第23条第2号に規定する特定有価証券であって、計算期間の終了の時における当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあっては、最終の計算期間）の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券　　当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

三　子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　貸借対照表日における時価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

四　その他有価証券　　有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第6号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ　取得原価

ハ　貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額

五　当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券　　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

六　当該事業年度中に売却したその他有価証券　　有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2　当該事業年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　当該事業年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

4　前各項（第1項第3号を除く。）に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

〔財規ガイドライン〕

8の7－1　規則第8条の7第1項に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。

1　規則第8条の7第1項第2号の記載に当たっては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。

2　規則第8条の7第1項第3号の記載に当たっては、子会社株式及び関連会社株式のそれぞれに区分して記載するものとする。

3　規則第8条の7第1項第4号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。

4　規則第8条の7第1項第4号に規定する取得原価には、償却原価法に基づいて算定された価額を含むものとする。

5　規則第8条の7第1項第6号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに記載することができる。

作成にあたってのポイント

市場価格のない株式等については、その旨並びに当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記することとされていますので、ご留意ください。

（税効果会計関係）

記載事例

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	XXX 百万円	XXX 百万円
退職給付引当金	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
繰延税金資産小計	X,XXX	X,XXX
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ XXX	△ XXX
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ XXX	△ XXX
評価性引当額小計	△ XXX	△ XXX
繰延税金資産合計	X,XXX	X,XXX
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ XXX	△ XXX
その他	△ XXX	△ XXX
繰延税金負債合計	△ XXX	△ XXX
繰延税金資産(負債)の純額	X,XXX	X,XXX

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
法定実効税率	XX.X ％	XX.X ％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X.X	X.X
住民税均等割	X.X	X.X
評価性引当額の増減	－	X.X
その他	△X.X	X.X
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX.X	XX.X

［税法の改正に伴い、法人税等の税率が変更された場合］

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率をXX.X%からXX.X%に変更し計算している。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額はXXX百万円減少し、法人税等調整額がXXX百万円増加している。

4．決算日後における法人税等の税率の変更

（略）

〔財規〕

（税効果会計の適用）

第 8 条の 11　法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下この編において同じ。）を適用して財務諸表を作成しなければならない。

（税効果会計に関する注記）

第 8 条の 12　前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一　繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）の発生の主な原因別の内訳

二　当該事業年度に係る法人税等の計算に用いられた税率（以下この条において「法定実効税率」という。）と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税等（税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。）の比率（以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。）との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

三　法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額

四　決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響

2　繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額（以下この条において「評価性引当額」という。）がある場合には、次の各号に掲げる事項を前項第 1 号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。

一　当該評価性引当額

二　当該評価性引当額に重要な変動が生じた場合には、その主な内容

3　第 1 項第 1 号に掲げる事項に繰越欠損金（法人税等に係る法令の規定において繰越しが認められる期限（第 1 号において「繰越期限」という。）まで繰り越すことができる欠損金額（法人税等に係る法令の規定に基づき算定した各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、次の各号に掲げる事項を併せて注記しなければならない。

一　繰越期限別の繰越欠損金に係る次に掲げる事項

イ　繰越欠損金に法定実効税率を乗じた額

ロ　繰越欠損金に係る評価性引当額

ハ　繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

二　繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産を回収することが可能と判断した主な理由

4　第 2 項第 2 号及び前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

5　第 1 項第 2 号に掲げる事項については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下である場合には、注記を省略することができる。

〔財規ガイドライン〕

8 の 12－2－1　規則第 8 条の 12 第 1 項第 1 号に掲げる事項に繰越欠損金を記載する場合であって、当該繰越欠損金が重要であるときは、同条第 2 項第 1 号の記載に当たっては、繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載するものとする。なお、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含めるものとする。

記載事例（「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」を適用している場合）

3．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号　2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

作成にあたってのポイント

① 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額は、期末における一時差異等の残高に、改正後の税率と改正前の税率の差を乗じて算出することとされています。

② グループ通算制度の適用により、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を税効果会計に関する注記の内容とあわせて注記するものとされています。

③ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記するとされています。

（企業結合等関係）

記載事例

1．取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

2．共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

3．共同支配企業の形成

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

4．事業分離

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

〔財規〕
（取得による企業結合が行われた場合の注記）
第8条の17　（略）

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）
第8条の18　当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第1項第1号から第10号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとしたときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。
2　前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。
一　パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と財務諸表提出会社に係る貸借対照表及び損益計算書の当該項目の金額との差額
イ　貸借対照表項目（資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれんをいう。第8条の21第2項第1号において同じ。）
ロ　損益計算書項目（売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額、負ののれん発生益及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。第8条の21第2項第1号において同じ。）
二　パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の主要な項目の金額
3　第1項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。
一　第8条第36項第1号に掲げる企業結合　財務諸表提出会社
二　第8条第36項第2号に掲げる企業結合　吸収分割会社又は現物出資を行った企業
三　第8条第36項第3号に掲げる企業結合　株式交換完全子会社
四　第8条第36項第4号に掲げる企業結合　株式交付子会社
4　第1項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、当該事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

（段階取得となる企業結合が行われた場合の注記）
第8条の19　当該事業年度において他の企業の取得による企業結合が複数の取引によって行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。
一　第8条の17第1項各号に掲げる事項に準ずる事項
二　取得企業が取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額と当該取得原価を企業結合日における時価で算定した被取得企業の取得原価との差額
三　前号に掲げる差額を損益として処理した場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額
2　前項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、記載することを要しない。

（共通支配下の取引等の注記）
第8条の20　当該事業年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　取引の概要
二　実施した会計処理の概要
三　子会社株式を追加取得した場合には、第8条の17第1項第3号、第4号及び第8号に掲げる事項に準ずる事項
2、3　（略）

（共同支配企業の形成の注記）
第8条の22　当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
一　取引の概要
二　実施した会計処理の概要
2、3　（略）

MEMO

（事業分離における分離元企業の注記）

第8条の23　当該事業年度において重要な事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、分離元企業は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　事業分離の概要

二　実施した会計処理の概要

イ　移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

ロ　移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

三　分離した事業が含まれていた報告セグメント（第8条の29第1項に規定する報告セグメントをいう。）の名称

四　当該事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

五　移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

2、3　（略）

4　第1項及び前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

8の17　規則第8条の17から第8条の22まで及び第8条の25に規定する注記とは、「企業結合に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「企業結合に関する会計基準」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。

8の23　規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

8の23－1－1　規則第8条の23第1項第1号に掲げる「事業分離の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。

1　分離先企業の名称

2　分離した事業の内容

3　事業分離を行った主な理由

4　事業分離日

5　その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）

8の23－1－4　規則第8条の23第1項第4号に規定する損益の概算額には、分離した事業に係る売上高や営業損益が含まれることに留意する。

（収益認識関係）

記載事例（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略している。

〔財規〕

（収益認識に関する注記）

第8条の32　顧客との契約から生じる収益については、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　顧客との契約から生じる収益及び当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報

二　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

三　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

2　前項各号に掲げる事項について、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合（次項に規定する場合を除く。）には、その旨を記載し、前項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3　第1項各号に掲げる事項について、第8条の2の3の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。

4　第1項第1号及び第3号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、注記を省略することができる。

5　第1項第2号に掲げる事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

作成にあたってのポイント

個別財務諸表においては、収益認識関係注記として掲げられている項目のうち、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」及び「顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」については、連結財務諸表を作成している場合には、注記を省略することができるとされています。また、「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされています。

（重要な後発事象）

連結財務諸表の当該項目 566－567 頁参照

〔財規〕

（重要な後発事象の注記）

第8条の4　貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象（以下この章において「重要な後発事象」という。）が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

8の4　規則第8条の4に規定する重要な後発事象とは、例えば次に掲げるものをいう。

1　火災、出水等による重大な損害の発生
2　多額の増資又は減資及び多額の社債の発行又は繰上償還
3　会社の合併、重要な事業の譲渡又は譲受
4　重要な係争事件の発生又は解決
5　主要な取引先の倒産
6　株式併合及び株式分割

作成にあたってのポイント

財規ガイドライン8の27－5により「貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、当該重要な不確実性の存在は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。」とされています。

なお、「後発事象に関する監査上の取扱い」において「このような後発事象のうち、決算日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。」とされていますのでご留意ください。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

記載事例（減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区　分	資産の種　類	当期首残高	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX) [X,XXX]	X,XXX	XX,XXX	X,XXX
	構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX) [XX]	XXX	X,XXX	X,XXX
	機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX) [XXX]	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX
	車両運搬具	XXX	XX	XX	XX	XXX	XX
	工具、器具及び備品	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX	XX,XXX	X,XXX
	土地	X,XXX	XXX	XXX	－	X,XXX	－
	リース資産	X,XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX
	建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	－	X,XXX	－
	計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX) [X,XXX]	X,XXX	XXX,XXX	XX,XXX
無形固定資産	ソフトウェア	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	リース資産	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	のれん	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	計	XXX	XX	XX	XX	XXX	－

(注)1.「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額である。

2.「土地」の「当期増加額」は○○工場建設に係る用地取得によるものである。

3.「当期減少額」欄の[　]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。

（記載上の注意）
（53） 附属明細表
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
（72） 附属明細表
最近事業年度の附属明細表を示すこと。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近事業年度 → 当事業年度

〔財規〕
（附属明細表の種類）
第 121 条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。
一 有価証券明細表
二 有形固定資産等明細表
三 社債明細表
四 借入金等明細表
五 引当金明細表
六 資産除去債務明細表
2 前項各号に掲げる附属明細表の様式は、様式第十号から第十五号までに定めるところによる。
3 財務諸表提出会社（法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券の発行者に限る。）は、第 1 項第 1 号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第 123 条第 1 号に規定する場合を除く。）。
4 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第 123 条第 1 号に規定する場合を除く。）。

〔財規〕
（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）
第 127 条 特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
一～三 （略）
四 有形固定資産等明細表 様式第十一号の二
五 （略）
2 （略）

〔財規〕様式第十一号の二
【有形固定資産等明細表】

（単位：円）

区 分	資産の種 類	当期首残高	当 期増加額	当 期減少額	当 期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産							
	計						
無形固定資産							
	計						

（記載上の注意）
1. 重要な増減額がある場合には、その理由を注記すること。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、リース会計基準第 49 項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示し、減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区　分	資産の種　類	当期首残高	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX) [X,XXX]	X,XXX	XX,XXX	X,XXX
	構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX) [XX]	XXX	X,XXX	X,XXX
	機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX) [XXX]	X,XXX	XX,XXX	XX,XXX
	車両運搬具	XXX	XX	XX	XX	XXX	XX
	工具、器具及び備品	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX	XX,XXX	X,XXX
	土地	X,XXX	XXX	XXX	－	X,XXX	－
	使用権資産	X,XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX
	建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	－	X,XXX	－
	計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX) [X,XXX]	X,XXX	XXX,XXX	XX,XXX
無形固定資産	ソフトウェア	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	使用権資産	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	のれん	XXX	XX	XX	XX	XXX	－
	計	XXX	XX	XX	XX	XXX	－

(注)1.「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額である。

2.「土地」の「当期増加額」は○○工場建設に係る用地取得によるものである。

3.「当期減少額」欄の[　]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。

2. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
3. 固定資産の減損に係る会計基準に基づき減損損失を認識した場合には、貸借対照表における表示（直接控除形式又は間接控除形式）にあわせて以下のとおり記載すること。

　直接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期減少額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。また、間接控除形式により表示する場合については、当期の減損損失の金額を「当期償却額」に含めて記載し、その額を内書（括弧書）として記載すること。
4. 当期首残高又は当期末残高について、取得価額により記載する場合には、その旨を記載すること。

作成にあたってのポイント

　特例財務諸表提出会社は、社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表については作成を要しないとされており、加えて上場会社に該当する場合は、有価証券明細表についても作成を要しないとされています。

【引当金明細表】

記載事例

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	XXX	XXX	XXX	XXX
賞与引当金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
役員賞与引当金	XX	XX	XX	XX
役員退職慰労引当金	XXX	XX	－	XXX
○○引当金	XXX	XX	－	XXX

〔財規〕
（特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準）
第 127 条　特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、前各章の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
一～四　（略）
五　引当金明細表　様式第十四号の二
2　（略）

〔財規〕様式第十四号の二
【引当金明細表】

（単位：円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

（記載上の注意）
1. 当期首又は当期末のいずれかに引当金（退職給付引当金を除く。）の残高がある場合にのみ作成すること。
2. 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

記載事例

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

（記載上の注意）

(54)　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(73)　主な資産及び負債の内容

(68)の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a　流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。

b　流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

c　流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。

d　流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位5社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位3社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。

e　aからdまでの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

作成にあたってのポイント

連結財務諸表を作成している場合は、「主な資産及び負債の内容」の記載を省略することができます。

(3)【その他】

記載事例（訴訟）

(3) 【その他】
当社は、〇〇から〇〇を輸入しているが、〇年から〇年までの X 年間、価格統制による不正取引により損害を受けたとする〇〇国の部品製造業者（計〇社）から、〇〇国及び日本法人〇社とともに損害賠償請求訴訟（総額 XXX 百万ドル）を〇〇州裁判所に提訴され、〇年〇月〇日、同訴訟は集団訴訟として認定され、現在係争中である。

記載事例（該当事項がない場合）

(3) 【その他】
該当事項はない。

（記載上の注意）

(55)　その他

a　当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　（略）

c　提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

MEMO

財規第１章から第６章に基づいて
財務諸表を作成する場合の記載事例

記載項目

2. 財務諸表等
(1) 財務諸表
①貸借対照表
②損益計算書
③株主資本等変動計算書
注記事項
（継続企業の前提に関する事項） …… 602
（重要な会計方針）
（重要な会計上の見積り） …… 612
（会計方針の変更等） …… 616
（表示方法の変更）
（追加情報） …… 632
（貸借対照表関係）
（損益計算書関係）
（リース関係） …… 654
（有価証券関係） …… 660
（税効果会計関係） …… 662
（企業結合等関係） …… 666
（収益認識関係） …… 670
（持分法損益等）
（重要な後発事象） …… 672
④附属明細表
(2) 主な資産及び負債の内容
(3) その他

留意事項

財規第１条の２（連結財務諸表を作成している会社の特例）を適用せずに、財規第１章から第６章に基づいて財務諸表を作成する場合の経理の状況の２【財務諸表等】の記載事例を掲載しています。なお、上記項目のうち頁数を記載している項目については、該当頁（特例財務諸表提出会社向け記載事例）をそれぞれ参照してください。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

記載事例

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	XXX	XXX
受取手形	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
受取手形（純額）	XXX	XXX
売掛金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
売掛金（純額）	XXX	XXX
契約資産	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
契約資産（純額）	XXX	XXX
リース債権	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
リース債権（純額）	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
リース投資資産（純額）	XXX	XXX
有価証券	XXX	XXX
商品及び製品	XXX	XXX
仕掛品	XXX	XXX
原材料及び貯蔵品	XXX	XXX
前渡金	XXX	XXX
前払費用	XXX	XXX
未収収益	XXX	XXX
株主、役員又は従業員に対する短期債権	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
株主、役員又は従業員に対する短期債権（純額）	XXX	XXX
短期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
短期貸付金（純額）	XXX	XXX
未収入金	XXX	XXX
・・・・・	XXX	XXX
流動資産合計	XXX	XXX
固定資産		
有形固定資産		
建物	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
建物（純額）	XXX	XXX
構築物	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
構築物（純額）	XXX	XXX
機械及び装置	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
機械及び装置（純額）	XXX	XXX
船舶	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
船舶（純額）	XXX	XXX
車両運搬具	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
車両運搬具（純額）	XXX	XXX
工具、器具及び備品	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
工具、器具及び備品（純額）	XXX	XXX

（記載上の注意）

(48) 財務諸表

a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。）については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

b 提出会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成したときは、(48)（b を除く。）から(53)までの規定により記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(48)（b を除く。）から(53)までに準じて記載すること。

c 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(53)において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。

d （略）

e 株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下 e において「株式交換完全親会社等」という。）として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下 e において「株式交換完全子会社等」という。）となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第8条の2の2又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

f 会社の分割により事業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報を除く。）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。

(49) 貸借対照表

第二号様式記載上の注意(68)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(68) 貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（(67)a の規定により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

・最近2事業年度 → 当事業年度の前事業年度及び当事業年度

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）		当事業年度 （○年３月31日）	
土地	※○	XXX	※○	XXX
リース資産		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
リース資産（純額）		XXX		XXX
建設仮勘定		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
有形固定資産合計		XXX		XXX
無形固定資産				
のれん		XXX		XXX
特許権		XXX		XXX
借地権		XXX		XXX
商標権		XXX		XXX
実用新案権		XXX		XXX
意匠権		XXX		XXX
鉱業権		XXX		XXX
漁業権		XXX		XXX
ソフトウエア		XXX		XXX
リース資産		XXX		XXX
公共施設等運営権		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
無形固定資産合計		XXX		XXX
投資その他の資産				
投資有価証券		XXX		XXX
関係会社株式		XXX		XXX
関係会社社債		XXX		XXX
その他の関係会社有価証券		XXX		XXX
出資金		XXX		XXX
関係会社出資金		XXX		XXX
長期貸付金		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
長期貸付金（純額）		XXX		XXX
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金（純額）		XXX		XXX
関係会社長期貸付金		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
関係会社長期貸付金（純額）		XXX		XXX
破産更生債権等		XXX		XXX
貸倒引当金		△XXX		△XXX
破産更生債権等（純額）		XXX		XXX
長期前払費用		XXX		XXX
前払年金費用		XXX		XXX
繰延税金資産		XXX		XXX
投資不動産		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
投資不動産（純額）		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
投資その他の資産合計		XXX		XXX
固定資産合計		XXX		XXX
繰延資産				
創立費		XXX		XXX
開業費		XXX		XXX
株式交付費		XXX		XXX
社債発行費		XXX		XXX
開発費		XXX		XXX
繰延資産合計		XXX		XXX
資産合計		XXX		XXX

（貸借対照表に関する主な財規の規定）

項　目	財　規
貸借対照表の記載方法	第 11 条
資産、負債及び純資産の分類	第 12 条
資産及び負債の科目の配列	第 13 条
資産の分類	第 14 条
各資産の範囲	第 15 条～第 16 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 31 条～第 31 条の 4、第 36 条
流動資産の区分表示等	第 17 条～第 20 条
固定資産の区分表示等	第 23 条～第 26 条の 2、第 28 条～第 30 条、第 32 条、第 32 条の 2、第 33 条、第 34 条
繰延資産の区分表示	第 37 条、第 38 条
負債の分類	第 45 条
各負債の範囲	第 47 条～第 48 条の 3、第 51 条～第 51 条の 4
流動負債の区分表示	第 49 条、第 50 条
固定負債の区分表示	第 52 条、第 53 条
繰延税金資産及び繰延税金負債の表示	第 54 条
土地再評価に係る繰延税金資産・負債の表示	第 32 条の 3、第 52 条の 2
特別法上の準備金等	第 54 条の 3
棚卸資産及び工事損失引当金の表示	第 54 条の 4
純資産の分類	第 59 条
株主資本の分類	第 60 条
資本金の表示	第 61 条
新株式申込証拠金の表示	第 62 条
資本剰余金の区分表示	第 63 条
利益剰余金の区分表示	第 65 条
自己株式の表示	第 66 条
自己株式申込証拠金の表示	第 66 条の 2
評価・換算差額等の分類及び区分表示	第 67 条
株式引受権の表示	第 67 条の 2
新株予約権の表示	第 68 条

〔財規〕　様式第五号　貸借対照表

（記載上の注意）

1. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債については、第 54 条の規定により表示すること。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	XXX	XXX
買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
未払金	XXX	XXX
未払費用	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
前受金	XXX	XXX
預り金	XXX	XXX
前受収益	XXX	XXX
修繕引当金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
株主、役員又は従業員からの短期借入金	XXX	XXX
従業員預り金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
関係会社長期借入金	XXX	XXX
株主、役員又は従業員からの長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	XXX
長期未払金	XXX	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
繰延税金負債	XXX	XXX
退職給付引当金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX

（貸借対照表に関する主な財規ガイドラインの規定）

項　目	財規ガイドライン
独立会計に属する資産の表示	11
現金及び預金の定義	15－1
手形債権の定義	15－2
有価証券の定義	15－4
商品の定義	15－5
製品、副産物及び作業くずの定義	15－6
半製品の定義	15－7
原料及び材料の定義	15－8
仕掛品の定義	15－9
消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品の定義	15－10
前渡金の定義	15－11
その他の資産の定義	15－12
通常取引以外の取引に基づく手形債権の表示	17－1－2
商品及び製品等の定義	17－1－7
その他資産の区分掲記に関する事項	19
財規第 22 条に規定する営業の用に供する資産	22
工具、器具及び備品の定義	22－6
土地の定義	22－7
建設仮勘定の定義	22－9
山林及び植林の定義	22－10
減損損失累計額の表示	26 の 2－3
水利権、版権、著作権、映画会社の原画権、公共施設等運営事業における更新投資に係る資産等の定義	27－14
敷金差入保証金の表示	31－6
長期前払費用の一年内費用化分の表示	32－1－11
投資目的の建物その他の資産の減価償却累計額等の表示	33
繰延資産の定義	36
手形債務の定義	47－1
買掛金の定義	47－2
不動産業等の前受額の表示	47－2 の 2
広告料、販売手数料等の未払額の表示	47－5
その他の負債の定義	47－6
通常取引以外の取引に基づく手形債務の表示	49－1－1
短期借入金に含まれる金融手形の定義	49－1－3
その他の負債に含まれる未払金の表示	49－1－5
預り金の表示	49－1－9
その他負債の区分掲記に関する事項	50
預り敷金等の表示	51
長期借入金に含まれる金融手形の定義	52－1－2
長期未払法人税等の範囲	52－1－5
一年内使用予定の引当金	52－1－7
株主、役員若しくは従業員からの長期借入金の区分掲記	53
工事損失引当金の定義	54 の 4
特別法上の準備金等の表示方法	54 の 3－1
新株式申込証拠金の表示方法	62－1

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	XXX	XXX
資本剰余金		
資本準備金	XXX	XXX
その他資本剰余金	XXX	XXX
資本剰余金合計	XXX	XXX
利益剰余金		
利益準備金	XXX	XXX
その他利益剰余金		
××積立金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
繰越利益剰余金	XXX	XXX
利益剰余金合計	XXX	XXX
自己株式	△XXX	△XXX
株主資本合計	XXX	XXX
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	XXX	XXX
繰延ヘッジ損益	XXX	XXX
土地再評価差額金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
評価・換算差額等合計	XXX	XXX
株式引受権	XXX	XXX
新株予約権	XXX	XXX
純資産合計	XXX	XXX
負債純資産合計	XXX	XXX

〔財規〕

（流動資産の範囲）

第 15 条　次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一　（略）

二　受取手形（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利（当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。第 3 号及び第 17 条第 4 項において「顧客との契約から生じた債権」という。）その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

二の二　（略）

三　売掛金（顧客との契約から生じた債権その他の通常の取引に基づいて発生した営業上の未収金をいう。ただし、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

三の二　契約資産（顧客との契約に基づく財貨の交付又は役務の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、第 2 号に掲げる受取手形及び前号に掲げる売掛金以外のものをいう。ただし、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

四～十二　（略）

（流動資産の区分表示）

第 17 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三　（略）

三の二　契約資産

四～十二　（略）

2、3　（略）

4　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産のそれぞれについて、他の項目に属する資産と一括して表示することができる。この場合においては、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる項目に属する資産（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに同項第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産の科目及びその金額をそれぞれ注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

（流動負債の範囲）

第 47 条　次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

一～二　（略）

二の二　契約負債（顧客との契約に基づいて財貨若しくは役務を交付又は提供する義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、未だ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。）

三　前受金

四～六　（略）

（流動負債の区分表示）

第 49 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一～七　（略）

七の二　契約負債

八～十四　（略）

2～4　（略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 7 号の 2 に掲げる項目に属する負債については、他の項目に属する負債と一括して表示することができる。この場合においては、同号に掲げる項目に属する負債の科目及びその金額を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該注記を省略することができる。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

・リース会計基準第 49 項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。

・リース負債について貸借対照表において区分して表示する。

・「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減する。

・借手のリースについて、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年 3 月 31 日）		当事業年度 （○年 3 月 31 日）	
資産の部				
（略）				
固定資産				
有形固定資産				
建物		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
建物（純額）		XXX		XXX
構築物		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
構築物（純額）		XXX		XXX
機械及び装置		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
機械及び装置（純額）		XXX		XXX
船舶		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
船舶（純額）		XXX		XXX
車両運搬具		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
車両運搬具（純額）		XXX		XXX
工具、器具及び備品		XXX		XXX
減価償却累計額		△XXX		△XXX
工具、器具及び備品（純額）		XXX		XXX
土地	※○	XXX	※○	XXX
リース資産		XXX		－
減価償却累計額		△XXX		－
リース資産（純額）		XXX		－
使用権資産		－		XXX
減価償却累計額		－		△XXX
使用権資産（純額）		－		XXX
建設仮勘定		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
有形固定資産合計		XXX		XXX
無形固定資産				
のれん		XXX		XXX
特許権		XXX		XXX
借地権		XXX		XXX
商標権		XXX		XXX
実用新案権		XXX		XXX
意匠権		XXX		XXX
鉱業権		XXX		XXX
漁業権		XXX		XXX
ソフトウエア		XXX		XXX
リース資産		XXX		－
使用権資産		－		XXX
公共施設等運営権		XXX		XXX
・・・・		XXX		XXX
無形固定資産合計		XXX		XXX

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規〕

（流動資産の区分表示）

第 17 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三の二　（略）

四　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

六～十一　（略）

十二　その他

2～4　（略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 5 号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

第 19 条　第 17 条第 1 項第 12 号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

19 規則第 19 条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1～5　（略）

6　通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で 1 年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	XXX	XXX
関係会社株式	XXX	XXX
関係会社社債	XXX	XXX
その他の関係会社有価証券	XXX	XXX
出資金	XXX	XXX
関係会社出資金	XXX	XXX
長期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
長期貸付金（純額）	XXX	XXX
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金（純額）	XXX	XXX
関係会社長期貸付金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
関係会社長期貸付金（純額）	XXX	XXX
破産更生債権等	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
破産更生債権等（純額）	XXX	XXX
長期前払費用	XXX	XXX
前払年金費用	XXX	XXX
繰延税金資産	XXX	XXX
投資不動産	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
投資不動産（純額）	XXX	XXX
使用権資産	－	XXX
減価償却累計額	－	△XXX
使用権資産（純額）	－	XXX
・・・・	XXX	XXX
投資その他の資産合計	XXX	XXX
固定資産合計	XXX	XXX

（略）

（投資その他の資産の区分表示）

第 32 条　投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～十三　（略）

十四　使用権資産（対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。）

十五　その他

2　（略）

3　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 14 号に掲げる項目に属する資産については、同項第 15 号に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

第 33 条　第 32 条第 1 項第 15 号の資産のうち、投資不動産（投資の目的で所有する土地、建物その他の不動産をいう。）、一年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

33 規則第 33 条の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1　（略）

2　規則第 31 条の 3 に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

（単位：百万円）

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形	XXX	XXX
買掛金	XXX	XXX
短期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
未払金	XXX	XXX
未払費用	XXX	XXX
未払法人税等	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX
前受金	XXX	XXX
預り金	XXX	XXX
前受収益	XXX	XXX
修繕引当金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
株主、役員又は従業員からの短期借入金	XXX	XXX
従業員預り金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
流動負債合計	XXX	XXX
固定負債		
社債	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX
関係会社長期借入金	XXX	XXX
株主、役員又は従業員からの長期借入金	XXX	XXX
リース債務	XXX	－
リース負債	－	XXX
長期未払金	XXX	XXX
長期未払法人税等	XXX	XXX
繰延税金負債	XXX	XXX
退職給付引当金	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
資産除去債務	XXX	XXX
公共施設等運営権に係る負債	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
固定負債合計	XXX	XXX
負債合計	XXX	XXX

（流動負債の区分表示）

第 49 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額 100 の 5 を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十四　（略）

2～5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第 52 条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十　（略）

2、3 （略）

4　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとされています。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされています。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示することとされています。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示することとされています。

② 契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記することとされています。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとされています。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、当該注記を省略することができるとされています。

③ 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金が事業年度末時点で存在する場合には、純資産の部の「自己株式」の次に「自己株式申込証拠金」という科目をもって掲記しなければならないこととされていますのでご留意ください。

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

④ 使用権資産については、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法又は対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により表示することとされています。

⑤ リース負債については、貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

⑥ 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

⑦ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（財規第 17 条第 1 項及び第 5 項）。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（財規第 17 条第 6 項及び第 7 項）。なお、通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産で 1 年内に期限が到来するもの及び投資その他の資産に属するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権又はリース投資資産の科目をもって掲記することとされています（財規ガイドライン 19 の 6 及び 33 の 2）。

⑧ 貸手については、上記⑥の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

②【損益計算書】

記載事例

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
売上高	XXX	XXX
売上原価		
商品（又は製品）期首棚卸高	XXX	XXX
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	XXX	XXX
合計	XXX	XXX
商品（又は製品）期末棚卸高	XXX	XXX
商品（又は製品）売上原価	XXX	XXX
売上総利益（又は売上総損失）	XXX	XXX
販売費及び一般管理費		
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
販売費及び一般管理費合計	XXX	XXX
営業利益（又は営業損失）	XXX	XXX
営業外収益		
受取利息	XXX	XXX
有価証券利息	XXX	XXX
受取配当金	XXX	XXX
仕入割引	XXX	XXX
投資不動産賃貸料	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外収益合計	XXX	XXX
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
社債利息	XXX	XXX
社債発行費償却	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
経常利益（又は経常損失）	XXX	XXX
特別利益		
固定資産売却益	XXX	XXX
負ののれん発生益	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
特別利益合計	XXX	XXX
特別損失		
固定資産売却損	XXX	XXX
減損損失	XXX	XXX
災害による損失	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
特別損失合計	XXX	XXX
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	XXX	XXX
法人税、住民税及び事業税	XXX	XXX
国際最低課税額に対する法人税等	XXX	XXX
法人税等調整額	XXX	XXX
法人税等合計	XXX	XXX
当期純利益（又は当期純損失）	XXX	XXX

（記載上の注意）
（50） 損益計算書
第二号様式記載上の注意(69)a 本文及び b に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
（69） 損益計算書
a 最近事業年度の損益計算書（(67)a の規定により最近 2 事業年度財務諸表を記載する場合は、最近 2 事業年度の損益計算書）を掲げること。
（以下略）
b （略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近事業年度 → 当事業年度
・最近 2 事業年度 → 当事業年度の前事業年度及び当事業年度

（損益計算書に関する主な財規の規定）

項 目	財 規
損益計算書の記載方法	第 69 条
収益及び費用の分類等	第 70 条、第 71 条
売上高、売上原価の表示方法等	第 72 条、第 72 条の 2、第 75 条～第 83 条
販売費及び一般管理費の範囲等	第 84 条、第 85 条、第 87 条、第 89 条
営業外収益及び営業外費用等の表示	第 90 条、第 93 条、第 95 条
特別利益及び特別損失の表示方法等	第 95 条の 2、第 95 条の 3、第 95 条の 4、第 95 条の 5
その他の表示	第 96 条～第 98 条の 2

〔財規〕 様式第六号 損益計算書
（記載上の注意）
別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

（損益計算書に関する主な財規ガイドラインの規定）

項 目	財規ガイドライン
売上高の表示方法	72－1
顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合	72－2
当期製品製造原価明細書、売上原価明細書の記載	75－2
売上原価の項目として付加すべきものがある場合の定義	76
民営鉄道業等、別記事業の営業費明細表の記載	78－3
仕入値引の定義	79
販売費及び一般管理費の定義	84
通常取引に基づく債権の貸倒引当金繰入額等	87
営業外収益、営業外費用の定義	90、90－2、93
特別損益の定義	95 の 2
法人税等	95 の 5-1-1、95 の 5-4

MEMO

〔財規〕

（売上高の表示方法）

第 72 条　売上高は、売上高を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

2　前項の売上高の記載については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益に区分して記載するものとする。この場合において、当該記載は、顧客との契約から生じる収益の金額の注記をもって代えることができる。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成しているときは、当該記載及び当該注記を省略することができる。

（商品仕入高の表示方法）

第 79 条　第 75 条第 1 項第 2 号の当期商品仕入高は、当期商品仕入高の名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、商品の総仕入高（仕入運賃及び直接購入諸掛を含む。）を示す名称を付した科目及びその控除科目としての仕入値引、戻し高等の項目を示す名称を付した科目をもって掲記することを妨げない。

（営業外費用の表示方法）

第 93 条　営業外費用に属する費用は、支払利息、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第 87 条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

〔財規ガイドライン〕

72－1　規則第 72 条第 1 項に規定する売上高については、各企業の実態に応じ、売上高、売上収益、営業収益等適切な名称を付すことに留意する。

72－2　規則第 72 条第 2 項の規定に従い記載する売上高については、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を損益計算書において区分して表示することに留意する。

79　規則第 79 条の仕入値引とは、仕入品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額をいい、代金支払期日前の支払に対する買掛金の一部免除等の仕入割引と区別するものとする。なお、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する仕入代金の返戻額等の仕入割戻は、仕入値引に準じて取扱うものとする。

93　規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。

作成にあたってのポイント

① 「収益認識に関する会計基準」等においては、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。

② 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を損益計算書において区分して表示するものとされています。ただし、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、当該記載及び当該注記の定めを適用しないことができるとされています。

③ 「国際最低課税額に対する法人税等」の金額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて記載することができるとされています。この場合、重要性が乏しい場合を除き、「国際最低課税額に対する法人税等」の金額を注記しなければならないとされています。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を以下の前提で早期適用する場合）

・リース負債に係る利息費用について損益計算書において区分して表示する。

・ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額、オペレーティング・リースに係る収益について、損益計算書において区分して表示せず、それぞれが含まれる科目及び金額を注記する。

・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の繰越利益剰余金に加減する。

・借手のリースについて、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　○年 4 月 1 日 至　○年 3 月 31 日）
（略）		
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
リース負債に係る利息費用	－	XXX
社債利息	XXX	XXX
社債発行費償却	XXX	XXX
・・・・	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
（略）		

［当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合］

〔財規〕

(営業外費用の表示方法)

第 93 条　営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第 87 条の規定により販売費として記載されるものを除く。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第 98 条の 3　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第 303 条の 2 において同じ。)

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第 303 条の 2 において同じ。)

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

93　規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合）

借　手

①　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

②　「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③　次の事項については、損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。左記の記載事例では、これらを損益計算書において区分しない場合の例を記載していますが、この場合には注記が必要となります（注記する場合の記載事例は 736 頁参照)。

・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額)

・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。)

④　貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

[製造原価明細書]

記載事例（連結財務諸表において、セグメント情報を注記していない場合）

区分	注記番号	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日） 金額（百万円）	構成比（％）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日） 金額（百万円）	構成比（％）
Ⅰ　材料費		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
Ⅱ　労務費		XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
Ⅲ　経費	※1	XX,XXX	XX.X	XX,XXX	XX.X
当期総製造費用		XX,XXX	100.0	XX,XXX	100.0
期首仕掛品棚卸高		X,XXX		X,XXX	
合計		XX,XXX		XX,XXX	
期末仕掛品棚卸高		X,XXX		X,XXX	
他勘定振替高	※2	X,XXX		X,XXX	
当期製品製造原価		XX,XXX		XX,XXX	

※1　主な内訳は、次のとおりである。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費	X,XXX　百万円	X,XXX　百万円
減価償却費	X,XXX　〃	X,XXX　〃
修繕費	X,XXX　〃	X,XXX　〃
動力費	X,XXX　〃	X,XXX　〃

※2　内訳は、次のとおりである。

項目	前事業年度	当事業年度
部分品	X,XXX　百万円	X,XXX　百万円
建設仮勘定	XXX　〃	XXX　〃
その他	XX　〃	XXX　〃
計	X,XXX　〃	X,XXX　〃

（原価計算の方法）

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算である。

（記載上の注意）

(50) 損益計算書

第二号様式記載上の注意(69)a 本文及び b に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(69) 損益計算書

a （略）

b 最近 2 事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定するセグメント情報を注記している場合にあっては、製造原価明細書を掲げることを要しない。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近 2 事業年度 → 当事業年度の前事業年度及び当事業年度

作成にあたってのポイント

連結財務諸表において、セグメント情報を注記している場合は、製造原価明細書を掲げることを要しないとされています。

③【株主資本等変動計算書】

記載事例

前事業年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額							XXX	XXX		XXX							XXX
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX							XXX
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX		△XXX							△XXX
当期純利益							XXX	XXX		XXX							XXX
自己株式の処分									XXX	XXX							XXX
・・・・・・・																	XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	－	XXX	XXX	－	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

当事業年度（自　○年４月１日　至　○年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
会計方針の変更による累積的影響額										－							－
会計方針の変更を反映した当期首残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額																	
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX							XXX
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX		△XXX							△XXX
当期純利益							XXX	XXX		XXX							XXX
自己株式の処分									XXX	XXX							XXX
・・・・・・・																	XXX
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX	－	XXX	XXX	－	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

（記載上の注意）

(51)　株主資本等変動計算書

第二号様式記載上の注意(70)本文に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(70)　株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67)a の規定により最近 2 事業年度財務諸表を記載する場合は、最近 2 事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。（以下略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

・最近 2 事業年度　→　当事業年度の前事業年度及び当事業年度

（株主資本等変動計算書に関する主な財規の規定）

項　目	財　規
株主資本等変動計算書の記載方法	第 99 条
株主資本等変動計算書の区分表示	第 100 条
株主資本	第 101 条、第 102 条
評価・換算差額等	第 103 条、第 104 条
株式引受権	第 104 条の 2
新株予約権	第 105 条

〔財規〕　様式第七号　株主資本等変動計算書

（記載上の注意）

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
6. 遡及適用及び修正再表示（以下「遡及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。
8. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

作成にあたってのポイント

① 遡及適用等を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額を区分表示するとともに遡及適用等の後の期首残高を記載することとされています。また、会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示することとされていますので、ご留意ください。

② 「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の対象となる取引については、株主資本等変動計算書における株主資本の各項目の変動事由の記載にあたって、通常の新株の発行や自己株式の処分等とは区分して表示することも考えられます。

（重要な会計方針）

記載事例

重要な会計方針の開示目的について
　重要な会計方針については、投資者その他の財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとされています。

1．有価証券の評価基準及び評価方法
(1)売買目的有価証券
　時価法（売却原価は移動平均法により算定している）

(2)満期保有目的の債券
　償却原価法（定額法）

(3)子会社株式及び関連会社株式
　移動平均法による原価法

(4)その他有価証券
　①市場価格のない株式等以外のもの
　　時価法
　　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）

　②市場価格のない株式等
　　移動平均法による原価法

2．デリバティブ等の評価基準及び評価方法
(1)デリバティブ
　時価法
(2)運用目的の金銭の信託
　時価法

3．棚卸資産の評価基準及び評価方法
(1)通常の販売目的で保有する棚卸資産
　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)トレーディング目的で保有する棚卸資産
　時価法

4．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
　定率法を採用している。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用している。
　なお、主な耐用年数は以下のとおりである。
　建物及び構築物　　X年～XX年
　機械装置及び車輌運搬具　X年～XX年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
　定額法を採用している。
　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（X年）に基づいている。

〔財規〕

（重要な会計方針の注記）

第8条の2の3　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

〔財規ガイドライン〕

8の2の3　規則第8条の2の3に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1　重要な会計方針については、投資者その他の財務諸表の利用者が財務諸表作成のための基礎となる事項を理解するために、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続の概要を開示することを目的とした上で、当該会社において、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。なお、会計基準等の定めが明らかな場合であって、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、注記を省略することができる。

2　重要な会計方針には、例えば次の事項が含まれるものとする。

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法
(2)　棚卸資産の評価基準及び評価方法
(3)　固定資産の減価償却の方法
(4)　繰延資産の処理方法
(5)　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
(6)　引当金の計上基準
(7)　収益及び費用の計上基準
(8)　ヘッジ会計の方法
(9)　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
(10)　その他財務諸表作成のための基礎となる事項

3　2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1)　2の(1)に掲げる有価証券の評価基準及び評価方法の記載に関しては、次の点に留意する。

①　有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第2号に掲げる権利（以下①において「信託受益権」という。）を除く。）並びに申込証拠金領収証をいう。この場合において、新株申込受付票は申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとし、信託受益権及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは有価証券に含めるものとする。

②　有価証券の評価方法とは、例えば、取得原価を算定するために採用した方法（例えば、移動平均法、総平均法等）、その他有価証券の時価評価を行うに際しての評価差額の取扱いをいう。

(2)　2の(2)に掲げる棚卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末棚卸高を算定するために採用した棚卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば、個別法、先入先出法等をいう。

(3)　2の(4)に掲げる繰延資産の処理方法には、繰延資産として計上することが認められている株式交付費、社債発行費等について、支出時に全額費用として処理する方法を採用している場合が含まれることに留意するものとする。

株式交付費、社債発行費等を繰延資産に計上しているときは、償却期間及び償却方法を記載するものとする。

(4)　2の(5)に掲げる外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準には、「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会報告）に定めのない事項に関する換算基準又は「外貨建取引等会計処理基準」を適用することが適当でないと認められる場合において、他の合理的な換算基準を採用した場合における当該他の換算基準等について記載するものとする。

(5)　2の(6)に掲げる引当金の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

①　各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載するものとする。

②　退職給付引当金については、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれるものとする。

③　規則第54条の3第1項の規定による準備金等を計上している場合には①に準じて記載するものとする。

(3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が 2008 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上している。

(4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（○年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(6) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

(6)　2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

①　ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

②　財務諸表提出会社の主要な事業における主な履行義務の内容、財務諸表提出会社が当該履行義務に関する収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断した収益認識に関する注記事項その他の事項を記載するものとする。

(7)　2の(8)に掲げるヘッジ会計の方法の記載に関しては、次の点に留意する。

①　ヘッジ会計とは、「金融商品に関する会計基準」にいうヘッジ会計をいうものとする。

②　ヘッジ会計の方法には、繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法に併せて、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについても概括的に記載するものとする。

(8)　2の(10)に掲げる事項については、次の点に留意する。

①　支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。

②　退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法が連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なる場合には、その旨を記載するものとする。

③　特定の市場リスク（規則第8条の6の2第6項に規定する金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動に係るリスクをいう。）又は特定の信用リスク（取引相手先の契約不履行に係るリスクをいう。）に関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定する場合には、その旨を記載するものとする。

④　会計処理の対象となる会計事象や取引に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合（特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を採用する場合や業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続を適用する場合を含む。）には、財務諸表提出会社が採用した会計処理の原則及び手続を記載するものとする。

7．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」等に係る事項について
　重要な会計方針として注記する内容については、原則として、企業会計原則注解及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するものと考えられますが、「収益認識に関する会計基準」等においては、重要な会計方針として少なくとも注記する内容として、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記するとされています。また、これらの項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記するとされています。
　本記載事例では、履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を事業別又は会計処理方法別に記載する方法を示しています。記載方法はこのほかにも考えられ、本記載事例に示した方法に限られるものではありません。
　なお、企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は収益認識関係注記（670－671 頁参照）として記載することとされている項目ですが、重要な会計方針として注記している内容と同一の内容が記載される場合には、収益認識関係注記において注記を省略することができるとされています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

［事業別に記載する場合］
①　○○事業
　○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。
　なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

②　△△事業
　△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③　××事業
　××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

［会計処理方法別に記載する場合］
①　商品及び製品の販売
　○○事業においては、主に（商品の内容）の販売並びに（製品の内容）の製造及び販売を行っている。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識している。
　なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識している。

②　工事契約
　△△事業においては、主に長期の工事契約を締結している。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っている。

③　ライセンスの供与
　××事業においては、当社の知的財産に関するライセンスを含む商品を販売することにより生じるロイヤルティ収入が生じている。ロイヤルティ収入は、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において当該商品が販売された時点で収益を認識している。

MEMO

8．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
　原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨スワップ及び通貨オプションについては振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。
　a.ヘッジ手段…為替予約
　　ヘッジ対象…製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引
　b.ヘッジ手段…金利スワップ
　　ヘッジ対象…社債･借入金
　c.ヘッジ手段…通貨スワップ
　　ヘッジ対象…外貨建金融債務

(3) ヘッジ方針
　デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法
　ヘッジ対象のキャッシュ･フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ･フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

9．その他財務諸表作成のための基礎となる事項
(1) 退職給付に係る会計処理
　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

記載事例（少額減価償却資産を資産計上し、3 年均等償却している場合）

4．固定資産の減価償却の方法
（少額減価償却資産）
　取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っている。

MEMO

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

4．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（使用権資産を除く）
定率法を採用している。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用している。

(2) 無形固定資産（使用権資産を除く）
定額法を採用している。
（略）

(3) 使用権資産
原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産
原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。
原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産
借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

記載事例＜オペレーティング・リースの貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、無償賃貸期間について記載する場合（貸手のリース期間についてリース会計基準第 32 項(2)を選択する場合））

7．収益及び費用の計上基準

（略）

貸手のリース期間については、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法によっている。オペレーティング・リースによる貸手のリース料については、当該貸手のリース期間にわたり定額法で計上しているが、貸手のリース期間に無償賃貸期間が含まれる場合は、契約期間における使用料の総額（ただし、将来の業績等により変動する使用料を除く。）について契約期間にわたり計上している。

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規ガイドライン〕

8 の 2 の 3　規則第 8 条の 2 の 3 に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1、2　（略）

3　2 の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1)～(5)　（略）

(6)　2 の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

①　リースに係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

②　（略）

(7)、(8)　（略）

作成にあたってのポイント

① 投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金商法第 2 条第 2 項において有価証券とみなされるもの）は有価証券として表示されますが、重要性があると判断される場合には、評価基準及び評価方法について記載する必要がありますのでご留意ください。

② 投資事業組合への出資（みなし有価証券に該当するもの）について、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を適用した結果、子会社又は関連会社とされる場合には、関係会社有価証券に該当し、その他の関係会社有価証券として表示することになると考えられます。

③ 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法が連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なる場合には、その旨を記載することになりますので、ご留意ください。

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

④ リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第 13 号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（2007 年 3 月 30 日）の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていた場合、「リースに関する会計基準」適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。従来、重要な会計方針に企業会計基準第 13 号適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている旨を記載していた場合には、重要な会計方針に該当しなくなったときを除き、当該注記を引き続き記載する必要があると考えられます。

記載事例（当事業年度において会計上の見積りの変更を行った場合）

（会計上の見積りの変更）

当社が保有する備品Ｘは、従来、耐用年数を○○年として減価償却を行ってきたが、当事業年度において、（変更の内容を記載）により、耐用年数を○年に見直し、将来にわたり変更している。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれXXX百万円減少している。

〔財規〕

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第８条の３の５　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

〔財規ガイドライン〕

８の３の５－３　規則第８条の３の５第３号イ及び第８条の３の６第４号イの規定における会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に与える影響について、当事業年度に係る財務諸表に与えている影響額に基づき、当該影響の概要を把握することができる場合には、規則第８条の３の５ただし書及び第８条の３の６ただし書に規定する重要性が乏しい場合に該当するものとして、注記を省略することができることに留意する。

（表示方法の変更）

記載事例

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとした。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っている。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた XX 百万円は、「短期貸付金」XX 百万円、「その他」X 百万円として組み替えている。

〔財規〕

（表示方法の変更に関する注記）

第8条の3の4　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　財務諸表の組替えの内容

二　財務諸表の組替えを行った理由

三　財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2　前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3　前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4　第1項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）及び第2項に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

（貸借対照表関係）

記載事例

※○　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりである。

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
建物	XX,XXX 百万円	XX,XXX 百万円
土地	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃
投資有価証券	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃
計	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃
長期借入金	XX,XXX 〃	XX,XXX 〃

※○　関係会社に対する債権・債務

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
受取手形	XX 百万円	XX 百万円
売掛金	XXX 〃	XXX 〃
買掛金	XXX 〃	XXX 〃
支払手形	XX 〃	XXX 〃

○　保証債務

他の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証及び保証予約を行っている。

（債務保証）

前事業年度 （○年３月31日）		当事業年度 （○年３月31日）	
㈱○○○	XXX 百万円	㈱○○○	XXX 百万円
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

（保証予約）

前事業年度 （○年３月31日）		当事業年度 （○年３月31日）	
㈱○○○	XXX 百万円	㈱○○○	XXX 百万円
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
㈱○○○	XXX 〃	㈱○○○	XXX 〃
計	XXX 〃	計	XXX 〃

○　受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 （○年３月31日）	当事業年度 （○年３月31日）
受取手形割引高	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円
受取手形裏書譲渡高	X,XXX 〃	X,XXX 〃

記載事例（当座貸越契約及び貸出コミットメントについて注記する場合）

連結財務諸表の当該項目 328－329 頁参照

（貸借対照表注記事項に関する主な財規の規定）

項　目	財　規
注記の方法	第 9 条
受取手形及び売掛金（顧客との契約から生じた債権に限る。）並びに契約資産の注記	第 17 条第 4 項（*）
親会社株式の表示	第 18 条、第 32 条の 2
流動資産に係る引当金の表示等	第 20 条（*）、第 34 条（*）
減価償却累計額の表示	第 25 条、第 26 条（*）
減損損失累計額の表示	第 26 条の 2（*）
関係会社に対する資産・負債の注記	第 39 条、第 55 条
事業用土地の再評価に関する注記	第 42 条（*）
担保資産の注記	第 43 条
契約負債の注記	第 49 条第 5 項（*）
特別法上の準備金等	第 54 条の 3
棚卸資産及び工事損失引当金の表示	第 54 条の 4（*）
企業結合に係る特定勘定の注記	第 56 条
偶発債務の注記	第 58 条
新株式申込証拠金の表示	第 62 条
1 株当たり純資産額の注記	第 68 条の 4（*）

（*）　連結財務諸表を作成している場合は不要

（貸借対照表注記事項に関する主な財規ガイドラインの規定）

項　目	財規ガイドライン
減損損失累計額	26 の 2－3
関係会社との取引に基づく受取手形	39－1
担保資産	43
偶発債務	58
1 株当たり純資産額	68 の 4

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、リース適用指針第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、貸借対照表においてリース負債を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（流動負債）の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

※○　△△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（固定負債）の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （○年 3 月 31 日 ）
XXX 百万円

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

〔財規〕

（流動資産の区分表示）

第 17 条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三の二　（略）

四　リース債権（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

五　リース投資資産（通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）

六～十二　（略）

2～4 （略）

5　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

6　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 5 号に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

7　前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第 49 条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額 100 の 5 を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十四　（略）

2～5 （略）

6　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第 52 条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一～三　（略）

四　リース負債

五～十　（略）

2、3 （略）

4　第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 4 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 4 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

MEMO

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合）

借　手

① リース負債については、貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

② 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産（破産更生債権等で 1 年内に回収されないことが明らかなものを除く。）のそれぞれについては、貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています（財規第 17 条第 1 項及び第 5 項）。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています（財規第 17 条第 6 項及び第 7 項）。

④ 貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

（損益計算書関係）

記載事例

※○　一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

※○　他勘定振替高の内容

	前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
販売費及び一般管理費	X,XXX 百万円	X,XXX 百万円

※○　固定資産売却益

前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）		当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	
建物	XXX 百万円	土地	XXX 百万円
土地	XXX　〃	その他	X　〃
その他	X　〃		
計	XXX　〃	計	XXX　〃
（原因）○○工場の一部が収用になったことによるものである。		（原因）工場閉鎖後遊休地となっていた○○の土地（約X,XXX㎡）を○年○月に関連会社Ｘ社に売却したことによるものである。	

※○　固定資産除却損

前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）		当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	
建物	XXX 百万円	機械及び装置	XXX 百万円
その他	X　〃	その他	X　〃
計	XXX　〃	計	XXX　〃
		（原因）○○工場の一部縮小によるものである。	

※○　関係会社に対する事項

前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）		当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	
商品仕入高	XXX 百万円	商品仕入高	XXX 百万円
受取利息	XX　〃	受取利息	XX　〃
受取配当金	XXX　〃	受取配当金	XXX　〃

（損益計算書注記事項に関する主な財規の規定）

項目	財　規
売上高の表示方法	第 72 条第 2 項（*）
関係会社に対する売上高の注記等	第 74 条、第 88 条、第 91 条、第 94 条
棚卸資産の評価差額の表示方法	第 72 条の 2
工事損失引当金繰入額の注記	第 76 条の 2（*）
棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載	第 80 条（*）
販売費及び一般管理費の表示方法	第 85 条
研究開発費の注記	第 86 条（*）
減損損失に関する注記	第 95 条の 3 の 2（*）
企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記	第 95 条の 3 の 3
当期純利益又は当期純損失	第 95 条の 5
1 株当たり当期純損益金額に関する注記	第 95 条の 5 の 2（*）
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額に関する注記	第 95 条の 5 の 3（*）

（*）　連結財務諸表を作成している場合は不要

（損益計算書注記事項に関する主な財規ガイドラインの規定）

項目	財規ガイドライン
関係会社に対する売上高の範囲	74
販売費及び一般管理費の表示方法	85－1
特別利益、特別損失の表示方法	95 の 2
減損損失	95 の 3 の 2
1 株当たり当期純損益金額等	95 の 5 の 2
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	95 の 5 の 3

記載事例（「販売費及び一般管理費」として一括掲記した場合）

※○　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
研究開発費	XXX 百万円	XXX 百万円
運賃及び荷造費	XXX 〃	XXX 〃
広告宣伝費	XXX 〃	XXX 〃
販売手数料	XXX 〃	XXX 〃
従業員給料及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
役員賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃
販売費に属する費用のおおよその割合	XX %	XX %
一般管理費に属する費用のおおよその割合	XX 〃	XX 〃

記載事例（「販売費」と「一般管理費」として一括掲記した場合）

※○　販売費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
給与及び賃金	XXX 百万円	XXX 百万円
賞与及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
運送費及び保管費	XXX 〃	XXX 〃
広告宣伝費	XXX 〃	XXX 〃
販売促進費	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

※○　一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月　１日 至　○年３月31日）
給与及び賃金	XXX 百万円	XXX 百万円
賞与及び手当	XXX 〃	XXX 〃
賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
役員賞与引当金繰入額	XXX 〃	XXX 〃
退職給付費用	XXX 〃	XXX 〃
減価償却費	XXX 〃	XXX 〃
△△△△△	XXX 〃	XXX 〃

MEMO

記載事例＜借手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、損益計算書においてリース負債に係る利息費用を支払利息に含めて表示している場合）

※○　支払利息のうち、リース負債に係る利息費用の金額は以下のとおりである。

当事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてファイナンス・リースに係る販売損益を他の損益に含めて表示している場合）

※○　△△△（ファイナンス・リースに係る販売損益が含まれる科目を記載）のうち、ファイナンス・リースに係る販売損益の金額は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額を受取利息に含めて表示している場合）

※○　受取利息のうち、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額の金額は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

記載事例＜貸手側＞（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用し、損益計算書においてオペレーティング・リースに係る収益を他の科目に含めて表示している場合）

※○　△△△（オペレーティング・リースに係る収益が含まれる科目を記載）のうち、オペレーティング・リースに係る収益は以下のとおりである。

前事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）	当事業年度 （自　○年4月 1日 至　○年3月31日）
XXX 百万円	XXX 百万円

［当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合］

〔財規〕

(営業外費用の表示方法)

第 93 条　営業外費用に属する費用は、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第 87 条の規定により販売費として記載されるものを除く。)、有価証券売却損その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

2　前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第 98 条の 3　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。第 303 条の 2 において同じ。)

二　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。第 303 条の 2 において同じ。)

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益の科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

〔財規ガイドライン〕

93　規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。

作成にあたってのポイント

（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合）

借　手

①　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

②　「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸　手

③　次の事項については、損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。

・ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額）

・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

・オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるもののみを含める。）

④　貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

MEMO

（株主資本等変動計算書注記事項に関する主な財規の規定）

項　目	財　規
発行済株式に関する注記	第 106 条（*）
自己株式に関する注記	第 107 条（*）
新株予約権等に関する注記	第 108 条（*）
配当に関する注記	第 109 条（*）

（*）　連結財務諸表を作成している場合は不要

（財規で規定されている主なその他の注記事項）

項　目	財　規
重要な後発事象の注記	第 8 条の 4(**)
追加情報の注記	第 8 条の 5(**)
リース取引に関する注記	第 8 条の 6（*）
金融商品に関する注記	第 8 条の 6 の 2（*）
有価証券に関する注記	第 8 条の 7(**)
デリバティブ取引に関する注記	第 8 条の 8（*）
持分法損益等の注記	第 8 条の 9（*）
関連当事者との取引に関する注記	第 8 条の 10（*）
親会社又は重要な関連会社に関する注記	第 8 条の 10 の 2（*）
税効果会計の適用等	第 8 条の 11 及び第 8 条の 12(**)
確定給付制度に基づく退職給付に関する注記	第 8 条の 13（*）
確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記	第 8 条の 13 の 2（*）
複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記	第 8 条の 13 の 3（*）
ストック・オプション等の付与又は交付に関する注記等	第 8 条の 14（*）、第 8 条の 15（*）及び第 8 条の 16（*）
取得による企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 17(**)
逆取得となる企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 18(**)
段階取得となる企業結合が行われた場合の注記	第 8 条の 19
共通支配下の取引等の注記	第 8 条の 20(**)
子会社が親会社を吸収合併した場合の注記	第 8 条の 21
共同支配企業の形成の注記	第 8 条の 22(**)
事業分離における分離元企業の注記	第 8 条の 23(**)
事業分離における分離先企業の注記	第 8 条の 24
企業結合に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 25
事業分離に関する重要な後発事象等の注記	第 8 条の 26
継続企業の前提に関する注記	第 8 条の 27(**)
資産除去債務に関する注記	第 8 条の 28（*）
セグメント情報等の注記	第 8 条の 29（*）
賃貸等不動産に関する注記	第 8 条の 30（*）
公共施設等運営事業に関する注記	第 8 条の 31（*）
収益認識に関する注記	第 8 条の 32(**)
棚卸資産に関する注記	第 8 条の 33（*）

（*）　連結財務諸表を作成している場合は不要

（**）　記載事例については、特例財務諸表提出会社向け記載事例を参照。

（持分法損益等）

記載事例（連結財務諸表を作成していない会社で、持分法投資損益等の注記を行う場合）

（百万円）

	前事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）	当事業年度 （自　○年４月１日 至　○年３月31日）
関連会社に対する投資の金額	XXX	XXX
持分法を適用した場合の投資の金額	X,XXX	X,XXX
持分法を適用した場合の投資利益の金額	XXX	XXX

〔財規〕

（持分法損益等の注記）

第８条の９　連結財務諸表を作成していない会社にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第１号に定める事項については、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一　関連会社がある場合　関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二　（略）

〔財規ガイドライン〕

８の９－１　規則第８条の９第１号の記載には、共同支配企業に持分法に準じた処理方法を適用した場合が含まれることに留意する。

作成にあたってのポイント

持分法損益の算出対象となる関連会社において、「その他有価証券評価差額金」等の損益計算書を通さず直接純資産の部に振り替える科目がある場合、「持分法を適用した場合の投資の金額」と、「持分法を適用した場合の投資利益の金額」とは算出の対象範囲が異なることになりますのでご留意ください。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

記載事例（減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	XX,XXX
構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX) [XX]	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX) [XXX]	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
車両運搬具	XXX	XX	XX	XXX	XX	XX	XX
工具、器具及び備品	X,XXX	X,XXX	XXX	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
土地	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	－	－	X,XXX
リース資産	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	－	－	X,XXX
有形固定資産計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XXX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
無形固定資産							
のれん	－	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
特許権	－	－	－	XX	XX	X	X
商標権	－	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
ソフトウェア	－	－	－	XXX	XX	XX	XXX
無形固定資産計	－	－	－	XXX	XXX	XXX	XXX
長期前払費用	XXX	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
繰延資産							
社債発行費	XXX	－	XXX	－	－	XXX	－
繰延資産計	XXX	－	XXX	－	－	XXX	－

(注)1.「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額である。

（記載上の注意）
（53） 附属明細表
第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞
（72） 附属明細表
最近事業年度の附属明細表を示すこと。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え
・最近事業年度 → 当事業年度

〔財規〕
（附属明細表の種類）
第 121 条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。
一 有価証券明細表
二 有形固定資産等明細表
三 社債明細表
四 借入金等明細表
五 引当金明細表
六 資産除去債務明細表
2 前項各号に掲げる附属明細表の様式は、様式第十号から第十五号までに定めるところによる。
3 財務諸表提出会社（法第 24 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる有価証券の発行者に限る。）は、第 1 項第 1 号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第 123 条第 1 号に規定する場合を除く。）。
4 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる附属明細表については、作成を要しない（次条及び第 123 条第 1 号に規定する場合を除く。）。

〔財規〕様式第十一号
【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
有形固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

（記載上の注意）
1. 有形固定資産（第 23 条第 1 項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第 28 条第 1 項各号に掲げられている資産）、長期前払費用及び繰延資産（第 37 条第 1 項各号に掲げられている資産）について記載すること。
2. 「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「繰延資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区別により記載すること。

2.当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりである。

資産の種類	増減区分	事業所(部)	金額(百万円)	事業所(部)	金額(百万円)	事業所(部)	金額(百万円)
機械及び装置	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○開発センター	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○工場	XXX
工具、器具及び備品	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
リース資産	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX

3.「当期減少額」欄の[　]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。
4.無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略した。

3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「当期末残高」の欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。
4. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額及び減損損失累計額（減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合を除く。）を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
5. 合併、事業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の 1%を超える額の増加若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）は、その事由を欄外に記載すること。
6. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期首残高」、「当期増加額」又は「当期減少額」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
7. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の 1%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
8. 有形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の 5%以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
9. 無形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における無形固定資産の総額の 5%以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。
10. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減損損失累計額の科目をもって掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載すること。
11. 減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額に合算して掲記している場合には、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載する。この場合には、「減価償却累計額又は償却累計額」の欄に、減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。

〔財規ガイドライン〕

121－1－2　規則様式第十一号の有形固定資産等明細表の記載に関しては、次の点に留意する。

1　規則様式第十一号の有形固定資産等明細表に記載すべき減価償却累計額のうち、総合償却の方法による会計処理を行ったため、規則第 25 条ただし書の規定により貸借対照表に一括して掲記したものについては、減価償却累計額欄に一括して記載することができるものとする。なお、当期償却額欄に記載された償却額のうちに、租税特別措置法の規定による特別償却額（普通償却範囲額を超える額）が含まれている場合には、その旨及びその金額を注記するものとする。

2　減損損失累計額について、減損損失累計額を減価償却累計額に合算し、減価償却累計額及び減損損失累計額の科目をもって掲記している場合には、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄を「当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額」とすることができるものとする。この場合において、様式第十一号（記載上の注意）11 の減価償却累計額又は償却累計額に、減損損失累計額が含まれている旨の記載を要しない。

3　減損損失累計額について、減損損失累計額を固定資産に対する控除科目として一括して掲記している場合には、減損損失累計額は、これら固定資産に対する控除科目として一括して、「当期末減損損失累計額」の欄又は「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に含めて記載することができる。ただし、減損損失累計額を「減価償却累計額及び償却累計額」の欄に含めている場合は、その旨を記載しなければならない。

4　2 の取扱いは、減損損失累計額をこれら固定資産に対する控除科目として一括して、減価償却累計額及び減損損失累計額の科目をもって掲記している場合に準用する。

5　規則様式第十一号の有形固定資産等明細表に記載すべき無形固定資産の減損損失の金額は、「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載するものとする。

記載事例（減損損失累計額を独立間接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期末減損損失累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産								
建物	XX,XXX	－	－	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (XX,XXX)	XX,XXX
機械及び装置	XX,XXX	－	－	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (XX,XXX)	XX,XXX
土地	XX,XXX	－	XX,XXX (XX,XXX)	X,XXX	－	－	－	X,XXX
有形固定資産計	XXX,XXX	－	XX,XXX (XX,XXX)	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (XX,XXX)	XX,XXX

（注）「当期減少額」及び「当期償却額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額である。

MEMO

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、リース会計基準第 49 項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示し、減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	XX,XXX
構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX) [XX]	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX) [XXX]	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
車両運搬具	XXX	XX	XX	XXX	XX	XX	XX
工具、器具及び備品	X,XXX	X,XXX	XXX	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
土地	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	－	－	X,XXX
使用権資産	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	－	－	X,XXX
有形固定資産計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XXX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
無形固定資産							
のれん	－	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
特許権	－	－	－	XX	XX	X	X
商標権	－	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
ソフトウェア	－	－	－	XXX	XX	XX	XXX
使用権資産	－	－	－	XXX	XX	XX	XXX
無形固定資産計	－	－	－	XXX	XXX	XXX	XXX
長期前払費用	XXX	－	－	XXX	XXX	XX	XXX
使用権資産（投資その他の資産）	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
繰延資産							
社債発行費	XXX	－	XXX	－	－	XXX	－
繰延資産計	XXX	－	XXX	－	－	XXX	－

(注)1.「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額である。

［当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024 年 9 月 13 日）等を早期適用する場合］

（記載上の注意）

（53） 附属明細表

第二号様式記載上の注意(72)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（72） 附属明細表

最近事業年度の附属明細表を示すこと。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

〔財規〕

（附属明細表の種類）

第 121 条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 有形固定資産等明細表

三～六 （略）

2 前項各号に掲げる附属明細表の様式は、様式第十号から第十五号までに定めるところによる。

3、 4 （略）

〔財規〕様式第十一号

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
（略）							
長期前払費用							
使用権資産（投資その他の資産）							
（略）							

（記載上の注意）

1. 有形固定資産（第 23 条第 1 項各号に掲げられている資産）、無形固定資産（第 28 条第 1 項各号に掲げられている資産）、長期前払費用、使用権資産（第 32 条第 1 項第 14 号に掲げられている資産）及び繰延資産（第 37 条第 1 項各号に掲げられている資産）について記載すること。

2～11. （略）

2.当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりである。

資産の種類	増減区分	事業所(部)	金額(百万円)	事業所(部)	金額(百万円)	事業所(部)	金額(百万円)
機械及び装置	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○開発センター	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○工場	XXX
工具、器具及び備品	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
使用権資産	増加額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX
	減少額	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX	○○事業部	XXX

3.「当期減少額」欄の[　]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。
4.無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略した。

作成にあたってのポイント

① 特定事業を営む会社以外の財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表については作成を要しないとされており、加えて上場会社に該当する場合には、有価証券明細表についても作成を要しないとされています。

② 減価償却を行う有形固定資産に関して、独立間接控除形式においては、減損損失の金額は「当期償却額」の欄に内書（括弧書）として記載し、減損損失累計額は、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄と「当期償却額」の欄の間に「当期末減損損失累計額」の欄を設けて記載することとされています（財規様式第十一号（記載上の注意）10)。

【引当金明細表】

記載事例

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	XXX	XXX	－	XXX	XXX
賞与引当金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	－	X,XXX
役員賞与引当金	XX	XX	XX	－	XX
役員退職慰労引当金	XXX	XX	－	－	XXX
○○引当金	XXX	XX	－	－	XXX

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

〔財規〕様式第十四号
【引当金明細表】

区分	当期首残高(円)	当期増加額(円)	当期減少額 (目的使用) (円)	当期減少額 (その他)(円)	当期末残高(円)

(記載上の注意)

1. 当期首及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)及び第 54 条の 3 第 1 項に規定する準備金等(以下「引当金等」という。)について、各引当金等の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金等の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

〔財規ガイドライン〕

121－1－5 規則様式第十四号の引当金明細表における同一の引当金の当期増加額と当期減少額は相殺せずそれぞれ記載するものとする。ただし、法人税法等の取扱いに基づくいわゆる洗替計算による増減額であってその全額が実質的な増加額又は減少額とは認められないものについては、減少額は当期減少額のその他の欄に記載するものとする。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

記載事例（連結財務諸表を作成している場合で、主な資産及び負債の内容の記載を省略する場合）

(2) 【主な資産及び負債の内容】
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

記載事例（連結財務諸表を作成していない場合）

(2) 【主な資産及び負債の内容】
当事業年度末（○年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりである。

①現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	XX
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

②受取手形
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
○○クレジット㈱	X,XXX
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

期日別内訳

期日	金額（百万円）
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

③売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
○○産業㈱	X,XXX
××電力㈱	X,XXX
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（百万円）(A)	当期発生高（百万円）(B)	当期回収高（百万円）(C)	当期末残高（百万円）(D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
XX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XX,XXX	XX.X	XX.X

④棚卸資産
商品及び製品

	品名	金額（百万円）
商品	～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～～～
	小計	X,XXX
製品	～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～～～
	小計	X,XXX
合計		X,XXX

（記載上の注意）

(54)　主な資産及び負債の内容

第二号様式記載上の注意(73)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(73)　主な資産及び負債の内容

(68)の規定により掲げた貸借対照表のうち最近事業年度のものについて、次の科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに掲げるところに従い記載すること。

ただし、連結財務諸表を作成している場合又は附属明細表に掲げた科目については、記載を省略することができる。

a　流動資産のうち、現金及び預金については、現金と預金に区分し、預金についてはその主な内訳を記載すること。

b　流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位 5 社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位 3 社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

c　流動資産のうち、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。

d　流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先（金額の多い順に上位 5 社程度をいう。）別の金額を示すこと。

ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先（金額の多い順に上位 3 社程度をいう。）別の金額を示すこと。

また、支払手形についてはその期日別内訳を記載すること。

e　a から d までの記載に係る資産及び負債以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の 100 分の 5 を超える科目の主な内容又は内訳を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

仕掛品
（ 略 ）
原材料及び貯蔵品
（ 略 ）

⑤支払手形
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

期日別内訳

期日	金額（百万円）
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
合計	XX,XXX

⑥買掛金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～	～～～～～～～～～～～～
計	XX,XXX

〔開示ガイドライン〕

5－22　定款において不動産の売買に関する事業を会社の目的としている会社が、たな卸資産としての土地を所有している場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(73)c に規定する「主な内訳」として、貸借対照表に掲げる科目ごとにその土地の金額及び面積を記載し、さらにその主な内訳を地域別等適宜な方法により記載するものとする。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

連結財務諸表を作成している場合は、「主な資産及び負債の内容」の記載を省略することができます。

(3)【その他】

記載事例（訴訟）

(3) 【その他】
当社は、○○から○○を輸入しているが、○年から○年までの X 年間、価格統制による不正取引により損害を受けたとする○○国の部品製造業者（計○社）から、○○国及び日本法人○社とともに損害賠償請求訴訟（総額 XXX 百万ドル）を○○州裁判所に提訴され、○年○月○日、同訴訟は集団訴訟として認定され、現在係争中である。

記載事例（半期報告書を提出した会社で、中間連結財務諸表を作成していない場合）

連結財務諸表の当該項目 580－583 頁参照

記載事例（該当事項がない場合）

(3) 【その他】
該当事項はない。

（記載上の注意）

(55)　その他

a　当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b　第二号様式記載上の注意(74)d に準じて記載すること。

c　提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(74)　その他

a～c　（略）

d　提出会社が、法第 24 条の 5 第 1 項の規定により半期報告書（同項の表の第 1 号又は第 2 号の中欄に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出した場合であって、中間連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における中間会計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、中間会計期間、最近事業年度の順に記載すること。

(a)　売上高

(b)　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額（財務諸表等規則第 197 条の規定により記載しなければならない税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額をいう。）

(c)　中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第 198 条第 3 項の規定により記載しなければならない中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(d)　1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第 199 条第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(e)　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の 4 の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。）

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 第 2 項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額（財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 1 項の規定により注記しなければならない 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額をいう。）

e　（略）

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度　→　当事業年度

第 6【提出会社の株式事務の概要】

記載事例（上場会社の場合）

第 6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取・売渡 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	 （特別口座） 東京都中央区〇〇X 丁目 X 番 X 号 〇〇信託銀行株式会社 証券代行部 （特別口座） 東京都中央区〇〇X 丁目 X 番 X 号 〇〇信託銀行株式会社 ― 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本〇〇新聞に掲載する。 当社の公告掲載 URL は次のとおり。https://www.xxxxxxxxx.jp/
株主に対する特典	該当事項なし

〔第三号様式〕

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	月　日　から　月　日　まで
定時株主総会	月中
基準日	月　日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	月　日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	
株主に対する特典	

（記載上の注意）

(56)　提出会社の株式事務の概要

第二号様式記載上の注意(75)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(75)中「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があった場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

(75)　提出会社の株式事務の概要

a　株式事務の概要は、届出書提出日現在で記載すること。

b　株主総会に出席する権利を有する株主を確定するため又は配当を受ける優先出資者を確定するための基準日（会社法第124条第1項又は優先出資法第26条において準用する会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）を設けている場合には、当該基準日を「基準日」の欄に記載すること。

なお、基準日後に株式を取得した者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載すること。

c　剰余金の配当を受ける株主を確定するための基準日を設けている場合には、「剰余金の配当の基準日」の欄に記載すること。

d　定款で株主に株式の割当てを受ける権利を与えている場合、株式の譲渡制限を行っている場合、その他株式事務に関し投資者に示すことが特に必要であると思われるものがある場合には、別に欄を設けて記載しても差支えない。

e　6箇月を1事業年度とする会社にあっては、「事業年度」、「定時株主総会」及び「基準日」の各欄は、2事業年度分について記載すること。

f　定款で単元未満株主の権利を制限している場合には、その内容を欄外に注記すること。

g　定款で株主提案権の行使期間について株主総会の日の8週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記すること。

h　株式が振替株式（社債等振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i　相互会社にあっては、記載を要しない。

記載事例（当事業年度末後の株主総会で電子公告制度採用の定款変更を行った場合）

公告掲載方法	日本〇〇新聞
株主に対する特典	なし

（注）　〇年６月〇日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、会社の公告方法は次のとおりとなった。当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本〇〇新聞に掲載する。当社の公告掲載 URL は次のとおり。https://www.xxxxxxxxx.jp/

作成にあたってのポイント

① 第三号様式には単元未満株式の買増制度について記載する欄が設けてありませんが、第二号様式記載上の注意(75)d に基づいて、表中に記載することも考えられます。

② 基準日後に新たに株主となった者の全部又は一部に議決権行使を認める場合には、その旨及びその理由を記載することとされています。

③ 定款で単元未満株主の権利行使を制限している場合には、その内容を欄外に注記することとされています。
また、定款で株主提案権の行使期間を株主総会の日の 8 週間前を下回る期間と定めた場合には、その旨を欄外に注記することとされていますのでご留意ください。

④ 記載事例のように、上場会社は、2009 年 1 月 5 日付「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）に基づき、株券不発行会社となっていることから、株券の種類や株式の名義書換えの欄自体が不要となる等該当箇所の記載については、ご留意ください。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

記載事例（法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等がない場合）

１ 【提出会社の親会社等の情報】 当社は、法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等はない。

記載事例（法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等から、親会社等状況報告書が提出されている場合）

１ 【提出会社の親会社等の情報】 当社の法第 24 条の 7 第 1 項に規定する親会社等は、○○○○○株式会社である。

〔第三号様式〕

第7【提出会社の参考情報】
1【提出会社の親会社等の情報】
2【その他の参考情報】

（記載上の注意）
(57) 提出会社の親会社等の情報
法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名等及び当該親会社等がない場合にはその旨を記載すること。

〔金商法〕
（親会社等状況報告書の提出）
第24条の7　第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（同項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。第4項、次条第5項、第27条の30の10及び第27条の30の11第1項において「提出子会社」という。）の議決権の過半数を所有している会社その他の当該有価証券報告書を提出しなければならない会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるもの（第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。第4項各号において同じ。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（第23条の3第4項の規定により有価証券報告書を提出した会社その他内閣府令で定めるものを含む。）を除く。以下この条、次条第2項、第4項及び第5項並びに第27条の30の11第1項において「親会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該親会社等の事業年度（当該親会社等が特定有価証券の発行者である場合には、内閣府令で定める期間。以下この項及び次項において同じ。）ごとに、当該親会社等の株式を所有する者に関する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「親会社等状況報告書」という。）を、当該事業年度経過後3月以内（当該親会社等が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
2～6　（略）

作成にあたってのポイント
① 法第24条の7第1項に規定する親会社等がない場合には、その旨を記載することになります。
② 提出会社が上場会社でないため、法第24条の7第1項の規定が適用されない場合には、「提出会社の親会社等の情報」の欄に、その旨（例えば、当社は、上場会社でないため法第24条の7第1項の適用がない旨等）を記載することが適当と考えられます。

2【その他の参考情報】

記載事例

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	(事業年度(第○○期) 自○年4月1日 至○年3月31日)	○年 6月○日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びその添付書類		○年 6月○日 関東財務局長に提出
(3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類		○年 7月○日 関東財務局長に提出
(4) 発行登録追補書類及びその添付書類		○年 9月○日 関東財務局長に提出
(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 自○年4月1日至○年3月31日事業年度(第○○期)及び自○年4月1日至○年3月31日事業年度(第○○期)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。		○年 10月○日 関東財務局長に提出
(6) 半期報告書及び確認書	(第○○期中 自○年4月1日 至○年9月30日)	○年 11月○日 関東財務局長に提出
(7) 臨時報告書 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号(重要な事業の譲渡)に基づく臨時報告書である。		○年 3月○日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書である。		○年 6月○日 関東財務局長に提出
(8) 有価証券届出書(第三者割当増資)及びその添付書類		○年 4月○日 関東財務局長に提出
(9) 訂正発行登録書		○年 10月○日 ○年 12月○日 ○年 3月○日 関東財務局長に提出
(10) 自己株券買付状況報告書		○年 7月○日 ・ ・ ・ ○年 5月○日 ○年 6月○日 関東財務局長に提出

（記載上の注意）

（58） その他の参考情報

a　当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。

b　臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

c　訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

〔開示ガイドライン〕

（公衆縦覧書類の記載）

5－22－2　開示府令第二号様式記載上の注意(77) a に規定する「法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること」の記載に当たっては、当該書類が届出書提出日現在において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることに留意する（第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式に関する取扱いについて準用する。）。

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

「その他の参考情報」の記載対象となっている「法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類」とは、以下のとおりです。

① 有価証券届出書及びその添付書類、並びにこれらの訂正届出書
② 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類、並びにこれらの訂正発行登録書
③ 有価証券報告書及びその添付書類、並びにこれらの訂正報告書
④ 内部統制報告書及びその添付書類、並びにこれらの訂正報告書
⑤ 半期報告書及びその訂正報告書
⑥ 確認書及びその訂正確認書
⑦ 臨時報告書及びその訂正報告書
⑧ 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

なお、親会社等から提出される親会社等状況報告書は提出会社が提出した書類には該当せず、「その他の参考情報」の記載対象とはならない点に留意してください。

記載事例（連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異について、「第７ 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載する場合）

2【その他の参考情報】

(1) 当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に提出した書類

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

① 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	（事業年度（第○○期）	自○年４月 １日 至○年３月31日）	○ 年 6 月 ○ 日 関東財務局長に提出

（中略）

(2) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結子会社のうち、主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は、次のとおりである。

当事業年度									補足説明
名 称	管理職に占める女性労働者の割合(%)（注１）	男性労働者の育児休業取得率(%)				労働者の男女の賃金の差異(%)（注１）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
×××㈱	XX.X	－	XX.X	XX.X	(注1)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
△△△△㈱	XX.X	XX.X	－	－	(注2)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
□□□□㈱	XX.X	XX.X	－	－	(注3)	XX.X	XX.X	XX.X	・・・・・
～～～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～	～～～～

(注)1～3.（中略）

4. 提出会社及び主要な連結子会社については、「第４ 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (2)従業員の状況 ④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載している。

※ (注)1～3. の記載方法については、記載事例「5 従業員の状況等 (2)従業員の状況 ④管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 イ連結子会社」(216頁）を参照してください。

（記載上の注意）

（39-3） 従業員の状況

第二号様式記載上の注意（58-3）に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（58-3） 従業員の状況

a～g （略）

h 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 162 号。i 及び j において「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」という。）第 19 条第 1 項第 1 号ホに掲げる事項をいう。以下 h において同じ。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。i 及び j において「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

i 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 2 号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第 2 項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

（a） 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 2 号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合

（b） 提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の規定による公表をしない場合

j 最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第 19 条第 1 項第 1 号リに掲げる事項であって同条第 2 項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。

k 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る h から j までに規定する事項については、「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができる。この場合においては、その箇所を参照する旨を記載すること。

（注）第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

〔開示ガイドライン〕

5－19－3－3 開示府令第二号様式記載上の注意(58-3)i に規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 6 各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合にはそのいずれの方法により算出したものかを明示するとともに、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合にはその旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(58-3)h から j までに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。

MEMO

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12 から 5－14 まで、5－16 から 5－23－2 まで、5－36 及び 5－44 は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

① 連結子会社のうち主要な連結子会社以外のものに係る管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異については、「第一部 企業情報」の「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」に記載することができるとされています。この場合、「第一部 企業情報」の「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」の「④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」（218 頁参照）において、当該事項については「第一部 企業情報」の「第 7 提出会社の参考情報」の「2 その他の参考情報」を参照する旨を記載することとされています。

② 上記①の方法によった場合、提出会社及び主要な連結子会社については、「第一部 企業情報」の「第 4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」の「④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」を参照する旨を記載することが考えられます。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

記載事例

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１　【保証会社情報】
　１　【保証の対象となっている社債】

　２　【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
　(1)　【保証会社が提出した書類】
　①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
　事業年度　第○○期（自○年○月○日　至○年○月○日）○年○月○日関東財務局長に提出
　②【臨時報告書】
　①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日（○年○月○日）までに、臨時報告書を○年○月○日に関東財務局長に提出
　これは、　に基づいて提出したものである。
　③【訂正報告書】
　訂正報告書（上記○○○○の訂正報告書）を○年○月○日に○○財務局長に提出
　(2)　【上記書類を縦覧に供している場所】
　株式会社△△△△大阪支店
　（大阪市北区梅田○丁目○番○号）
　株式会社東京証券取引所
　（東京都中央区日本橋兜町２番１号）
　株式会社名古屋証券取引所
　（名古屋市中区栄３丁目８番20号）

　３　【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

第２　【保証会社以外の会社の情報】
　１　【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

　２　【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

　３　【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第３　【指数等の情報】
　１　【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

　２　【当該指数等の推移】

記載事例（該当事項がない場合）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

〔第三号様式〕

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
1【保証の対象となっている社債】
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】
(1)【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　財務（支）局長に提出
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
③【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に　財務（支）局長に提出
(2)【上記書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】
第2【保証会社以外の会社の情報】
1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
第3【指数等の情報】
1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
2【当該指数等の推移】

（記載上の注意）

(59)　保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）

提出会社の発行している社債（法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。(60)a及び(61)aにおいて「公募社債等」という。）のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替機関が取り扱う社債の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。

(60)　継続開示会社たる保証会社に関する事項

a　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。

b　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

c　「②　臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d　「③　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

(61)　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a　提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b　当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部　企業情報」の「第1　企業の概況」から「第5　経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報

MEMO

告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第五号様式「第一部　企業情報」の「第1　企業の概況」から「第5　経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(62)　保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

a　「1　当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b　「2　継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3　継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1　保証会社情報」の「2　継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c　連動子会社については、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

(63)　指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a　「1　当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

b　「2　当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

〔開示ガイドライン〕

（償還の原資が返済金であると認められる場合）

5－23－2　新規発行による手取金を主として特定の他の会社等に対する出資又は貸付等により、当該他の会社等に融通しようとする場合、発行者又は当該他の会社等の経営状況等に鑑み、当該他の会社等が開示府令第二号様式記載上の注意(81)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当する場合があることに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、例えば次のような記載をするものとする。

「○年○月○日発行の社債券（券面総額○○億円、発行価額の総額○○億円）の償還は、○○会社に対し○○の条件で貸し付けた資金の返済金を原資として行われ、当該○○会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の企業情報が、投資判断上、重要な事項であると考えられるため、以下に○○会社の情報を記載しております。」

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

24－10　5－2－2、5－3、5－6、5－7－3、5－10、5－12から5－14まで、5－16から5－23－2まで、5－36及び5－44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。（以下略）

作成にあたってのポイント

記載上の注意(60)bについては、保証会社の有価証券報告書の提出時期によって記載が異なるので、留意してください。

また、保証会社が英文開示による継続開示を行っている場合、「有価証券報告書及びその添付書類」に代えて「外国会社報告書及びその補足書類」、「半期報告書」に代えて「外国会社半期報告書及びその補足書類」、「臨時報告書」に代えて「外国会社臨時報告書」をそれぞれ記載することができます。この場合、提出書類が英文開示書類であることが分かるよう、適宜記載を工夫することが望ましいと思われます。

なお、以上の取扱いは、記載上の注記(62)bにおいて準用される場合も同様です。

記載事例（監査役会設置会社かつ上場会社の場合）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

○年○月○日

○○株式会社
　取締役会　御中

○○○○監査法人
○○事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　○　○　○　○

指定社員
業務執行社員　公認会計士　○　○　○　○

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○○株式会社及び連結子会社の○年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

○○○○（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載）。	（監査上の対応を記載）。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

（記載上の注意）

(41) 連結財務諸表

a、b （略）

c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

〔監査基準報告書700実務指針第１号「監査報告書の文例」（2024年9月26日最終改正） 文例1の脚注〕

(注1) 事業所の都市名を記載する場合は、「○○県□□市」のように記載する。

(注2) 監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する（第24項）。

(注3) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人
○○県□□市（注1）
代 表 社 員
業務執行社員 公認会計士 ○○○○

業務執行社員 公認会計士 ○○○○

（注2）

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人
○○事務所（注1）
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 ○○○○

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 ○○○○

（注2）

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注1）
公認会計士 ○○○○ （注2）
○○○○公認会計士事務所
○○県□□市（注1）
公認会計士 ○○○○ （注2）

(注4) その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、見出しは削除する（第9-2項参照）。

(注5) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注6) 連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、「連結損益計算書、連結包括利益計算書」を「連結損益及び包括利益計算書」とする。

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は､財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞
監査意見

（注 7） 「社会的影響度の高い事業体の監査でない場合には、「当監査法人（注 5）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。

（注 8） 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第 18 項参照）。
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

（注 9） 「監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて以下のように修正する。
・指名委員会等設置会社の場合
「監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
・監査等委員会設置会社の場合
「監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

（注 10） 監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監査基準報告書 720 付録 2 文例 2 又は文例 3 を参照

（注 11） 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて以下のように修正する。
・指名委員会等設置会社の場合
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
・監査等委員会設置会社の場合
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

（注 14）監査証明府令第 4 条第 10 項第 2 号に該当しない場合には、当区分を記載しないことができる（監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Q1－11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」参照）。
また、完全親会社の連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合（監査証明府令第 4 条第 11 項第 3 号参照）に該当する場合には、以下の記載をすることによって、報酬関連情報の開示を省略することができる。
「報酬関連情報は、○○株式会社の有価証券報告書に添付されている金融商品取引法に基づく連結財務諸表の監査報告書に記載されている。」
報酬関連情報の開示の要否及び省略の可否の判断に当たっては、監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号Q 1－11 を参照する。

（注 15）本文中の文例は、監査報告書において直接金額を記載する方法である（倫理規則に関する Q&A Q410-13-1 及びQ410-13-2 参照）。
監査人が報酬関連情報を監査報告書において記載する際に、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて開示される報酬金額と、倫理規則に基づく報酬金額が一致している場合には、監査報告書において報酬金額を記載する方法のほかに、以下の記載をすることによって、報酬関連情報の開示を省略する方法が考えられる（監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Q1－11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」参照）。
「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注 5）に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（X）【監査の状況】に記載されている。」

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、○○株式会社の○年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、○○株式会社が○年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ XX 百万円及び XX 百万円である。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

なお、倫理規則 R410.31 項(4)の規定による報酬依存度の記載が必要となる場合には、以下の文を追加する。日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度の算定方法については、倫理規則に関する Q&A Q410-5-4 を参照する。

「なお、日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度は、×年×月×日に終了した連結会計年度より継続して 15%を超えている。」

（注 16）非監査業務に基づく報酬がない場合、以下のように修正する。

「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者（注 5）に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は XX 百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。」

＜内部統制監査＞の部分については、〔財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」（2025 年 2 月 13 日最終改正）　付録 5 文例〕を参照

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管している。
2．XBRL データは監査の対象には含まれていない。

作成にあたってのポイント

① 「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得による企業結合が行われた場合の注記が行われた場合、「(期中に行われた）企業結合が事業年度（連結会計年度）開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度（連結会計年度）の（連結）損益計算書に及ぼす影響の概算額」は、監査の対象から除くとされています。

ただし、当該注記が監査証明を受けていない場合には、その旨を連結財務諸表、財務諸表に記載することが必要となるとされています（監査証明府令第1条、財規第8条の17第3項、連結財規第15条の12第3項)。

② 監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス)」(2019年7月18日、2025年2月13日最終改正）のＱ４－２では、欄外記載において、監査報告書の原本は会社が別途保管していることを記載するよう会社に求めることが適切と考えられるとされています。なお、2021年5月に改正された公認会計士法の施行日（2021年9月1日）後においては、電磁的方法により電子署名を付した監査報告書を作成することが可能となったことを踏まえ、書面又は電磁的方法のいずれにおいても利用可能な記載例として、「上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。」という文例が示されています。

また、監査人は、監査報告書の欄外記載において XBRL データについては監査の対象には含まれていない旨を記載するよう提出会社へ求めることが適切と考えられるとされています。

③ EDINETで提出される監査報告書の作成に関して、監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称、<財務諸表監査>における監査意見、監査上の主要な検討事項、その他の記載内容及び報酬関連情報はXBRLのタグ付けの対象に含まれていますので、ご留意ください。

EDINETで提出する監査報告書へのXBRLタグ付けについては、テクノロジー委員会研究文書第9号「EDINETの基礎知識と監査報告書へのXBRLタグ付けに係る研究文書」(2023年4月13日）が参考になると考えられます。

④ 報酬関連情報の開示の適用範囲や省略の可否等の判断に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス)」Ｑ1-10、Ｑ1-11が参考になると考えられます。

報酬関連情報は、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」文例1等を参考にし、各社の状況に応じて適宜記載することとなりますので、ご留意ください。

⑤ 「監査意見の根拠」における「(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)」の記載については、社会的影響度の高い事業体の監査でない場合には、当該記載を削除することとなりますので、ご留意ください。

独立監査人の監査報告書

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
　取締役会　御中

〇〇〇〇監査法人
〇〇事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　〇　〇　〇　〇

指定社員
業務執行社員　公認会計士　〇　〇　〇　〇

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の〇年 4 月 1 日から〇年 3 月 31 日までの第〇〇期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社の〇年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

〇〇〇〇（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には財務諸表の注記事項への参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載）。	（監査上の対応を記載）。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような

（記載上の注意）
(48) 財務諸表
a～c （略）
d 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。
なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
e、f （略）

〔監査基準報告書700実務指針第１号「監査報告書の文例」（2024年9月26日最終改正） 文例2の脚注〕

(注4) その他の報告責任に関する別の区分を設けない場合は、見出しは削除する（第9-2項参照）。

(注6) 社会的影響度の高い事業体の監査でない場合には、「当監査法人（注5）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。」とする。

(注7) 連結財務諸表及び個別財務諸表の監査を実施しており、連結財務諸表の監査報告書において同一内容の監査上の主要な検討事項が記載されている場合には、個別財務諸表の監査報告書においてその旨を以下のとおり記載し、当該内容の記載を省略することができる。
監査上の主要な検討事項
監査上の主要な検討事項とは、（中略）・・個別に意見を表明するものではない。
×××（小見出し）
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（×××）と同一内容であるため、記載を省略している。

(注13) 個別財務諸表に対する監査で監査基準報告書600を適用する場合には、以下の文を監査人の責任区分の実施項目に追加する。
「・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。」

(注16) 監査証明府令第4条第10項第2号に該当しない場合には、当区分を記載しないことができる（監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ1－11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」参照）。
また、監査証明府令第4条第11項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合には、以下の記載をすることによって、報酬関連情報の開示を省略することができる。
・ 連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合（監査証明府令第4条第11項第2号参照）
「報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。」
・ 完全親会社の連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連事項が記載される場合（監査証明府令第4条第11項第3号参照）
「報酬関連情報は、○○株式会社の有価証券報告書に添付されている金融商品取引法に基づく連結財務諸表の監査報告書に記載されている。」
報酬関連情報の開示の要否及び省略の可否の判断に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号Ｑ1－11を参照する。

重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

作成にあたってのポイント

① 被監査会社等の財務諸表又は財務書類の監査を実施した公認会計士又は監査法人（これらの者と同一のネットワークに属する者を含む。）が当該被監査会社等の連結財務諸表の監査を実施し、当該連結財務諸表に係る監査報告書に報酬関連情報が記載される場合において、当該財務諸表又は財務書類に係る監査報告書にその旨を記載するときは、報酬関連情報の開示を省略することができるとされています（監査証明府令第 4 条第 11 項第 2 号参照）。

記載事例では、上記の条件に該当するという前提で、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」（2024 年 9 月 26 日改正）文例 2（注 16）の文例に基づき報酬関連情報の開示を省略した場合の文例を記載しています。

② 「監査意見の根拠」における「(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)」の記載については、社会的影響度の高い事業体の監査でない場合には、当該記載を削除することとなりますので、ご留意ください。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管している。
2.XBRL データは監査の対象には含まれていない。

〔日本公認会計士協会　実務指針等〕

・監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」（2011 年 7 月 8 日、2024 年 9 月 26 日最終改正）
・正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い（監査・保証実務委員会実務指針第 78 号（2003 年 3 月 25 日、2011 年 3 月 29 日改正））
・追加情報の注記について（監査・保証実務委員会実務指針第 77 号（2003 年 3 月 25 日、2018 年 2 月 16 日最終改正））
・継続企業の前提に関する開示について（監査・保証実務委員会報告第 74 号（2002 年 11 月 6 日、2009 年 4 月 21 日改正））
・監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（2003 年 3 月 25 日、2024 年 9 月 26 日最終改正）
・監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」（2019 年 7 月 18 日、2025 年 2 月 13 日最終改正）
・テクノロジー委員会研究文書第 9 号「EDINET の基礎知識と監査報告書への XBRL タグ付けに係る研究文書」（2023 年 4 月 13 日）
・財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」（2007 年 10 月 24 日、2025 年 2 月 13 日最終改正）

MEMO

確認書

記載事例

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	○年○月○日
【会社名】	○○○○株式会社
【英訳名】	○○○○ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　○○　○○
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役　○○　○○
【本店の所在の場所】	東京都○○区○○ X－X－X
【縦覧に供する場所】	○○○○株式会社大阪支店 （大阪市中央区北浜○丁目○番○号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 2 号）

〔第四号の二様式〕

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 2 第　項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　　月　　日
【会社名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最高財務責任者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】
2 【特記事項】

（第四号の二様式記載上の注意）

(1) 一般的事項

a 記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、確認書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 削除

(4) 最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

(5) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(6)～(8)　（略）

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

記載事例

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】
当社代表取締役○○○○及び最高財務責任者○○○○は、当社の第○○期（自○年４月１日至○年３月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

記載事例（確認した範囲が限定されている場合）

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】
当社代表取締役○○○○及び最高財務責任者○○○○は、当社の第○○期（自○年４月１日至○年３月31日）の有価証券報告書の記載内容が、〔具体的な理由〕のため、〔具体的範囲〕を除き、金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

（第四号の二様式記載上の注意）

(6)　有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項

a　確認した有価証券報告書の事業年度を記載すること。なお、有価証券報告書の訂正報告書を確認した場合には、その旨を明記すること。

b　代表者及び最高財務責任者（会社が(4)にいう最高財務責任者を定めている場合に限る。）が有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載すること。

c　確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由を記載すること。

〔開示府令〕

（確認書の記載内容等）

第 17 条の 10　法第 24 条の 4 の 2 第 1 項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第 2 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により確認書 3 通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社である場合　第四号の二様式

二　外国会社である場合　第九号の二様式

2、3　（略）

〔開示ガイドライン〕

24 の 4 の 2　開示府令第四号の二様式記載上の注意(4)又は第九号の二様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者は、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まないことに留意する。

2【特記事項】

記載事例（特記事項がない場合）

2【特記事項】
特記すべき事項はありません。

（第四号の二様式記載上の注意）

(7)　特記事項

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容を記載すること。

〔金商法〕

（有価証券報告書の記載内容に係る確認書の提出）

第 24 条の 4 の 2　第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第 23 条の 3 第 4 項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、当該有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書（以下この条及び次条において「確認書」という。）を当該有価証券報告書（第 24 条第 8 項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあっては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であって、前項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出しなければならない会社以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、同項に規定する確認書を任意に提出することができる。

3～6（略）

〔開示府令〕

（確認書の記載内容等）

第 17 条の 10　法第 24 条の 4 の 2 第 1 項の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社（指定法人を含む。）又は同条第 2 項（法第 27 条において準用する場合を含む。）の規定により確認書を有価証券報告書と併せて提出する会社（指定法人を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により確認書 3 通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　内国会社である場合　第四号の二様式

二　外国会社である場合　第九号の二様式

2、3（略）

MEMO

内部統制報告書

記載事例（内国会社）

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第○項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	○年○月○日
【会社名】	○○○○株式会社
【英訳名】	○○○○Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　○○　○○
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役　○○　○○
【本店の所在の場所】	東京都○○区○○　X-X-X
【縦覧に供する場所】	○○○○株式会社大阪支店 （大阪市中央区北浜○丁目○番○号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神 2 丁目 14 番 2 号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

3【評価結果に関する事項】

4【付記事項】

5【特記事項】

〔内部統制府令〕第一号様式　内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】　内部統制報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の4の4第__項

【提出先】　____財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　_____

【英訳名】　_____

【代表者の役職氏名】　_____

【最高財務責任者の役職氏名】　_____

【本店の所在の場所】　_____

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

3【評価結果に関する事項】

4【付記事項】

5【特記事項】

〔内部統制府令〕第一号様式　内部統制報告書

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

a　記載事項及び記載上の注意で、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

b　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、内部統制報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

(2)　会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3)　代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

(4)　最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、(3)に準じて記載することができる。

(5)　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(6)　財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項

a　代表者及び最高財務責任者（会社が(4)の最高財務責任者を定めている場合に限る。）が、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している旨

b　財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称

c　財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨

(7)　評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

a　財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

MEMO

b　財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した旨

c　財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

d　財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

(8)　評価結果に関する事項

財務報告に係る内部統制の評価結果は、次に掲げる事項のいずれかを記載するものとする。

a　財務報告に係る内部統制は有効である旨

b　評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

c　開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由

d　重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

(9)　付記事項

a　財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象

事業年度の末日後、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、当該事象を記載すること。

b　事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容

事業年度の末日において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制が有効でないと判断した場合において、事業年度の末日後内部統制報告書の提出日までに、当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容を記載すること。なお、当該提出日までに、当該措置により当該開示すべき重要な不備を是正し、財務報告に係る内部統制が有効であると判断した場合には、当該措置の内容と併せて当該措置が完了した旨を記載することができる。

c　当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況

当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(8)ｃに掲げる事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。

(10)　特記事項

財務報告に係る内部統制の評価について特記すべき事項がある場合には、その旨及び内容を記載すること。

〔金商法〕

(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)

第 24 条の 4 の 4　第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第 23 条の 3 第 4 項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）のうち、第 24 条第 1 項第 1 号に掲げる有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書（同条第 8 項の規定により同項に規定する有価証券報告書等に代えて外国会社報告書を提出する場合にあっては、当該外国会社報告書）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であって、前項の規定により内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出しなければならない会社以外の会社（政令で定めるものを除く。）は、同項に規定する内部統制報告書を任意に提出することができる。

3～6（略）

FASF
公益財団法人 財務会計基準機構

ASBJ
企業会計基準委員会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711　URL https://www.fasf-j.jp/jp/